

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年9月2日
【中間会計期間】	自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日
【会社名】	エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー (HSBC Bank plc)
【代表者の役職氏名】	最高財務責任者 デイビッド・ワッツ (David Watts, Chief Financial Officer)
【本店の所在の場所】	連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア 8 (8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 芦 澤 千 尋
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6632-6600
【事務連絡者氏名】	弁護士 芦 澤 千 尋 弁護士 河 野 太 郎
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6632-6600
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注)

- 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有するものとする。

「当行」または「発行会社」とは、	エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーをいう。
「当行グループ」とは、	エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーおよびその子会社をいう。
「HSBC」または「HSBCグループ」とは、	エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー（以下「HSBCホールディングス・ピーエルシー」ということがある。）およびその子会社をいう。
「英国」または「連合王国」とは、	グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国をいう。
- 別段の記載のない限り、本書中の「ポンド」は英国スターリングポンドを、「円」は日本円を指す。2022年8月3日（日本時間）現在における株式会社三菱UFJ銀行発表の対顧客電信直物売買相場のポンドの日本円に対する仲値は、1ポンド=162.41円であった。本書において記載されているポンドの日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。
- 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。
- 本書において、当行グループは、それぞれ2021年6月30日、2021年12月31日および2022年6月30日に終了した6ヶ月間の損益計算書の数値を示し、直近のかかる期間と比較した現在の業績を説明する。

別段の記載のない限り、損益計算書に関して記載された説明は、2022年6月30日に終了した6ヶ月間と前年の同期間を比較したものである。貸借対照表に関して記載された説明は、2022年6月30日現在と2021年12月31日現在のポジションを比較したものである。
- 本書に記載されている戦略的優先事項、財務目標、投資目標および資本目標、ならびに環境・社会・ガバナンス（以下「ESG」という。）に係るHSBCグループの目標、取組みおよび野心的目標に貢献することのできる当行の能力を含め、本書には、当行の財務状態、業績および事業に関する将来の見通しが記載されている。

歴史的事実ではない記述（当行の意見および見込みに関する記載を含む。）は、あくまで将来予測情報である。「可能性がある」、「であろう」、「必要がある」、「期待している」、「目標としている」、「予期している」、「意図している」、「予定している」、「考えている」、「目指している」、「見積もっている」、「潜在的」、「合理的に可能」といった用語やこれらの否定形やその他の変化形、これらに類似した表現は、将来予測情報を表現することを意図している。これらの記述は、現在の計画、情報、データ、見積りおよび予測に基づくものであり、したがって、これらに過度に依拠すべきではない。将来予測情報はそれらが発せられた日のみにおけるものである。当行は、将来の見通しに係る記載が行われた日より後に発生もしくは存在する事由または状況を反映することを目的として将来の見通しに係る記載を改訂または更新する約束を行っていない。書面および/または口頭による将来予測情報は、米国証券取引委員会に対する定期報告書、募集要項や目論見書、プレスリリースやその他の文書のほ

か、当行の取締役、役員または従業員が、金融アナリストを含む第三者に対して行う口頭での陳述にも含まれる場合がある。将来予測情報は、固有のリスクや不確実性を伴っている。読者においては、いくつかの要因によって、実際上、将来予測情報において予想または示唆されていた結果とは異なる結果が生じる場合がある（大きく異なる場合も考えられる。）ことに注意が必要である。かかる事例を以下に記載するが、これらに限定されない。

- ・ ( ) コンセンサス予測に織込み済みのものを上回る景気後退の発生、継続または深刻化、インフレ圧力および雇用や信用力のある顧客の変化（ロシア・ウクライナ戦争や新型コロナウイルスの大流行によるものを含むが、これらに限定されない。）等、当行が事業を展開する市場での一般的な経済状況の変化、( ) 新型コロナウイルスの大流行およびその世界経済への影響により、当行の財務状態、業績、見通し、流動性、資本状態および信用格付に重要な悪影響が及ぶ可能性がある、( ) 当行の予想信用損失（以下「ECL」という。）測定的基础となる市場予測および経済予測からの逸脱（ロシア・ウクライナ戦争、インフレ圧力および新型コロナウイルスの大流行によるものを含むが、これらに限定されない。）、( ) 外国為替レートおよび金利の変動、( ) 株式市場の変動、( ) ホールセール資金調達および資本市場における流動性の欠如により、当行が融資ファシリティに基づく義務を履行し、または新規貸付、投資および事業に融資を行う能力に影響が及ぶ可能性がある、( ) ロシア・ウクライナ戦争およびこれに伴う制裁措置の発動、英国のEU離脱後の英国とEUとの関係、英国、EU、インドおよびその他の国々に広がっている中国と米国間の外交的緊張、香港と台湾における政治的動向等、欧州およびアジア等その他の地域における地政学的緊張または外交上の動向により、規制リスク、レピュテーション・リスクおよび市場リスクが生じ、当行グループに悪影響が及ぶ可能性がある、( ) ESGリスク、特に気候リスク、自然関連リスクおよび人権リスクの管理や軽減のために行われる政府、顧客、当行およびHSBCグループの行動の有効性（これらはいずれも、直接的に、また顧客を通じて間接的に当行に影響を及ぼし得るものであって、結果的に財務上および非財務上の潜在的影響が生じる可能性がある。）、( ) 国内の不動産市場における流動性の欠如および下方への価格圧力、( x ) 金融市場への流動性供給に関する中央銀行の政策についての不利な変更、( xi ) 過剰債務国の国家信用力に対する市場の懸念の高まり、( xii ) 公的または民間の確定給付型年金への拠出状況の不利な変更、( xiii ) 信用供与の継続可能性に関する消費者の認識を含め、顧客の資金調達ニーズや投資ニーズに関する社会的変化、( xiv ) 当行が関知しないところで第三者が当行を違法行為の導管として利用することを含め、カウンターパーティー・リスクへのエクスポージャー、( xv ) 特定の主要な銀行間取引金利（以下「Ibor」という。）の廃止およびリスク・フリー・レートに近い金利指標の開発、ならびに既存のIbor契約のリスク・フリー・レートに近い金利指標への移行は、当行を深刻な契約締結リスクにさらし、一部の財務リスクおよび非財務リスクの上昇を招く、( xvi ) 当行がサービスを提供している市場分野での価格競争。
- ・ ( ) 当行が事業を展開する主要市場における中央銀行およびその他の規制当局による金融政策、金利政策およびその他の政策を含め、政府の政策および規制の変更ならびにこれらによる結果（新型コロナウイルスの大流行により講じられた措置やロシア・ウクライナ戦争によるインフレへの影響を含むが、これらに限定されない。）、( ) 世界の主要市場の金融機関に対するより厳しい規制の実施に関連した、金融機関の規模、活動範囲および相互接続性を変更する取組み、( ) 銀行の貸借対照表におけるレパレッジの解消および現在のビジネス・モデルやポートフォリオ・ミックスから得られる収益の減少を招く可能性のある、資本基準および流動性基準の改定、( ) 事業構成やリスク選好の変更を目的とした課税や税金の賦課を含め、当行に適用される税法や税率の変更、( ) 消費者市場にサービスを提供する金融機関の実務、価格設定または責任、( ) 資産の収用、国有化、没収および外国人の所有に関する法律の変更、( ) 英国によるEU離脱後、英国とEUが貿易協力協定を締結したにもかかわらず、特に金融サービスの規制に関しては不確実な状況が続いている英国とEUの関係、( ) 投資家の意思決定に大きな影響を及ぼす可能性のある政府の一般的な政策変更、( ) 追加的なコンプライアンス要件を含め、規制当局の審査、措置または訴訟による費用、影響および結果、( x ) ノンバンクの金融サービス会社との競争激化を含め、当行が事業を展開している市場での競争の影響、( xi ) 当行が、適切に貸倒または延滞の発生等直面するリスクを特定し、( 口座管理、ヘッジおよびその他の手法を通じて ) かかるリスクを管理する等、当行およびHSBCグループに固有の要因、( xii ) 当行の財務、投資および資本に関する目標達成能力、ならびにHSBCグループによるESG目標、取組みおよび野心的目標の達成次第で、当行が戦略的優先事項から期待される何らかの利益を得られなくなる可能性が生じる、( xiii ) モデルの制限または失敗（新型コロナウイルスの大流行や現在の高インフレのマクロ経済環境が、財務モデルの性能や使用に及ぼしている影響を含むが、これらに限定されない。）により、当行は、追加資本の保有、損失の負担、および/またはモデルの制限に対処するためポストモデルの判断調整等の補充コントロールの使用を求められる可能性がある、( xiv ) 財務諸表の根拠となる当行の判断、見積りおよび前提の変更、( xv ) 規制上のストレス・テストの要件を満たすことのできる当行の能力の変化、( xvi ) 当行またはその子会社に付与された信用格付の引下げが、当行の資金調達費用の増加または資金調達の可能性の低下を招き、当行の流動性および純利息マージンに影響が及ぶ可能性がある、( xvii ) サイバー攻撃による脅威を含め、当行のデータ管理、データ・プライバシー、情報および技術インフラの信頼性および安全性の変化により、顧客へのサービス提供能力に影響が及び、財務上の損失、事業の中断、および/または顧客サービスやデータの喪失を招く可能性がある、( xviii ) 独立した検証の行われていない可能性のある内部管理情報を含め、データの正確性および有効利用、( xix ) 保険顧客行動および保険金請求率の変化、( xx ) 当行が債務を履行するための、子会社からの借入金や配当への依存、( xxi ) 国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）第17号「保険契約」の実施を含む会計基準の変更により、当行の財務諸表の作成方法に重大な影響が及び、( IFRS第17号に関して ) HSBCの保険事業の収益性に悪影響が及ぶ可能性がある、( xxii ) 当行の業務に固有の第三者リスク、不正行為リスクおよびレピュテーション・リスクについての当行の管理能力の変化、( xxiii ) 従業員の不正行為により、規制当局による制裁措置および/または風評被害もしくは金銭的損失を招く可能性がある、( xxiv ) 技能要件、働き方および人材不足の変化により、上級管理職や多様で熟練した人材を採用し、維持する当行の能力に影響が及ぶ可能性がある、( xxv ) 規制当局の期待の高まりに合わせて持続可能な金融商品および気候関連商品を開発する当行の能力の変化や、当行の融資活動から気候への影響を測定する規制当局の能力の変化（データ制限や方法論の変更によるものも含む。）により、HSBCグループの野心的な気候関連目標の達成能力に影響が及ぶ可能性がある。効果的なリスク管理は、とりわけ、ストレス・テストやその他の手法を通じて、当行が使用する統計モデルでは捕捉できない事象に当行が備えることができるか、業務、法務、規制および訴訟上の問題に当行が対処できるか、また「第一部、第3 - 2 事業等のリスク」の「トップリスクおよび新興リスク」で特定されているその他のリスクおよび不確実性に依存している。

6. 当行は、本書において、課税、法令および規制についていかなる助言もするものではない。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

当該半期中において、2022年4月12日提出の有価証券報告書に記載された英国における会社制度、当行の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて重要な異動はなかった。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

	2022年 上半期	2021年 上半期	2020年 上半期	2021年度	2020年度
<b>期中(百万ポンド)</b>					
税引前当期純利益 / (損失) (報告ベース)	327	815	(1,283)	1,023	(1,614)
税引前当期純利益 / (損失) (調整後) <sup>1</sup>	710	990	(459)	1,577	(184)
正味営業収益 (予想信用損失およびその他の信 用減損費用の変動考慮前) <sup>2</sup>	3,122	3,357	2,889	6,120	5,900
親会社に帰属する当期純利益 / (損失)	237	737	(1,230)	1,041	(1,488)
<b>期末日現在(百万ポンド)</b>					
親会社に帰属する株式資本合計	23,862	23,719	24,623	23,584	23,666
資産合計	709,701	623,963	757,819	596,611	681,150
リスク加重資産 <sup>3</sup>	120,977	110,769	138,378	104,314	122,392
顧客に対する貸付金(減損引当金控除後)	94,840	93,210	115,164	91,177	101,491
顧客からの預金	224,991	200,649	207,089	205,241	195,184
<b>自己資本比率(%)<sup>3</sup></b>					
普通株式等Tier 1 資本比率	14.7	16.1	13.5	17.3	14.7
Tier 1 比率	17.9	19.6	16.5	21.0	18.1
総資本比率	28.2	30.2	25.6	31.7	27.3
レバレッジ比率 <sup>4</sup>	4.8	3.8	3.7	4.1	3.8
<b>業績、効率性およびその他の比率(%)</b>					
平均普通株主資本利益率 (年換算) <sup>5</sup>	1.8	7.0	(10.4)	4.3	(7.9)
平均有形自己資本利益率 (調整後) (年換算) <sup>6, 7</sup>	3.1	6.8	(5.3)	6.1	(2.7)
費用率(報告ベース) <sup>8</sup>	82.9	81.1	120.6	89.2	113.6
費用率(調整後) <sup>8</sup>	72.3	76.1	92.1	80.9	89.6
顧客からの預金に対する顧客に対する 貸付金の比率	42.2	46.5	55.6	44.4	52.0

- 調整後の業績は、後述の「調整後業績」に詳述される重要な項目の影響に係る報告数値を調整して算定されている。
- 正味営業収益(予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前)は、収益とも言及される。
- 特段の記載の無い限り、規制上の自己資本比率および所要自己資本は、その時点で有効な資本要求に関する規制に係る経過措置に基づいたものである。これらには、IFRS第9号「金融商品」の規制上の経過措置が含まれており、下記「第3-1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「IFRS第9号「金融商品」の規制上の経過措置」において説明がなされる。EU規則および指令(テクニカル基準を含む。)という用語は、場合に依りて、2018年欧州連合(離脱)法(その後の改正を含む。)に基づき英国法に内国法化されたものとして、英国の該当規則および/または指令という用語に読み替えられるものとする。
- レバレッジ比率は、2022年1月1日に施行された英国のレバレッジ規則に沿って、自己資本のエンド・ポイント定義およびIFRS第9号の規制上の経過措置を用いて計算されており、中央銀行の債権は除いている。2021年度の比較数値は、その時点での開示規則に従って報告されており、中央銀行の債権を含んでいる。
- 平均普通株主資本利益率は、親会社に帰属する当期純利益を株主資本合計の平均で除したものと定義されている。
- 有形自己資本利益率(RoTE)は、普通株主に帰属する利益(報告ベース)を有効な長期保険契約の現在価値(以下「PVIF」という。)および重要項目(税引後)における変動を控除の上、自己負債の公正価値、負債評価調整(以下「DVA」という。)およびその他の当期中の調整を控除後の平均有形株主資本で除して調整することにより計算される。この計算には、英国歳入関税局(HMRC)が2011年英国金融法の第19条に従いエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーに課している英国の銀行向け付加税が含まれている。
- 本指標に関し、2021年12月31日に終了した下半期の数値については2021年下半期ベースではなく通年ベースで計算されている。

- 8 費用率（報告ベース）は、営業費用合計（報告ベース）を正味営業収益（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前）（報告ベース）で除したものと定義されており、費用率（調整後）は、営業費用合計（調整後）を正味営業収益（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前）（調整後）で除したものと定義されている。

## 2【事業の内容】

当行の商品およびサービスに関する記載は、以下のとおりである。

### 当行グループのグローバル事業部門

HSBCグループは、グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ（以下「GBM」という。）、コマーシャル・バンキング（以下「CMB」という。）およびウェルス・アンド・パーソナル・バンキング（以下「WPB」という。）の3つの事業ならびにコーポレート・センター（一定の旧来の資産、中央管理費用ならびに当行グループの関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する持分で構成される。）を通じて、商品およびサービスを運営している。

### 事業セグメント

当行グループの業務運営モデルは、GBM事業、CMB、WPBおよびコーポレート・センターという重要セグメントを有しており、GBM事業はさらにMSS（マーケッツ・アンド・セキュリティーズ・サービス）、GB（グローバル・バンキング）およびその他GBMという3つの報告セグメントに分割されている。これらのセグメントは、デジタル・ビジネス・サービスおよび11のグローバル機能部門（リスク、ファイナンス、コンプライアンス、法務、マーケティングおよび人事を含む。）により支えられている。

### マーケッツ・アンド・セキュリティーズ・サービス（以下「MSS」という。）

マーケッツ・アンド・セキュリティーズ・サービスは、全グローバル事業部門の顧客および金融セクターの世界中の機関投資家顧客にサービスを提供する商品グループである。当行グループは顧客に対し、献身的なセールス・チームおよびリサーチ・チームの支援を受けて、アセット・クラスおよび全地域においてサービスおよび能力（トレーディング業務、ファイナンス業務および証券サービス業務を含む。）を幅広く提供する。

当行グループの欧州チームは、新興成長市場との橋渡しをし、顧客の成長目標を支援するオーダーメイドの商品およびソリューションをHSBCグループ全体の顧客に提供できるよう他のグローバル・ビジネス部門と協働して、クロス・アセット・サービスを提供するにあたり重要な役割を果たしている。

### グローバル・バンキング（以下「GB」という。）

グローバル・バンキングは、当行グループのグローバル・ネットワークおよび能力の強化を通じてチャンスを広げ、世界中の法人顧客および機関投資家顧客にそれぞれのニーズに合った金融ソリューションを提供している。当行グループは、資本市場業務、アドバイザリー業務、貸付業務、貿易業務およびグローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント業務を含む一連の業務を包括的に提供している。

当行グループの欧州チームは、顧客の成長目標および財務目標に沿うようにカスタマイズされた金融ソリューションを提供するために、リレーションシップおよび商品の専門家を集めて、顧客中心のアプローチを用いている。当行グループは、当行全体の海外顧客のニーズを満たすように調整された幅広い商品およびサービスを提供するため、MSS、WPBおよびCMBを含む当行グループのビジネス・パートナーと緊密な連携を取っている。グローバル・バンキング・ヨーロッパは、グローバル事業部門において不可欠な部分を果たしており、欧州の外で管理されている顧客ネットワークの恩恵が得られることもあって、国際ホールセール・バンクのトップとなるという目標を支え、当行グループの欧州の顧客基盤を通してアジアを中心とした他の地域に多大な収益をもたらしている。

## その他GBM

その他GBMは主に自己資金投資およびHSBCグループのマーケット・トレジャリー部門のうちのGBMの部分で構成される。自己資金投資のポートフォリオは、当行グループの戦略に沿った投資の提供に重点を置き、様々なポートフォリオからの堅調な収益を追求する。持続可能なプライベート・エクイティ・ファンドに当行グループが関与することで、2030年までに750十億米ドルおよび1兆米ドルの持続可能な融資および投資を提供および促進するというHSBCグループの目標に直接貢献する。

## コマーシャル・バンキング（以下「CMB」という。）

当行グループには欧州トップの国際コーポレート・バンクになるという明確な戦略がある。当行グループはヨーロッパの顧客を当行グループのリレーションシップ・マネジャーおよび商品スペシャリストの国際ネットワークに連結する手助けをし、顧客の成長願望と目標を支援する。当行グループの顧客が成長機会を捉える手助けができるように設計されている当行グループの商品は、ターム・ローンから地域全体でのトレジャリー業務および取引のソリューションに及ぶ。コマーシャル・バンキングは、HSBCグループ内において、収益面の相乗効果をもたらす主たる原動力となっている。当行グループは、グローバル・バンキング・アンド・マーケットと緊密に連携し、当行グループのコマーシャル・バンキングの顧客を支援するために資金調達業務およびアドバイザリー業務のソリューションに係る専門知識の提供を行っている。また、コマーシャル・バンキング内の貿易チームは、貿易金融に係るソリューションをグローバル・バンキング・アンド・マーケットの顧客に提供している。また当行グループは、フランスおよびドイツの当行グループの主要拠点を通じて顧客がその流動性ポジションを可視化できるようにしており、これにより顧客は自社の財務構造における効率性を高めることができる。欧州経済は実質ゼロ炭素経済へ転換しているため、当行グループは革新的で持続可能な金融ソリューションを顧客に提供できるようなサービスおよび商品を拡大中であり、当行グループのリレーションシップ・マネジャーがそれらを顧客の実質炭素ゼロの目標に合致させるような情報を有するようになっている。コマーシャル・バンキングは、欧州の顧客基盤を通してアジアを中心とした他の地域に多大な収益をもたらす、欧州の外で管理されている顧客ネットワークの恩恵を受けている。

## ウェルス・アンド・パーソナル・バンキング（以下「WPB」という。）

欧州において、ウェルス・アンド・パーソナル・バンキングは、プライベート・バンキング部門、リテール・バンキング部門、ウェルス・マネジメント部門、インシュアランス部門およびアセット・マネジメント部門を通じて、財務ニーズを有する顧客にサービス提供をしている。

当行グループのコアとなるリテール業務では、パーソナル・バンキング、住宅ローン、貸付、クレジットカード、貯蓄、投資および保険を含む、一連の商品を提供している。並行して、WPBは、特定の市場において、Jade、PremierおよびAdvance、ウェルス・ソリューション業務、財務計画ならびに国際サービスを含む、様々な提案を行っている。チャンネル諸島およびマン島では、当行グループのHSBC Expatを提供することで、現地の島民および大半が他の市場でのHSBCの顧客である海外顧客に向けてサービスを行っている。

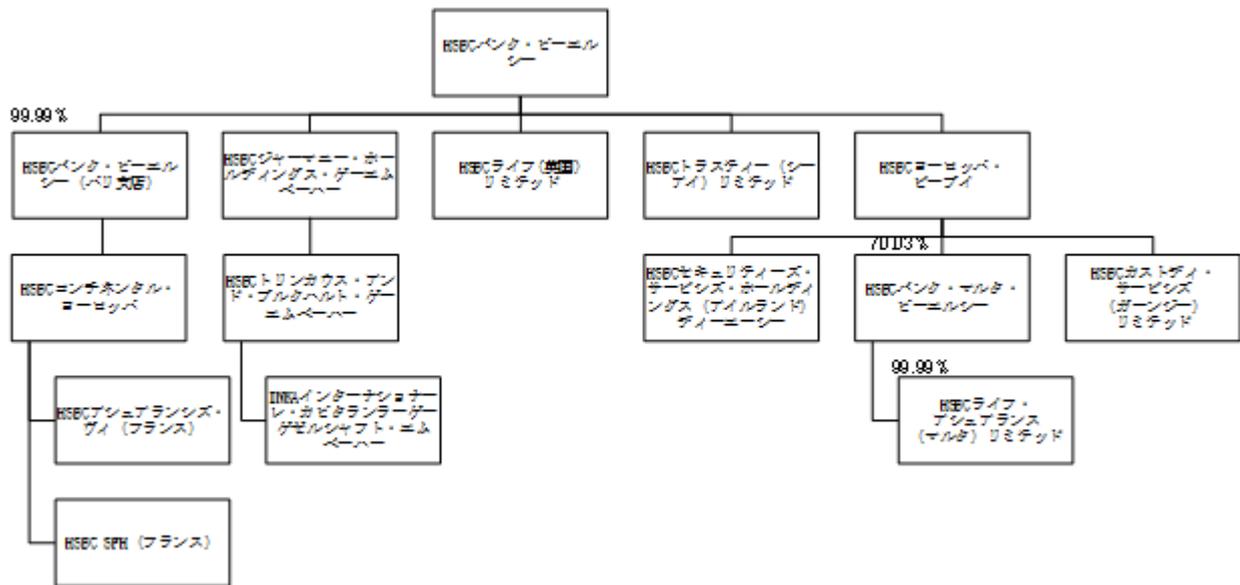
当行グループのプライベート・バンキング業務では、チャンネル諸島およびマン島、フランスならびにドイツにおける富裕層および超富裕層の顧客（2百万米ドル超のリレーションシップ残高を保有する顧客）向けにサービスを提供している。プライベート・バンキング事業の顧客が利用できるサービス範囲には、投資管理業務、プライベート・ウェルス・ソリューション業務およびテイラーメイドの貸付業務（金融資産を担保とする貸付および高所得者向け不動産の住宅ローン等）が含まれる。

プライベート・バンキング部門は、家族内で財産を築き上げ維持する当行グループ顧客の次世代を支援するため、イベントとして「次世代」プログラムを主催している。プライベート・バンクはこれを、事業継承計画に注目するそのフィランソロピー・アドバイザリー業務を通じて顧客に提供している。当行グルー

プは、未来の銀行の構築に尽力するとともに、顧客、サービス提供地域および当行グループの社員のニーズを満たすことに引き続き焦点を当てる。

### 3【関係会社の状況】

2022年6月30日現在の当行グループの構成は以下のとおりである。



(注) 別段の記載のない限り、持分は100.00%である。  
中間持株会社は、必ずしもすべて掲載されているわけではない。

当該半期中において、関係会社の状況についてその他の重要な変更はなかった。

### 4【従業員の状況】

	2022年6月30日現在
ウェルス・アンド・パーソナル・バンキング (WPB)	5,139
コマーシャル・バンキング (CMB)	1,755
グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ (GBM)	3,522
コーポレート・センター	4,187
<b>合計</b>	<b>14,603</b>

## 第3【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項に記載されている将来に関する記述は、2022年6月30日現在の当行の考え、見通し、目的、予想および見積りに基づいている。

### 目的および戦略

#### 当行グループの目的および抱負

当行グループの目的は、「チャンスの世界を切り開くこと」であり、当行グループの抱負は、顧客にとって好ましい国際金融パートナーとなることである。

#### HSBCバリュー

HSBCバリューは、当行グループの組織としての在り方を定めており、当行グループの長期的な成功の鍵である。

#### 多様性の尊重

多様な視点の追及。

#### ともに成功を実現

境界を越えた連携。

#### 責任の負担

説明責任の負担および長期的な視野。

#### 完遂

ペースを上げた物事の実現。

### 欧州におけるHSBCグループ

欧州は、世界の物品貿易の36%<sup>(注1)</sup>、世界国民総生産の4分の1超を占める世界経済にとって重要な地域である(出所:国際連合貿易開発会議(UNCTAD)、国際通貨基金(IMF)、2021年)。加えて、欧州は、世界最大のサービス輸出圏であり、世界第2位の製造品輸出圏でもある(出所:国際連合貿易開発会議(UNCTAD)、国際通貨基金(IMF)、2021年)。エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーは、欧州域内貿易はもとより、欧州諸国およびHSBCグループが拠点を置くその他の国との間の貿易の推進に寄与している。

2022年6月30日現在で資産710十億ポンドを有する当行は、欧州最大級の銀行兼金融機関の一つとなっている。当行グループは、全拠点で約14,600名の従業員を擁している。当行は、リングフェンス化後においてはエイチエスピーシー・ユーケー・バンク・ピーエルシーが管理している英国リテール業務および英国商業銀行業務の一部を除き、HSBCグループの欧州事業につき責任を負っている。

当行は、ロンドンおよびパリに2つの主要拠点を置く総合企業として営業している。これは、英国の欧州連合(以下「EU」という。)離脱後の英国およびEUにおける金融サービスに係る法人要件ならびに規制上の要件に沿ったものである。当行は、20の市場<sup>(注2)</sup>に拠点を置いている。当行グループのグループ会社は、顧客、規制当局、従業員およびその他の利害関係者との関係で、HSBCグループを代表している。当行グループは、後述のとおり、主要グループ会社を中心に組織化されている。

ロンドン拠点は、欧州地域全体のガバナンスおよび管理全般を担う、HSBCグループのホールセール銀行業務における卓越したグローバル拠点である。加えて、経営陣は、アルメニア、チャネル諸島、マン島、イスラエル、マルタ、ロシアおよび南アフリカにおいて当行グループの事業を直接監督している。

HSBCコンチネンタル・ヨーロッパは、パリ拠点およびその欧州連合（以下「EU」という。）に所在する支店（ベルギー、チェコ共和国、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、スペインおよびスウェーデン）で構成されている。当行グループは、顧客へのより良いサービスの提供および組織の簡素化を目的として、パリ拠点を中心とした統合化された欧州大陸銀行を構築中である。

HSBCジャーマニー・ホールディングス・ゲーエムベーハー（以下「エイチエスピーシー・ジャーマニー」という。）は、EU最大の経済国であり世界主要輸出国の一つであるドイツでサービスを提供している（欧州連合統計局（Eurostat）、世界貿易機関（WTO）、2021年）。エイチエスピーシー・ジャーマニーのビジネス提案は、貿易および世界的なつながりの重要性を反映している。

（注1） 物品貿易のみに基づく。

（注2） 当行が拠点を置く市場は、アルメニア、ベルギー、チャネル諸島、マン島、チェコ共和国、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、イスラエル、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイスおよび英国である。

## エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーの戦略およびコミットメントの進捗状況

当行グループの欧州における抱負は、ウェルス業務で補完され、効率的な運用モデルおよび堅固な統制の枠組みを持った、東西を結ぶ大手国際ホールセール銀行になることである（当行グループのグローバル・ビジネスについては、上記「第2 - 2 事業の内容」を参照のこと。）。

エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーは、顧客と国際市場とを結び付けることにより、顧客のために機会の世界を切り開くために存在している。欧州は世界第2位の物品貿易圏であり（注1）、アジアは欧州にとって最大規模の最も成長している域外貿易相手である（国連貿易開発会議（UNCTAD）、国際通貨基金（IMF）、2021年）。当行グループは、こうした機会の活用に適した立場にあり、当行グループにとって中心的な役割を果たしている。

2021年2月にHSBCグループは、当行グループの強みの重視、大規模なデジタル化、成長のための活性化および温室効果ガス実質ゼロに向けた移行を実現するために、当行グループの戦略を適応させた。以下には、2022年上半期における当行グループのコミットメントおよび戦略的取組みの最新の進捗状況を記載する。

今後の欧州全体のインフレ圧力、各国中央銀行による利上げおよびウクライナでの戦争の勃発に鑑み、当行グループは、2022年下半期には不安定な環境で事業を展開することになると予想している。

### 当行グループの強みの重視

変革プログラムを通じて当行は、よりの確な戦略的焦点を持つスリム化および簡素化された銀行を構築しようとしている。当行グループは、国際的な顧客のニーズに合わせて体制を再設計し、顧客が必要とする商品力およびサービス力を維持している。当行グループは、サステナブル・ファイナンスで市場最大手となり、2030年までに業務およびサプライ・チェーンで温室効果ガス実質ゼロを達成するという当行グループのコミットメントの実現を支援する所存である。

中間親会社（以下「IPU」という。）の要件に対応して、HSBCコンチネンタル・ヨーロッパは、2022年にエイチエスピーシー・トリンカウス・アンド・ブルクハルト・ゲーエムベーハー（以下「HSBCジャーマニー」という。）およびエイチエスピーシー・バンク・マルタ・ピーエルシーを買収する計画であり、エイチエスピーシー・プライベート・バンク（ルクセンブルグ）エスエーの計画は2023年に完了予定である。

当行グループは、エイチエスピーシー・プライベート・バンク（ルクセンブルグ）エスエーのパリ支店を設立し、同支店からフランスの顧客にサービスを提供する意向であり。同プロジェクトは、2022年第4四半期に完了する見通しである。

当行グループは、フランスのリテール業務を売却するための実施手続を開始しており、規制当局の承認を条件として2023年下半期に完了する予定である。詳細については、後述の「第6 - 1 中間財務書類 - 要約連結財務諸表注記」の注記11「事業処分」を参照のこと。

当行グループのギリシャ事業の戦略的見直し後、HSBCコンチネンタル・ヨーロッパのギリシャ事業をバンク・レタ・バンク・エスエーに売却する契約に署名した。同取引は2023年上半期に完了する見通しである。

また、当行グループのロシア事業の戦略的見直し後、当行の完全子会社であるエイチエスピーシー・ヨーロッパ・ビーブイは、規制当局の承認を条件として、その完全子会社である有限責任会社エイチエスピーシー・バンク（アールアール）を売却する契約を締結した。

## 大規模なデジタル化

当行グループは、当行グループの戦略の中心である、グローバル事業のデジタル化に引き続き投資している。

欧州域内では、ウェルス・アンド・パーソナル・バンキング（WPB）事業部門が顧客と顧客担当者との間の関係強化に焦点を当てており、顧客が都合の良い時にセルフ・サービスを受けられるようにしている。例えば、2022年上半期において当行グループは、ブラックロックのアラジン・プラットフォーム上にデジタル・ポートフォリオおよびリスク分析のための新たなプラットフォームを立ち上げた。これにより、プライベート・バンク業務のアドバイザーは、顧客に適切な投資アドバイスを提供できるようになった。今後も当行グループは、ソーシャル・メディア・チャンネルを通じて顧客と顧客担当者との間の安全でプライベートなコミュニケーションを図っていく。当行はまた、新たにESGを中心とした報告も導入する計画である。

当行グループは、顧客のためにデジタル力およびセルフ・サービス力の強化に焦点を当てて、グローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント業務における当行の中核的な強みを維持していく。当行グループは、流動性管理ダッシュボードの機能を強化したことで、顧客のキャッシュフロー予測を策定および管理する能力が向上した。加えて、当行グループは、顧客の持続可能性目標の達成に役立つよう、グリーン預金に預けられた資金に関する詳細な報告を共有することにより、グリーン預金商品を強化した。

欧州のグローバル・トレード・アンド・レシーバブルズ・ファイナンス（以下「GTRF」という。）業務における当行グループの戦略は、持続可能で収益性の高い成長を実現しつつ、取引をより簡潔、迅速および安全にすることである。2022上半期において、当行グループは、当行グループのデジタル・チャンネルであるHSBCnetを強化して、第三者プラットフォームとの提携を進めた。その一例は、信用状を完全にデジタル化したブロックチェーン型ソリューションであるContourの開始である。2022年第1四半期には、欧州全域における貿易取引の80%超がデジタル方式で行われており、当行グループは、顧客によるデジタル・ソリューションの採用が増加している状況を引き続き目の当たりにした。

デジタル通貨およびデジタル資産については、当行グループは、グローバル・バンキング・アンド・マーケット事業部門において戦略的トークン化プラットフォームを設置し、欧州の主要顧客との間のトークン化した債券取引のためのプラットフォームを立ち上げる計画である。同プラットフォームは、発行市場でのトークン化証券の発行を可能にするもので、証券業務登録レイヤーおよび流通市場での取引支援にも対応している。当行グループは、同プラットフォームを他の地域および商品に拡大する予定である。

外国為替業務において当行グループは、向上したリスク管理を顧客に提供するために電子取引インフラをさらに強化した。当行グループは、価格設定ツールおよび電子取引の向上を通じて、外国為替およびクロスボーダー決済に対する顧客のニーズに応えることに焦点を当てている。

## 成長のための活性化

当行グループの組織の強化および従業員の活性化は、より効果的な人材を育成する上で重要である。当行グループは、ダイバーシティおよびインクルージョンという課題を含め、人材戦略で進展を遂げてきた。当行グループは、当行グループのグローバル職位構造で階級3以上の上級幹部全体の性別の多様性の向上に務めており、2022年上半期には24.9%に達し、2021年上半期から0.9%上昇した。

しかしながら、2022年における当行グループの性別の多様性の目標値は26.4%であり、性別の多様は今もお、女性幹部を確保し、昇級させ、惹き付けるための育成採用戦略を導入している当行の執行委員会の優先事項であることから、当行グループにはまだやるべきことがあると認識している。また、当行グループは、民族の多様性を向上するための対策も講じている。

民族性に対する認識を高め、許容可能な場合は、従業員による民族性の開示を奨励するための様々な取り組みも開始されている。

HSBCグループは、英国人権擁護団体ストーンウォールより「トップの世界的雇用主」に2022年度も選出され、6度目の選出となり、選出されたわずか26社の国際企業のうちの1社となった。選出リストは、ストーンウォールの世界職場平等指数への投稿から編集された。同団体は、方針、福利厚生、研修、従業員との関わり、リーダーシップ、地域社会との関わりおよび現地状況の理解を含め、9つの分野で企業の実績を評価した。

当行グループは、将来のスキルの開発および学習機会の創出に役立つ取組みを通じて従業員を引き続き活性化している。ハイブリッド型の働き方への変化により、欧州で実施された研修のうち、79%がオンライン方式、21%が対面方式であり、研修内容の評価も高かった。

## **温室効果ガス実質ゼロに向けた移行**

### **温室効果ガス実質ゼロ銀行の実現**

温室効果ガス実質ゼロに向けた移行に対する当行グループのアプローチは、消費削減によるサプライチェーン、エネルギーおよび移動からの排出量の管理、再生可能エネルギーの利用増大、ならびに潜在的な不作為の管理に焦点を当てている。

### **顧客支援**

HSBCグループは、温室効果ガス実質ゼロおよび持続可能な未来に向けた移行の過程で顧客を支援するために、2030年までにサステナブル・ファイナンス/投資に750十億米ドルから1兆米ドルを提供することを目標としている。当行は、2022年上半期においてこの目標のために19.7十億米ドルを拠出し、2020年1月1日からの拠出金の総額は、当行グループのサステナブル・ファイナンス/投資の累積総額の50%に相当する約84.9十億米ドルとなった。

### **新たな気候問題解決策の実施**

HSBCグループは、グリーン・テクノロジー等の重要な分野における革新の支援に焦点を当て、新たな気候問題解決策を引き続き実施している。その支援のため、2022年1月に当行グループは、官民の資金を活用してクリーン・テクノロジーの開発を加速するプログラムであるブレイクスルー・エネルギー・キャタリストの中心メンバーとして100万米ドルの投資を発表した。

上記を除き、当該半期中において、経営方針、経営環境および対処すべき課題等に重大な変更はなかった。

## 2【事業等のリスク】

本項に含まれている将来に関する記述は、2022年6月30日現在の当行の考え、見通し、目的、予想および見積りに基づいている。

### リスクの概要

当行グループは継続的にリスクを特定して監視している。リスク要因およびストレス・テスト・プログラムの結果に関する情報に基づくこのプロセスにより、一定の財務リスクおよび非財務リスクが分類されることとなる。これらのリスクの評価が変更された場合、当行グループの事業戦略はもとより、潜在的にはそのリスク選好が調整されることもある。

当行グループの銀行業務リスクには、信用リスク、トレジャリー・リスク、市場リスク、レジリエンス・リスク、規制コンプライアンス・リスク、金融犯罪・詐欺リスクおよびモデル・リスクが含まれる。当行グループはまた、保険リスクにもさらされている。これら銀行業務リスクに加えて、当行グループは、財務成績またはレピュテーションをはじめ、長期ビジネス・モデルの持続性に重大な影響を与え得るトップリスクおよび新興リスクを特定している。

当行グループのリスクに対するエクスポージャーおよびそれらのリスク管理については、以下に詳述する。

当行グループのトップリスクおよび新興リスクに関する報告では、リスクの顕在化を防止するため、またはリスクの影響を限定するために、追加的措置が必要か否かを判断する際にこれらのリスクについて検討できるよう、将来のリスクを特定している。

トップリスクとは、今後1年間の当行グループの財政状態、評判またはビジネス・モデルに重大な影響を及ぼし得るリスクをいう。一方、新興リスクとは、未知の要素が大きく、1年以上の期間を経て形成される可能性のあるリスクをいう。これらのリスクのいずれかが発生した場合、当行グループに重大な影響を及ぼす可能性がある。

当行グループの一連のトップリスクおよび新興リスクについては、上級ガバナンス・フォーラムが定期的に検証している。当行グループは、特定されたリスクを引き続き注意深く監視しており、必要に応じて経営陣が確固たる措置を講じられるようにしている。当行グループの現在のトップリスクおよび新興リスクの概要については、以下のとおりである。

リスク	軽減措置
<b>外的要因</b>  地政学的・マクロ経済リスク	当行グループの業務およびポートフォリオは、政情不安、内乱、軍事衝突に関連するリスクにさらされており、これにより当行グループの業務が混乱し、当行グループの従業員が物理的リスクにさらされ、および/または当行グループの資産も物理的損害を被るおそれがある。進行中のロシアとウクライナの戦争をはじめとする地政学的緊張の高まりも、新型コロナウイルスのパンデミックにより継続している経済的影響とともに、世界的にサプライ・チェーンを混乱させ、当行グループにも影響を及ぼす可能性がある。上記の事象および欧州地域におけるインフレ上昇は、著しい景気減速を引き起こしており、当行グループの顧客および事業に影響を及ぼすとみられる。

サイバー攻撃の脅威およびシステムへの不正アクセス	<p>▶</p> <p>当行グループは、内部または外部の脅威による技術的障害または不正行為を通じて業務が混乱するというリスクにさらされている。ロシアとウクライナの戦争をはじめとする最近の地政学的事象に対応するため、かかるリスクの監視を強化している。当行グループは、技術的な運用を強化して、敵対的で進化の速いサイバー脅威環境に対抗するため継続的な改善プログラムを実施している。</p>
規制当局による企業行動の重視	<p>▶</p> <p>コンプライアンス・リスク環境は、地政学的緊張の高まりにより、引き続き複雑化している。2022年上半期において、当行グループは、規制当局が業務上のレジリエンス、サイバー攻撃に対するレジリエンス、暗号資産関連のリスク、制裁および広範なマネーロンダリング防止のための統制をますます重視していることを目の当たりにした。これらにより、中短期的に当行グループ全体で、その他の規制上の優先事項とともに、規制上の変更を求められる可能性がある。</p>
金融犯罪・詐欺リスク	<p>▲</p> <p>当行グループは、ロシアとウクライナの戦争を含め、複雑な地政学的、社会経済的および技術的な課題を背景に、顧客を支援している。当行グループは、当行グループに対する直接および間接的な影響を監視しており、一部の制裁の複雑かつ斬新で曖昧な側面を実施する際に生じる課題に注意しながら、制裁コンプライアンス統制および専門知識を活用して新たな制裁規制に対応している。金融犯罪・詐欺リスク要因についてはいずれも、定期的に監視するとともに、統制の弱点を解消するための経営陣行動計画も整備している。</p>
銀行間取引金利（IBOR）からの移行	<p>▶</p> <p>当行グループは主に、廃止されるIBORから新たな参照レートへのIBOR廃止日に先立つ移行の一環として、規制コンプライアンス・リスク、法務リスクおよびレジリエンス・リスクにさらされている。その結果、当行グループは、顧客が得られる結果の公正性、規制当局の期待の遵守ならびに当行グループのシステムおよびプロセスの運用を引き続き考慮している。当行グループは、廃止されるIBORを参照する少数の契約の更改を引き続き支援しており、米ドル建てLIBORからの移行のための顧客対応を開始した。</p>
環境・社会・ガバナンス（ESG）	<p>▲</p> <p>当行グループは、気候変動、自然および人権に関連するESGリスクにさらされている。かかるリスクは、欧州地域全体における規制動向の展開の速さおよび規模とともに、利害関係者がESG問題に関連する金融機関の行動および投資判断をますます重視していることにより高まっている。当行グループが、何らかの事由、言動、作為または不作為の結果、ESGリスク管理に対する規制当局および利害関係者の期待に応えられなかった場合、当行グループは、潜在的風評被害を含め、財務リスクおよび非財務リスクにさらされる可能性がある。</p>
<b>内部要因</b>	
人的リスク	<p>▲</p> <p>当行グループは、雇用関係、慣行、文化およびコンダクトに関連するリスクとともに、発表した成長戦略に沿って従業員の数および能力を監視している。欧州地域は、長引く新型コロナウイルスの影響および現在の地政学的緊張の従業員への影響と相まって、従業員の維持に関連する従業員の数・能力リスクにさらされており、人的リスクが2022年上半期に高まった。事業の変更に起因する人的リスクに対する強力な監視が続けられており、現在のインフレ圧力の高まりから生じる課題に直面している従業員を支援するための措置も講じられている。</p>

ITシステム・インフラストラクチャーおよびレジリエンス	<p>▶ 当行グループは、サービスの混乱を最小限に抑えて、顧客体験を向上させるため、行内およびクラウド上の双方におけるITシステムおよびネットワーク復旧力の監視および向上を継続している。事業戦略を支援するため、当行グループは、徹底した管理を強化し、統制およびシステム監視能力を構築および配備した。当行グループは、技術的財産の複雑性の軽減および単一の戦略的プラットフォームへの中核的な銀行システムの統合を引き続き追求している。</p>
執行リスク	<p>▶ 変更の効果的な優先順位付け、管理および実現に失敗した場合、戦略目標を達成する当行グループの能力が影響を受ける。当行グループの変革プログラムでは、事業再編および費用削減というコミットメントを達成するために動員された取組みのすべてを引き続き監視している。当行グループ内の戦略的変更の規模、複雑性および速さから、当行グループは、変更に関するポートフォリオおよび取組みが、適切な統制の向上とともに、当行グループの顧客、従業員、投資家および地域社会にとっての結果をもたらし続けるよう、変更執行リスクを監視、管理および監督しなければならない。</p>
モデル・リスク	<p>▶ 進化する規制上の要件により、特に資本モデルに焦点が当てて、モデルが銀行業界全体で大幅に変更された。加えて、機械学習等の新技術もモデルの展望を変化させており、当行グループが気候リスクを戦略的に重視することで、モデル化の新たな分野が発展した。主な重点分野は、結果として生じるモデル・リスクを特定、測定および管理するための当行グループの基準、プロセスおよび統制の適切性の確保である。</p>
データ管理	<p>▶ 当行グループは、顧客にサービスを提供し、行内業務を遂行するために、多くの場合、デジタル変革の過程およびプロセスにおいてリアルタイムでデータを活用している。こうしたデータが正確または適時でない場合、顧客にサービスを提供し、レジリエンスある運営を行い、規制上の要件を遵守する当行グループの能力に影響を及ぼす可能性がある。当行グループは、データの秘密性を保持し、データ・プライバシーおよび国境を越えたデータ移転に適用のある多数の法令を遵守しなければならない。</p>
第三者リスク管理	<p>▶ 当行グループは、様々な第三者からサービスおよび商品を調達している。このため、特に当行グループの業務上のレジリエンスに影響を及ぼし得る主要な活動については、当行グループが第三者およびそれらのサプライ・ネットワークの選択およびガバナンスにつき、適切なリスク管理の方針、プロセスおよび実務を整備することは重要となる。第三者に関連するリスクを管理できない場合、顧客を支援しつつ、規制当局の期待に応える当行グループの能力に影響を受ける可能性がある。</p>

▲ 2022年上半期に高まったリスク

▶ 2021年12月31日現在と同水準に留まったリスク

## リスク管理

当行グループは、当行グループのカルチャーおよび価値観に基づいた、組織全体およびあらゆる種類のリスクを対象とした包括的なリスク管理方法を用いることを目指している。これは、財務リスクまたは非財務リスクの別を問わず、重大なリスクの管理で当行グループが採用している主要な原則および実務を含め、当行

グループのリスク管理の枠組みに定められている。ロシアとウクライナの戦争による波紋は、その他現在発生している地政学的緊張および困難な経済情勢とともに、2022年上半期中に当行の顧客および組織に影響を及ぼした。欧州全域における新型コロナウイルスのワクチン普及にもかかわらず、パンデミックは、様々な程度の不確実性を引き続きもたらした。当行グループは、早期警戒指標および健全かつ積極的なリスク選好度管理等の対策、そして取締役会および主要な利害関係者との間の定期的なコミュニケーションを確保することにより、経営陣の決定の情報原として使用されるデータの質および適時性の向上に引き続き焦点を当てた。

### 当行グループのリスク選好度

当行グループのリスク選好度は、望ましい将来のリスク・プロファイルを定め、戦略的な財務計画プロセスに関する情報を提供するものである。これは、計画された事業活動については、許容可能なリスク水準内に留めるようにしながらも、想定されたリスクに対して適切な収益バランスを保てるよう、戦略的な意思決定を導く客観的な基盤を提供している。リスク選好度は、上級経営陣が非財務リスクに対するエクスポージャーを監視しながら、成長資金を調達するための資本、資金および流動性を最適に配分できるよう支援している。

資本および流動性は、ストレス・テストにより情報提供される将来に関する記述とともに、今後も当行グループのリスク選好の枠組みの中心である。当行グループは、気候変動リスクを意思決定に反映させ、気候リスク選好の事業計画への組み込みを開始するために、企業と対話を重ねながら、気候リスク選好度の設定を継続している。

### トップリスクおよび新興リスク

当行グループのトップリスクおよび新興リスクに関する報告では、リスクの顕在化を防止するため、またはリスクの影響を限定するために、追加的措置が必要か否かを判断する際にこれらのリスクについて検討できるよう、将来のリスクを特定している。

トップリスクとは、今後1年間の当行グループの財政状態、評判またはビジネス・モデルに重大な影響を及ぼし得るリスクをいう。一方、新興リスクとは、未知の要素が大きく、1年以上の期間を経て形成される可能性のあるリスクをいう。トップリスクのいずれかが発生した場合、当行グループに重大な影響を及ぼす可能性がある。

当行グループの一連のトップリスクおよび新興リスクについては、上級ガバナンス・フォーラムが定期的に検証している。当行グループは、特定されたリスクを引き続き注意深く監視しており、必要に応じて経営陣が確固たる措置を講じられるようにしている。

当行グループの現在のトップリスクおよび新興リスクの概要については、以下のとおりである。

### 特別な関心分野

2022年上半期中には、当行グループに及ぼし得る影響から、トップリスクおよび新興リスクの一部として多数の分野が特定および検討された。本項では、地政学的・マクロ経済リスク、気候関連リスクおよびIBORからの移転に焦点を当てる。

#### 地政学的・マクロ経済リスク

当行グループの業務およびポートフォリオは、情勢不安、内乱、軍事衝突に関連するリスクにさらされており、これにより、当行グループの業務が混乱し、当行グループの従業員が物理的リスクにさらされ、および/または当行グループの資産も物理的損害を被るおそれがある。

地政学的緊張の高まりは、新型コロナウイルスのパンデミックで生じた課題とともに、世界的にサプライ・チェーンを混乱させ、当行グループに潜在的な悪影響を及ぼしている。ロシアとウクライナの戦争で、地政学的緊張は高まり、米国、英国およびEUをはじめとする国々は、ロシア政府およびその高官とともに、ロシ

ア政府との関係の深い個人ならびに多数のロシアの金融機関および企業に対して大規模な制裁およびその他の貿易制限を課してきた。これに対しロシアは、一定の報復措置を講じてきた。当行グループは、広範囲にわたり発動された制裁および貿易制限に引き続き対処している。複雑かつ斬新で曖昧な側面を持つ一部の制裁の実施する際に生じる課題により、当行グループには、追加的な規制コンプライアンス・リスクおよびレピュテーション・リスクが発生する可能性がある。

ロシアとウクライナの衝突は、広範囲にわたる地政学的影響および経済的影響を及ぼし続けており、当行グループは、この戦争が当行グループに及ぼす直接的および間接的な影響を監視している。当行グループのロシアにおける事業は、主に他国に本社を置く多国籍企業の顧客を対象としており、新規の事業または顧客を受け入れていないため、減少傾向にある。当行グループのロシアにおける事業を戦略的に検証した上で、当行の完全子会社であるエイチエスピーシー・ヨーロッパ・ピービーは、規制当局による承認を条件として、その完全子会社かつ有限責任会社であるエイチエスピーシー・バンク（アールアール）を売却する契約を締結した。

世界のコモディティ市場は、ロシアとウクライナの戦争および新型コロナウイルスのパンデミックの影響を著しく受け、サプライ・チェーンの混乱が続いている。このため、欧州地域では物不足が発生し、エネルギーおよびエネルギー以外のコモディティ（食品等）の双方の価格が上昇している。その結果としての急激なインフレ上昇により、金融当局および当行グループの顧客にさらなる課題が生じている。今も続く不透明感、生活費の上昇および消費者マインドの冷え込みは、景気原則の一因となっている。

欧州中央銀行（ECB）が利上げを開始した欧州をはじめとする各国中央銀行は、インフレ圧力を軽減するため、2022年になって金融引締めを加速している。ロシアとウクライナの戦争およびサプライ・チェーンの混乱の影響が高まるにつれ、今後数ヶ月間の間に価格圧力がさらに強まる可能性がある。これにより、各国中央銀行は、現在の想定よりも高水準で引締めを強化する可能性がある。このため、大規模な金融引締めとロシアとウクライナの戦争による予想以上の経済的悪影響（広範囲の制裁、貿易制限およびロシアの報復措置による継続的な圧力の結果によるものを含む。）は、欧州をはじめ世界経済の後退を招くおそれがある。当行グループは、金融政策の不確実性という文脈から当行グループのリスク・プロファイルを引き続き注意深く監視していく。

ロシアとウクライナの戦争およびその他の地政学的事象による二次的影響は依然として不透明であり、当行グループのECL推定値では完全に把握できない特定のエクスポージャーに対する著しい信用損失が発生する可能性がある。欧州地域におけるインフレ懸念の高まりも、ECLに影響を及ぼしている。2022年上半期において当行グループは、モデル出力値の監視強化およびモデル・オーバーレイの使用（上級信用リスク管理者の専門家判断に基づく経営陣による判断の調整を含む。）を継続した。インフレは、特定のモデルでは直接的に考慮され、直接考慮されない場合は調整を通じて評価されてきた。インフレ上昇に起因する継続的な経済の不確実性により、ECLモデルの入力値が、モデル上、信頼性の低い損失結果をもたらす可能性もある。新型コロナウイルスのパンデミック中に欧州全体で実施された企業および個人を対象とする政府支援策も、信用損失の水準に影響を及ぼし、ひいては当行の損失モデルおよび資本モデルの長期的信頼性に影響を及ぼす可能性もある。その結果、これらのモデルを大幅に変更しなければならない可能性もある。

特に北アイルランド議定書の今後の運用をめぐる英国およびEU間の政治的対立により、英国のEU離脱後の金融サービス自主規制協力の枠組みの構築が滞っている。交渉は継続しているものの、特に英国政府は現在、ボリス・ジョンソン首相の後任選出選挙を控え、政治不安の最中にあり、北アイルランド議定書をめぐり合意に達するか否かおよび合意の時期については不透明である。2022年6月に英国政府は、多くの点で北アイルランド議定書を改正する法案を発表した。改正案の条件については、EUが法的に異議を申し立てる可能性があるが、こうした紛争は、EUが講じ得る報復措置とともに、英国およびEU間の貿易条件をさらに複雑化する可能性があり、金融サービス等の分野の進展も阻害する可能性がある。当行グループは、当行グループの顧客に及ぼす潜在的影響を含め、事態を注意深く監視している。

当行グループの事業は、欧州以外の世界の地域における景況または政況からも悪影響を受ける可能性がある。これは、当行グループのグループ会社およびその他の会社を通じて、アジアおよびその他の地域で当行が広範囲にわたるビジネス関係を構築していることを反映している。英国、EU、インド等の国々にも波及し

ている米中外交の緊張、ならびに香港および台湾における政治動向も、当行グループに悪影響を及ぼす可能性がある。米国、英国、EUおよびカナダ等の国々は、中国人および中国企業に様々な制裁および貿易制限を課してきた。諸外国からの制裁および貿易制限に対抗するため、中国も、当行グループおよびその顧客に影響を及ぼし得る制裁、貿易制限および法律を発表してきた。

EUをはじめとする世界でのワクチン普及にもかかわらず、新型コロナウイルスのパンデミックおよびそれによる世界経済への影響は、当行グループの顧客および組織に引き続き影響を及ぼしている。欧州全体で維持された2022年の高いワクチン接種率により、新型コロナウイルス関連の行動制限および渡航制限の大部分は撤廃された。各国は、引き続き制限に対し異なるアプローチを採っており、今後新型コロナウイルスのパンデミックの波が発生して制限が課された場合、サプライ・チェーンおよび渡航の混乱が長期化または悪化する可能性がある。新たな大流行が発生し、新型コロナウイルスの新種の変異株または変異体が出現した場合、リスクが継続して、欧州の政府が再び制限を課す可能性もあり、当行グループの個人顧客および法人顧客が影響を受ける可能性がある。

減損を算出するために用いる当行グループの中央シナリオでは、当行グループの主要市場の経済成長は、サプライ・チェーンの混乱および物価上昇の影響により当面鈍化し、成長はその後数年間にかけて長期的な予想トレンドに回復すると仮定している。しかしながら、現在の環境においては、経済見通しに関連する高い不確実性があり、当行グループの中央シナリオに対するリスクも著しい。当行グループの中心シナリオおよびその他のシナリオの詳細については、下記「測定に関する不確実性およびECL推定値の感応度分析」を参照のこと。

当行グループは、地政学的情勢およびマクロ経済情勢を引き続き注意深く監視するが、不確実性が著しいことを考慮すると、追加的な軽減措置が必要となる可能性がある。

## 気候関連リスク

気候リスクの管理、情報開示、ストレス・テストおよびシナリオ分析に焦点を当てた政治および規制の展開は、2022年も引き続きめまぐるしいものであった。ロシアのウクライナ侵攻は、今もなお世界のコモディティ市場に重大な影響を及ぼしており、エネルギー安全保障対策が短期的に必要となった。こうした対策は、当行グループおよびその顧客にとって短期的には脱炭素化に向けた移行の経路に影響を及ぼす可能性がある一方、当行グループは、2030年までにその業務およびサプライ・チェーンから排出される温室効果ガスを実質ゼロにし、2050年までにその顧客から排出される金融関連排出量を実質ゼロにするというHSBCグループの気候戦略を引き続き踏襲している。HSBCグループが2022年3月に発表したとおり、当行グループは、2023年に気候変動脱炭素化移行計画を発表する意向であり、科学と連携した化石燃料ファイナンスの段階的縮小とともに、2050年までに温室効果ガス実質ゼロを達成するために重要な広範な資金調達および投資の方針の見直しに取り組んでいる。

気候リスク管理上、当行グループにとって最も重大なリスクは、当行グループの銀行業務ポートフォリオ内の法人顧客および個人顧客に対する融資に関連している。当行グループは、気候リスクの影響を引き続き監視し、主要なリスク分野、優先国および事業部門全体に当行グループのアプローチをさらに定着させている。

当行グループは、気候リスクへの配慮を新規の融資申込に対する法人与信判断にさらに組み込むために、信用リスク方針を刷新し、石油・ガス部門、電力・公共部門、金属・鉱業部門に関するガイダンスを発表した。当行グループは、その他の移行リスクの高い部門に関するガイダンスの策定も継続している。リスク評価に役立てるべく、当行は現在、与信判断に影響を及ぼし得る移行リスクおよび物理的リスクのエクスポージャーの水準を判断するための移行リスクおよび物理的リスクに関する開発中のアンケートを10ヶ国以上の10部門において実施している。

法人向け銀行業務ポートフォリオにおいて発生する財務リスクに加えて、当行グループは、温室効果ガス実質ゼロという抱負に向けて前進するにつれ、さらなるレピュテーション・リスク、法務リスクおよび規制リスクに直面する可能性がある。これは、利害関係者がかかる抱負に関連する当行グループの行動、投資判断および情報開示をますます重視するとみられるためである。当行グループが気候戦略、商品もしくはサービ

スが気候に及ぼす影響または顧客のコミットメントに関して利害関係者の誤解を招いたとみられた場合、当行グループは、上記のリスクに直面することになる。このリスクに対処するため、当行グループは、第一および第二の防衛線においてグリーンウォッシング（うわべだけの欺瞞的環境配慮）・リスクに対する意識を高めるためのガイダンスを発表した。

当行グループは、モデル開発を含め、気候に関連するストレス・テストおよびシナリオ能力を引き続き開発しており、規制上の気候ストレス・テストも実施した。これらは、リスク管理およびビジネス上の意思決定で用いるリスク・エクスポージャーに対する理解をさらに高めるために用いられている。

気候リスクに関する報告（特に、金融関連排出量に関する報告）は、時間の経過とともに向上しており、当行グループが2022年下半期中にリスク選好度およびリスク評価指標を設定するにあたり、主にデータの質および一貫性に今後も依存していく。

当行グループが用いる手法は、市場慣行および規制に沿って、気候科学の進歩により、時間の経過とともに開発される可能性がある。データおよび手法の発展により、金融関連排出量を含め、今後報告データが修正される可能性もある。これは、報告数値が前年同期と整合しないまたは比較できない可能性があることを意味する。HSBCグループも将来、気候関連の目標の進捗を再評価しなければならない可能性があり、これによりレピュテーション・リスク、法務リスクおよび規制リスクが発生する可能性もある。

当行グループは、当行グループ全体で、如何にして気候に対する配慮を商品のライフサイクルを通じて既存の商品ガバナンス・プロセスに組み込むべきかについてまとめた商品強化ガイドも作成した。

## IBORからの移行

英国ポンド建て、スイス・フラン建て、ユーロ建ておよび日本円建てのLIBORに加え、ユーロ圏無担保翌日物平均金利（以下「EONIA」という。）の公表は、2021年末より停止された。当行グループの銀行間取引金利（以下「IBOR」という。）移行プログラムは、準リスク・フリー・レート（以下「RFR」という。）を参照する新たな商品の開発およびIBORを参照する既存契約の更改を目的としており、これらのベンチマークを参照する限定的な数の残りの既存契約をRFRまたは代替レートを参照する契約に更改する作業は続いている。

2022年上半期中、当行グループは、米ドル建てLIBORの代替レートを必要とする残りの拠点において、プロセス、技術、RFR商品能力の開発を継続した。当行グループはまた、統制を実施の上、合意された例外を除き、米ドル建てLIBORを参照する契約を新規で締結しないようにしつつ、関連リスクを管理できるようにするため、監視している。当行グループは、米ドル建てLIBOR等の廃止予定のIBORを参照する契約の更改を通じて顧客を支援するために顧客との対話を開始し、貿易ファシリティ、ヘッジ・ファシリティおよび非約定貸付ファシリティの更改を進めた。

当行グループは、米ドル建てLIBOR等の廃止予定のIBORからの移行に関する市場および業界の議論とともに、英国ポンド建ておよび日本円建ての「シンセティック」LIBORの使用の停止に関する協議にも引き続き積極的に参加している。

当行グループにおける2021年末に廃止されたIBORを参照する貸付契約およびデリバティブ契約の数は、30件未満であるが、当行グループは、顧客にとって公正な結果をもたらすように契約が更改できるよう、顧客および業界団体と対話を続けている。

米ドル建てLIBORをはじめとする廃止予定のIBORに関連して、当行グループは引き続き以下のリスクにさらされており、かかるリスクを積極的に監視している（ただし、これらに限定されない。）。

- ・ 規制コンプライアンス・リスクおよびコンダクト・リスク：既存契約の更改またはRFRを参照する商品の販売は、顧客にとって公正な結果をもたらさない可能性がある。
- ・ レジリエンス・リスクおよびオペレーショナル・リスク：新たなRFR手法および多数の契約の更改を支援するためになされた手動および自動のプロセスの変更は、業務上の問題を発生させる可能性がある。
- ・ 法務リスク：法定解決策の利用および当行グループが更改できない既存契約に起因する問題により、顧客および市場参加者にとって意図しないまたは不利益な結果をもたらす可能性がある。これにより、紛争のリスクが高まる可能性もある。

- ・ モデル・リスク：IBOR関連データ差し替えのためモデル変更の結果、モデル出力値の正確性が悪影響を受ける可能性がある。
- ・ 市場リスク：LIBORおよびRFRとの違いにより、当行グループは、資産、負債および商品全体でレートの非対称的な採用に起因するベシス・リスクにさらされている。

2021年末より廃止されたIBORを参照する契約を更改し、および米ドル建てLIBORを参照する契約の更改に関連するリスクを評価した経験に基づき、当行グループは、当行グループのリスク・ポジションが2022年上半期中に大幅に変化したとは考えていない。担保付翌日物調達金利（以下「SOFR」という。）を含め、市場および業界における代替レートの使用増加により、米ドル建てLIBORからの移行に関連する潜在的リスクはさらに減少している。当行グループは、市場の取組みを引き続き監視し、かかるリスクを軽減するための統制および計画を整備した。当行グループはまた、顧客にとっての公正な結果に焦点を当て、商品力の開発および既存契約の更改を通じてかかるリスクを監視していく。

2022年下半期中から2023年にかけて、当行グループは、残りのIBORからの秩序ある移行を完了するため、顧客および投資家との対話を図っている。加えて、2024年6月より後にカナダ・ドル建てオファード・レート（以下「CDOR」という。）を廃止するという発表を受けて、当行グループは、その影響を評価しており、移行を実施するための適切な措置を講じる予定である。

### IBOR改革の影響を受ける金融商品

	代替指標に未移行の金融商品（主要指標別）			
	米ドル建て LIBOR 百万ポンド	ボンド建て LIBOR 百万ポンド	EONIA 百万ポンド	その他 <sup>1</sup> 百万ポンド
2022年6月30日現在				
<b>非デリバティブ金融資産<sup>2</sup></b>				
顧客に対する貸付金	5,678	-	-	-
金融投資	1,167	16	-	-
その他	771	116	-	-
<b>非デリバティブ金融資産合計</b>	<b>7,616</b>	<b>132</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>非デリバティブ金融負債</b>				
劣後債務	1,274	-	-	-
その他	519	-	-	-
<b>非デリバティブ金融負債合計</b>	<b>1,793</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>デリバティブ想定契約額</b>				
外国為替	8,198	1,423	-	965
利息	1,720,110	2,249	1,490	4,356
その他	-	-	-	144,453
<b>デリバティブ想定契約額合計</b>	<b>1,728,308</b>	<b>3,672</b>	<b>1,490</b>	<b>149,774</b>
2021年12月31日現在				
<b>非デリバティブ金融資産<sup>2</sup></b>				
顧客に対する貸付金	5,999	2,562	-	26
金融投資	1,171	140	-	-
その他	693	499	-	-
<b>非デリバティブ金融資産合計</b>	<b>7,863</b>	<b>3,201</b>	<b>-</b>	<b>26</b>
<b>非デリバティブ金融負債</b>				
劣後債務	1,145	-	-	-
その他	479	181	-	-

非デリバティブ金融負債合計	1,624	181	-	-
デリバティブ想定契約額				
外国為替	8,288	1,568	-	1,080
利息	1,567,577	215,377	1,679	76,059
その他	-	-	-	-
デリバティブ想定契約額合計	1,575,865	216,945	1,679	77,139

1 その他の主要な廃止予定の指標金利（ユーロ建てLIBOR、スイス・フラン建てLIBOR、円建てLIBOR、銀行間貸付スワップ金利（SOR）およびTHBFIX SIBOR）を参照する金融商品で構成される。

2 総帳簿価額には、予想信用損失引当金が含まれていない。

3 一部の取引については移行が完了していないため、上記表の金額は、リスクの額を示してはいない。

上記表の数値は、当行グループが英国、フランスおよびドイツをはじめとする国においてIBOR改革の影響を受けた重大なエクスポージャーを有する当行グループの主要グループ会社に関するものである。数値は、差し替えられるIBOR指標に対する当行グループのエクスポージャーの程度を示している。数値はまた、以下の金融商品に関するものである。

- ・ 契約上、代替指標に移行予定の金利指標を参照する金融商品
- ・ 参照する金利指標の予定廃止日より後に契約上の満期日が到来する金融商品
- ・ 当行グループの連結貸借対照表において認識されている金融商品

### 金利指標改革：IFRS第9号および国際会計基準（IAS）第39号「金融商品」の改正

当行グループは、ヘッジ会計に適用されるIFRS第9号およびIAS第39号の第一次変更（以下「フェーズ1」という。）および第二次変更（以下「フェーズ2」という。）の双方を適用済みである。フェーズ1およびフェーズ2の変更の影響を受けるヘッジ会計関係は、貸借対照表上、「公正価値評価の指定を受けた、または強制的に損益を通じて公正価値で測定する金融資産」、「顧客に対する貸付金」、「発行済負債証券」および「銀行からの預金」として計上される。IBOR改革の影響を受けたデリバティブの想定元本は、ヘッジ会計関係の指定を受けたものを含め、上記の「IBOR改革の影響を受けた金融商品」で開示されている。米ドル建てLIBORのヘッジ・デリバティブからの移行は、2022年末までにおおむね完了するとみられる。かかる移行は、これまで移行で用いられてきた仕組みと比較して、新たなアプローチを要せず、移行リスク管理戦略の変更も要しない。米ドル建てLIBORの場合、移行の不確実性が解消するか否かおよびその時期を判断するための重大な判断も要しない。

以下の表の「その他」の欄に含まれるIBORの一部については、移行が必要か否かの判断が必要であった。これは、計算の改善の他、IBOR運営機関がかかるIBORの廃止の有無および時期について完全に明らかにしていない場合にフォールバック条項の挿入が必要なIBORが存在したからである。

ヘッジ会計関係の指定を受けた金利デリバティブの想定元本は、当行グループが管理するリスク・エクスポージャーの程度を示してはいないが、市場全体のIBOR改革の影響を直接受けるとみられ、フェーズ1の変更の範囲内であり、以下の表に示されている。なお、IBOR改革の影響を受けるヘッジ会計関係の指定を受けた通貨間スワップは重要ではないため、以下に表示されていない。

### IBOR改革の影響を受けるヘッジ商品

	ヘッジ商品					
	IBOR改革の影響を受ける商品				IBOR改革の影響を受けない商品 百万ポンド	想定元本 <sup>3</sup> 百万ポンド
	ユーロ <sup>1</sup> 百万ポンド	米ドル 百万ポンド	その他 <sup>2</sup> 百万ポンド	合計 百万ポンド		
公正価値ヘッジ	7,357	351	121	7,829	23,627	31,456
キャッシュフロー・ヘッジ	5,213	-	-	5,213	13,170	18,383
2022年6月30日現在	12,570	351	121	13,042	36,797	49,839

公正価値ヘッジ	6,407	336	124	6,867	17,619	24,486
キャッシュフロー・ヘッジ	5,877	-	-	5,877	9,190	15,067
2021年12月31日現在	12,284	336	124	12,744	26,809	39,553

1 IBOR改革の影響を受けるユーロ建て金利デリバティブの想定契約額は、主にEURIBORを金利指標とするヘッジで構成されている。

2 IBOR改革の影響を受けるその他の金利指標は、移行の影響を受けると予想されるが、廃止日が公表されていないデリバティブで構成されている。

3 適格ヘッジ会計関係の指定を受けた金利デリバティブの想定契約額は、貸借対照表の日付現在において未実行の取引の想定額を示す。それらはリスクのある金額を示すものではない。

## 2022年上半期における主な展開

当行グループは、2022年上半期中の新型コロナウイルスのパンデミックに起因して継続するリスクおよび本項に記載するその他の主要なリスクとともに、ロシアとウクライナの戦争ならびにより広範なマクロ経済および地政学の不確実性に関連するリスクを引き続き積極的に管理している。加えて、当行グループは、以下の分野においてリスク管理を強化した。

- ・ 当行グループは、上級幹部がインフレおよび金利に関連するマクロ経済動向を適切に監視および可視化できるよう、リスク・ガバナンス（特にトレジャリー・リスクのガバナンス。）の意思決定を引き続き向上させた。
- ・ 当行グループは、新興リスクをより重視するため、企業リスクの重大性の把握、監督および個々の監視を含め、企業リスク報告プロセスを強化した。
- ・ 当行グループは、業務上のレジリエンスで重要な第三者が果たす役割の可視化を向上させるため、当行グループのサプライ・ネットワークによる規制上の要件の遵守を含め、第三者リスク管理の枠組みおよびプロセスを強化した。この枠組みの強化のためのさらなる作業は、2022年中も継続する予定である。
- ・ 当行グループは、IFRS第9号モデルのモデル調整および関連プロセスのガバナンスおよび監視を強化し、引き続き定着させていく。
- ・ 当行グループは、金融犯罪に関する方針を刷新して常に最新化し、変化する新興リスクに対応できるようにした。当行グループは、規制の改正も引き続き監視していく。

## 信用リスク

### 概要

信用リスクとは、顧客またはカウンターパーティが契約上の義務の履行を怠った場合の財務上の損失リスクである。信用リスクは、主に直接融資、貿易金融およびリース業務で発生するが、保証およびデリバティブ等、その他一部の商品でも発生する。

### 2022年上半期における信用リスク

2022年上半期において信用リスクに関する方針に重大な変更はなかった。

2022年上半期中に当行グループは、リテール・ポートフォリオにおいて欧州銀行監督機構（以下「EBA」という。）の「債務不履行の定義の適用に関するガイドライン」を採用した。これは、当行グループのリテール・ポートフォリオに重大な影響を及ぼすことはなかった。これは、2021年中に当行のホールセール貸付ポートフォリオにおいても採用されている。

2022年6月30日現在の顧客に対する貸付金の総額は112.4十億ポンドであり、2021年12月31日現在に比べ9.3十億ポンド増加した。これには、有利な外国為替の変動1.7十億ポンドが含まれる。外国為替の変動を除外すると、かかる増加は、顧客に対するホールセール貸付金の2.5十億ポンドの増加、および銀行に対する貸付金の5.2十億ポンドの増加によるものであった。

これは、顧客に対する個人貸付金の0.1十億ポンドの減少により一部相殺された。

2022年6月30日現在のECL引当金は1,470百万ポンドであり、2021年12月31日現在に比べ211百万ポンド増加した。当該引当金は、償却原価で保有する資産に関するもの1,372百万ポンド、貸付コミットメントおよび金融保証に関するもの74百万ポンド、ならびにその他の包括利益を通じた公正価値（FVOCI）で測定される負債証券に関するもの24百万ポンドで構成されていた。

外国為替の変動を除外すると、顧客に対する貸付金に関連するECL引当金は、2021年12月31日現在に比べ50百万ポンド増加した。

これは主に、以下の要因によるものであった。

- ・ 顧客に対するホールセール貸付金の増加90百万ポンド。うち57百万ポンドはステージ1およびステージ2、33百万ポンドはステージ3によるものであった。
- ・ ステージ3における顧客に対する個人貸付金の減少42百万ポンド。

2022年上半期のECL費用は、回収金を含め、187百万ポンドであった。これは主に、ステージ2およびステージ3の費用の増加、経済の不確実性の高まりならびにインフラ圧力によるものであった。

2022年6月30日現在のロシアに対する信用エクスポージャー（正味ベース）は、1十億ポンド（帳簿価額（総額ベース）1.1十億ポンドおよびECL引当金0.1十億ポンド）であったが、当行グループは、規制当局の承認を条件として、有限会社であるエイチエスピーシー・バンク（アールアール）を売却する契約を締結したことから、売却目的で保有される資産に再分類された。

### 信用リスクの概要

以下の開示は、IFRS第9号の減損要件が適用される金融商品の帳簿価額（総額ベース）/元本金額および関連するECL引当金を示したものである。

以下の表では、業界セクター別の貸付金を分析したものであり、信用リスクが管理されているエクスポージャーの集中を表している。

#### IFRS第9号の減損要件が適用される金融商品の概要

	2022年6月30日現在		2021年12月31日現在	
	帳簿価額 (総額ベース) /元本金額 百万ポンド	ECL引当金 <sup>1</sup> 百万ポンド	帳簿価額 (総額ベース) /元本金額 百万ポンド	ECL引当金 <sup>1</sup> 百万ポンド
顧客に対する貸付金(償却原価で計上)	96,064	(1,224)	92,331	(1,154)
- 個人	25,738	(126)	25,394	(163)
- 企業および商業	57,678	(1,021)	56,087	(964)
- 銀行以外の金融機関	12,648	(77)	10,850	(27)
銀行に対する貸付金(償却原価で計上)	16,384	(35)	10,789	(5)
償却原価で測定されるその他の金融資産	253,869	(113)	202,137	(9)
- 現金および中央銀行預け金	126,759	-	108,482	-
- 他行から回収中の項目	801	-	346	-
- 売戻契約 - 非トレーディング目的	57,996	-	54,448	-
- 金融投資	1,563	-	10	-
- 前払金、未収収益およびその他資産 <sup>2</sup>	66,750	(113)	38,851	(9)
<b>貸借対照表上の帳簿価額合計(総額ベース)</b>	<b>366,317</b>	<b>(1,372)</b>	<b>305,257</b>	<b>(1,168)</b>
貸付金およびその他の信用関連のコミットメント	134,227	(59)	115,695	(55)
- 個人	2,432	-	2,269	(1)
- 企業および商業	65,672	(54)	63,352	(48)
- 金融機関	66,123	(5)	50,074	(6)
金融保証 <sup>3</sup>	3,944	(15)	11,054	(17)
- 個人	25	-	26	-
- 企業および商業	2,764	(14)	9,894	(16)
- 金融機関	1,155	(1)	1,134	(1)

オフバランスシートの元本金額合計 <sup>4</sup>	138,171	(74)	126,749	(72)
	504,488	(1,446)	432,006	(1,240)

	公正価値 百万ポンド	ECL引当金 (備忘項目) <sup>5</sup> 百万ポンド	公正価値 百万ポンド	ECL引当金 (備忘項目) <sup>5</sup> 百万ポンド
--	---------------	--	---------------	--

その他の包括利益を通じた公正価値(以下「FVOCI」という。) で測定される負債証券	37,077	(24)	41,188	(19)
---	--------	------	--------	------

1 ECL合計額は、ECL合計額が金融資産の帳簿価額(総額ベース)を超えない限り、金融資産に係る損失引当金に認識される。ECL合計額が金融資産の帳簿価額(総額ベース)を超えた場合、ELCは、引当金として認識される。

2 IFRS第9号の減損要件が適用される金融商品のみを含む。下記「第6-1 財務書類」の連結貸借対照表に表示される「前払金、未収収益およびその他資産」は、金融資産および非財務資産の両方を含む。

3 IFRS第9号の減損要件が適用されない履行保証契約を除く。

4 契約が全額実行され、顧客が不履行に陥った場合を仮定したリスクにある最大額を表している。

5 FVOCIで測定される負債証券は、ECL引当金を備忘項目として、引き続き公正価値で測定される。ECLの変動は、連結損益計算書の「予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動」に認識される。

以下の表は、当行グループの信用リスクのステージ別および業種別内訳、ならびに関連するECLカバレッジ比率の概要を示したものである。各ステージに計上される金融資産の特徴は、以下のとおりである。

- ・ ステージ1：これらの金融資産は、減損しておらず、かつ、信用リスクも著しく増加していないが、12ヶ月のECL引当金が認識されている。
- ・ ステージ2：最初の認識以降、これらの金融資産につき信用リスクが著しく増加しており、全期間ECLも認識されている。
- ・ ステージ3：減損の客観的証拠があり、したがってこれらの金融資産は債務不履行または信用減損とみなされており、全期間ECLも認識されている。
- ・ 購入または組成された信用減損金融資産(POCI)：大幅な割引で購入または組成された金融資産は、全期間ECLが認識された既発生の信用損失を反映しているとみなされる。

### 2022年6月30日現在のステージ分布別信用リスク(FVOCIで測定される負債証券を除く。)および業種別のECLカバレッジ比率の概要

	帳簿価額(総額ベース) <sup>2</sup>				ECL引当金						ECLカバレッジ比率 %				
	ステージ1 百万 ポンド	ステージ2 百万 ポンド	ステージ3 百万 ポンド	POCI <sup>3</sup> 百万 ポンド	合計 百万 ポンド	ステージ1 百万 ポンド	ステージ2 百万 ポンド	ステージ3 百万 ポンド	POCI <sup>3</sup> 百万 ポンド	合計 百万 ポンド	ステージ1 %	ステージ2 %	ステージ3 %	POCI <sup>3</sup> %	合計 %
顧客に対する貸付金(償却原価で計上)	78,445	15,220	2,397	2	96,064	(94)	(215)	(913)	(2)	(1,224)	0.1	1.4	38.1	100.0	1.3
- 個人	23,981	1,432	325	-	25,738	(14)	(27)	(85)	-	(126)	0.1	1.9	26.2	-	0.5
- 企業および商業	42,567	13,286	1,823	2	57,678	(77)	(179)	(763)	(2)	(1,021)	0.2	1.3	41.9	100.0	1.8
- 銀行以外の金融機関	11,897	502	249	-	12,648	(3)	(9)	(65)	-	(77)	-	1.8	26.1	-	0.6
銀行に対する貸付金(償却原価で計上)	16,230	89	65	-	16,384	(1)	(18)	(16)	-	(35)	-	20.2	24.6	-	0.2
償却原価で測定されるその他の金融資産	253,523	208	138	-	253,869	(7)	(53)	(53)	-	(113)	-	25.5	38.4	-	-
貸付コミットメントおよびその他の信用関連のコミットメント	128,481	5,570	176	-	134,227	(17)	(30)	(12)	-	(59)	-	0.5	6.8	-	-
- 個人	2,366	61	5	-	2,432	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
- 企業および商業	60,409	5,095	168	-	65,672	(16)	(26)	(12)	-	(54)	-	0.5	7.1	-	0.1
- 金融機関	65,706	414	3	-	66,123	(1)	(4)	-	-	(5)	-	1.0	-	-	-

1															
金融保証	3,366	509	69	-	3,944	-	(7)	(8)	-	(15)	-	1.4	11.6	-	0.4
- 個人	22	2	1	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
- 企業および商業	2,329	368	67	-	2,764	-	(7)	(7)	-	(14)	-	1.9	10.4	-	0.5
- 金融機関	1,015	139	1	-	1,155	-	-	(1)	-	(1)	-	-	100.0	-	0.1
2022年6月															
30日現在	480,045	21,596	2,845	2	504,488	(119)	(323)	(1,002)	(2)	(1,446)	-	1.5	35.2	100.0	0.3

1 IFRS第9号の減損要件が適用されない履行保証契約を除く。

2 契約が全額実行され、顧客が不履行に陥った場合を仮定したリスクのある最大額を表している。

3 購入または組成された信用減損金融資産（以下「POCI」という。）

初期の段階で特定されない限り、すべての金融資産は、延滞日数（DPD）が30日となりステージ1からステージ2に振り替えられた時点で、信用リスクが著しく増加したとみなされる。以下の開示は、延滞日数が30日未満のものおよび30日以上のものに区分された、ステージ2の金融資産の経年変化を示したものであり、よって経年変化（延滞日数30日）によりステージ2に分類された金融資産およびより早い段階（延滞日数30日未満）でステージ2に分類された金融資産を示している。

### ステージ2の延滞分析（2022年6月30日現在）

	帳簿価額(総額ベース)			ECL引当金			ECLカバーレージ比率 %		
	うち:		うち:	うち:		うち:	うち:		うち:
	延滞日数 1日から 29日 <sup>1,2</sup>	延滞日数 30日 以上 <sup>1,2</sup>	延滞日数 30日 以上 <sup>1,2</sup>						
顧客に対する貸付金 (償却原価で計上)	15,220	82	400	(215)	(3)	(2)	1.4	3.7	0.5
- 個人	1,432	50	50	(27)	(3)	(2)	1.9	6.0	4.0
- 企業および商業	13,286	32	279	(179)	-	-	1.3	-	-
- 銀行以外の金融機関	502	-	71	(9)	-	-	1.8	-	-
銀行に対する貸付金(償却原価で 計上)	89	-	8	(18)	-	-	20.2	-	-
償却原価で測定されるその他の 金融資産	208	3	3	(53)	-	(2)	25.5	-	66.7

1 ステージ2における最新の延滞勘定は上記に示される金額に含まれていない。

2 上記の延滞日数にかかる金額は契約ベースであり、支給された顧客救済支払猶予による利益を含む。

### 2021年12月31日現在のステージ分布別信用リスク（FVOCIで測定される負債証券を除く。）および業種別のECLカバーレージ比率の概要（続き）

	帳簿価額(総額ベース) / 元本金額 <sup>2</sup>					ECL引当金					ECLカバーレージ比率 %				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	POCI <sup>3</sup>	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	POCI <sup>3</sup>	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	POCI <sup>3</sup>	合計
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	%	%	%	%
顧客に対する 貸付金(償却 原価で計上)	80,730	9,121	2,478	2	92,331	(86)	(158)	(908)	(2)	(1,154)	0.1	1.7	36.6	100.0	1.2
- 個人	24,255	686	453	-	25,394	(22)	(16)	(125)	-	(163)	0.1	2.3	27.6	-	0.6
- 企業および商業	46,237	8,066	1,782	2	56,087	(58)	(137)	(767)	(2)	(964)	0.1	1.7	43.0	100.0	1.7
- 銀行以外の 金融機関	10,238	369	243	-	10,850	(6)	(5)	(16)	-	(27)	0.1	1.4	6.6	-	0.2
銀行に対する 貸付金(償却 原価で計上)	10,750	39	-	-	10,789	(4)	(1)	-	-	(5)	-	2.6	-	-	-
償却原価で測 定されるその 他の金融資産	202,048	47	42	-	202,137	-	-	(9)	-	(9)	-	-	21.4	-	-
貸付コミット メントおよび その他の信用 関連のコミッ トメント	107,922	7,571	202	-	115,695	(25)	(22)	(8)	-	(55)	-	0.3	4.0	-	-

- 個人	2,152	114	3	-	2,269	(1)	-	-	-	(1)	-	-	-	-
- 企業および商業	56,325	6,829	198	-	63,352	(20)	(20)	(8)	-	(48)	-	0.3	4.0	- 0.1
- 金融機関	49,445	628	1	-	50,074	(4)	(2)	-	-	(6)	-	0.3	-	-
1														
金融保証	10,215	740	99	-	11,054	(3)	(7)	(7)	-	(17)	-	0.9	7.1	- 0.2
- 個人	23	2	1	-	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-
- 企業および商業	9,257	540	97	-	9,894	(2)	(7)	(7)	-	(16)	-	1.3	7.2	- 0.2
- 金融機関	935	198	1	-	1,134	(1)	-	-	-	(1)	0.1	-	-	- 0.1
2021年12月														
31日現在	411,665	17,518	2,821	2	432,006	(118)	(188)	(932)	(2)	(1,240)	-	1.1	33.0	100.0 0.3

1 IFRS第9号の減損要件が適用されない履行保証契約を除く。

2 契約が全額実行され、顧客が不履行に陥った場合を仮定したリスクにある最大額を表している。

3 購入または組成された信用減損金融資産（以下「POCI」という。）

## ステージ2の延滞分析（2021年12月31日現在）（続き）

	帳簿価額(総額ベース)			ECL引当金			ECLカバーレージ比率 %		
	うち:	うち:	うち:	うち:	うち:	うち:	うち:	うち:	
	延滞日数1日 から29日 <sup>1,2</sup>	延滞日数 30日以上 <sup>1,2</sup>							
顧客に対する貸付金 (償却原価で計上) :	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	%	%	
	9,121	56	237	(158)	(1)	(1)	1.7	1.8 0.4	
- 個人	686	49	29	(16)	(1)	(1)	2.3	2.0 3.4	
- 企業および商業	8,066	7	199	(137)	-	-	1.7	- -	
- 銀行以外の金融機関	369	-	9	(5)	-	-	1.4	- -	
銀行に対する貸付金(償却原価で計上)	39	-	-	(1)	-	-	2.6	- -	
償却原価で測定されるその他の金融資産	47	-	-	-	-	-	-	- -	

1 ステージ2における最新の延滞勘定は上記に示される金額に含まれていない。

2 上記の延滞日数にかかる金額は契約ベースであり、支給された顧客救済支払猶予による利益を含む。

## 2022年6月30日現在のステージ2の内訳

以下の表は、ステージ2の顧客に対する貸付金の帳簿価額（総額ベース）およびECL引当金の内訳を示したものである。同表には、2022年6月30日現在においてエクスポージャーがステージ2に区分された理由も記載されている。

2022年4月12日提出の有価証券報告書の「第6 - 1 財務書類 - 財務諸表注記」の注記1.2「重要な会計方針の要約」に記載のとおり、定量的区分は、適用のある報告日現在のデフォルト確率（以下「PD」という。）指標が、リテール業務およびホールセール業務のエクスポージャーについて設定された定量的閾値を超過している帳簿価額（総額ベース）およびECL引当金を示している。

定性的区分には主に、信用リスク格付（以下「CRR」という。）の悪化、要注意先およびリテール業務に関する経営陣の判断の調整が計上されている。

## 2022年6月30日現在の顧客に対する貸付金<sup>1</sup>

	帳簿価額(総額ベース)				ECL引当金				合計に占めるECL引当金の割合 %
	個人	企業および商業	銀行以外の金融機関	合計	個人	企業および商業	銀行以外の金融機関	合計	
当行グループ	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
定量	465	8,488	160	9,113	(19)	(87)	(2)	(108)	1.2
定性	927	4,519	271	5,717	(8)	(92)	(7)	(107)	1.9
延滞日数30日ボックス									
トップ <sup>2</sup>	40	279	71	390	-	-	-	-	-
ステージ2の合計	1,432	13,286	502	15,220	(27)	(179)	(9)	(215)	1.4

2021年12月31日現在の顧客に対する貸付金<sup>1</sup>

当行グループ	帳簿価額(総額ベース)				ECL引当金				合計に占めるECL引当金の割合 %
	個人 百万ポンド	企業および 商業 百万ポンド	銀行以外の 金融機関 百万ポンド	合計 百万ポンド	個人 百万ポンド	企業および 商業 百万ポンド	銀行以外の 金融機関 百万ポンド	合計 百万ポンド	
定量	561	3,611	162	4,334	(13)	(41)	(1)	(55)	1.3
定性	102	4,260	198	4,560	(2)	(96)	(4)	(102)	2.2
延滞日数30日バック									
ストップ <sup>2</sup>	23	195	9	227	(1)	-	-	(1)	0.4
ステージ2の合計	686	8,066	369	9,121	(16)	(137)	(5)	(158)	1.7

<sup>1</sup> 残高が信用リスクの著しい増加を判断するための上記3つの基準のうち1以上を充足している場合、対応するエクスポージャー(総額ベース)およびECLが表示の区分の順に割り当てられる。

<sup>2</sup> 延滞日数(以下「DPD」という。)

## 測定に関する不確実性およびECL推定値の感応度分析

経済シナリオについては、不確実性が高い状態が続いている。インフレ上昇および高い失業率を伴う低経済成長のリスクの高まりは、地政学的環境および世界的なサプライ・チェーンの混乱の影響により悪化してきた。世界的なパンデミックからの回復の度合いおよびスピードは、今もなお不安定である。こうした不確実性の結果、以下に詳述のとおり、経営陣による判断および見積りには、経済シナリオおよびそれらの加重の選択、ならびに経営陣による判断の調整の使用の双方における警戒度が引き続き反映されている。また、不確実性の水準の高まりにより、追加的なステージ1およびステージ2の引当金も計上された。

ECLの認識および測定を行うにあたっては、重要な判断および推定を要する。当行グループは、経済予測に基づき複数の経済シナリオを策定の上、こうした仮定を、将来の信用損失を推定するために信用リスク・モデルに適用し、結果に確率加重してECLの不偏推定値を決定している。

## 手法

現在の経済環境を捉えつつ、潜在的結果の範囲に関する経営陣の見解を明確化するために、5つの経済シナリオが使用されている。ECL算出のために策定されたシナリオは、HSBCグループのトップリスクおよび新興リスクに合わせて調整されている。

4つの標準シナリオのうち3つは、コンセンサス予測および分布推定から導き出されている。4つ目のシナリオである下振れシナリオ2は、深刻な下振れリスクに対する経営陣の見解を示している。2022年第2四半期において経営陣は、現在のサプライサイド・リスクが今後の経済指針に十分に反映されるよう、下振れシナリオ1として知られる追加的な5つ目のシナリオを使用する選択をした。同シナリオは、長期的なインフレ上昇を継続させ、失業率を押し上げ、GDP成長率を押し下げる持続的な世界的供給ショックの影響を把握できるように設計されている。

追加シナリオの使用は、HSBCグループの将来的経済指針の手法に沿ったものである。経営陣は、当行グループが直面する経済リスクをコンセンサス・シナリオが適切に捉えていないと判断した場合、追加シナリオも使用することがある。コンセンサス・シナリオとは異なり、こうした追加シナリオは、特定されたリスクに沿った記述的な仮定に基づき策定され、経済活動を長期トレンドから永久的に乖離させる衝撃を織り込むこともある。

## 経済シナリオの概要

本項に記載の経済に関する仮定については、特にECLの計算を目的として、HSBCグループが外部予測を参照して策定したものである。

経済予測は、現在の環境において高い不確実性の影響を受ける。見通しに対するリスクは、インフレを目標値に戻し、インフレ予想の高まりを抑制するために利上げする中央銀行の行動に支配されている。ウクライナにおける戦争の影響とともに、アジアにおけるパンデミックの進展および管理は、依然として不確実性の

主な源泉となっている。英国のEUとの関係の進化、および様々な戦略的問題をめぐる米中間の対立をはじめとする地政学的リスクも下振れリスクとなっている。

2022年6月30日現在のECLを算出するために用いた5つのグローバル・シナリオは、コンセンサス中心シナリオ、コンセンサス上振れシナリオ、コンセンサス下振れシナリオ、下振れシナリオ1および下振れシナリオ2である。

本書におけるECLの計算に使用されたシナリオについては、以下に記載する。

### コンセンサス中心シナリオ

HSBCグループの中心シナリオでは、2021年における堅調な回復後、2022年から2023年にかけてGDP成長率が徐々に低下すると仮定している。失業率は、同期間中も低水準を維持すると予想されている。

GDP予測は、過去数四半期において下方修正されてきた。供給不足およびコモディティ価格の上昇に関連するインフレの急上昇は、コスト上昇および実質所得の伸びの停滞により成長の足枷となり始めている。

中心シナリオでは、インフレは2022年にピークを迎え、金融引締政策に支えられて2023年末までには中央銀行の目標値に回帰すると仮定している。

中心シナリオにおける世界のGDPは、2022年に3.3%成長すると予想されている。世界の平均GDP成長率は、予測期間において2.8%になると見込まれており、これはパンデミック発生前の5年間の平均GDP成長率と同水準である。

主要な市場全体について、中心シナリオでは以下のとおり仮定している。

- ・ 経済成長は、サプライ・チェーンの混乱および物価上昇が購買力を引き下げるため、当面の間は鈍化するとみられる。成長は、サプライ・チェーンの問題が緩和され、インフレも目標値に回帰することで、数年後には長期予想トレンドに戻ると予想される。
- ・ 失業率は、パンデミック前の水準に近い状態を維持し、労働市場も、当行グループの主要市場全体で厳しい状態が続くと予想される。
- ・ インフレは、コモディティ価格、食糧価格および製品価格の高止まりにより2022年も上昇するとみられる。インフレは、今後2年間で中央銀行目標値に収束すると予想される。
- ・ 主要市場の政策金利は、インフレを目標値に回帰させるための中央銀行の引締め政策により、予想期間の最初の18ヶ月間に上昇するとみられる。政策金利はその後、パンデミック前よりも高い水準で落ち着く。
- ・ ウエスト・テキサス・インターミディエート（WTI）原油価格は、予想期間の最初の2年間ににおいて平均100米ドルを超過し、その後供給不足が解消されて再び下落するとみられる。予想期間中の原油価格は、1バレル当たり平均81米ドルになると予想される。

中心シナリオは、5月時点で利用可能なコンセンサス予測に基づき策定されたが、その後6月に更新された。コンセンサス予測の構成要素間のばらつきが異常に大きく、不確実性の水準が高まっていることを示唆する。その結果、中心シナリオに割り当てられた確率加重は、市場全体の経済予測に固有の不確実性を反映して40%から50%となった。

以下の表は、主要なマクロ経済変数およびコンセンサス中心シナリオに割り当てられた確率を示している。

#### 中心シナリオ(2022年第3四半期 - 2027年第2四半期)

	英国 %	フランス %
<b>GDP成長率</b>		
2022年：年平均成長率	3.7	2.9
2023年：年平均成長率	1.4	1.8
2024年：年平均成長率	1.6	1.6
5年間平均	1.6	1.5

失業率		
2022年：年平均失業率	4.0	7.5
2023年：年平均失業率	4.2	7.4
2024年：年平均失業率	4.1	7.3
5年間平均	4.1	7.3
住宅価格上昇率		
2022年：年平均上昇率	9.2	5.8
2023年：年平均上昇率	2.9	4.5
2024年：年平均上昇率	2.9	4.1
5年間平均	3.3	3.9
インフレ率		
2022年：年平均上昇率	8.3	4.5
2023年：年平均上昇率	4.7	2.4
2024年：年平均上昇率	2.1	2.0
5年間平均	3.2	2.3
確率	50	40

## コンセンサス上振れシナリオ

コンセンサス中心シナリオとは対照的に、コンセンサス上振れシナリオでは、最初の2年間はGDP成長率が急速に上昇し、その後長期予想トレンドに収束すると仮定している。同シナリオは、需要主導型であり、多数の主要な上振れリスク要因と一致している。それらには、サプライ・チェーン問題の迅速な解消、ロシアとウクライナの戦争の迅速かつ平和的な解決、米中間の緊張緩和および英国EU間の関係改善が含まれる。

以下の表は、主要なマクロ経済変数およびコンセンサス上振れシナリオに割り当てられた確率を示している。

### コンセンサス上振れシナリオにおける「最善の結果」

	英国 %		フランス %	
GDP成長率	4.3	(2024年第2四半期)	3.4	(2023年第2四半期)
失業率	3.2	(2024年第2四半期)	6.4	(2024年第2四半期)
住宅価格上昇率	9.8	(2022年第3四半期)	6.1	(2023年第3四半期)
インフレ率	10.2	(2022年第3四半期)	6.7	(2022年第4四半期)
確率	10		10	

注：コンセンサス上振れシナリオにおける極値は、同シナリオの最初の2年間における最高のGDP成長率および最低の失業率等、同シナリオにおける「最善の結果」となっている。上振れシナリオにおいてはインフレがGDPと正に相関しており、「最善の結果」はシクリカル高点ともいう。

## 下振れシナリオ

下振れシナリオでは、多数の主要な経済リスクおよび財務リスクの高まりおよび顕在化について検討する。

インフレおよびそれに対処するための金融政策は、世界の成長にとって主要な懸念材料となっている。新型コロナウイルスのパンデミックにより発生したサプライ・チェーンの混乱およびロシアとウクライナの戦争により、コモディティ価格が急騰し、多くの市場において表示価格が上昇した。重大な懸念の一つは、特に労働市場および一部のセクターにおける労働力不足により賃金上昇圧力が高まっていることにより、インフレ予測が中央銀行目標値から乖離していることである。インフレ予測の乖離により、インフレが長期にわたり高止まりし、コスト圧力を悪化させ、家計の実質所得および企業の利益を圧迫するリスクが高まる。ひいては、中央銀行の政策対応がより強硬になり、金利が急騰し、最終的には不況となるリスクが高まる。

新型コロナウイルス関連のリスクも依然として重大である。欧州全体で新型コロナウイルス関連の制限が緩和されたにもかかわらず、ワクチン耐性の高い新型コロナウイルスの新種の変異株が出現し、より厳格な公衆衛生政策対応が必要となることは、依然として世界的な見通しの重大リスクの一つとなっている。

地政学的環境は、以下のリスクもはらんでいる。

- ・ ロシアとウクライナの戦争の長期化によるウクライナの国境を越えた激化。
- ・ 北アイルランド議定書をめぐる英国およびEU間の貿易関係の悪化。
- ・ マインドに影響を及ぼし、世界の経済活動を制限し得る米国等の国々と中国との間の継続的な衝突。

## コンセンサス下振れシナリオ

コンセンサス下振れシナリオにおいては、経済活動が中心シナリオと比べかなり低迷している。同シナリオでは、GDP成長率は低調であり、失業率も上昇し、資産価格が下落すると仮定している。同シナリオは、インフレおよびコモディティ価格が下落し、その後長期予想トレンドに向けて緩やかに回復するという需要ショックで構成されている。

以下の表は、主要なマクロ経済変数およびコンセンサス下振れシナリオに割り当てられた確率を示している。

### コンセンサス下振れシナリオにおける「最悪の結果」

	英国		フランス	
	%		%	
GDP成長率	(0.7)	(2023年第2四半期)	0.1	(2023年第2四半期)
失業率	5.5	(2023年第2四半期)	8.5	(2023年第1四半期)
住宅価格上昇率	(4.1)	(2023年第3四半期)	2.4	(2023年第2四半期)
インフレ率	0.7	(2024年第2四半期)	(0.6)	(2023年第2四半期)
確率	0		0	

注：コンセンサス下振れシナリオにおける極値は、同シナリオの最初の2年間における最低のGDP成長率および最高の失業率等、同シナリオにおける「最悪の結果」となっている。下振れシナリオにおいてはインフレがGDPと正に相関しており、「最悪の結果」はシクリカル低点ともいう。

## 下振れシナリオ1

物価上昇の長期化、政策金利の積極的な引上げ、高い失業率および世界的な景気後退の影響について検討するため、追加下振れシナリオが策定された。

同シナリオでは、ロシアとウクライナの戦争により、他のシナリオよりも長期間にわたりインフレが基準値を上回って上昇する持続的な供給ショックが引き起こされる。

同シナリオでは、主要な中央銀行の対応は遅れるが、インフレ予想がインフレ目標から乖離し始めたことで、中央銀行が強硬な措置を講じると仮定している。金利の上昇は、深刻な信用危機を招き、その結果、予想期間の後半で世界的な景気縮小が発生すると予想される。

以下の表は、主要なマクロ経済変数および下振れシナリオ1に割り当てられた確率を示している。

### 下振れシナリオ1における「最悪の結果」

	英国		フランス	
	%		%	
GDP成長率	(3.7)	(2025年第1四半期)	(3.1)	(2025年第1四半期)
失業率	6.6	(2024年第1四半期)	9.1	(2025年第3四半期)
住宅価格上昇率	(11.9)	(2024年第1四半期)	(2.0)	(2024年第4四半期)
インフレ率	9.5	(2022年第3四半期)	5.0	(2022年第4四半期)
確率	30		35	

注：追加下振れシナリオにおける極値は、最低のGDP成長率ならびに最高のインフレ率および失業率等、同シナリオにおける「最悪の結果」となっている。

## 下振れシナリオ 2

下振れシナリオ 2 は、世界的な大不況を仮定し、経済リスク分布の裾部分に関する経営陣の見解を反映したものである。同シナリオは、ロシアとウクライナの戦争のさらなる激化、サプライ・チェーンの混乱の悪化、および厳格な公衆衛生政策対応を要するワクチン耐性を持った新型コロナウイルスの変異株の出現等、複数のリスクの同時発生を織り込んでいる。

同シナリオでは、インフレを上昇させる最初のサプライサイド・ショックを仮定している。大規模な需要減少ショックでコモディティ価格が急落し、深刻な不況の長期化で世界の物価上昇も鈍化するため、その勢いは短期間で収まると予想されている。

以下の表は、主要なマクロ経済変数および下振れシナリオ 2 に割り当てられた確率を示している。

### 下振れシナリオ 2 における「最悪の結果」

	英国 %		フランス %	
GDP成長率	(6.3)	(2023年第 2 四半期)	(5.5)	(2023年第 2 四半期)
失業率	8.5	(2023年第 3 四半期)	10.2	(2024年第 2 四半期)
住宅価格上昇率	(15.2)	(2023年第 3 四半期)	(4.5)	(2024年第 2 四半期)
インフレ率	(2.2)	(2023年第 4 四半期)	(2.7)	(2023年第 4 四半期)
確率	10		15	

注：下振れシナリオ 2 における極値は、同シナリオの最初の 2 年間における最低のGDP成長率および最高の失業率等、同シナリオにおける「最悪の結果」となっている。下振れシナリオ 2 においては、一時的な上昇の後、インフレが引き続きGDPと正に相関し、「最悪の結果」はシナリオ低点ともいう。

## シナリオ加重

景況ならびに不確実性およびリスクの水準を検証するにあたり、経営陣は、世界的要因および各国固有の要因の双方を考慮した。これにより経営陣は、個々の市場における不確実性に対する見解に合わせてシナリオ確率を割り当てた。

2022年第 2 四半期における主な考慮事項の一つは、中心シナリオの予測に付随する高い水準の不確実性であった。こうした懸念は、以下の事項に焦点を当てている。

- ・ 欧州におけるガス供給の安全保障および世界的な原油供給に付随するリスクで、実質所得およびGDP成長率に重大な影響を及ぼす確率を上昇させるインフレ上昇リスク。
- ・ 金利環境の急激かつ大幅な変化を示唆する市場金利予測。

英国では、物価の急上昇および家計の実質所得の圧迫により、中央銀行は、強硬な金融政策で対応した。金利上昇の影響をめぐる不確実性により、経済および金融のボラティリティは今もなお高まっている。英国の場合、コンセンサス上振れシナリオおよび中心シナリオの加重は合計で60%であった。

フランスは、当行グループの主要市場の中で最も高い経済の不確実性に直面している。欧州は、制裁発動、貿易の混乱およびロシアへのエネルギー依存で発生した経済的費用を通じてウクライナにおける戦争にさらされており、先行きに対する不確実性は依然として高い。追加的リスクは、欧州中央銀行（ECB）が長期にわたり実施してきたマイナス金利政策から脱却するとみられていることに起因する。コンセンサス上振れシナリオおよび中心シナリオの加重は合計で50%であった。

## 重要な会計に関する推定および判断

IFRS第 9 号に基づくECLの計算では、重大な判断、仮定および推定を伴う。推定の不確実性および判断の水準は、以下の事項に関する判断を含め、2021年12月31日以降高止まりであった。

- ・ 急激な経済状況の変化および経済予測分布の拡大を前提とした、経済シナリオの選択およびそれに割り当てられる確率加重。インフレの影響、サプライ・チェーンの混乱、継続する新型コロナウイルスのパ

ンデミックの経済的影響の期間および深刻さ、ならびに公衆衛生政策対応に関する仮定を立てるための判断もある。

- ・ 特にマクロ経済変数と債務不履行とのこれまでの関係が高インフレ・シナリオのダイナミクスを反映しない可能性があるため、これらのシナリオがECLに及ぼす経済的影響。

### 経済シナリオをECLの計算に反映させる方法

将来的経済指針をホールセール業務およびリテール業務の貸付金およびポートフォリオに係るECLの計算に適用する手法については、2022年4月12日提出の有価証券報告書の「第3 - 2 事業等のリスク」を参照のこと。モデルは、ECL推定値に関する経済シナリオを反映させるために使用される。これらのモデルは、主にこれまでに観測された事項およびデフォルト率との相関に基づいている。

経済予測およびこれらの予測に対するECLモデルの反応は、現在の環境における高い水準の不確実性の影響を受けており、モデルは、必要な場合に経営陣による判断の調整で引き続き補完されている。

### 経営陣の判断の調整

IFRS第9号に基づく経営陣の判断の調整とは一般的に、最新の事象、モデル欠陥ならびに経営陣による検討および精査の際に適用されるその他の評価を説明するための顧客レベル、セグメント・レベルまたはポートフォリオ・レベルのいずれかにおけるECLの増減をいう。

これには、モデルの入力値および出力値の精緻化、経営陣の判断に基づくモデル後調整の使用、モデル化が困難な影響の高水準の定量分析が含まれる。

ホールセール業務およびリテール業務における経営陣による判断の調整は、モデル・リスク・マネジメントによる独立した検証のもと、グローバル事業部門減損委員会の一部として提示される。これは、IFRS第9号のガバナンス・プロセスに沿ったものである。

経営陣の判断の調整が必要となる要因は、経済環境とともに変化し続けている。

当行グループは、経営陣の判断の調整を定期的に監視しつつ、可能な場合は適宜、モデルの再調整または再開発を通じて経営陣の判断の調整への依存を軽減する目的で、内部ガバナンスを整備している。

2022年6月30日現在のECL（報告数値）を推定するために行われた経営陣による判断の調整については、以下の表に記載する。

#### 2022年6月30日現在のECLに対する経営陣の判断の調整<sup>1</sup>

	リテール業務 百万ポンド	ホールセール業務 百万ポンド	合計 百万ポンド
銀行、国家および政府機関	-	(30)	(30)
法人向け貸付の調整	-	78	78
インフレ関連の調整	2	-	2
マクロ経済関連の調整	12	64	76
パンデミック関連の経済回復調整	-	-	-
その他のリテール貸付の調整	8	-	8
合計	22	112	134

#### 2021年12月31日現在のECLに対する経営陣の判断の調整<sup>1</sup>

	リテール業務 百万ポンド	ホールセール業務 百万ポンド	合計 百万ポンド
銀行、国家および政府機関	-	(4)	(4)
法人向け貸付の調整	-	31	31
マクロ経済関連の調整	17	-	17
パンデミック関連の経済回復調整	3	-	3
その他のリテール貸付の調整	-	-	-
合計	20	27	47

<sup>1</sup> 表に記載の経営陣の判断の調整はそれぞれ、ECLの増加（または減少）を示している。

ホールセール業務の信用リスク・エクスポージャーに対するECL引当金の調整により、2022年6月30日現在で112百万ポンド（2021年12月31日現在：27百万ポンド）が引当金に追加された。かかる調整には、定量分析およびベンチマークの他、内部与信専門家によるリスク評価で裏付けされた、当行グループの主要市場の一部においてリスクが高く影響を受けやすいセクター、ならびに欧州における地政学的リスクおよびマクロ経済の不確実性に関する経営陣の判断の結果が含まれている。また、検討事項には、政府介入の継続の他、ロシアとウクライナの紛争、インフレ上昇、ガスのサプライ・チェーンの締付けおよび欧州における地政学的リスク等の関連する特異要因による一部のセクターにおける潜在的デフォルト抑制が含まれている。

112百万ポンドの正味調整額（2021年12月31日現在：27百万ポンド）は、経営陣の判断208百万ポンド（2021年12月31日現在：131百万ポンド）（特に、リスクが高く影響を受けやすいセクターに関する調整80百万ポンド（2021年12月31日現在：131百万ポンド）、ロシアとウクライナの紛争の結果としての調整64百万ポンド（2021年12月31日現在：なし）、および欧州全体のマクロ経済の不確実性の高まりを反映するための調整64百万ポンド（2021年12月31日現在：なし）で構成される。これは、引当金（特に、信用リスクを軽減させる輸出信用機関の保証を反映するための引当金。）を減少させたその他の調整96百万ポンド（2021年12月31日現在：104百万ポンド）により相殺された。

リテール業務のポートフォリオにおいては、経営陣による判断の調整により、2022年6月30日現在でECLが22百万ポンド増加した（2021年12月31日現在：20百万ポンド増加）。

- ・ インフレ関連の調整によりECLは2百万ポンド増加した（2021年12月31日現在：なし）。かかる調整は、各国固有のインフレ・リスクがモデルの出力値により完全に捕捉できない場合になされた。
- ・ マクロ経済関連の調整によりECLは12百万ポンド増加した（2021年12月31日現在：17百万ポンド）。かかる調整は主に、モデルの過剰な感応度および将来のマクロ経済状況に関連する各国固有のリスクに関連するものであった。
- ・ 顧客支援策を現在も受けているまたは最近受けなくなった顧客、ならびにその他すべてのデータおよびモデルの調整を反映し、その他の個人向け貸付金の調整によりECLは8百万ポンド増加した（2021年12月31日現在：なし）。

### ECL推計値の経済シナリオ感応度分析

経営陣は、ECLガバナンス・プロセスの一環として、代わりに各シナリオに100%の加重を適用して、選択されたポートフォリオにつき上記の各シナリオ下のECLを再計算することにより、経済予測に対するECL推定値の感応度を検証した。加重は、信用リスクの著しい増加の判断およびその結果としてのECLの測定の双方に反映される。

上振れシナリオおよび下振れシナリオにおいて算出されたECLは、ECL推定値の上限と下限を示すと解されるべきではない。異なる経済シナリオに基づき将来発生し得る債務不履行の影響は、貸借対照表の日付現在のステージ1およびステージ2の貸付金に係るECLを再計算することにより捕捉される。こうした感応度の計算において、貸借対照表の日付現在のステージ3の貸付金（債務不履行の貸付金）の母集団は、変更されない。ステージ3のECLは、特定のポートフォリオのデフォルト時損失率（LGD）が将来の経済予測の変化に対して感応度が高い場合に、当該経済予測の変化に対して感応度が高くなる。

100%の加重が割り当てられた場合のテール・リスク・シナリオを示す数値には特に高い推定不確実性がある。

ホールセール業務の信用リスク・エクスポージャーについての感応度分析では、不履行債務者に関連する金融商品のECLが除外されている。これは、ECLの測定が、将来の経済シナリオに比べ、債務者に固有の信用要因に対して比較的感応度が高いためである。よって、個々の評価においてマクロ経済要因の影響を分離することは実務的に不可能である。

リテール業務の信用リスク・エクスポージャーについての感応度分析では、不履行債務者に関連する顧客に対する貸付金のECLが含まれる。これは、リテール業務の場合、あらゆるステージの貸付金を含む担保付住宅ローン・ポートフォリオのECLが、マクロ経済変数に対して感応度が高いためである。

## ホールセール業務およびリテール業務の感応度

ホールセール業務およびリテール業務の感応度分析については、適切な場合は各シナリオに対する経営陣の判断の調整を含めて記載する。結果の表では、保険業務が保有するポートフォリオおよび小規模なポートフォリオが除外されているため、その他の信用リスクの表に示す個人貸付およびホールセール貸付と直接比較することができない。加えて、ホールセール業務およびリテール業務の分析ではいずれも、下振れシナリオ1が2022年上半期中に導入されたことから、2021年12月31日現在では表示されていない。

## ホールセール業務の分析

### IFRS第9号に基づく将来の経済状況に対するECL感応度<sup>1、2</sup>

2022年6月30日現在	英国 百万ポンド	フランス 百万ポンド
ECL (報告ベース)	124	114
コンセンサス中心シナリオECL	97	98
コンセンサス上振れシナリオECL	81	87
コンセンサス下振れシナリオECL	113	117
下振れシナリオ1 ECL	175	126
下振れシナリオ2 ECL	260	146
帳簿価額(総額ベース)	132,466	142,094

### IFRS第9号に基づく将来の経済状況に対するECL感応度<sup>1、2</sup>

2021年12月31日現在	英国 百万ポンド	フランス 百万ポンド
ECL (報告ベース)	104	98
コンセンサス中心シナリオECL	90	89
コンセンサス上振れシナリオECL	71	78
コンセンサス下振れシナリオECL	109	120
下振れシナリオ2 ECL	189	138
帳簿価額(総額ベース)	142,450	120,955

1 ECLの感応度には、重大な測定に関する不確実性の影響を受けるオフバランスシートの金融商品が含まれている。

2 上記すべてのシナリオの下で帳簿価額は高いがECLは低い、低信用リスク金融商品（FVOCIで測定される負債性金融商品等）を含む。

2022年6月30日現在において最も高い水準の100%加重ECLが英国で観察された。この高い感応度は、主に特定のセクターにおける重大なエクスポージャーおよび下振れリスクによるものであった。

## リテール業務の分析

### IFRS第9号に基づく将来の経済状況に対するECL感応度<sup>1</sup>

2022年6月30日現在	英国 百万ポンド	フランス 百万ポンド
ECL (報告ベース)	6	88
コンセンサス中心シナリオECL	5	87
コンセンサス上振れシナリオECL	5	87
コンセンサス下振れシナリオECL	6	88
下振れシナリオ1 ECL	7	89
下振れシナリオ2 ECL	9	90
帳簿価額(総額ベース)	2,061	18,759

### IFRS第9号に基づく将来の経済状況に対するECL感応度<sup>1</sup>

	英国 百万ポンド	フランス 百万ポンド
2021年12月31日現在		
ECL (報告ベース)	5	91
コンセンサス中心シナリオECL	4	91
コンセンサス上振れシナリオECL	4	91
コンセンサス下振れシナリオECL	5	92
下振れシナリオ 2 ECL	10	93
帳簿価額 (総額ベース)	2,007	18,295

1 ECLの感応度には、より複雑でないモデル手法を用いたポートフォリオが除外されている。

## 帳簿価額(総額ベース) / 元本金額ならびに銀行および顧客に対する貸付金引当金 (貸付コミットメントおよび金融保証を含む。) の変動の調整

以下の開示は、当行グループの帳簿価額(総額ベース) / 元本金額ならびに銀行および顧客に対する貸付金 (貸付コミットメントおよび金融保証を含む。) 引当金のステージ別の調整を示したものである。変動は四半期ごとに計算されるため、四半期間のステージの変動が完全に捕捉されている。変動が期首から現在までの期間を対象に計算された場合、金融商品の期首ポジションおよび同期間終了日ポジションのみを反映することとなる。

金融商品の移転は、ステージの移動が帳簿価額(総額ベース) / 元本金額および関連するECL引当金に及ぼす影響を示している。

ステージの移動から生じるECLの再測定(正味ベース)は、例えば12ヶ月(ステージ1)のECL測定基準から全期間(ステージ2)のECL測定基準への変更等、こうした移動による増減を示している。再測定(正味ベース)では、ステージが移動する金融商品の顧客リスク格付(CRR) / デフォルト確率(PD)の変動が除外されている。

これは、「リスク・パラメーターの変動 - 信用の質」の項目におけるその他の信用の質の変動と併せて捕捉される。

「購入または組成された新規金融資産」、「認識中止された資産(最終返済額を含む。 )およびリスク・パラメーターの変動 - 追加の貸付金 / 返済額」の変動は、当行グループの貸付ポートフォリオ内の数量の変動による影響を示している。

## 帳簿価額(総額ベース) / 元本金額ならびに銀行および顧客に対する貸付金 (貸付コミットメントおよび金融保証<sup>1</sup>を含む。) 引当金の変動の調整

	信用が減損していない				信用が減損している				合計	
	ステージ1		ステージ2		ステージ3		POCI			
	帳簿価額 (総額ベース) / 元本 金額 百万 ポンド	ECL引当金 百万 ポンド								
2022年1月1日現在	179,612	(118)	17,471	(188)	2,779	(923)	2	(2)	199,864	(1,231)
金融商品の移動	(8,451)	(12)	8,209	30	242	(18)	-	-	-	-
- ステージ1から ステージ2への移 動	(12,948)	8	12,948	(8)	-	-	-	-	-	-
- ステージ2から ステージ1への移 動	4,490	(19)	(4,490)	19	-	-	-	-	-	-
- ステージ3への 移動	(64)	-	(275)	20	339	(20)	-	-	-	-
- ステージ3から の移動	71	(1)	26	(1)	(97)	2	-	-	-	-

ステージの移動に より発生するECL の再測定（正味 ベース）	-	11	-	(10)	-	-	-	-	-	1
組成または購入さ れた新規金融資産	25,703	(16)	-	-	-	-	1	(1)	25,704	(17)
認識中止された資 産(最終返済額を 含む。)	(11,795)	2	(1,273)	7	(152)	20	-	-	(13,220)	29
リスク・パラメー ターの変動 - 追 加の貸付金 / 返済 額	(9,703)	22	(2,959)	(23)	(56)	40	(1)	1	(12,719)	40
リスク・パラメー ターの変動 - 信 用の質	-	(4)	-	(130)	-	(125)	-	-	-	(259)
ECLの計算に使用さ れたモデルの変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
償却された資産	-	-	-	-	(34)	34	-	-	(34)	34
認識中止を招いた信 用関連の変更	-	-	-	-	(1)	1	-	-	(1)	1
外国為替	2,604	(1)	308	(5)	41	(14)	-	-	2,953	(20)
その他 <sup>2, 3</sup>	5,820	4	(368)	49	(112)	36	-	-	5,340	89
<b>2022年6月30日現在</b>	<b>183,790</b>	<b>(112)</b>	<b>21,388</b>	<b>(270)</b>	<b>2,707</b>	<b>(949)</b>	<b>2</b>	<b>(2)</b>	<b>207,887</b>	<b>(1,333)</b>
当期の損益計算書上 のECLの変動		15		(156)		(65)		-		(206)
追加：回収										1
追加：その他										21
<b>当期の損益計算書上 のECLの変動合計</b>										<b>(184)</b>

帳簿価額(総額ベース) / 元本金額ならびに銀行および顧客に対する貸付金(貸付コミットメントおよび金融保証<sup>1</sup>を含む。)引当金の変動の調整(続き)

	2022年6月30日		2022年6月30日に 終了した上半期
	帳簿価額(総額 ベース) / 元本金額 百万ポンド	ECL引当金 百万ポンド	ECL戻入れ/ (費用) 百万ポンド
上記のとおり	207,887	(1,333)	(184)
償却原価で測定されるその他の金融資産	253,869	(113)	(2)
非トレーディング目的の売却契約上のコミットメント	42,732	-	-
IFRS第9号の適用範囲外である履行およびその他の保証	-	-	4
<b>IFRS第9号の減損要件が適用される金融商品の概要 / 連結損益計 算書の概要</b>	<b>504,488</b>	<b>(1,446)</b>	<b>(182)</b>
FVOCIで測定される負債証券	37,077	(24)	(5)
<b>当期のECL引当金合計 / 損益計算書上のECLの変動合計</b>	<b>N/A</b>	<b>(1,470)</b>	<b>(187)</b>

1 IFRS第9号の減損要件が適用されない履行保証契約を除く。

2 HSBCグループのその他のグループ会社に関連するエクスポージャーの半期ごとの変動を含む。2022年6月30日現在、その額は3.4十億ポンドであり、ECLのないステージ1として分類された。さらに、合計には、「第6-1 財務書類 - 財務諸表注記」の注記11「事業処分」において開示された事業処分を反映して、売却目的保有資産に区分されていた顧客および銀行に対する貸付金の帳簿価額(総額ベース)1.3十億ポンド、ならびに対応するECL引当金101百万ポンドが含まれている。

3 英国におけるリアルタイム決済サービスFaster Paymentsおよび小切手処理の画像決済システムとともに、銀行間自動決済システム(BACS)を支援するためにイングランド銀行で維持していた残高を示すステージ1の銀行に対する貸付金の帳簿価額(総額ベース)

3.2十億ポンドを含む。当該残高は、これまで「現金および中央銀行預け金」に計上されていた。なお、比較数値は修正再表示されていない。

帳簿価額(総額ベース)/元本金額ならびに銀行および顧客に対する貸付金(貸付コミットメントおよび金融保証<sup>1</sup>を含む。)引当金の変動の調整(続き)

	信用が減損していない				信用が減損している				合計	
	ステージ1		ステージ2		ステージ3		POCI			
	帳簿価額 (総額ベース)/元本 金額 百万 ポンド	ECL引当金 百万 ポンド								
2021年1月1日現在	184,715	(180)	31,726	(378)	3,352	(1,050)	40	(12)	219,833	(1,620)
金融商品の移動	5,245	(66)	(5,617)	90	372	(24)	-	-	-	-
- ステージ1から ステージ2への移動	(8,431)	14	8,431	(14)	-	-	-	-	-	-
- ステージ2から ステージ1への移動	13,714	(78)	(13,714)	78	-	-	-	-	-	-
- ステージ3への 移動	(93)	-	(401)	28	494	(28)	-	-	-	-
- ステージ3からの 移動	55	(2)	67	(2)	(122)	4	-	-	-	-
ステージの移動により発生するECLの再測定(正味ベース)	-	43	-	(22)	-	(5)	-	-	-	16
組成または購入された新規金融資産	72,348	(55)	-	-	-	-	-	-	72,348	(55)
認識中止された資産(最終返済額を含む。)	(57,098)	6	(3,481)	32	(454)	95	(3)	2	(61,036)	135
リスク・パラメーターの変動 - 追加の貸付金/返済額	(16,766)	76	(3,927)	62	(213)	40	(29)	2	(20,935)	180
リスク・パラメーターの変動 - 信用の質	-	54	-	7	-	(176)	-	-	-	(115)
ECLの計算に使用されたモデルの変更	-	2	-	9	-	-	-	-	-	11
償却された資産	-	-	-	-	(152)	152	(5)	5	(157)	157
認識中止を招いた信用関連の変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国為替	(7,512)	2	(1,060)	10	(126)	46	(1)	1	(8,699)	59
その他 <sup>2</sup>	(1,320)	-	(170)	2	-	(1)	-	-	(1,490)	1
2021年12月31日現在	179,612	(118)	17,471	(188)	2,779	(923)	2	(2)	199,864	(1,231)
当期の損益計算書上のECLの変動		126		88		(46)		4		172
追加:回収										3
減少:その他										(23)
当期の損益計算書上のECLの変動合計										152

帳簿価額(総額ベース)/元本金額ならびに銀行および顧客に対する貸付金(貸付コミットメントおよび金融保証<sup>1</sup>を含む。)引当金の変動の調整(続き)

	2021年12月31日現在		2021年12月31日に 終了した12ヶ月間
	帳簿価額(総額 ベース)/ 元本金額 百万ポンド	ECL引当金 百万ポンド	ECL戻入れ/(費用) 百万ポンド
上記のとおり	199,864	(1,231)	152
償却原価で測定されるその他の金融資産	202,137	(9)	(1)
非トレーディング目的の売戻契約上のコミットメント	30,005	-	-
IFRS第9号の適用範囲外である履行およびその他の保証	-	-	18
IFRS第9号の減損要件が適用される金融商品の概要/連結損益 計算書の概要	432,006	(1,240)	169
FVOCIで測定される負債証券	41,188	(19)	5
当期のECL引当金合計/損益計算書上のECLの変動合計	N/A	(1,259)	174

1 IFRS第9号の減損要件が適用されない履行保証契約を除く。

2 HSBCグループのその他のグループ会社に関連するエクスポージャーの年度ごとの変動を含む。2021年12月31日現在、その額は(1)十億ポンドであり、ECLのないステージ1として分類された。

## トレジャリー・リスク

### 概要

トレジャリー・リスクとは、金融債務の履行および規制上の要件の充足に十分な資本、流動性または資金調達源を有していないリスクとともに、従業員およびそれらの扶養家族に対する年金およびその他の退職後給付金の支給に起因する財務リスクをいう。トレジャリー・リスクには、非トレーディング勘定為替リスクおよび市場金利の変動による当行グループの利益または資本に対するリスクも含まれる。

トレジャリー・リスクは、顧客の行動、経営陣の意思決定または外部環境に起因するそれぞれの源泉およびリスク・プロファイルの変化により発生する。

### アプローチおよび方針

当行グループのトレジャリー・リスク管理の目的は、当行グループの事業戦略を下支えし、規制上の要件およびストレス・テスト関連の要件を充足するために、適切な水準の資本リスク、流動性リスク、資金調達リスク、外国為替リスクおよび市場リスクを維持することにある。

当行グループのトレジャリー・リスク管理のアプローチは、規制環境、経済環境およびビジネス環境を考慮した、当行グループの戦略上および組織上の要請により推進されている。当行グループは、規制上の要件を常に充足することにより、当行グループの事業に内在するリスクのための支援をしつつ、当行グループの戦略に沿って投資するための強固な資本基盤および流動性基盤を維持することを目指している。

当行グループの方針は、リスク管理の枠組み、内部自己資本十分性評価プロセス(以下「ICAAP」という。)および内部流動性十分性評価プロセス(以下「ILAAP」という。)によって支えられている。

リスクの枠組みには、内部目的および規制目的双方のためのリスク評価に沿った多数の指標が組み込まれている。

かかるリスクには、銀行勘定上の信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、年金リスク、非トレーディング勘定為替リスクおよび金利リスクが含まれる。

### トレジャリー・リスク管理

## 2022年上半期における主な展開

- ・ 当行グループの普通株式等Tier 1 (CET 1) 比率は、リスク加重資産(以下「RWA」という。)の16.7十億ポンドの増加およびCET 1 資本の0.2十億ポンドの減少の結果、2021年12月31日現在の17.3%から2022年6月30日現在の14.7%に低下した。RWAの増加は主に、資産の規模の拡大、手法および方針の変更、ならびに外国為替レートの変動によるものであった。CET 1 比率の低下は主に、その他包括利益を通じた公正価値(FVOCI) 準備金の0.4十億ポンドの減少、不良債権(以下「NPL」という。)の0.1十億ポンドの増加によるものであったが、外国為替準備金の0.4十億ポンドの増加により一部相殺された。
- ・ 当行グループの自己資本比率に影響を及ぼした金融商品の時価評価の変動は、流動性リスクを管理するために当行グループのマーケット・トレジャリー事業部門が正味受取利息の経済的ヘッジとして保有していた適格流動資産(以下「HQLA」という。)のポートフォリオで発生した。同ポートフォリオは、当該資産の保有期間リスクを相殺するために保有されていたデリバティブ・ヘッジとともに、FVOCIで計上されている。2022年上半期中に当行グループは、金利上昇による即時の資本への影響を軽減するため、同ポートフォリオの保有期間リスクを軽減する措置を講じた。こうしたリスク軽減の影響は、回収・売却目的で保有される(以下「HTC&S」という。)ストレスVaRエクスポージャーが2021年12月31日現在の532百万ポンドから2022年6月30日現在の272百万ポンドに減少したことからみられる。
- ・ 当行グループの回収・売却目的で保有される資産のポートフォリオは、当行グループの資産バッファの重要な一部を構成しており、当該ポートフォリオの保有期間リスクは、当行グループの構造的金利リスクに対するヘッジとして機能している。当行グループは先般、新たな回収目的保有のビジネス・モデルを承認し、現在法人レベルで導入されており、一部の新規証券購入は、当該モデルに基づき計上されている。今後、当該資産のポートフォリオは、当行グループの構造的金利ヘッジの重要な一部を構成することになる。これにより、当行グループの資本および将来の利益を守りながら、市場の変動からの利益を最適化するために、現行の回収・売却目的で保有されるポートフォリオの市場リスクをより柔軟に管理することが可能となる。
- ・ 当行グループは動向を引き続き注意深く監視しているが、インフレ圧力およびロシアとウクライナの戦争により悪化した将来の経済見通しの不確実性の高まりによる限定的で直接的な資本または流動性への影響がある。
- ・ 当行グループは、多数のプロセス全体で世界的な一貫性および統制基準を引き続き向上させた。当行グループは、PRAをはじめとする所轄規制当局に対して、外部検証および内部検証の不利な結果を報告している。
- ・ 当行グループは、イングランド銀行(以下「BoE」という。)の破綻処理実行可能性評価の枠組み(以下「RAF」という。)に基づく同行の要件を充足するため、当行グループの優先破綻処理戦略に沿って再建・破綻処理能力を引き続き増強した。当行グループは、RAFの能力を開発するため、期限である2022年1月1日を遵守した。当行グループは、2022年6月10日付で当行グループの破綻処理準備の概要を公開し、RAFの第一段階を完了した。当行グループは、BoEと協議の上、2022年下半期中も引き続き能力を強化していく。

なお、自己資本比率、自己資金およびリスク加重資産に関する定量的開示については、下記「2022年上半期における資本リスク」を参照のこと。

## 資本リスク、流動性リスクおよび資金調達リスクの管理プロセス

### 評価およびリスク選好

当行グループの資本管理の方針は、グローバル資本管理の枠組みおよび当行グループの内部自己資本十分性評価プロセス(ICAAP)に支えられている。同枠組みには、CET 1、総資本、適格債務最低基準(以下「MREL」という。)およびレバレッジ比率を含め、主要な資本リスク選好度が組み込まれている。ICAAPは、当行の資本ポジションの評価であり、当行グループのビジネス・モデル、戦略、リスクのプロファイルおよび管理、履行および計画、資本に対するリスクならびにストレス・テストから予想される結果に基づいた、規制上および内部の資金源ならびに要件の双方をまとめたものである。当行グループの自己資本十分性評価

は、リスクの評価によって決定される。かかるリスクには、銀行勘定における信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、年金リスク、保険リスク、構造的外国為替リスクおよび金利リスクが含まれる。気候リスクもICAAPの一部とみなされており、当行グループは、当行グループのアプローチを引き続き開発している。ICAAPは、当行グループの資本リスク選好度および目標比率の決定を支援しており、規制当局による所要自己資本の評価および決定を可能にしている。一部の子会社は、独自のリスク選好度および比率を決定するために現地の規制体制を考慮しつつ、グローバル・ガイダンスに沿ってICAAPを構築している。

当行グループは、経営陣が包括的な方針、指標および統制を維持することにより、流動性・資金調達リスクを監督できるようにすることを目指している。HSBCグループは、そのグループ会社各社が、概してHSBCグループの他のグループ会社に依存することなく、支払期限の到来した法域で支払義務を履行できるよう、グループ会社別に流動性・資金調達リスクを管理している。

当行は、内部最低要件および適用のある規制上の要件を常に充足する義務を負っている。当該要件は、当行グループが適切な一連の期間内（日中を含む。）に流動性リスクを特定、測定、管理および監視するための盤石な戦略、方針、プロセスおよびシステムの整備を確実にするILAAPを通じて評価されている。ILAAPにより、リスク許容度の妥当性およびリスク選好度の設定に関する情報も得られる。かかる指標は現地で設定および管理されるが、HSBCグループの方針および統制の手法および適用の一貫性を確保するため、全世界的に厳格に検証され、それらの問題点が提起される。

### 計画および履行

資本およびRWAに関する計画は、取締役会が承認する年次財源計画の一部である。資本およびRWAの予測は、資産負債管理委員会（以下「ALCO」という。）において定期的に見直しされ資本およびRWAは同計画に照らして監視および管理される。

内部ガバナンス・プロセスを通じて当行グループは、投資および資本の配分に関する決定の規律を強化し、投資収益が経営陣の目標に達するようにすることを目指している。当行グループの戦略は、内部目標水準を超える収益が特定された場合に成長目標を支えるため、ならびに規制上および経済上の資本ニーズに応じるために、資本を事業およびグループ会社に配分することである。当行グループは、平均有形自己資本利益率を用いて事業収益を評価および管理している。

資金調達および流動性に関する計画も、取締役会が承認する財源計画の一部である。取締役会レベルの選好度の指標は、内部流動性・資金調達指標の他、流動性カバレッジ比率（LCR）および安定調達比率（以下「NSFR」という。）である。加えて、当行グループは、預金者集中限度額、ホールセール資金集中限度額および日中流動性をはじめとする主要な指標を含め、適切な資金調達・流動性プロファイルを管理するための各種指標を用いている。

### 資本および流動性に対するリスク

ストレス・テストの枠組みの範囲外で、当行グループのRWA、資本および/または流動性ポジションに影響を及ぼし得るその他のリスクが特定されることもある。当行グループは、将来的な規制改正を注意深く監視し、かかる改正が当行グループの資本および流動性の要件に及ぼす影響（特に、英国によるバーゼル の改革（以下「バーゼル3.1」という。）の未実施の措置の実施に関連する影響。）を継続して評価している。

### 規制の動向

当行グループの自己資本比率は、内部格付手法（以下「IRB」という。）のモデル化要件の変更、ならびに英国による自己資本規制および自己資本指令（以下「CRR」という。）の改正施行を含め、2022年における規制動向の影響を受けてきた。

今後、当行グループの自己資本比率は、バーゼル3.1の実施に伴い変更される見込みであり、PRAは、2022年第4四半期に2025年1月1日を発効日とする英国での施行について協議するとみられる。バーゼル3.1に基づくRWAのアウトプット・フロアは、5年間の経過措置の対象となる見通しである。アウトプット・フロアの影響は、移行期間の終盤に現れるとみられる。

### フランスにおいて計画されている個人向け銀行業務の売却

フランスにおける当行グループの個人向け銀行業務の売却に関連して、当行グループは、CET 1 比率が0.95% 低下すると予想しており、うち1.50%は、同業務が売却目的保有に分類される2022年下半期に発生するが、2023年の予定完了時におけるRWAの減少により一部相殺される見込みである。

### 規制上の報告プロセスおよび統制

規制上の報告の質は、経営陣および規制当局にとって、今もなお重要な優先事項である。当行グループは、プロセスの強化、一貫性の向上および規制上の報告の様々な側面の統制強化のための包括的なプログラムを進めている。当行グループは、現在進行中の信用リスクRWAの報告プロセスに関するものを含め、一部については規制当局からの要請により、多数の独立した外部検証を委託してきた。これまでのところ、こうした検証は、報告の正確性の向上を通じて、RWAを増加させる結果となっている。普通株式等Tier 1 (CET 1) 比率および流動性カバレッジ比率 (LCR) 等、当行グループの規制上の比率の一部がさらなる影響を受ける可能性がある。

### ストレス・テストおよび再建・破綻処理計画

当行グループは、ECLの影響を含め、計画およびリスク・プロファイルの盤石性を評価するため、ならびに監督当局が設定したストレス・テスト要件を充足するために、ストレス・テストを用いている。ストレス・テストはまた、内部自己資本十分性評価プロセス (ICAAP) および内部流動性十分性評価プロセス (ILAAP) に関する情報を提供し、多数の法域において再建計画を下支えしている。これは、当行グループが資本リスクおよび流動性リスクのリスク選好度を設定する際に必要な資本および流動性の規模を評価する際に用いる重要なアウトプットでもある。ストレス・テストはさらに、分析により資本、流動性および/または収益が目標値に達していないことが判明した場合の事業計画の再評価にも用いられている。

各種内部ストレス・テストに加え、当行グループは、多くの法域において監督ストレス・テストの対象となっている。これらには、BoE、EBAおよび欧州中央銀行のプログラムも含まれる。規制当局のストレス・テストおよび当行グループの内部ストレス・テストの結果は、ICAAPを通じて当行グループの所要内部自己資本を評価する際に用いられている。PRAをはじめとする規制当局が実施したストレス・テストの結果は、規制上の最低比率およびバッファの設定に織り込まれることもある。

当行グループおよびその子会社の一部は、再建計画を策定している。これは、リスク選好度および規制上の最低水準の未達となり得る各種ストレス・シナリオで経営陣が選択する可能性のある措置の候補を定めたものである。これは、極度のストレス事象であっても、当行グループの資本ポジションおよび流動性ポジションを再建できるようにするためのものである。当行グループは、当行グループの資本ポジション、流動性ポジションまたは資金調達ポジションに対する脅威となり得る内部変数および外部変数に関連する誘因を監視している。

総じて、再建計画および破綻処理計画は、当行グループの財務の安定性を確保するための枠組みの一部を構成している。当行グループは、BoEの破綻処理実行可能性評価の枠組み (RAF) に関連するものを含め、再建能力および破綻処理能力のさらなる開発に務める。

### 銀行勘定プロセスの金利リスクの測定

#### 評価およびリスク選好度

銀行勘定の金利リスクとは、市場金利の変動による収益または資本への悪影響のリスクをいう。同リスクは、当行グループの非トレーディング資産・負債、特に貸付金、預金およびトレーディング目的で保有しない金融商品、またはトレーディング目的で保有するポジションをヘッジするために保有する金融商品により発生する。経済的にヘッジ可能な金利リスクは、マーケット・トレジャー事業部門に移転されることもある。

ヘッジは概して、金利デリバティブまたは固定金利政府債を通じて実行される。マーケット・トレジャー事業部門が経済的にヘッジできない金利リスクは移転されずに、リスクの発生源となったグローバル事業部門内で引き続き保有される。

資産・負債・資本管理（以下「ALCM」という。）機能部門は、以下を含め、銀行勘定における金利リスクを監視および統制するための各種指標を用いている。

- ・ 正味受取利息の感応度
- ・ 株式資本の経済価値の感応度
- ・ 回収および売却目的で保有するストレス・バリュー・アット・リスク

#### 正味受取利息の感応度

当行グループの非トレーディング金利リスク管理の主要な要素は、その他の経済変数のすべてを不変とした場合における様々な金利シナリオ（即ち、シミュレーション・モデル）の下で、予想正味受取利息（以下「NII」という。）の感応度を監視することである。かかる監視については、資産負債管理委員会（ALCO）が各グループ会社レベルで実施する。

予想NIIの感応度の数値は、静的貸借対照表の規模および構造に基づいた予想イールドカーブにおけるプロフォーム変動の影響を示している。その例外は、無利子当座預金口座の移動および固定金利貸付の期限前弁済等、残高または金利改定の規模が金利に対して感応的であるとみなされる場合である。こうした感応度の計算では、金利変動の影響を軽減するために、マーケット・トレジャリー事業部門またはリスクの発生源となった事業部門が講じるであろう措置は組み込まれていない。NIIの感応度の計算では、「上振れショック」シナリオにおいてすべての満期の金利が同じ額で変動すると仮定している。一方、「下振れショック」シナリオにおける感応度の計算では、衝撃を受けた市場金利に対する下限が反映されていない。ただし、顧客商品固有の金利フロアは、該当する場合に認識されている。

#### 株式資本の経済価値の感応度

株式資本の経済価値（EVE）とは、管理されたランオフ・シナリオ下において、株主に分配し得る将来の銀行勘定のキャッシュ・フローの現在価値をいう。これは、株式資本の現在の簿価に、かかるシナリオにおける将来のNIIの現在価値を加えた値である。EVEは銀行勘定における金利リスクを支えるために必要な経済的資本を評価するために用いることができる。EVEの感応度は、他の経済変数がいずれも一定である場合に、事前に指定された金利ショックによるEVEの予想される変動を示している。EVEの感応度は、資本の源泉の割合として監視されている。

#### 回収・売却目的で保有されるストレス・バリュー・アット・リスク

回収・売却目的で保有されるストレス・バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）は、マーケット・トレジャリー事業部門において回収・売却目的保有ビジネス・モデルに基づき保有される証券のポートフォリオの99%の信頼度での潜在的損失の定量化をいう。ポートフォリオは、かかる証券との指定されたヘッジ関係で保有されるデリバティブとともに、その他の包括利益を通じて公正価値で会計処理される。これは、2007年初頭からの年間最高損失に基づき定量化されており、想定保有期間は60日である。

回収および売却目的で保有されるストレスVaRは、トレーディング勘定の資本化で用いるものと同一のモデルを使用しており、同ビジネス・モデルに基づきマーケット・トレジャリー事業部門が管理するポートフォリオのみを対象としている。

## 2022年上半期における資本リスク

### 自己資本の概要

#### 自己資本十分性指標

	2022年6月30日現在	2021年12月31日現在
リスク加重資産（RWA）（百万ポンド）		
信用リスク	75,856	67,540
カウンターパーティ信用リスク	20,270	16,434
市場リスク	14,180	9,828

オペレーショナル・リスク	10,671	10,512
RWA合計	120,977	104,314
<b>自己資本（移行措置ベース）（百万ポンド）</b>		
普通株式等Tier 1（CET 1）資本	17,776	18,007
Tier 1 資本	21,668	21,869
資本合計	34,147	33,036
<b>自己資本比率（移行措置ベース）（%）</b>		
普通株式等Tier 1	14.7	17.3
Tier 1	17.9	21.0
<b>資本比率合計</b>	<b>28.2</b>	<b>31.7</b>
<b>レバレッジ比率（段階的適用完了ベース）</b>		
Tier 1 資本（百万ポンド）	21,668	21,696
レバレッジ比率エクスポージャー合計値(百万ポンド)	446,841	535,562
レバレッジ比率（%）	4.8	4.1

上記表の資本に関する数値および比率は、施行されたCRR の改正版に従い計算されている。レバレッジ比率は、自己資本のエンド・ポイント定義およびIFRS第9号の規制上の経過措置を用いて計算されている。

2022年6月30日現在の当行グループの普通株式等Tier 1（CET 1）資本比率は、2021年12月31日現在の17.3%から14.7%に低下した。これは主に、RWAの増加によるものであった。RWA増加の主な要因は、CRR 規則の施行およびグローバル・バンキング・アンド・マーケッツ（GBM）事業部門およびコマーシャル・バンキング（CMB）事業部門全体の取引増加であった。

2022年上半期中において当行グループは、英国健全性監督機構（以下「PRA」という。）の規制上の自己資本比率規制を遵守した。

## 規制の動向

### 資本バッファ

2022年7月にイングランド銀行の金融政策委員会（以下「FPC」という。）は、英国のカウンターシクリカル資本バッファ（以下「CCyB」という。）比率を1%から2%に引き上げていることを確認した。これは、FPCが標準的なリスク環境にとって適切であると判断するCCyB比率であり、通常の12ヶ月間の実施期間に沿って2023年7月5日に発効予定である。FPCは、CCyB比率を2%に調整した2021年12月以降の経済見通しが著しく悪化していると理解している一方で、経済への衝撃を増幅し得るリスクの一部は、おおむねパンデミック前の水準を維持しているという見方をしている。

標準リスク水準が調整された2019年12月にPRAは、制度上の損失吸収水準全体が変化しないよう、ピラー2Aの減額を提案した。2020年3月には、パンデミックの発生を受けて、FPCは、CCyB比率を0%に引き下げた。当時、PRAは、ピラー2Aの減額を受けた金融機関のすべてにつき、PRAバッファの一時的増額を発表した。6月にPRAは、2022年12月31日付でかかる増額を撤廃すると発表した。

### バーゼル3.1

2020年7月にバーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）は、バーゼル3.1を完了し、信用評価調整（以下「CVA」という。）の枠組みの変更の最終版を発表した。英国では、かかる変更につき、2段階の実施アプローチが採用されてきた。

英国の自己資本規制（以下「英国CRR」という。）の改正は、トレーディング勘定の抜本的見直しに基づく市場リスクRWA規則の改正、カウンターパーティ・リスクを測定するための標準的手法、ファンドへの株式投資規則、大型エクスポージャー規則の改正、新規のレバレッジ比率規則および安定調達比率（NSFR）の導入を含め、バーゼル3.1を実施するための変更の第1段階となる。市場リスクの枠組みの変更を除き、英国CRR は、2022年1月1日付で施行された。市場リスクの変更は、バーゼル3.1の未施行分とともに実施される予定である。

バーゼル3.1の未施行分は、変更の第2段階として施行される。これには、信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび信用評価調整（CVA）に関するRWA規則の改正、ならびにアウトプット・フロアの導入が含まれ

る。2022年3月にPRAは、施行予定日を2025年1月1日としてかかる改正に関する協議を第4四半期に行う予定であることを確認した。改正案の策定において、PRAは、EUおよび米国等のその他の主要な法域における施行時期を考慮してきた。

当行グループは現在、バーゼル3.1の未施行分の当初の施行に対する重大な正味の影響はないとみている。RWAアウトプット・フロアは、5年間の経過措置の対象となる予定である。アウトプット・フロアからの影響は、移行期間の終盤に発生するとみられる。

### 英国のEU離脱

2020年にPRAは、限定的な例外を除き、企業が英国のEU離脱による規則改正の発効を延期できる経過措置を認めた。かかる経過措置の適用は、2022年3月に終了した。

### 信用リスク

内部格付手法（IRB）に基づくRWAの変動性および比較可能性に関する懸念を払拭するため、EUIは、IRB改善策として知られる一連の枠組みの変更案を策定した。同変更案の大半は、英国がEU加盟国であった時期に策定し、最終決定されたため、英国においては、PRAが2022年1月1日付で施行した。

ただし、EUの同修正案のうち、英国がEU法に服さなくなった時点で未発効のものも一部存在する。かかる未発効の修正案には、景気後退に関するEUのテクニカル基準、先進的内部格付（以下「A-IRB」という。）手法での信用リスク軽減に関するEBAのガイドライン、およびリスク加重特定貸付エクスポージャーに関するEUの最終テクニカル基準が含まれる。

PRAは、特定貸付のテクニカル基準を導入しないことを確認している。同様にPRAは、2022年にA-IRB手法での信用リスク軽減に関するEUのガイドラインも施行しない予定であるが、バーゼル3.1の施行の一環として同ガイドラインを反映させることを検討する可能性はある。

### 環境・社会・ガバナンス（以下「ESG」という。）リスク

世界的に規制当局および基準設定者は、ESGに関する複数の提案および論文を引き続き発表している。

2022年3月に国際サステナビリティ基準審議会は、初のIFRSサステナビリティ基準案に関する諮問書を発表した。同諮問書では、気候関連の財務情報開示の具体的要件を含め、重大な持続可能性関連のリスクおよび機会に関する情報開示要件が提案されていた。同基準案は、気候関連財務情報開示タスクフォース（以下「TCFD」という。）の提言に基づくものであり、当該提言を気候関連リスクを超えて持続可能性関連のリスクおよび機会に拡大したものである。ガイダンスの最終版は、国全体で施行されるとみられる。また、3月には米国証券取引委員会も、国内外の民間発行会社に義務付ける気候関連の情報開示の提案に関する諮問書を発表した。提案された情報開示要件は、おおむねTCFDに沿ったものであり、ガバナンス、戦略、リスク管理、リスク指標および目標といった広い分野を網羅している。

2022年5月にイングランド銀行は、2021年度隔年気候探索シナリオ・テストの結果を発表した。主な結果としては、英国で事業を展開する金融機関は、気候リスク管理の一部の側面で進展を遂げているが、気候リスクに対するエクスポージャーの理解および管理にはさらなる作業が必要であるという点が挙げられる。

2022年6月には、バーゼルが気候関連財務リスクに関連する銀行のリスク管理および監督当局の実務の双方の向上を目的とした気候関連財務リスクの効果的な管理および監督の最終原則を発表した。

これまで英国財務省は、金融システムをより環境的に持続可能なものとし、かつ、温室効果ガス実質ゼロという英国のコミットメントに沿ったものするための長期的抱負を達成するための英国政府の道筋を定めた行程表を発表していた。その一環として、英国財務省は、経済活動が環境的に持続可能であるとみなされるために充足すべき基準を定めたグリーン・タクソノミーを実施する予定である。これについては、2022年下半期に協議される予定である。

### 主な指標（KM1/IFRS第9号の経過措置（IFRS9-FL））

	2022年	2022年	2021年	2021年
参照*	6月30日現在	3月31日現在	12月31日現在	6月30日現在

<b>利用可能資本(百万ポンド)</b>					
1	普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 <sup>^</sup>	17,776	17,577	18,007	17,835
	IFRS第9号の経過措置が適用されなかつたと仮定した場合のCET 1 資本	17,758	17,556	17,971	17,798
2	Tier 1 資本 <sup>^</sup>	21,668	21,473	21,869	21,742
	IFRS第9号の経過措置が適用されなかつたと仮定した場合のTier 1 資本	21,651	21,452	21,833	21,705
3	自己資本合計 <sup>^</sup>	34,147	33,005	33,036	33,444
	IFRS第9号の経過措置が適用されなかつたと仮定した場合の自己資本合計	34,129	32,984	33,000	33,407
<b>リスク加重資産 (RWA) (百万ポンド)</b>					
4	RWA合計	120,977	112,991	104,314	110,769
	IFRS第9号の経過措置が適用されなかつたと仮定した場合のRWA合計	120,960	112,971	104,281	110,737
<b>自己資本比率 (%) <sup>1</sup></b>					
5	CET 1 <sup>^</sup>	14.7	15.6	17.3	16.1
	IFRS第9号の経過措置が適用されなかつたと仮定した場合のCET 1	14.7	15.5	17.2	16.1
6	Tier 1 合計 <sup>^</sup>	17.9	19.0	21.0	19.6
	IFRS第9号の経過措置が適用されなかつたと仮定した場合のTier 1 合計	17.9	19.0	20.9	19.6
7	自己資本合計 <sup>^</sup>	28.2	29.2	31.7	30.2
	IFRS第9号の経過措置が適用されなかつたと仮定した場合の自己資本合計	28.2	29.2	31.6	30.2
<b>RWAに占める銀行監督上の検証評価プロセス (以下「SREP」という。)に基づく追加の所要自己資本の割合 (%)</b>					
英国-7d	SREPに基づく所要自己資本合計	8.0	8.0	N/A	N/A
<b>RWAに占める所要統合バッファの割合 (%)</b>					
8	所要資本保全バッファ	2.5	2.5	N/A	N/A
9	金融機関固有のカウンターシクリカル資本バッファ	0.0	0.0	N/A	N/A
11	所要統合バッファ	2.5	2.5	N/A	N/A
英国-11a	全般的な所要自己資本	10.5	10.5	N/A	N/A
12	SREPに基づく所要自己資本合計を充足した後に利用可能なCET 1	10.2	11.1	N/A	N/A
<b>レバレッジ比率<sup>2</sup></b>					
13	エクスポージャー測定値合計 (中央銀行に対する債権を除く。) (百万ポンド) <sup>^</sup>	446,841	423,892	N/A	N/A
14	レバレッジ比率 (中央銀行に対する債権を除く。) (%) <sup>^</sup>	4.8	5.1	N/A	N/A
<b>レバレッジ比率 (資本要求規則に基づく。) <sup>^,3</sup></b>					
	レバレッジ比率エクスポージャー測定値合計 (百万ポンド) <sup>^</sup>	N/A	N/A	535,562	560,264
	レバレッジ比率 (%) <sup>^</sup>	N/A	N/A	4.1	3.8
<b>流動性カバレッジ比率 (LCR) <sup>4,6</sup></b>					
15	適格流動資産合計(百万ポンド)	103,389	102,541	N/A	N/A
英国16a	資金支出 - 加重値合計	112,046	108,705	N/A	N/A
英国16b	資金収入 - 加重値合計	42,534	39,853	N/A	N/A
16	資金支出合計 (純額) (百万ポンド)	69,512	68,852	N/A	N/A
17	LCR比率 (%)	149.0	149.0	N/A	N/A
<b>安定調達比率 (NSFR) <sup>5,6</sup></b>					
18	利用可能安定調達資金合計	105,549	102,367	N/A	N/A
19	所要安定調達資金合計	91,458	92,179	N/A	N/A
20	NSFR比率 (%)	115.0	111.1	N/A	N/A

\* テンプレートに規定される項目のうち、適用があり、かつ数値の存在するものを示している。

^ 数値は、IFRS第9号の経過措置ベースで算出されている。

- 1 自己資本の数値および比率は、資本商品に係るCRRの経過措置ベースで報告されている。
- 2 上記開示は、2022年1月1日より実施され、同日付で発効したPRAの開示テンプレートおよび指示に基づいている。当期末の期間におけるN/Aは、開示が新規であるまたは変更されていることを示しており、比較数値は修正再表示されていない。
- 3 レバレッジ比率は、自己資本に係るCRRのエンド・ポイント・ベースで算出されている。レバレッジ・エクスポージャーおよびレバレッジ比率の比較数値は、その時点で有効な資本要求規則に基づいて別途報告されており、中央銀行に対する債権を算入している。
- 4 LCRの開示は、それぞれ2022年3月および2022年6月に終了した12ヶ月間の期末平均に基づいて計算されている。
- 5 NSFRは、2022年1月1日付で発効したPRAガイダンスに従い算出されている。2022年6月期の開示は、それぞれ2022年3月および2022年6月に終了した2四半期の期末平均に基づいている。
- 6 上記のLCRおよびNSFRの数値は、単一企業としての当行に関連するものであり、連結ベースで算出されてはいない。

## IFRS第9号「金融商品」の規制上の経過措置

当行グループは、IFRS第9号「金融商品」に係るCRRの経過措置（第473条第a項の第4段落を含む。）を採用している。当行グループの資本および比率は、同経過措置に基づき本項の表において表示する。

IFRS第9号の規制上の経過措置により、銀行は、IFRS第9号が適用開始後5年間に貸倒引当金に及ぼす影響の一定割合を自己資本に追加することができる。その影響は以下のように定められている。

- ・ IFRS第9号の採用初日における貸倒引当金の増加。
- ・ その後の非信用減損勘定における予想信用損失（ECL）の増加。

如何なる増加も税務上の影響を受けることから、繰延税金、エクスポージャーおよびRWAの再計算が必要となる。標準的手法（STD）および内部格付手法（IRB）を用いたポートフォリオの影響については、別途計算されることとなる。内部格付手法を用いたポートフォリオの場合、貸倒引当金が規制上の12ヶ月間の予想損失を超過しない限り、資本が増加することはない。

2022年6月30日現在の標準的手法に基づくCET1資本の増加は24百万ポンドであり、うち税務上の影響は(6)百万ポンドであった。その結果、当行グループのCET1比率は、かかる経過措置がない場合、14.7%に留まることとなる。

## 自己資本

### 規制上の自己資本の構成(英国CC1)

参照*	参照†	2022年	2021年
		6月30日 現在 百万ポンド	12月31日 現在 百万ポンド
<b>普通株式等Tier 1 資本：証券および準備金</b>			
1	資本証券および関連資本剰余金勘定	797	797
	- 普通株式	a	797
2	利益剰余金 <sup>2</sup>	b	16,178
3	累積その他包括利益(およびその他準備金) <sup>2</sup>	c	1,852
5	少数持分(連結CET1において許容される金額)	d	61
5a	独立に見直される中間純利益(予測可能な損金または配当控除後)	b	83
6	<b>規制上の調整前の普通株式等Tier 1 資本</b>	<b>18,971</b>	<b>18,965</b>
<b>普通株式等Tier 1 資本：規制上の調整</b>			
7	追加価値調整 <sup>1</sup>	(651)	(584)
8	無形資産(関連繰延税金負債控除後)	e	(72)
10	将来の収益性に依拠する繰延税金資産(一時的差額から生じるものを除く)(関連税金負債控除後)	f	(133)

11	構成価値で評価されない金融商品のキャッシュフロー・ヘッジの損益に関する公正価値準備金	<i>g</i>	389	(25)
12	予想損失金額の算定から生じるマイナス金額	<i>h</i>	(208)	(306)
14	信用状態の変更から生じる公正価値の負債の損益 <sup>2</sup>	<i>i</i>	(245)	98
15	確定給付型年金資産	<i>j</i>	(100)	(54)
27a	CET 1 資本に対するその他の規制上の調整 ( 該当する場合はIFRS第 9 号の経過措置による調整を含む。 ) <sup>2</sup>	<i>k</i>	(175)	34
28	<b>普通株式等Tier 1 に対する規制上の調整合計額</b>		<b>(1,195)</b>	<b>(958)</b>
29	<b>普通株式等Tier 1 ( CET 1 ) 資本</b>		<b>17,776</b>	<b>18,007</b>
	<b>その他Tier 1 (以下「AT 1」という。)資本：証券</b>			
30	資本証券および関連資本剰余金勘定		3,930	3,722
31	- IFRSに基づき株式と分類されるもの	<i>l</i>	3,930	3,722
33	AT 1 からの段階的廃止の対象の適格項目および関連資本剰余金勘定の金額		-	173
34	子会社が発行して第三者が保有する連結AT 1 資本に含まれる適格Tier 1 資本 ( CET 1 に含まれない少数持分を含む。 )	<i>m</i>	11	11
36	<b>規制上の調整前のその他Tier 1 資本</b>		<b>3,941</b>	<b>3,906</b>
	<b>その他Tier 1 資本：規制上の調整</b>			
37	自己AT 1 証券の直接および間接保有 <sup>3</sup>		(49)	(44)
43	<b>その他Tier 1 資本に対する規制上の調整合計</b>		<b>(49)</b>	<b>(44)</b>
44	<b>その他Tier 1 資本</b>		<b>3,892</b>	<b>3,862</b>
45	<b>Tier 1 資本 ( T 1 = CET 1 + AT 1 )</b>		<b>21,668</b>	<b>21,869</b>
	<b>Tier 2 資本：証券および引当金</b>			
46	資本証券および関連資本剰余金勘定 <sup>2</sup>	<i>n</i>	11,319	9,881
47	CRR第484条(5)に定める適格項目およびT 2 からの段階的廃止の対象となっているCRR第486条(4)に定める関連資本剰余金勘定の金額		-	220
UK-47b	T2からの段階廃止の対象となっているCRR第494条b(2)に定める適格項目の金額 <sup>2</sup>	<i>o</i>	1,414	1,293
48	子会社が発行して第三者が保有する連結T 2 資本に含まれる適格自己資本証券 ( CET 1 またはAT 1 に含まれない少数持分およびAT 1 証券を含む。 )	<i>p, q</i>	182	197
	- うち、CRR に基づき適用除外となった子会社発行の証券	<i>q</i>	23	34
51	<b>規制上の調整前のTier 2 資本</b>		<b>12,915</b>	<b>11,591</b>
	<b>Tier 2 資本：規制上の調整</b>			
52	自己T 2 証券および劣後ローンの直接保有、間接保有およびシンセティック保有 ( 負の値 ) <sup>3</sup>		(33)	(29)
55	組織による金融セクター機関のT 2 証券および劣後ローンの直接および間接保有 ( 当該機関が当該組織に重大な投資を保有する場合 ) ( 適格ショート・ポジションの控除後 )	<i>r</i>	(403)	(395)
57	<b>Tier 2 資本に対する規制上の調整合計額</b>		<b>(436)</b>	<b>(424)</b>
58	<b>Tier 2 資本</b>		<b>12,479</b>	<b>11,167</b>
59	<b>資本合計 ( TC = T 1 + T 2 )</b>		<b>34,147</b>	<b>33,036</b>
60	<b>リスク加重資産合計</b>		<b>120,977</b>	<b>104,314</b>
	<b>自己資本比率およびバッファ (%)</b>			
61	普通株式等Tier 1		14.7	17.3
62	Tier 1		17.9	21.0
63	総資本		28.2	31.7

64	リスク・エクスポージャーの金額に占める割合で表現された金融機関の CET 1 全体の所要自己資本 (CRR第92条(1)に加え、CRD第104条(1)ポイント(a)に従った追加要件およびCRD第128条(6)に従った統合バッファ要件に基づく。) <sup>2</sup>	7.03	2.53
65	- 資本保全バッファ要件	2.5	2.5
66	- カウンターシクリカル・バッファ要件	0.03	0.03
68	バッファ充足のために使用可能な普通株式等Tier 1	10.19	12.8
<b>控除のための基準値を下回る金額(リスク加重前)</b>			
72	金融セクター機関の自己資本および適格債務の直接および間接保有 (当該機関が当該組織に重大な投資を保有しない場合)(適格ショート・ポジションの控除後、10%基準値を下回る金額)	1,228	1,182
73	組織による金融セクター機関のCET 1証券の直接および間接保有(当該機関が当該組織に重大な投資を保有する場合)(適格ショート・ポジションの控除後、17.65%基準値を下回る金額)	681	668
75	一時的差異から生じる繰延税金資産(CRR第38条(3)に定める条件が充足された場合の関連税金負債控除後、17.65%基準値を下回る金額)	559	675
<b>Tier 2 引当金への算入の適用上限</b>			
77	標準的手法に基づくT2における信用リスク調整の算入の上限	292	245
79	内部格付手法に基づくT2における信用リスク調整の算入の上限	386	341
<b>段階的廃止アレンジメントの対象の資本証券(2014年1月1日から2022年1月1日までの期間についてのみ適用される。)</b>			
82	段階的廃止アレンジメントの対象であるAT 1証券の現在の上限	-	188
83	上限によりAT 1から除外される金額(償還および満了後の上限超過額)	-	527
84	段階的廃止アレンジメントの対象であるT2証券の現在の上限	-	252
85	上限によりT2から除外される金額(償還および満了後の上限超過額)	-	689

\* テンプレートに規定される項目のうち、適用があり、かつ数値の存在するものを示している。

† 参照(a)から(r)は、規制上の自己資本の計算に用いる下記の「規制上の自己資金と会計上の貸借対照表との調整(英国CC2)」における貸借対照表構成項目を指す。上記の表は、それらが如何に規制上の自己資本の計算に寄与しているかを示したものである。それらの寄与は、規制上の自己資本の定義を適用するための調整または分析の結果、表「貸借対照表に係る調整 - 財務会計上の連結範囲」に記載の会計上の価値と異なることがある。

1 追加的な価値調整は、公正価値で測定され、その後CET 1から控除されたすべての資産について計算されている。

2 上記の開示は、2022年1月1日より施行された改訂規則(同日に発効したPRAの開示テンプレートおよび指示を含む。)に基づいている。比較数値の表示は、改訂されたテンプレートの行および指示に合わせるため、CRRの適用除外となった証券についてのみ変更されている。

3 自己AT 1証券およびT 2証券の保有高の最低控除については、PRAが設定している。

HSBCグループの資本商品の主な特徴は、当行のものを含め、HSBCグループのウェブサイト (<https://www.hsbc.com/investors/fixed-income-investors/regulatory-capital-securities>) に掲載されている。

## リスク加重資産

### 主な要因別のリスク加重資産の変動

	RWA合計 百万ポンド
<b>2022年1月1日現在のRWA</b>	<b>104,314</b>
資産の規模	9,245
資産の質	753
モデルの更新	(1,478)
手法および方針	2,320
外国為替の変動	5,823
<b>RWAの変動合計</b>	<b>16,663</b>
<b>2022年6月30日現在のRWA</b>	<b>120,977</b>

## 資産の規模

信用リスクRWAは、法人向け貸付およびその他の金融資産の増加により、9.2十億ポンド増加した。市場リスクRWAは、（現在の地政学的情勢により）当期中に観察された市場ボラティリティの高まりが、フランスにおけるハードエクイティ・コミットメントの棚卸資産の増加と相まって、3.1十億ポンド増加した。

## 資産の質

資産の質の0.8十億ポンドの増加は主に、ロシア中央銀行をはじめとするロシアのカウンターパーティの格下げによるものであった。

## モデルの更新

RWAの1.5十億ポンドの減少は主に、ポートフォリオが標準モデルから内部モデルに移行することとなった、エクイティ・モデルのプライサー更新で発生したカウンターパーティ信用リスクによるものであった。

## 手法および方針

2.3十億ポンドの増加は主に、CRR 規則の施行および当行グループの中小企業の取扱いの変更によるものであった。かかる増加は、リスク・パラメーターの改良により一部相殺された。

## リスク加重エクスポージャーの金額の概要

	2022年6月30	2022年3月31	2022年6月30
	日現在	日現在	日現在
	RWA	RWA	所要
	百万ポンド	百万ポンド	自己資本 <sup>1</sup> 百万ポンド
1 信用リスク（カウンターパーティ信用リスクを除く。）	72,161	65,086	5,773
2 - 標準的手法 <sup>4,5,6</sup>	20,949	17,010	1,676
3 - 基礎的内部格付手法	19,467	18,289	1,557
4 - スロットティング手法	1,811	1,579	145
英国-4a - 簡略リスク加重手法に基づく資本			-
5 - 先進的内部格付手法	29,934	28,208	2,395
6 カウンターパーティ信用リスク（以下「CCR」という。）	19,962	18,132	1,598
7 - 標準的手法	5,295	4,467	424
8 - 内部モデル手法（以下「IMM」という。）	7,335	7,164	587
英国-8a - 中央カウンターパーティのデフォルト・ファンドへの抛 出のリスク・エクスポージャー額	284	265	23
英国-8b - 信用評価の調整	2,015	1,598	161
9 - その他のカウンターパーティ信用リスク	5,033	4,638	403
15 決済リスク	308	120	25
16 非トレーディング勘定における証券化エクスポージャー	3,695	3,761	296
17 - 内部格付手法（SEC-IRBA）	333	332	27
18 - 外部格付手法（SEC-ERBA）（内部評価手法（以下「IAA」 という。）を含む。）	2,532	2,678	203
19 - 標準的手法（SEC-SA）	717	638	57
英国-19a - 1250%控除	113	113	9
20 ポジション・リスク、外国為替リスクおよびコモディ ティ・リスク（市場リスク）	14,180	12,068	1,134
21 - 標準的手法	2,303	2,198	184
22 - 内部モデル手法	11,877	9,870	950
23 オペレーショナル・リスク	10,671	10,556	854
英国-23b - 標準的手法	10,671	10,556	854
29 合計	120,977	109,723	9,680
24 控除の上限を下回る額（250%のリスク加重） <sup>4</sup>	3,103	3,268	248

- 1 上記および下記の表における「所要自己資本」は、自己資本要求規則第92条に基づくRWAの8%に設定した最低資本賦課をいう。
- 2 外部格付手法（SEC-ERBA）には、内部評価手法（IAA）が含まれる。
- 3 その他のCCRには、証券金融取引およびフリー・デリバリーのRWAが含まれる。
- 4 これは合計では加法によるものではない。残高は信用リスクおよび標準的手法に含まれており、比較数値は修正再表示されている。
- 5 上記の残高には、IRBの簡略リスク加重手法を用いたリスク・スルー手法に基づき算出された集団投資事業（CIU）の範囲内の裏付資本エクスポージャーの所要自己資本が含まれている。
- 6 上記の残高には、IRBの簡略リスク加重手法を用いたリスク・スルー手法に基づき算出された集団投資事業（CIU）の範囲内の裏付資本エクスポージャーの所要自己資本が含まれている。

### 内部格付手法（IRB）に基づく信用リスク・エクスポージャーのRWAフロー計算書（CR8）

参照	2022年6月30日に終	2022年3月31日に
	了した四半期 百万ポンド	終了した四半期 百万ポンド
1 期首現在のRWA <sup>1</sup>	47,207	44,748
2 資産の規模	2,040	1,400
3 資産の質	(139)	896
4 モデルの更新	140	-
5 手法および方針	(869)	(91)
6 取得および処分	-	-
7 外国為替の変動	1,166	254
8 償却	-	-
9 期末現在のRWA <sup>1</sup>	49,545	47,207

1 証券化ポジションおよび非信用債務資産（NCOA）は上記表に含まれていない。フリー・デリバリーは含まれている。

### 内部モデル手法（IMM）に基づくカウンターパーティ信用リスク（CCR）エクスポージャーのRWAフロー計算書（CCR7）

参照	2022年6月30日に	2022年3月31日に
	終了した四半期 百万ポンド	終了した四半期 百万ポンド
1 期首現在のRWA	7,164	6,074
2 資産の規模	207	985
3 資産の質	(76)	98
4 モデルの更新	-	221
5 手法および方針	53	(246)
6 取得および処分	-	-
7 外国為替の変動	(13)	32
8 償却	-	-
9 期末現在のRWA	7,335	7,164

### 内部モデル手法（IMA）に基づく市場リスク・エクスポージャーのRWAフロー計算書（MR2-B）

参照	リスク・	追加的リス	所要	
	アット・バ	クに係る自	其他	自己資本
	リュウ	己資本賦課	RWA合計	合計
	(VaR)	(IRC)	百万ポンド	百万ポンド
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
1 2022年4月1日現在のRWA	2,864	904	900	789
2 リスク・レベルの変動	1,935	604	(123)	163
3 モデルの更新/変更	-	-	-	-
4 手法および方針	-	-	(25)	(2)
8 2022年6月30日現在のRWA	4,799	1,508	752	950
1 2022年1月1日現在のRWA	2,765	1,000	837	670
2 リスク・レベルの変動	96	(96)	63	118
3 モデルの更新/変更	-	-	-	-
4 手法および方針	3	-	-	1
8 2022年3月31日現在のRWA	2,864	904	900	789

## レバレッジ

レバレッジ比率は、非リスク・ベースの所要自己資本を補完するために、非リスク・ベースの上限としてバーゼル の枠組みに導入された。その目的は、銀行セクターにおける過度なレバレッジの蓄積を抑制し、モデル・リスクおよび経営陣の過誤に対する追加の保護手段を導入することである。

2022年1月1日より当行は、EUのレバレッジの枠組みではなく、PRAの英国レバレッジの枠組みに沿ってレバレッジを管理している。PRAの英国レバレッジの枠組みは、2023年1月1日より全面的に当行に適用されるが、それまでの期間、当行は、限定的な報告・開示要件にのみ拘束される。具体的な報告・開示要件は、英国における連結の最高レベルでのみ適用される。HSBCグループの場合、これは、当行グループの連結レベルであり、当行レベルではない。現在、適用のある規制上の最低レバレッジ比率要件はないものの、当行グループは、過度なレバレッジとなるリスクを当行グループのリスク選好の枠組みの一部として管理しており、当行グループのリスク選好ステートメント（以下「RAS」という。）の範囲内で監視している。レバレッジ・リスク選好度のプロファイルは、資産負債管理委員会（ALCO）およびリスク管理会議（以下「RMM」という。）に月次で提出されている。

### 会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーに係る調整の概要（英国LR1 - LRSum）

参照*	2022年 6月30日現在 百万ポンド
1 公開された財務諸表上の資産合計	709,701
2 会計上、連結されているが、健全性規制上の連結対象外のグループ会社に係る調整	(22,443)
4 （中央銀行に対するエクスポージャー除外のための調整）	(126,506)
6 取引日会計の適用を受ける金融資産の通常売買に係る調整	(14,645)
7 適格現金プール取引に係る調整	(5,154)
8 デリバティブ金融商品に係る調整	(149,968)
9 証券金融取引（以下「SFT」という。）に係る調整	8,014
10 貸借対照表に計上されない項目に係る調整（即ち、オフバランスのエクスポージャーの信用相当額への変換）	46,166
11 （健全性規制上の評価調整ならびにTier 1 資本を減少させた特定引当金および一般引当金に係る調整（レバレッジ））	(687)
英国-11a（CRR第429条a(1)ポイント(c)に従いエクスポージャー測定値合計から控除されたエクスポージャーに係る調整）	(275)
12 その他の調整	2,638
13 <b>レバレッジ比率エクスポージャー合計</b>	<b>446,841</b>

### レバレッジ比率共通開示（英国LR2-LRCom）

参照*	2022年 6月30日現在 百万ポンド
<b>オンバランスシート・エクスポージャー(デリバティブおよびSFTを除く。)</b>	
1 オンバランスシート項目(デリバティブ、SFTおよび受託資産を除くが、担保を含む。)	393,490
2 適用のある会計処理の枠組みに従い貸借対照表上の資産から控除される、差し入れられたデリバティブ担保のグロスアップ	5,957
3 （デリバティブ取引で差し入れられた現金変動証拠金に係る債権資産の控除）	(35,415)
6 (Tier 1 資本の決定において控除される資産の額)	(687)
7 <b>オンバランスシート・エクスポージャー合計(デリバティブ、SFTおよび受託資産を除く。)</b>	<b>363,345</b>
<b>デリバティブ・エクスポージャー</b>	
8 SA-CCRデリバティブ取引に関連する再構築コスト(すなわち、適格現金変動証拠金控除後)	30,045
9 SA-CCRデリバティブ取引に関連するポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーに係るアドオン額(時価評価手法)	63,335
10 (顧客清算取引エクスポージャーから除外されるセントラル・カウンターパーティ(CCP)レグ)	(14,135)
11 売却したクレジット・デリバティブの実質想定元本額(調整後)	73,888
12 (売却したクレジット・デリバティブに係る実質想定元本(調整後)の相殺およびアドオン控除)	(71,219)

13	デリバティブ・エクスポージャー合計	81,914
	証券金融取引(SFT)エクスポージャー	
14	グロスのSFT資産(売却会計処理調整後)(ネットtingは認識しない。)	172,695
15	(グロスのSFT資産の現金債務および現金債権のネットting額)	(95,395)
16	SFT資産に係るカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	4,897
18	証券金融取引エクスポージャー合計	82,197
	その他のオフバランスシート・エクスポージャー	
19	オフバランスシート・エクスポージャーのグロスの想定元本額	117,273
20	(信用相当額への換算のための調整)	(71,107)
22	オフバランスシート・エクスポージャー合計	46,166
	除外されたエクスポージャー	
	英国-22aCRR第429条a(1)ポイント(c)に従いエクスポージャー測定値合計から控除されたエクスポージャー	(275)
	英国-22k(除外されたエクスポージャー合計)	(275)
	資本およびエクスポージャー測定値合計	
23	Tier 1 資本(レバレッジ)	21,668
24	エクスポージャー測定値合計(中央銀行に対する債権を含む。)	573,347
	英国-24a(-)中央銀行に対する債権控除	(126,506)
	英国-24b中央銀行に対する債権控除後のエクスポージャー測定値合計	446,841
	レバレッジ比率	
25	中央銀行に対する債権控除後のレバレッジ比率(%)	4.85
	英国-25a中央銀行に対する債権控除後の完全負荷ECL会計モデルのレバレッジ比率(%)	4.85
	英国-25bその他の包括利益を通じた公正価値で測定された未実現損益の暫定措置が適用されなかったと仮定した場合の中央銀行準備金控除後のレバレッジ比率(%)	4.85
	英国-25c中央銀行に対する債権を含むレバレッジ比率(%)	3.78
26	規制上の最低レバレッジ比率要件(%)	3.25

### レバレッジ比率 - オンバランスシート・エクスポージャーの分割(デリバティブ、SFTおよび除外エクスポージャーを除く。)(英国LR3 - LRSp1)

	2022年6月 30日現在 百万ポンド	2021年12月 31日現在 百万ポンド
参照*		
英国-1 オンバランスシート・エクスポージャー(デリバティブ、SFTおよび除外エクスポージャーを除く。)、うち <sup>1</sup> ：	231,328	338,073
英国-2 - トレーディング勘定エクスポージャー	60,698	71,861
英国-3 - 銀行勘定エクスポージャー、うち：	170,630	266,212
英国-5 ソブリンとして取り扱われるエクスポージャー	41,635	147,550
英国-7 金融機関	12,428	8,341
英国-8 不動産上の抵当権により担保されるもの	23,707	23,053
英国-9 リテール・エクスポージャー	3,214	3,542
英国-10 企業	53,530	60,844
英国-11 デフォルトしているエクスポージャー	1,583	1,465
英国-12 その他のエクスポージャー(例：株式、証券化および債権以外のその他の資産)	34,533	21,417

<sup>1</sup> 当該計算は、2022年1月1日に施行された英国レバレッジ規則に従ったものであり、中央銀行債権および現金プール利益を控除している。2021年度の比較数値はその時点で有効であった開示規則に基づいて報告されており、中央銀行に対する債権が含まれるが、現金プール利益は含まれていない。

## 規制上の貸借対照表

### 規制上のグループの構造

保険業務に従事する子会社の資産、負債および買収後準備金は、規制上の連結から除外される。当行グループにかかる保険子会社への投資は、原価で認識され、基準値を条件として、CET 1 資本から控除される。規制上の連結においては、重大なリスクが第三者に移転される場合、特別目的事業体(以下「SPE」という。)も除外される

かかるSPEに対するエクスポージャーは規制上、証券化ポジションとしてリスク加重される。銀行関連会社の参加持分は規制上、PRAのEU法適用に従い当行グループ分の資産、負債、損益およびRWAを含めることで、割合に応じて連結される。非参加型の重要な投資は、基準値を条件として、資本から除外される。

### 規制上の自己資本と会計上の貸借対照表との調整（英国CC2）

	参照十	会計上の 貸借対照表 百万ポンド	保険事業体 / その他事業体 の 連結除外 百万ポンド	関連会社で ある銀行の 連結 百万ポンド	規制上の 貸借 対照表 百万ポンド
<b>資産</b>					
現金および中央銀行預け金		126,759	-	76	126,835
他行から回収中の項目		801	-	-	801
トレーディング資産		78,072	-	-	78,072
公正価値評価の指定を受けた、または強制的に損益を通じて公正価値で測定する金融資産		16,380	(12,584)	616	4,412
- うち、規制上の連結範囲外のグループ内金融機関が発行したTier 2として適格な負債証券	r	-	403	-	403
デリバティブ		202,510	(86)	-	202,424
銀行に対する貸付金	k	16,349	(338)	-	16,011
顧客に対する貸付金	k	94,840	(205)	-	94,635
- うち、IRB手法のポートフォリオに関する予想信用損失	h	(999)	-	-	(999)
売戻契約 - 非トレーディング目的		57,996	-	-	57,996
金融投資		38,743	(8,076)	-	30,667
保険事業体およびその他事業体への出資		-	603	-	603
前払金、未収収益およびその他資産		74,305	(939)	31	73,397
- うち、退職給付資産	j	100	-	-	100
当期税金資産		512	(6)	-	506
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける持分		710	-	(679)	31
のれんおよび無形資産	e	1,058	(986)	-	72
繰延税金資産	f	666	130	-	796
<b>2022年6月30日現在の資産合計</b>		<b>709,701</b>	<b>(22,487)</b>	<b>44</b>	<b>687,258</b>
<b>負債および資本</b>					
<b>負債</b>					
銀行からの預金		38,623	(8)	-	38,615
顧客からの預金		224,991	271	-	225,262
買戻契約 - 非トレーディング目的		34,446	-	-	34,446
他行へ送金中の項目		879	-	-	879
トレーディング負債		43,636	-	-	43,636
公正価値評価の指定を受けた金融負債		30,358	(41)	-	30,317
- うち、Tier 2 資本に算入	n, i	1,121	-	-	1,121
デリバティブ		193,956	(25)	-	193,931
- うち、負債評価調整	k	51	-	-	51
発行済負債証券		8,650	(472)	-	8,178
未払費用、繰延収益およびその他負債		74,934	(938)	42	74,038
当期末払税金		129	(22)	-	107
保険契約に基づく負債		20,136	(20,136)	-	-
引当金		358	(4)	-	354
- うち、IRB手法のポートフォリオに係る信用関連の偶発債務および契約債務	h	70	-	-	70

繰延税金負債		98	(81)	2	19
劣後債務		14,515	-	-	14,515
うち、Tier 2 資本に算入	<i>n, o, p, q</i>	13,815	-	-	13,815
<b>2022年6月30日現在の負債合計</b>		<b>685,709</b>	<b>(21,456)</b>	<b>44</b>	<b>664,297</b>
<b>資本</b>					
払込済株式資本	<i>a</i>	797	-	-	797
その他資本性金融商品	<i>l</i>	3,930	-	-	3,930
その他準備金	<i>b, c, g</i>	(6,188)	58	-	(6,130)
利益剰余金	<i>b, c</i>	25,323	(1,080)	-	24,243
<b>株主資本合計</b>		<b>23,862</b>	<b>(1,022)</b>	<b>-</b>	<b>22,840</b>
非支配持分	<i>d, m</i>	130	(9)	-	121
<b>2022年6月30日現在の資本合計</b>		<b>23,992</b>	<b>(1,031)</b>	<b>-</b>	<b>22,961</b>
<b>2022年6月30日現在の負債および資本合計</b>		<b>709,701</b>	<b>(22,487)</b>	<b>44</b>	<b>687,258</b>

† 参照(a)から(r)は、上記「規制上の自己資本の構成(英国CC1)」における規制上の自己資本の計算に用いる貸借対照表構成項目を指す。

[次へ](#)

## 資産の信用の質

## 正常債権エクスポージャーおよび不良債権エクスポージャーならびに関連引当金（CR1）

	帳簿価額(総額ベース) / 元本金額						減損累積額、信用リスクによる公正価値のマイナス変動 累積額および引当金				担保および金融保証の受 取額	
	正常債権エクスポージャー			不良債権エクスポージャー			正常債権エクスポージャー		不良債権エクスポージャー		正常債権エ クスポー	不良債権エ クスポー
	うち：ス テージ1	うち：ス テージ2	うち：ス テージ3	うち：ス テージ1	うち：ス テージ2	うち：ス テージ3	うち：ス テージ1	うち：ス テージ2	うち：ス テージ3	うち：ス テージ3	正常債権エ クスポー に関するもの	不良債権エ クスポー に関するもの
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2022年6月30日現在												
1 貸付金	318,630	301,374	15,304	2,470	2,470	(320)	(95)	(225)	(932)	(932)	103,083	540
2 中央銀行	135,336	135,323	13	65	65	-	-	-	(16)	(16)	2,506	-
3 一般政府	2,913	2,770	143	28	28	-	-	-	-	-	201	-
4 信用機関	38,418	38,342	76	-	-	(19)	(1)	(18)	-	-	19,337	-
5 その他の金融機関	63,683	61,282	501	249	249	(9)	(3)	(6)	(65)	(65)	35,694	-
6 金融機関以外の 法人	52,866	39,675	13,139	1,804	1,804	(251)	(77)	(174)	(766)	(766)	21,100	381
7 - うち：中小企業	2,047	1,672	375	187	187	(13)	(4)	(9)	(104)	(104)	1,353	54
8 家計	25,414	23,982	1,432	324	324	(41)	(14)	(27)	(85)	(85)	24,245	159
9 負債証券	31,112	30,350	255	-	-	(24)	(14)	(10)	-	-	2,270	-
10 中央銀行	36	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 一般政府	20,137	20,137	-	-	-	(1)	(1)	-	-	-	1,028	-
12 信用機関	6,612	6,558	54	-	-	-	-	-	-	-	1,242	-
13 その他の金融機関	3,655	3,236	188	-	-	(10)	-	(10)	-	-	-	-
14 金融機関以外の 法人	672	383	13	-	-	(13)	(13)	-	-	-	-	-
15 オフバランス・エ クスプージャー	157,901	133,306	6,078	359	245	(66)	(17)	(37)	(29)	(19)	1,214	2
16 中央銀行	783	778	-	-	-	(1)	-	-	-	-	-	-
17 一般政府	2,530	1,974	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 信用機関	7,794	5,583	105	-	-	(2)	-	-	-	-	-	-
19 その他の金融機関	62,811	61,224	448	3	3	(3)	-	(3)	(1)	(1)	184	-
20 金融機関以外の 法人	81,493	61,358	5,450	350	236	(60)	(17)	(34)	(28)	(18)	948	2
21 家計	2,490	2,389	63	6	6	-	-	-	-	-	82	-
22 合計	507,643	465,030	21,637	2,829	2,715	(410)	(126)	(272)	(961)	(951)	106,567	542

## 正常債権エクスポージャーおよび不良債権エクスポージャーならびに関連引当金（CR1）（続き）

	帳簿価額(総額ベース) / 元本金額						減損累積額、信用リスクによる公正価値のマイナ ス変動累積額および引当金				担保および金融保証の 受取額C	
	正常債権エクスポージャー			不良債権エクス プージャー			正常債権エクスポージャー		不良債権エクス プージャー		正常債権エ クスポー	不良債権エ クスポー
	うち：ス テージ1	うち：ス テージ2	うち：ス テージ3	うち：ス テージ1	うち：ス テージ2	うち：ス テージ3	うち：ス テージ1	うち：ス テージ2	うち：ス テージ3	正常債権エ クスポー に関するもの	不良債権エ クスポー に関するもの	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
2021年12月31日現在												
1 貸付金	270,721	258,648	9,163	2,487	2,487	(242)	(91)	(151)	(910)	(910)	97,102	626
2 中央銀行	113,919	113,907	13	-	-	-	-	-	-	-	2,552	-
3 一般政府	1,540	1,318	222	-	-	-	-	-	-	-	224	-
4 信用機関	29,621	29,595	26	-	-	(6)	(5)	(1)	-	-	17,849	-
5 その他の金融機関	48,353	45,188	369	243	243	(9)	(6)	(3)	(16)	(16)	32,713	-
6 金融機関以外の 法人	52,347	44,385	7,847	1,791	1,791	(189)	(58)	(131)	(769)	(769)	20,213	381
7 - うち：中小企業	1,929	1,535	394	200	200	(22)	(7)	(15)	(107)	(107)	1,294	58
8 家計	24,941	24,255	686	453	453	(38)	(22)	(16)	(125)	(125)	23,551	245
9 負債証券	32,676	31,482	644	1	1	(19)	(2)	(17)	(1)	(1)	1,763	-
10 中央銀行	106	106	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 一般政府	22,361	22,361	-	-	-	(1)	(1)	-	-	-	281	-
12 信用機関	6,612	6,218	394	-	-	(2)	(1)	(1)	-	-	1,482	-

13	その他の金融機関	2,822	2,373	216	-	-	(10)	-	(10)	-	-	-	-
14	金融機関以外の法人	775	424	34	1	1	(6)	-	(6)	(1)	(1)	-	-
15	オフバランス・エクスポージャー	144,287	119,893	8,311	416	300	(67)	(27)	(30)	(35)	(15)	1,540	9
16	中央銀行	11	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	一般政府	1,543	1,148	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	信用機関 <sup>1</sup>	5,998	3,789	249	-	-	(9)	(3)	(1)	-	-	-	-
19	その他の金融機関 <sup>1</sup>	49,951	48,248	557	1	1	(2)	(1)	(1)	-	-	232	-
20	金融機関以外の法人	84,473	64,530	7,366	410	295	(55)	(23)	(28)	(35)	(15)	1,167	9
21	家計	2,311	2,176	116	5	4	(1)	-	-	-	-	141	-
22	合計	447,684	410,023	18,118	2,904	2,788	(328)	(120)	(198)	(946)	(926)	100,405	635

1 オフバランス・エクスポージャー28十億ポンドは、顧客区分の変更により2021年12月付で「信用機関」から「その他の金融機関」に再分類された。

## エクスポージャーの満期 (CR1-A)

	エクスポージャーの金額 (純額)					
	要求払い 百万ポンド	1年以下 百万ポンド	1年超 百万ポンド	5年超 百万ポンド	満期の定め なし 百万ポンド	合計 百万ポンド
1 貸付金	34,197	114,363	85,407	39,842	7	273,816
2 負債証券	-	7,332	14,183	8,029	-	29,544
3 2022年6月30日現在の合計	34,197	121,695	99,590	47,871	7	303,360

1 上記表には、売却取引が含まれているが、売却目的保有資産、中央銀行預け金およびその他の要求払い預金は含まれていない。

## 不良債権

### 条件緩和エクスポージャーの信用の質 (英国CQ1)

	帳簿価額(総額ベース)/ 元本金額				減損累積額、信用リスクによる公正価値のマイナス変動累積額および引当金		条件緩和エクスポージャーに係る担保受取額および金融保証受取額	
	正常債権条件緩和	うち: デフォルト	うち: 減損	合計	正常債権条件緩和エクスポージャーに関するもの	不良債権条件緩和エクスポージャーに関するもの	合計	うち: 条件緩和された不良債権エクスポージャー
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2022年6月30日現在								
005 中央銀行預け金およびその他の要求払い預金								
010 貸付金	1,907	690	690	690	(42)	(242)	264	131
020 中央銀行	-	-	-	-	-	-	-	-
030 一般政府	-	-	-	-	-	-	-	-
040 信用機関	-	-	-	-	-	-	-	-
050 その他の金融機関	27	4	4	4	(1)	(1)	-	-
060 金融機関以外の法人	1,839	618	618	618	(38)	(233)	168	72
070 家計	41	68	68	68	(3)	(8)	96	59
080 負債証券	-	-	-	-	-	-	-	-
090 ローン・コミットメント	-	-	-	-	-	-	-	-
100 合計	1,907	690	690	690	(42)	(242)	264	131
2021年12月31日現在								
005 中央銀行預け金およびその他の要求払い預金								
010 貸付金	67	838	838	838	(3)	(235)	212	207
020 中央銀行	-	-	-	-	-	-	-	-
030 一般政府	-	-	-	-	-	-	-	-
040 信用機関	-	-	-	-	-	-	-	-

050	その他の金融機関	6	4	4	4	-	-	-	-
060	金融機関以外の法人	61	704	704	704	(3)	(220)	127	122
070	家計	-	130	130	130	-	(15)	85	85
080	負債証券	-	-	-	-	-	-	-	-
090	ローン・コミットメント	-	-	-	-	-	-	-	-
100	合計	67	838	838	838	(3)	(235)	212	207

## 占有および執行手続により取得した担保(英国CQ7)

	2022年6月30日現在		2021年12月31日現在	
	占有により取得した担保	占有により取得した担保	占有により取得した担保	占有により取得した担保
当初認識時の	マイナス変動	当初認識時の	マイナス変動	
価額	累積額	価額	累積額	
百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
010 有形固定資産 (PP&E)	-	-	-	-
020 PP&E以外	6	-	5	-
030 住宅不動産	2	-	2	-
040 商業不動産	4	-	3	-
050 動産 (自動車および船舶等。)	-	-	-	-
060 株式および債券	-	-	-	-
070 その他の担保	-	-	-	-
080 合計	6	-	5	-

## 不良債権エクスポージャーの質の地域別分布 (英国CQ4)

	帳簿価額 (総額ベース) /元本金額		減損累積額 百万ポンド	貸借対照表に計上 されないコミット メント および金融保証に 対する引当金 百万ポンド	不良債権エク スポージャーに係 る信用リスクによ る公正価値のマイ ナス変動累積額 百万ポンド
	合計 百万ポンド	うち: デフォルト 百万ポンド			
貸借対照表に計上されるエク					
010 スポージャー	212,020	2,405	(1,260)	-	-
020 英国	62,792	358	(256)	-	-
030 フランス	49,977	870	(520)	-	-
040 米国	18,215	9	(19)	-	-
050 ドイツ	13,659	278	(80)	-	-
060 香港	2,832	-	-	-	-
070 その他の国	64,545	890	(385)	-	-
貸借対照表に計上されないエ					
080 クスポージャー	158,261	359	-	94	-
090 英国	29,347	65	-	28	-
100 フランス	50,491	91	-	20	-
110 米国	5,794	-	-	3	-
120 ドイツ	14,803	130	-	10	-
130 香港	1,216	-	-	-	-
140 その他の国	56,610	73	-	33	-
150 合計	370,281	2,764	(1,260)	94	-

## 金融機関以外の法人に対する貸付金の信用の質の産業別分布 (英国CQ5)

	帳簿価額(総額ベース)			不良債権エク スポージャーに係 る信用リスクに よる公正価値の マイナス変動 累積額 百万ポンド
	合計 百万ポンド	うち: デフォルト 百万ポンド	減損累積額 百万ポンド	
010 農林水産業	246	50	(9)	-
020 鉱業・採石業	974	-	(1)	-
030 製造業	10,866	268	(96)	-

040	電気・ガス・蒸気・空調供給	1,904	87	(6)	-
050	水道事業	207	4	(5)	-
060	建設業	766	95	(55)	-
070	卸売業・小売業	9,141	186	(150)	-
080	輸送業・保管業	4,996	172	(102)	-
090	ホテル業・飲食業	1,298	53	(25)	-
100	情報通信業	2,860	36	(15)	-
110	不動産業	5,705	257	(189)	-
120	金融業・保険業	-	-	-	-
130	専門・科学および技術サービス	3,306	194	(61)	-
140	管理サポート・サービス	9,989	295	(257)	-
150	行政・防衛・社会保障	9	-	-	-
160	教育	35	3	(1)	-
170	衛生・社会サービス	317	8	(7)	-
180	芸術・娯楽・レクリエーション	190	6	(5)	-
190	その他のサービス	1,861	90	(32)	-
200	2022年6月30日現在の合計	54,670	1,804	(1,016)	-

## デフォルト・エクスポージャー

### 不良債権残高の推移 (CR2)

		2022年6月30日に終了した上半期	
		帳簿価額(総額ベース)	
		百万ポンド	
010	不良債権期首残高		2,538
020	不良債権ポートフォリオへの流入額		333
030	不良債権ポートフォリオからの流出額		(90)
040	償却による流出額 <sup>0</sup>		(34)
050	他の事由による流出額 <sup>1</sup>		(143)
060	不良債権期末残高		2,604

<sup>1</sup> その他の変動には、外国為替の変動および返済が含まれる。

## リスク削減

### 信用リスク削減手法 - 概要 (CR3)

		無担保エクスポージャー:	担保付エクスポージャー:	担保により担保されるエクスポージャー	金融保証により担保されるエクスポージャー	信用デリバティブにより担保されるエクスポージャー
		帳簿価額	帳簿価額	スポンジャー	エクスポージャー	スポンジャー
		百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
1	貸付金	216,224	103,623	76,735	26,888	-
2	負債証券	28,826	2,270	-	2,270	-
3	2022年6月30日現在の合計	245,050	105,893	76,735	29,158	-
4	- うち:					
	不良債権エクスポージャー	949	540	282	258	-
5	デフォルト	949	540	-	-	-

### 標準的手法 - 信用変換要因 (CCF) および信用リスク削減 (CRM) 手法の影響 (CR4)

		CCFおよびCRMの影響控除前のエクスポージャー	CCFおよびCRMの影響控除後のエクスポージャー	RWAおよびRWA密度			
		貸借対照表に計上されない金額	貸借対照表に計上されない金額	貸借対照表に計上されない金額	貸借対照表に計上されない金額		
		百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド		
				RWA	RWA密度		
				百万ポンド	%		
<b>資産区分<sup>1</sup></b>							
1	中央政府または中央銀行	141,762	1,651	150,531	1,344	1,313	1

2	地方政府または地方当局	1,740	86	3,246	24	94	3
3	公共部門	4,055	94	206	1	45	9
4	多国籍開発銀行	-	-	-	-	-	(8)
5	国際機関	487	-	487	-	-	-
6	金融機関	3,132	1,358	3,139	619	1,177	31
7	法人	11,280	5,379	10,435	1,337	8,537	73
8	個人	498	759	417	84	358	71
9	不動産抵当による担保	4,133	17	4,133	4	2,159	52
10	債務不履行となったエクスポージャー	334	39	296	14	365	118
11	特に高いリスクと関連するエクスポージャー	107	32	106	13	179	150
12	担保付債券	-	-	-	-	-	-
13	短期信用評価が行われている金融機関および法人	-	-	-	-	-	-
14	集団投資事業	1,713	948	1,713	474	4,181	191
15	資本	1,266	-	1,266	-	2,301	182
16	その他の項目	881	-	881	-	240	27
17	2022年6月30日現在の合計	171,388	10,363	176,856	3,914	20,949	12

1 証券化ポジションは上記表に含まれていない。

2 上記の残高には、IRBの簡略リスク加重手法を用いたルック・スルー手法に基づき算出された集団投資事業(CIU)の範囲内の裏付資本エクスポージャーの所要自己資本が含まれている。

**内部格付手法(IRB) - 信用リスク削減(CRM)手法として用いた信用デリバティブのリスク加重資産(RWA)への影響(CR7)**

		2022年6月30日現在	
		信用リスク・デリバティブの影響控	
		除前のRWA 百万ポンド	実質RWA 百万ポンド
1	<b>基礎的内部格付手法(FIRB)に基づくエクスポージャー</b>	19,943	19,467
2	中央政府および中央銀行	6	6
3	金融機関	10	10
4	法人	19,927	19,451
4.1	- うち: 中小企業	70	70
4.2	特定貸付	-	-
5	<b>先進的内部格付手法(AIRB)に基づくエクスポージャー<sup>1</sup></b>	29,673	29,573
6	中央政府および中央銀行	4,137	4,137
7	金融機関	2,180	2,171
8	法人	18,017	17,927
8.1	- うち: 中小企業	20	20
8.2	特定貸付	2,404	2,404
9	個人	5,339	5,339
9.1	- うち: 個人 - 中小企業 - 不動産担保による担保	204	204
9.2	個人 - 中小企業以外 - 不動産担保による担保	4,067	4,067
9.3	個人 - 適格リボルビング	59	59
9.4	個人 - 中小企業 - その他	245	245
9.5	個人 - 中小企業以外 - その他	763	763
20	<b>合計(FIRBに基づくエクスポージャーおよびAIRBに基づくエクスポージャーを含む。)</b>	49,616	49,040

1 証券化ポジション、非信用債務資産および資本エクスポージャーは、上記表に含まれていない。

## 内部格付 (IRB) 手法 - 信用リスク削減 (CRM) 手法の使用範囲に関する開示 (CR7-A)

AIRB		積立信用保護 (以下「FCP」という。)						非積立信用保護 (UFCP)	RWAの計算における信用リスク削減手法	補完効果のあるRWA
		その他の適格担保で担保されたエクスポージャーの一部 (%)								
		エクスポージャー合計 百万円	金融担保で担保されている エクスポージャーの一部 %	合計 %	不動産で担保されている エクスポージャーの一部 %	債権で担保されている エクスポージャーの一部 %	その他の物的担保で担保されている エクスポージャーの一部P %			
1	中央政府および中央銀行	17,406	0.1	-	-	-	-	0.4	4,113	4,137
2	金融機関	11,067	21.2	0.3	0.3	-	-	-	2,179	2,171
3	法人	43,664	1.5	5.7	4.4	0.6	0.6	1.5	17,940	17,927
3.1	- うち:									
	法人 - 中小企業	35	-	3.6	3.6	-	-	0.1	20	20
3.2	法人 - 特定貸付	4,136	-	-	-	-	-	1.5	2,404	2,404
3.3	法人 - その他	39,493	1.6	6.3	4.9	0.7	0.7	1.5	15,516	15,503
4	個人	24,153	7.2	28.2	28.1	-	-	54.0	5,338	5,338
4.1	- うち:									
	個人 - 不動産中小企業	312	3.4	92.3	91.0	1.3	-	0.2	204	204
4.2	個人 - 中小企業以外の 不動産業者	19,793	0.8	32.9	32.9	-	-	65.7	4,067	4,067
4.3	個人 - 適格リボルビング	544	-	-	-	-	-	-	59	59
4.4	個人 - その他の中小企業	989	9.7	0.9	-	0.1	0.7	3.3	245	245
4.5	個人 - 中小企業以外の その他の者	2,515	59.0	-	-	-	-	0.7	763	763
5	2022年6月30日現在の合計	96,290	4.9	9.7	9.1	0.3	0.3	14.3	29,570	29,573
FIRB										
1	中央政府および中央銀行	-	-	-	-	-	-	-	-	6
2	金融機関	-	-	-	-	-	-	-	-	10
3	法人	51,038	25.9	2.2	1.7	0.4	0.1	-	19,470	19,451
3.1	- うち:									
	法人 - 中小企業	117	15.3	7.0	7.0	-	-	-	70	70
3.2	法人 - 特定貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.3	法人 - その他	50,921	25.9	2.2	1.7	0.4	0.1	-	19,400	19,381
4	2022年6月30日現在の合計	51,038	25.9	2.2	1.7	0.4	0.1	-	19,470	19,467

## 簡略リスク加重手法に基づく特定貸付エクスポージャーおよび資本エクスポージャー (CR10)

規制上の区分	満期までの残余期間	貸借対照表に計		リスク加重 %	エクスポージャーの金額 百万円	RWA 百万円	予想損失 百万円
		上される金額 百万円	貸借対照表に計 上されない金額 百万円				
区分1	2.5年未満	1	-	50	1	-	-
	2.5年以上	-	-	70	-	-	-
区分2	2.5年未満	-	-	70	-	-	-
	2.5年以上	3	-	90	3	2	-
区分3	2.5年未満	-	-	115	-	-	-
	2.5年以上	-	-	115	-	-	-
区分4	2.5年未満	-	-	250	-	-	-
	2.5年以上	-	-	250	-	-	-
区分5	2.5年未満	-	-	-	-	-	-
	2.5年以上	-	-	-	-	-	-
2022年6月30日現在の合計	2.5年未満	1	-	-	1	-	-
	2.5年以上	3	-	-	3	2	-

特定貸付：収益不動産およびボラティリティの高い商業用不動産（スロッシング手法）		貸借対照表に計上される金額		貸借対照表に計上されない金額	リスク加重	エクスポージャーの金額	RWA	予想損失
規制上の区分	満期までの残余期間	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	%	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
区分1	2.5年未満	540	3		50	542	271	-
	2.5年以上	550	105		70	633	443	3
区分2	2.5年未満	42	7		70	47	33	-
	2.5年以上	10	19		90	20	18	-
区分3	2.5年未満	85	-		115	85	97	2
	2.5年以上	-	-		115	-	-	-
区分4	2.5年未満	-	-		250	-	-	-
	2.5年以上	-	-		250	-	-	-
区分5	2.5年未満	2	-		-	2	-	1
	2.5年以上	-	-		-	-	-	-
2022年6月30日現在の合計	2.5年未満	669	10		-	676	401	3
	2.5年以上	560	124		-	653	461	3

特定貸付：オブジェクト・ファイナンス（スロッシング手法）		貸借対照表に計上される金額	貸借対照表に計上されない金額	リスク加重	エクスポージャーの金額	RWA	予想損失
規制上の区分	満期までの残余期間	百万ポンド	百万ポンド	%	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
区分1	2.5年未満	466	23	50	483	241	-
	2.5年以上	694	30	70	717	501	3
区分2	2.5年未満	151	14	70	161	113	1
	2.5年以上	101	3	90	102	92	1
区分3	2.5年未満	-	-	115	-	-	-
	2.5年以上	-	-	115	-	-	-
区分4	2.5年未満	-	-	250	-	-	-
	2.5年以上	-	-	250	-	-	-
区分5	2.5年未満	7	-	-	7	-	3
	2.5年以上	-	-	-	-	-	-
2022年6月30日現在の合計	2.5年未満	624	37	-	651	354	4
	2.5年以上	795	33	-	819	593	4

1 集団投資事業（CIU）内の資本エクスポージャーは、標準的手法（STD）に基づき報告されているが、IRBの簡略リスク加重手法を用いたルック・スルー手法に基づき算出されている。

## カウンターシクリカル資本バッファ

以下の表では、規制（EU）2013年第575号第440条に基づくカウンターシクリカル・バッファ（CCyB）の計算に関連する信用エクスポージャーの地理的分布を開示している。CCyB要件もしくは0.7%を上回る自己資本要件のある国もしくは地域、または性質上重要な国もしくは地域については、以下で開示されている。

## カウンターシクリカル資本バッファ（英国CCyB1）の計算に関連する信用エクスポージャーの地域別分布

国	証券化エク			所要自己資本										
	一般的信用	トレーディング勘定	スポー	関連信用リ										
	エクスポージャー	エクスポージャー	ジャー	スク・エク										
				スパー										
	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法
	内部格付手	内部格付手	内部格付手	内部格付手	内部格付手	内部格付手	内部格付手	内部格付手	内部格付手	内部格付手	内部格付手	内部格付手	内部格付手	内部格付手
	ト・ボジ	ト・ボジ	ト・ボジ	ト・ボジ	ト・ボジ	ト・ボジ	ト・ボジ	ト・ボジ	ト・ボジ	ト・ボジ	ト・ボジ	ト・ボジ	ト・ボジ	ト・ボジ
	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法	標準的手法
	(SA)	(IRB)	(SA)	(IRB)	(SA)	(IRB)	(SA)	(IRB)	(SA)	(IRB)	(SA)	(IRB)	(SA)	(IRB)
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
ブルガリア	-	7	-	-	-	7	-	-	-	-	-	1	0.0	0.50
ケイマン諸島	223	1,528	-	6	-	1,757	111	1	-	112	1,404	1.8	-	
チェコ共和国	97	415	-	2	-	514	27	-	-	27	342	0.4	0.50	
デンマーク	-	1,402	-	-	-	1,402	61	1	-	62	773	1.0	-	
フランス	3,563	43,652	46	40	1,692	48,993	1,371	8	24	1,403	17,533	22.3	-	
ドイツ	764	12,302	138	44	525	13,773	506	11	5	522	6,521	8.3	-	
ギリシャ	303	1,958	4	8	-	2,273	118	1	-	119	1,491	1.9	-	
ガーンジー島	369	728	-	-	-	1,097	50	-	-	50	622	0.8	-	
香港	12	397	-	3	-	412	8	-	-	8	106	0.1	1.00	
アイルランド	404	3,055	437	18	352	4,266	102	13	6	121	1,515	1.9	-	
イスラエル	182	836	-	33	-	1,051	42	3	-	45	556	0.7	-	
イタリア	173	1,203	206	11	5	1,598	61	10	-	71	888	1.1	-	
ジャージー島	192	3,294	-	-	-	3,486	178	-	-	178	2,224	2.8	-	
ルクセンブルグ	945	5,243	-	38	5	6,231	278	3	-	281	3,512	4.5	0.50	
マルタ	2,684	124	-	1	-	2,809	123	-	-	123	1,545	2.0	-	
オランダ	817	5,023	293	-	861	6,994	240	7	11	258	3,223	4.1	-	
ノルウェー	1	209	-	18	-	228	6	1	-	7	79	0.1	1.50	
ポーランド	479	378	-	22	-	879	48	3	-	51	639	0.8	-	
ロシア連邦	49	373	-	-	-	422	62	1	-	63	794	1.0	-	
スロバキア	20	17	-	1	-	38	1	-	-	1	13	0.0	1.00	
南アフリカ	306	651	-	12	-	969	51	2	-	53	664	0.8	-	
スペイン	315	1,562	44	6	120	2,047	85	3	2	90	1,112	1.4	-	
スイス	109	4,578	-	9	-	4,696	115	2	-	117	1,469	1.9	-	
アラブ首長国連邦	488	1,439	-	22	-	1,949	46	1	-	47	590	0.8	-	
英国	3,921	40,665	839	637	7,367	53,429	1,290	38	209	1,537	19,220	24.4	-	
米国	4,053	10,301	10	555	1,147	16,066	498	9	36	543	6,789	8.6	-	
その他の国	1,343	9,932	108	567	153	12,103	330	77	2	409	5,112	6.5	-	
合計	21,812	151,272	2,125	2,053	12,227	189,489	5,808	195	295	6,298	78,737	100.0		

## 金融機関固有のカウンターシクリカル資本バッファの金額（英国CCyB2）

	2022年6月30日 現在
リスク・エクスポージャー合計額（百万ポンド）	120,977
金融機関固有のカウンターシクリカル資本バッファ比率（%）	0.03
金融機関固有の所要カウンターシクリカル資本バッファ（百万ポンド）	33

**流動性・資金調達リスク**

当行グループは、包括的な方針、指標および統制を維持することにより、経営陣が当行グループの流動性リスクおよび資金調達リスクを監視することを目指している。

**流動性カバレッジ比率（LCR）**

LCRの目的は、銀行が30暦日の流動性ストレス・シナリオにおいて必要な流動性を確保するために十分な負担のない適格流動資産（HQLA）を保有することである。2022年6月30日現在、当行は、規制上の最低水準を超過していた。

**安定調達比率（NSFR）**

当行グループは、グループ会社が事業活動を支える上で十分な資金を安定的に調達できるようにするための基盤として用いている。2022年6月30日現在、当行グループは、NSFRを用いて評価された必要な安定調達に照らして十分な安定調達を維持している。

**流動性カバレッジ比率（LCR）に関する定量的情報（英国LIQ1）<sup>1</sup>**

英国-1a	2022年6月30日に 終了した四半期		2022年3月31日に 終了した四半期	
	非加重値 合計 百万ポンド	加重値 合計 百万ポンド	非加重値 合計 百万ポンド	加重値 合計 百万ポンド
英国-1b 平均値の計算で用いたデータ・ポイント数	12		12	
<b>適格流動資産</b>				
1 適格流動資産（HQLA）合計	103,389		102,541	
<b>資金支出</b>				
2 個人預金および零細企業資金調達	16,147	2,187	15,827	2,255
- うち：				
3 安定預金	4,047	202	3,718	186
4 準安定預金	12,082	1,985	12,087	2,070
5 無担保ホールセール資金調達	135,606	74,782	133,217	74,085
6 - オペレーショナル預金（全カウンターパーティ）および 共同組合銀行のネットワーク内の預金	47,174	11,745	44,981	11,186
7 - 非オペレーショナル預金（全カウンターパーティ）	86,008	60,613	85,566	60,220
8 - 無担保債務	2,424	2,424	2,669	2,669
9 担保付ホールセール資金調達	4,636		4,843	
10 追加要件	43,157	23,173	41,792	21,177
11 - デリバティブ・エクスポージャーおよびその他の担保要 件に関連する資金支出	15,789	15,008	13,249	12,659
12 - 負債性商品の資金調達損失に関連する資金支出			-	
13 - 信用ファシリティおよび流動性ファシリティ	27,368	8,165	28,543	8,518
14 その他の契約上の資金調達義務	22,974	6,576	21,051	5,642
15 その他の偶発的な資金調達義務	56,785	691	56,608	702
16 資金支出合計	112,046		108,705	
<b>資金収入</b>				
17 担保付貸付取引（売戻契約を含む。）	76,143	17,442	77,625	18,170
18 完全正常債権エクスポージャーからの資金収入	9,028	8,704	8,611	8,307
19 その他の資金収入	33,125	16,388	29,723	13,376
英国-19a（移転制限のある第三国または不換通貨建ての第三国での 取引から生じた加重資金収入合計と加重資金支出合計と の差額）			-	
英国-19b（関連する特殊信用機関からの過剰資金収入）			-	
20 資金収入合計	118,296	42,534	115,959	39,853
英国-20a 完全免除の資金収入			-	
英国-20b 90%の上限額が適用される資金収入			-	
英国-20c 75%の上限額が適用される資金収入	106,221	42,534	102,564	39,853
<b>流動性カバレッジ比率（調整額）</b>				

英国-21 流動性バッファ	103,389	102,541
22 正味資金収入合計	69,512	68,852
23 流動性カバレッジ比率	149.0	149.0

1 上記金額は、単一企業としての当行に関連するものであり、連結ベースで算出されてはいない。LCRは、2022年1月1日付で発効したPRAルールブックに定めるとおりに報告されている。LCRの開示は、それぞれ2022年3月および2022年6月に終了した12ヶ月間の期末平均に基づいて算出されている。

### 安定調達比率（英国LIQ2）<sup>1</sup>

	残存期間別非加重値				
	無期限	6ヶ月以上			加重値
	百万ポンド	6ヶ月未満	1年未満	1年以上	百万ポンド
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
<b>利用可能安定調達額（ASF）項目</b>					
1 資本項目および資本商品	18,109	894	861	10,883	28,992
2 自己資本	18,109	894	861	10,497	28,606
3 その他の資本商品				386	386
4 個人預金		16,678	-	-	15,192
5 安定預金		3,634	-	-	3,452
6 準安定預金		13,044	-	-	11,740
7 ホールセール資金調達：		185,624	6,233	9,545	61,366
8 オペレーショナル預金		49,019	-	-	24,509
9 その他のホールセール資金調達		136,605	6,233	9,545	36,856
10 相互依存負債		3,314	-	-	-
11 その他の負債：	413	43,126	-	-	-
12 安定調達比率（NSFR）デリバティブ負債	413				
13 上記の区分に含まれないその他すべての負債および資本商品		43,126	-	-	-
14 利用可能安定調達額合計					105,549
<b>所要安定調達額（RSF）項目</b>					
15 適格流動資産（HQLA）合計		119,520			10,177
英国-15a 適格担保資産のうち、12ヶ月間超にわたり処分上の制約を受けない資産					
16 運営上の目的で他の金融機関で保有される預金					
17 正常貸付・証券		85,207	9,709	45,530	56,414
18 ヘアカット0%を条件としてレベル1のHQLAを担保とする金融顧客との正常証券金融取引		31,037	4,348	1,078	5,903
19 その他の資産および金融機関に対する貸付金を担保とする金融機関顧客との正常証券金融取引		25,694	898	541	2,353
20 金融機関以外の法人顧客に対する正常貸付金、個人顧客および零細企業顧客に対する貸付金、ならびに中央政府および中央政府以外の公共部門に対する貸付金 うち：		11,402	1,540	9,837	16,212
21 信用リスクに関するバーゼル 標準的手法に基づきリスク加重が35%以下のもの		113	88	1,680	1,193
22 正常住宅ローン うち：		77	62	1,937	-
23 信用リスクに関するバーゼル 標準的手法に基づきリスク加重が35%以下のもの		-	-	-	-
24 不履行ではないが、HQLAとして適格ではないその他の貸付金および証券（上場株式および貸借対照表に計上される貿易金融商品を含む。）		16,998	2,861	32,137	31,946

25	相互依存資産	-	-	3,443	-
26	その他の資産：				
		53,288	-	10,912	22,780
27	現物取引コモディティ			1,263	1,074
28	デリバティブ契約上の当初証拠金として計上された資産、および中央清算機関の清算基金に対する拠出金			10,046	-
29	NSFRデリバティブ資産			935	-
30	差入変動証拠金控除前NSFRデリバティブ負債			24,158	-
31	上記の区分に含まれないその他すべての資産	18,150	-	10,912	11,024
32	貸借対照表に計上されない項目	-	-	82,698	2,087
33	RSF合計				91,458
34	安定調達比率(%)				115

1 上記金額は、単一企業としての当行に関連するものであり、連結ベースで算出されていない。2022年1月1日より当行グループは、PRAのNSFR規則に基づく資金調達リスク管理を開始した。NSFRの開示は、それぞれ2022年3月および2022年6月に終了した2四半期の期末平均に基づいて算出されている。

## 2022年上半期の市場リスク

市場リスクとは、外国為替相場、コモディティ価格、金利、信用スプレッドおよび株価等の市場要因の変動によって、当行グループの収益またはポートフォリオ評価額が減少するリスクをいう。2022年上半期においては、市場リスク管理のための方針および実務に重大な変更はなかった。

当行グループは、2022年上半期において市場リスクを慎重に管理した。事業では顧客を支援するために中核的な値付け業務に重点を置いたことから、感応度エクスポージャーは引き続き選好度の範囲内に留まった。当行グループは、地政学的リスク、マクロ経済の不確実性および将来的に起こり得る信用状態の悪化から事業を守るために、ヘッジ活動を継続した。市場リスクは、バリュエーション・アット・リスク (VaR)、ストレスおよびシナリオ分析をはじめとする補完的な一連のエクスポージャーの指標および限度額を用いて引き続き管理された。

2022年上半期中の地政学的リスクおよびスタグフレーションに対する懸念による市場のボラティリティの高まりを背景に、マーケット・アンド・セキュリティーズ・サービスズ事業部門の全般的なリスク・プロファイルは、2022年上半期中も依然として比較的防御的であった。こうした防御的なプロファイルは主に、外国為替業務およびエクイティ業務の他、上級経営陣勘定において実施された。

### トレーディング・ポートフォリオのバリュエーション・アット・リスク

トレーディングVaRは、主にマーケット・アンド・セキュリティーズ・サービスズ事業部門で発生している。2022年6月30日現在のトレーディングVaRは23百万ポンドであり、2021年12月31日現在の19百万ポンドに比べ増加したが、2021年6月現在の24百万ポンドに比べ減少した。トレーディングVaR合計は、四半期を通じて増加し、5月にピークを迎えた。かかる増加は、金融市場のボラティリティが、外国為替業務、クレジット業務およびエクイティ業務門における防御的ポジションと相まって、ロシアとの地政学的緊張により高まったことによるものであった。

2022年における当行グループのトレーディングVaRは、以下の表のとおりである。

### トレーディングのバリュエーション・アット・リスク、99%保有期間1日

	外国為替(FX) および コモディティ 百万ポンド	金利(IR) 百万ポンド	株式(EQ) 百万ポンド	信用スプレッド (CS) 百万ポンド	ポートフォリオ の分散化 <sup>1</sup> 百万ポンド	合計 <sup>2</sup> 百万ポンド
2022年6月30日に終了 した半年間	7.5	10.8	10.7	14.1	(19.9)	23.2
平均	9.7	11.3	9.8	14.2	(21.4)	23.6
最高	21.5	14.7	13.3	22.9	-	43.6
最低	3.3	8.2	6.8	8.8	-	14.2
2021年6月30日に終了 した半年間	5.5	12.4	10.9	13.1	(17.7)	24.2
平均	8.3	12.7	9.8	11.7	(19.7)	22.8
最高	19.3	26.7	14.9	16.7	-	31.9
最低	4.4	9.3	6.3	9.2	-	18.8
2021年12月31日に終了 した半年間	4.5	10.0	10.5	14.9	(20.9)	19.0
平均	6.0	12.9	10.6	13.5	(21.1)	21.9
最高	9.9	23.1	14.8	15.8	-	27.8
最低	3.7	9.4	7.3	10.8	-	17.3

1 ポートフォリオの分散化とは、異なる種類のリスクが含まれているポートフォリオを保有することによる市場リスクの分散効果をいう。これは、非体系的な市場リスクの減少を表す。非体系的な市場リスクは、例えば、金利、株式、外国為替等、多種多様な種類のリスクを一つのポートフォリオの中で一緒に組み合わせた場合に発生するリスクである。これは、個別リスク種類別VaRの合計と組み合わせたVaRの合計の差額として測定される。マイナスの数字は、ポートフォリオの分散化のメリットを表す。リスクの種類が異なれば、最高値の日も異なるため、そのような測定値についてポートフォリオの分散化のメリットを計算する意味はない。

2 分散化効果があるため、VaRの合計は、すべての種類のリスクを足した値とは等しくならない。また、VaRに基づくRNIVも含まれる。

## バックテスト

2022年上半期においては、実質損益に対するバックテストの例外が3件、仮想損益に対するバックテストの例外が6件あった。バックテストの違反が2月および3月に発生したが、これは、地政学的リスクおよびインフレ・リスクを背景とした株式市場、外国為替市場および債券市場のボラティリティによるものであった。これらのバックテストの例外により、2022年上半期にHBEUグループの連結会社にとって資本のマルチプレイヤーは増加した。

2022年上半期中のVaRモデルのパフォーマンスは、予想どおりであった。当期中に市場リスクは、ストレスおよびシナリオ分析をはじめとする補完的な一連のエクスポージャーの指標および限度額を用いて引き続き管理された。これにより、当期中には事業を慎重に管理し、好業績となった。

## 非トレーディング・ポートフォリオ

### 非トレーディング・ポートフォリオのバリュエーション・アット・リスク

2022年6月30日現在の非トレーディングVaRは22.7百万ポンドであり、これはマーケット・トレジャリー業務および資産負債管理委員会（ALCO）の勘定ポジションから発生した銀行勘定における金利リスクによるものであった。一方、非トレーディング活動のVaRは2021年12月31日現在の29.4百万ポンドから減少したが、これは2つの要因によるものであった。第一に、新型コロナウイルス流行時（2020年3月）のVaRシナリオが、VaR時系列から抜けていた。第二に、銀行勘定ポートフォリオにおいて全般的にリスクが減少していた。トレジャリー・ボンドの利回りは、引き続き上昇し、2022年第2四半期に大幅に急上昇したが、これは、市場が新型コロナウイルスからの景気回復に牽引されたインフレ率を評価し、世界経済の低迷をめぐる不透明感から依然として不安定であったことによるものであった。マーケット・トレジャリー業務では、2022年上半期中にポートフォリオ内の金利リスクを積極的に管理した。トレジャリー・リスク管理における当該ポートフォリオの管理の詳細については、上記を参照のこと。

2022年における当行グループの非トレーディングVaRは、以下の表のとおりである。

### 非トレーディングのバリュー・アット・リスク、99%保有期間 1日

	金利(IR) 百万ポンド	信用スプレッド (CS) 百万ポンド	ポートフォリオ の分散化 <sup>1</sup> 百万ポンド	合計 <sup>2</sup> 百万ポンド
2022年 6月30日に終了した半年間	19.5	5.9	(2.7)	22.7
平均	29.1	6.8	(5.1)	30.8
最高	37.6	11.9	-	40.5
最低	19.1	4.2	-	22.5
2021年 6月30日に終了した半年間	29.6	8.0	(6.6)	31.0
平均	27.6	10.9	(5.7)	32.8
最高	34.6	12.7	-	37.8
最低	20.6	7.9	-	29.1
2021年12月31日に終了した半年間	28.7	9.0	(8.4)	29.4
平均	25.6	9.0	(5.5)	29.2
最高	33.1	10.3	-	37.3
最低	18.0	7.2	-	22.5

1 ポートフォリオの分散化とは、異なる種類のリスクが含まれているポートフォリオを保有することによる市場リスクの分散効果をいう。これは、非体系的な市場リスクの減少を表す。非体系的な市場リスクは、例えば、金利、株式、外国為替等、多種多様な種類のリスクを一つのポートフォリオの中で一緒に組み合わせた場合に発生するリスクである。これは、個別リスク種類別VaRの合計と組み合わせたVaRの合計の差額として測定される。マイナスの数字は、ポートフォリオの分散化のメリットを表す。リスクの種類が異なれば、最高値の日も異なるため、そのような測定値についてポートフォリオの分散化のメリットを計算する意味はない。

2 分散化効果があるため、VaRの合計は、すべての種類のリスクを足した値とは等しくならない。

## 保険引受業務リスク

### 概要

当行グループの保険引受業務にとって主なリスクは、市場リスク、特に金利リスク、成長資産リスク、信用リスク、保険引受リスクおよびオペレーショナル・リスクである。流動性リスクは、当行グループの他の業務にとって重大であるが、保険業務にとっては比較的リスクが低い。

保険業務のリスク管理に関する当行グループの方針および実務、保険モデルならびに当行グループが引き受けた主な契約の概要については、2022年4月12日提出の有価証券報告書の「第3 - 2 事業等のリスク」を参照のこと。

2022年4月12日提出の有価証券報告書に記載の保険業務に起因するリスクの管理に関する当行グループの方針および実務に重大な変更はなかった。

### 2022年上半期の保険引受業務リスク・プロファイル

当行グループの保険引受業務のリスク・プロファイルは、HSBCグループがさらされたリスクを支える財務能力に基づき、HSBCグループの内部自己資本十分性評価プロセス（ICAAP）で評価されている。

自己資本十分性は、HSBCグループの経済的資本ベースおよび該当する現地保険規制ベースの双方で評価されている。当行グループの経済資本ベースは、おおむね欧州ソルベンシー 規制に準拠している。リスク選好バッファは、双方のベースで業務が支払能力のある状態を維持できるように設定されており、通常業務のボラティリティおよび極度であるが起こり得るストレス事象を考慮に入れている。加えて、保険引受業務は、取締役会が承認したリスク選好度限度額に対する市場リスク、流動性リスク、信用リスク、引受リスクおよび非財務リスクのエクスポージャーも管理している。

保険業務の財務力に対する主要なリスク要因である株価は、2022年上半期中におおむね下落した。かかる下落は、金利上昇の影響により一部相殺された。概して2022年6月30日現在の当行グループの保険業務の資本リスクおよび財務リスクのポジションの大半は、リスク選好度の範囲内に留まった。しかし、市場要因の変化の影響は、年初に設定した経済の前提条件に照らして、税引前当期利益（報告ベース）に87百万ポンドの

プラスの影響（2021年6月30日現在：162百万ポンドのプラスの影響）を及ぼした。当行グループは、現在の変動する経済環境の中でこれらのリスクを引き続き注意深く監視している。

以下の表は、契約種類別の資産および負債の構成を示している。

### 契約種類別の保険引受子会社貸借対照表

	DPF型契約 百万ポンド	ユニット 連動型契約 百万ポンド	その他の 契約 <sup>1</sup> 百万ポンド	株主資産 および負債 百万ポンド	合計 百万ポンド
金融資産	17,221	2,764	208	2,408	22,601
- 公正価値評価の指定を受けた、または強制的に損益を通じて公正価値で測定される金融資産	8,823	2,755	102	1,026	12,706
- デリバティブ	100	-	-	3	103
- 償却原価で計上する金融投資	320	1	-	17	338
- その他の包括利益を通じて公正価値評価で測定される金融投資	6,817	-	102	1,281	8,200
- その他の金融資産 <sup>2</sup>	1,161	8	4	81	1,254
再保険資産	-	54	116	-	170
PVIF <sup>3</sup>	-	-	-	985	985
その他資産および投資不動産	749	1	1	58	809
<b>2022年6月30日現在の資産合計</b>	<b>17,970</b>	<b>2,819</b>	<b>325</b>	<b>3,451</b>	<b>24,565</b>
公正価値評価の指定を受けた投資契約に基づく負債	-	943	-	-	943
保険契約に基づく負債	17,844	1,957	335	-	20,136
繰延税金 <sup>4</sup>	126	4	-	81	211
その他負債	-	-	-	1,641	1,641
<b>2022年6月30日現在の負債合計</b>	<b>17,970</b>	<b>2,904</b>	<b>335</b>	<b>1,722</b>	<b>22,931</b>
<b>2022年6月30日現在の資本合計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,634</b>	<b>1,634</b>
<b>2022年6月30日現在の負債および資本の合計</b>	<b>17,970</b>	<b>2,904</b>	<b>335</b>	<b>3,356</b>	<b>24,565</b>
金融資産	19,384	2,924	254	2,704	25,266
- 公正価値評価の指定を受けた、または強制的に損益を通じて公正価値で測定される金融資産	9,876	2,859	89	1,236	14,060
- デリバティブ	47	-	-	1	48
- 償却原価で計上する金融投資	815	-	-	42	857
- その他の包括利益を通じて公正価値評価で測定される金融投資	7,490	-	104	1,327	8,921
- その他の金融資産 <sup>2</sup>	1,156	65	61	98	1,380
再保険資産	-	53	104	-	157
PVIF <sup>3</sup>	-	-	-	811	811
その他資産および投資不動産	748	1	-	59	808
<b>2021年12月31日現在の資産合計</b>	<b>20,132</b>	<b>2,978</b>	<b>358</b>	<b>3,574</b>	<b>27,042</b>
公正価値評価の指定を受けた投資契約に基づく負債	-	1,031	-	-	1,031
保険契約に基づく負債	19,998	1,938	328	-	22,264
繰延税金 <sup>4</sup>	133	6	-	46	185
その他負債	-	-	-	2,003	2,003
<b>2021年12月31日現在の負債合計</b>	<b>20,131</b>	<b>2,975</b>	<b>328</b>	<b>2,049</b>	<b>25,483</b>
<b>2021年12月31日現在の資本合計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,559</b>	<b>1,559</b>
<b>2021年12月31日現在の負債および資本の合計</b>	<b>20,131</b>	<b>2,975</b>	<b>328</b>	<b>3,608</b>	<b>27,042</b>

<sup>1</sup> 「その他の契約」には、定期保険および信用生命保険が含まれる。

<sup>2</sup> 主に、銀行に対する貸付金、現金および他の非保険法人との間の会社間残高で構成される。

<sup>3</sup> 有効な長期保険契約の現在価値（PVIF）。

<sup>4</sup> 「繰延税金」には、PVIFの認識に起因して発生した繰延税金負債が含まれる。

## 市場リスク

### 概要およびエクスポージャー

市場リスクとは、当行の資本または収益に影響を及ぼす市場要因が変化するリスクである。市場要因には、金利、株式、成長資産および外国為替レートが含まれる。

当行グループのエクスポージャーは、発行した契約の種類により異なる。当行グループの最も重要な生命保険商品は、フランスで発行される裁量権のある有配当性（以下「DPF」という。）型保険契約である。かかる商品には通常、保険契約者が投資した額に対するある種の元本保証または利益保証が付与されており、保険基金の全般的な運用成績により可能な場合は、これらに裁量的にボーナスが追加される。かかる保険基金は、顧客にとって今後の利益が増加するように、一部を他の資産クラスに割り当てつつ、主に債券に投資している。DPF型商品により、当行は、資産運用益の変動リスクにさらされている。これは、当行グループの投資パフォーマンスに関する経済上の利益に影響を及ぼす可能性がある。加えて、一部のシナリオでは、資産運用益が保険契約者の金融保証の履行に不十分となることもある。この場合、当行が不足分を補填しなければならない。かかる保証費用に対する金額が、確率論的モデルに基づき計算されて引き当てられる。

保証の費用が既に保険契約負債の範囲内で明示的に許容されている場合を除き、かかる金融保証の費用は、有効な資産の現在価値（以下「PVIF」という。）からの控除として会計処理される。

ユニット連動型契約の場合、市場リスクを実質的に負担するのは保険契約者であるが、受取手数料は連動する資産の市場価値と関連するため、一部の市場リスク・エクスポージャーは通常残る。

### 感応度

以下の表は、金利および株価に関する特定のシナリオが、当行グループの当期利益および保険引受子会社の資本合計に及ぼす影響を示したものである。

適切な場合、税引後当期純利益と資本に係る感応度テストの影響には、PVIFへのストレスの影響が含まれている。

保証費用および施行され得るヘッジ戦略の影響もあり、利益および自己資本合計とリスク要因とは非線形関係にある。このため、開示された結果から推定して、異なる度合いのストレスに対する感応度を測定すべきではない。同様の理由から、ストレスの影響も必ずしも上方と下方とでは対称ではない。感応度は、市場環境の変動影響を軽減する可能性のある経営管理上の対応の影響を考慮する前に表示されている。表示されている感応度は、市場金利の変動に対応して起こる可能性がある保険契約者行動の不利な変動を考慮している。なお、税引後利益と資本との間の影響の差は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される債券の価値の変動によるものであり、資本にのみ計上されている。

### 当行グループの保険引受子会社の市場リスク要因に対する感応度

	2022年6月30日現在		2021年12月31日現在	
	税引後当期純利益 への影響	資本合計への影響	税引後当期純利益 への影響	資本合計への影響
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
イールドカーブが100ベース・ポイント上方に平行移動	64	42	119	96
イールドカーブが100ベース・ポイント下方に平行移動	(136)	(111)	(229)	(203)
株価が10%上昇	52	52	46	46
株価が10%下落	(54)	(54)	(49)	(49)

### 当行グループに関連するリスク

当行が当行社債に関連して投資家に対して負う義務を履行する能力に影響を及ぼす可能性のある、当行グループに関連するリスク要因は、以下に記載されるとおりである。

#### マクロ経済的リスクおよび地政学的リスク

**当行グループは、事業を展開する国で政治的リスク、社会的リスクおよびその他のリスクにさらされている**

当行グループは、子会社および関連会社からなる国際ネットワークを通じて事業を展開している。当行グループの業務は、以下に掲げるものも含め、かかる法域で潜在的に好ましくない政治、社会、環境および経済の動向の影響を受けている。

- ・ クーデター、戦争またはテロ行為
- ・ 政治不安および/または社会不安
- ・ 地政学的緊張
- ・ 気候変動、疫病およびパンデミック（例えば、新型コロナウイルス。詳細については、「**新型コロナウイルスの影響に関連するリスク**」を参照のこと。）等の不可抗力ならびに自然災害（例えば、洪水およびハリケーン。）
- ・ 交通麻痺または停電等のインフラ問題

上記はいずれも、信用リスク加重資産に影響を及ぼす可能性があり、かかるリスク事由またはリスク動向のいずれかにより発生した財務損失も、資産の価値および顧客の信用力を毀損するおそれがある。

かかるリスク事由またはリスク動向により、当行グループのサービスにも混乱が生じるおそれがあり、場合によっては当行グループの業務に物理的な損害ならびに/または当行グループの従業員および顧客の安全性に対するリスクが発生するおそれもある。

地政学的緊張も、当行グループおよびその顧客に重大な影響を及ぼすおそれがある。特に、

- ・ ロシアのウクライナ侵攻により、地政学的緊張は高まり、その結果、米国、英国および欧州連合（以下「EU」という。）をはじめとする諸国は、ロシアに加え、多数のロシアの政府高官、個人、企業および金融機関に対して大規模な制裁およびその他の貿易制限を課した。かかる制裁の一部は、性質および規模の双方で先例のないものである。ロシアは、これに対し一定の対抗措置を講じてきた。当行グループは、かかる事態が当行グループに及ぼす直接的および間接的な影響を監視するとともに、制裁規制に対処するため制裁コンプライアンス機能を活用してきた。複雑で斬新かつ曖昧な側面を持つ一部の制裁の実施にあたり生じた課題により、当行グループにさらなる規制リスク、コンプライアンス・リスクおよびレピュテーション・リスクが発生する可能性がある。ロシアとウクライナの戦争および今後の経済見通しに対するインフレ圧力による直接的で広範囲に及ぶ経済的影響を反映して、予想信用損失（以下「ECL」という。）が増加する可能性もある。
- ・ 当行グループのロシアにおける事業は、主に他国に本社を置く多国籍企業の顧客を対象としており、新規の事業または顧客を受け入れていないため、減少傾向にある。しかしながら、同事業はさらなる制約またはその他の展開の対象になり得ることから、当行グループは、ロシアにおいて事業を継続することが不可能になる可能性もある。これにより、現在は貸借対照表に計上されていない追加的な損失が発生するおそれもある。世界のコモディティ市場も重大な影響を受け、サプライ・チェーンは混乱し、エネルギー価格および原材料価格の双方が上昇している。ロシアとウクライナの戦争の継続または激化は、追加的な制裁および貿易規制を通じて、さらなる経済的、社会的および政治的な波紋を広げるおそれがあり、これらはいずれも当行グループおよびその顧客に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 特に北アイルランド議定書の今後の運用をめぐる英国およびEU間の政治的意見対立により、英国のEU離脱後の金融サービス自主規制協力の枠組みの構築が滞っている。交渉は継続しているものの、合意に達するか否かおよび合意の時期については不透明である。これにより、英国が同議定書第16条を発動し、同議定書の運用が一部停止するのではないかという憶測が広がっている。発動の決定がなされた場合、EUは報復措置を講じる可能性があり、英国およびEU間の貿易条件が複雑化し、金融サービス等のその他の分野における進展も阻害されるおそれがある。詳細については、「**英国のEU離脱後のEUとの貿易関係は、当行グループの運用モデルおよび業績に悪影響を及ぼす可能性がある**」を参照のこと。

地政学的情勢が進化するにつれ、多国籍企業がある法域で法律上または規制上の義務を遵守した場合、他の法域よりも当該法域の法律上または政治上の目的を支持しているとみなされることがあり、当行グループにとっては、コンプライアンス・リスク、レピュテーション・リスクおよび政治リスクが高まる可能性がある。

当行グループの方針は、事業を展開する各法域の適用法令のすべてを遵守することであるが、地政学的リスクおよび地政学的緊張とともに、当行グループのコンプライアンス義務の潜在的曖昧さは、今後も当行グループにとっての課題およびリスクであり、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、戦略および顧客に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **当行グループは、政府介入リスクを含め、世界の地政学的動向から影響を受ける可能性がある。**

経済のグローバル化は、国際システムに深く根付いているように見受けられる一方で、ますます国家主義および保護主義に直面するようになっており、国際機関がこの潮流に乗ることもより困難となる可能性がある。例えば、欧州においては、特に英国のEU離脱および移行期間の終了を踏まえ、今もなお経済および政治の先行きに不透明感が広がっている（「英国のEU離脱後のEUとの貿易関係は、当行グループの運用モデルおよび業績に悪影響を及ぼす可能性がある」を参照のこと。米国およびヨーロッパから中国および新興市場へと世界の勢力が分散している状況も既に発生しているようであり、米中間の競争激化の背景となっている。さらに、ロシアとウクライナの戦争に起因する地政学リスクの高まりは、特にエネルギー価格および原油価格の高騰ならびにさらなるインフレ上昇により、世界経済に影響を及ぼしており、金融当局および当行グループの顧客にとってもさらなる課題が生じている。

貿易障壁を含め、国家主義および保護主義の台頭は、大衆感情および先進経済国および開発途上経済国が直面している構造的課題によって発生することもある。同様に、資本フローに障害が発生した場合、一部の新興市場は、金融機関およびその顧客に影響を及ぼし得る保護政策を実施する可能性もあり、他の新興市場のみならず先進市場も追随しようとする可能性がある。こうした台頭は、世界貿易の脆弱化を招き、潜在的には当行グループの伝統的な事業に影響を及ぼすおそれがある。

当行グループの地理的な進出および展開により、当行グループおよびその顧客は、貿易関税の実施、市場へのアクセスの制限、クロスボーダー取引能力の制限、収用、国際的所有権の制限、金利の上限設定、配当フローの制限および増税を含め、国家政府および当局が実施する保護主義政策の影響を受けやすい可能性がある。

かかる政策の相反する性質、有効期間、過熱化の可能性および世界経済に対する潜在的影響には不確実性が存在する。こうした傾向が周期的または恒久的であるかを見定めることは困難であり、それらの原因に対処することも容易ではないとみられる。かかる事象または状況のいずれかが発生した場合、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **現在の経済および市況は当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある**

当行グループの収益は、世界および各国の経済および市場の状況に影響されている。

このような先行き不透明な、時に変動しやすい経済情勢は、引き続き当行グループのような金融機関にとって難しい事業環境を生み出すおそれがある。

特に当行グループの業務および運用モデルは、これらの要因に関連して以下のような課題に直面しており、今後も直面する可能性がある。

- ・ ロシアとウクライナの戦争およびその経済的影響の結果、さらに重大なコモディティ価格およびインフレの上昇が発生するおそれがあり、金融当局には、インフレ制御の継続という課題が突きつけられている。これらの要因はまた、当行グループの顧客の財政状況に悪影響を及ぼし、当行グループの信用損失を増加させる可能性がある。加えて、制裁、貿易規制および対抗措置という形を含め、金融政策の大幅な引き締めが、ロシアとウクライナの戦争の経済的影響と相まって、世界的不況を招くリスクもある。

- ・ 当行グループが拠点を置いている国を含め、他国領土にもロシアとウクライナの戦争が波及した場合、当行グループの顧客の財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、当行グループの信用損失または営業損失が増加しかねない。
- ・ 新型コロナウイルスのパンデミックおよびその世界経済への影響は、（とりわけ）「**新型コロナウイルスの影響に関連するリスク**」に記載のものを含め、当行をはじめとする金融機関の収益性、資本および流動性に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。
- ・ （国民総生産（以下「GDP」という。）に占める割合で測定した場合において）一部の市場の国家債務が現在高水準であることは、財政収支の悪化および金利上昇の可能性と相まって、国家債務危機を引き起こし、マクロ経済見通しを著しく悪化させ、当行グループの利益にも悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 不況時に、または経済活動が鈍化もしくは今後も低迷した場合、信用力のある顧客からの借入需要が減少する可能性がある。
- ・ 他の金融機関から借り入れたり資金調達を行ったりする当行グループの能力が市場の混乱により悪影響を受ける可能性がある。
- ・ 市場の動向が予想した水準を超えて消費者および企業のマインドを押し下げる可能性がある。例えば、経済成長が減速した場合、資産の価格および支払いのパターンに悪影響を及ぼし、当行グループにおいては、予想を超える延滞の増加、債務不履行率の上昇およびECLの増加が発生するおそれがある。しかし、成長が加速し過ぎた場合、特に不動産セクターにおいて新たな資産評価バブルが発生する可能性もあり、これは潜在的に当行のような金融機関に悪影響を及ぼすおそれがある。

IFRS第9号「金融商品」に基づき減損費用の計算に用いる当行グループの中心シナリオでは、経済活動が2022年中に引き続き回復し、当行グループの主要市場におけるGDPは、新型コロナウイルスのパンデミック前のピークを上回ると仮定している。また、民間部門の成長も加速し、新型コロナウイルスのパンデミック関連の財政支援が終了したとしても、強い回復が維持されるとも仮定している。しかしながら、現在の環境における経済予測に関連する不確実性は高く、当行グループの中央シナリオには重大なリスクが存在する。不確実性の程度は、各国固有の新型コロナウイルスのパンデミックの進化の傾向、関連する政策対応、2021年1月1日以降の英国EU間の貿易協力協定の継続的影響、ならびにロシアとウクライナの戦争等のその他のトップリスクの動向により、当行グループの主要市場によって異なる。その結果、IFRS第9号に基づく減損費用に係る当行グループの中央シナリオにおいては、当行グループの主要市場全体で同一の発生率が割り当てられてはいない。また、特にロシア産エネルギーもしくはロシアとの貿易に直接的もしくは間接的に大きく依存している国、または金利もしくはインフレの上昇の影響にさらされている国における経済活動の新たな低迷という重大なリスクも依然として存在する。これらの要因が世界経済の成長に及ぼす潜在的影響により、金融資産価格のさらなる急落が発生するおそれもある。

新型コロナウイルスのパンデミックの影響を含め、マクロ経済環境は、資本および流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性もある。英国政府およびイングランド銀行（以下「BoE」という。）をはじめとする各国の政府および中央銀行が資金調達および流動性を支援するために実施している重要な政策にもかかわらず、かかる悪影響には、当行グループのRWAおよび資本ポジションに悪影響を及ぼし得る顧客の信用格付の引下げとともに、顧客の資金引出の増加等による潜在的流動性ストレスも含まれることがある。

現在の経済環境および新型コロナウイルスのパンデミックに対処するために実施された中央銀行および政府の措置および支援策は、当行グループの資本管理に制約を課す可能性もある。これらは、事業を管理し、資本の分配および再割当に関連する措置を講じる上で、当行グループの柔軟性を制限する可能性がある。

これらの事象や状況のいずれかが発生した場合は、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび顧客に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **新型コロナウイルスの影響に関連するリスク**

新型コロナウイルスのパンデミックおよびその世界経済への影響は、当行グループの顧客および組織に引き続き影響を及ぼしており、パンデミックの今後の影響は今もなお不透明である。新型コロナウイルスによ

り、各国政府は、公衆衛生を守り、現地の経済および生活を支えるためにかつてない規模の対応が必要となった。新型コロナウイルスは、その進展に応じて異なる時期に様々な程度で各地域に影響を及ぼしてきた。その結果としての政府の支援策および制限により、急速な変化およびおびただしい運用上の要求もあって、さらなる課題が生じた。新たな大流行、特に新型のウイルス変異株の出現による大流行は、新型コロナウイルスの脅威が継続していることを浮き彫りにしており、政府による制限はさらに強化される可能性もある。

2021年中には、多くの国で政府による制限が徐々に緩和され、世界経済は、感染力の高いオミクロン株が出現した第4四半期まで堅調に回復することができた。オミクロン株に対処するため、多くの国では政府による制限が再び発動されたが、一部の国における制限は、これまでのパンデミックの波の時よりも緩和されていた。

2021年における世界的なワクチン接種の普及は、新型コロナウイルスのパンデミックによる社会的影響および経済的影響の軽減につながったが、世界全体では、ワクチン普及のスピードに大きな格差があった。殆どの先進国では、国民の大部分がワクチンを接種済みであるが、後進国の多くは、ワクチン確保に苦労しており、ワクチン普及の初期段階にある。高いワクチン接種率により、2021年末までに先進国市場では新型コロナウイルス関連の行動制限の多くが撤廃され、渡航制限も緩和された。しかしながら、より感染力が高く、一定程度はワクチン免疫をすり抜けることのできるオミクロン株の出現は、新型の変異株のリスクおよびそれにより政府が再び制限を課す可能性があることを示した。パンデミックに対処するために課される行動制限および渡航制限の程度という点で、各国のアプローチには依然として格差がある。今後のパンデミックの波に対するアプローチの格差により、サプライ・チェーンおよび渡航の混乱を長期化または悪化させる可能性がある。

財およびサービスの需給の不一致により、2021年および2022年上半期にインフレが上昇した。主要市場の中央銀行は、2021年および2022年初頭に金利を徐々に引き上げており、2022年中も金利がさらに引き上げられるとみられるが、こうした引上げは徐々になされ、今後の金融政策も全般的に緩和的になると予想されている。主要新興市場における引締め政策は、インフレ上昇および資金流出リスクに対処するため既に開始されている。各国政府も、大規模なロックダウンおよび公衆衛生上の制限を求める風潮の衰退により、世帯および企業に提供してきた財政支援の水準を引き下げるとみられる。政府債務は殆どの先進経済国で増加しており、中期的にも高水準を維持すると見込まれる。大きな政府債務負担は、財政の脆弱化を招き、債務返済費用の金利上昇に対する感応度を上昇させ、将来的な景気後退に対処するための財政的ゆとりを失うおそれもある。

経済活動の回復に要する期間次第では、貸出額および取引高の減少とともに、株式市場のボラティリティおよび低迷に起因する富裕層向け業務および保険引受業務における収益減少により、当行グループの利益がさらに悪影響を受ける可能性もある。

新型コロナウイルスのパンデミック中で導入された政府支援策の急速な導入および多様な性質により、複雑なコンダクトに対する配慮を含め、オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスクおよび詐欺リスクが高まった。これらのリスクは、残りの政府支援策が終了する場合および時期を含め、時間の経過とともに顕在化する可能性がある。こうした事象により、当行グループの訴訟リスクも高まる。パンデミックが小売業、運輸業、接待業および商業不動産等の経済の中で最も影響を受けた業界の企業の長期的見通しに及ぼす影響は、依然として不透明であり、ECL予測で完全に把握できない特定のエクスポージャーに対する信用損失を発生させる可能性がある。加えて、ストレス時においては、詐欺行為が横行することが多く、重大な信用損失または運用損失も発生する可能性がある。当行グループの財務モデルのパフォーマンスは、関連する過去データの不足によりパンデミックの影響を引き続き受けている。かかるモデルには、IFRS第9号損失モデル等のリテール業務およびホールセール業務の信用モデルの他、資本モデル、取引可能リスク・モデルおよび資産・負債管理プロセスで用いるモデルが含まれる。これにより、モデルの出力値の監視の強化、上級信用リスク管理者の専門家判断に基づく経営陣による調整を含めたモデル・オーバーレイの使用、および新型コロナウイルスが重要なモデル入力値に及ぼす影響を考慮するための主要な損失モデルの調整が引き続

き必要となる。「当行グループは、モデルの限界または障害により損失を被り、または追加資本を維持することを要求される可能性がある」を参照のこと。

当行グループが依拠する運用支援機能部門は、世界の多くの国に拠点を置いており、その一部は2021年中に新型コロナウイルスのパンデミックの影響を特に受けた。当行グループは、特に新型コロナウイルス感染が最も広がっているおよび/または渡航制限が課されている国と地域で状況の監視を継続する。

さらに、当行グループは、公正価値で計上される金融商品を保有しており、かかる公正価値は、新型コロナウイルスの大流行による市場のボラティリティの影響を受ける可能性がある。これは、当該金融商品の市場価値に影響を及ぼし、当該金融商品の値下げおよび公正価値の調整規模の拡大を招く可能性がある。

経済回復の継続にもかかわらず、さらなるウイルスの大流行（特に新型の変異株の出現による大流行）により政府が再び制限を課す場合を含め、新型コロナウイルスのパンデミックの期間および影響の評価に当たっては、依然として著しい不確実性がある。経済活動が長期間にわたりパンデミック前の水準を下回るリスクもあり、これは、当行グループの財政状態、経営成績、見通し、流動性、資本ポジションおよび信用格付に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **当行グループは、気候変動、自然関連および人権の問題等、環境・社会・ガバナンス（以下「ESG」という。）関連問題に関連する財務リスクおよび非財務リスクにさらされている**

気候変動、自然に対する社会的影響および人権侵害をはじめとするESG関連の問題により、当行グループの事業および顧客のみならず、より広範には社会もリスクにさらされている。

気候変動は、移行チャンネルおよび物理的チャンネルの双方を通じて直接的にまたは顧客を通じて間接的に当行グループに財務的影響および非財務的影響の双方を及ぼす可能性がある。移行リスクは、政策および規制の改正ならびに技術の進化等を通じた低炭素経済への移行に起因して発生する可能性がある。一方、物理的リスクは、海面上昇および洪水等の異常気象またはその他の気候事象の激化および/または発生頻度の増加を通じて発生する可能性がある。

当行グループは現在、当行グループにとって気候関連リスクが顕在化する可能性が最も高いシナリオは、以下のとおりであると予想している。

- ・ 例えば規制、法律および技術の動向が顧客のビジネス・モデルに影響を及ぼし、ひいては顧客および/または座礁資産が財政難に陥る等、移行リスクおよび物理的リスクが当行グループの法人顧客に影響を及ぼす場合。
- ・ 住宅不動産は、不動産価値および借り手のローン返済能力の双方に影響を及ぼし得る気候変動および異常気象の影響を受ける可能性がある。
- ・ 例えば洪水または異常気象が当行グループの重要な業務に影響を及ぼす等、物理的リスクが当行グループの業務に影響を及ぼす場合。
- ・ 複数の法域において短期間で対応が求められる等、規制当局の要求の頻度、範囲および深度が高まった結果、規制コンプライアンス・リスクが発生した場合。
- ・ 異なる開発中の基準または分類法が存在しない状態で、「エコ」商品に対する需要の高まりに関連してコンダクト・リスクが発生する場合。
- ・ HSBCグループの気候関連の抱負、目標およびコミットメントの達成を支援する当行グループの能力を含め、当行グループが高排出セクターの顧客を支援する方法に関する当行グループの決定に起因してレピュテーション・リスクが発生する場合。

当行グループは、HSBCの温室効果ガス実質ゼロという抱負に向けて前進していることから、高まるレピュテーション・リスク、法務リスクおよび規制リスクにも直面している。利害関係者も、気候関連の方針策定、HSBCグループの情報開示およびかかる抱負に関連する資金調達および投資の意思決定等、当行グループの行為にますます焦点を当てるとみられる。

加えて、より広義には経済の自然への依存によって表されるリスクを含め、気候変動を超えた多数の自然関連リスクが、重大な経済的影響を及ぼす可能性があり、今後も及ぼすという証拠も増えている。これらのリスクは、水の利用、大気の状態および土壌の状態等の自然の恵みが、人口過剰、都市開発、自然生息地および生態系の喪失ならびにその他気候変動を超えた環境ストレスにより損なわれた場合に発生する。これらは、当行グループおよびその顧客の双方にとって、マクロ経済リスク、市場リスク、信用リスク、レピュテーション・リスク、法務リスクおよび規制リスクを通じた方法を含め、様々な方法で表面化する可能性がある。

現在、当行グループに影響を及ぼしている主な人権リスクには、差別（特に当行グループの従業員および顧客に関連する差別。）とともに、当行グループおよびその顧客のサプライ・チェーンに存在する現代奴隷が含まれる。かかる人権リスクを管理できなかった場合、（採用および雇用維持の双方で）当行グループの人材、事業および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。これはまた、急激に変化する法律上および規制上の要件および一部の市場における期待に反することとなり、当行グループが風評被害、法的影響および財務的影響を受ける可能性もある。

あらゆるESG関連リスクについて、当行グループは、顧客に提供する商品およびサービス、ならびに非財務リスクの管理プロセス（ESG関連問題の結果、当行グループが直面する各種財務リスクおよび非財務リスクを測定および管理するプロセスを含む。）を含め、当行グループの戦略およびビジネス・モデルが、著しく急速に進化を続ける規制上の要件ならびに利害関係者および市場の期待に沿うようにする必要もある。当行グループが設定するESG関連の抱負、コミットメントおよび目標を含め、HSBCグループのESG問題に関連する戦略の達成を支援する当行グループの能力は、技術の進歩および当行グループが事業を展開する市場において支えとなる公共政策等、当行グループの支配の及ばない多数の様々な要因次第である。こうした外的要因およびその他の変更が発生しなかった場合または適時に発生しなかった場合、当行グループは、HSBCグループのESG関連の抱負、コミットメントおよび目標の達成を支援できない可能性もある。

HSBCグループのESG関連の抱負、コミットメントおよび目標の進捗を追跡および報告するために、HSBCグループは、一定の業界基準に従い内部データ源および適切かつ利用可能な場合は外部データ源に依拠している。ESG関連の報告は、時間の経過とともに向上しているものの、データについては、依然として質および一貫性の面で限界がある。HSBCグループが用いる手法も、市場慣行、規制および/または該当する場合は科学の進歩に沿って時間の経過とともに開発される可能性がある。こうした手法の開発およびデータの利用可能性および質の経時的変化により、金融関連排出量を含め、報告データが今後修正される可能性もある。これは、かかるデータの調整および前年との比較ができない可能性があることを意味する。これより、HSBCグループは将来、ESG関連の抱負、コミットメントおよび目標の進捗を再評価しなければならず、レピュテーション・リスク、法務リスクおよび規制リスクが発生する可能性もある。

上記のリスクのいずれかが発生した場合、当行グループが財務的影響および非財務的影響を受ける可能性があり、当行グループの事業、財政状態、経営成績、評価、見直しおよび戦略にも重大な悪影響を及ぼす可能性もある。

### **英国のEU離脱後のEUとの貿易関係は、当行グループの運用モデルおよび業績に悪影響を及ぼす可能性がある**

EUおよび英国は、英国のEU離脱に伴い、2020年12月31日付で貿易・協力協定に合意した。同協定は主に商品およびサービスに焦点を当てているものの、競争、国家援助、税務、漁業、運輸業、データおよび安全保障等、幅広いその他の分野も網羅している。同協定は、金融サービスについて限定的に規定しているに過ぎないが、EU英国共同金融規制フォーラムの設置を通じて、EU英国間の金融サービスの自主規制協力の枠組みを構築するための二者間協議は現在、実務レベルで終了した。これは、今後の同等性に関する決定を含め、金融サービスに関連する問題を英国EU間で協議できるようにするためのプラットフォームになるとみられる。

しかしながら、特に今後の北アイルランド議定書の運用をめぐる広範な政治的見解の不一致により、英国EU間の関係に緊張が高まった。英国EU間の同議定書に関する協議は続いているものの、合意に達するかは依然として不透明である。合意に至らず英国が同議定書第16条を発動した場合、一部の面で同議定書の運用が停止する可能性があり、英国EU間の貿易条件がさらに複雑化し、金融サービスをはじめとするその他の分野における進展も妨げられるおそれもある。

移行期間前からその期間中も存在していた金融パスポート制度の失効に伴い、当行グループは現在、欧州経済圏の顧客およびカウンターパーティに国境を越えた銀行業務および投資業務を提供するための新たな取決めを整備している。

当行グループによる移行期間終了に向けた準備の進展にもかかわらず、リスクは依然として存在しており、その多くが、金融サービスをEUおよびその加盟国に国境を越えて提供できるようにするための規則を含め、EU英国間の金融サービス貿易関係の潜在的発展に関する進行中の交渉の行方が不透明であることに関連している。EU法が今後、どの程度英国法（銀行規制を含む。）と乖離するかについても、大きな不確実性が残る。この点に関する現行の規制の改正および法体制のさらなる乖離により、当行グループの英国および欧州における運用モデルの変更が必要となり、当行グループの顧客および従業員に影響を及ぼす可能性がある。当行グループの顧客が実際に受ける影響は、動向の性質およびそれらの個々の状況次第であるものの、最悪のシナリオでは、商品・サービス提供の混乱が含まれる可能性があり、これにより当行グループにとっては運用上の複雑性および/または費用が高まるとみられる。

より一般的に、中長期的には、英国のEU離脱および新たな貿易・協力協定の運用（ならびにそれらに起因し得る複雑性）により、特に英国において、市場が影響を受け、経済リスクが高まる可能性があることから、当行グループの収益性および同市場における成長見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

加えて、英国のEUをはじめとする世界各国との将来の貿易関係が完全に確立するまでには数年を要するとみられる。その結果、不透明な期間の長期化、景況の不安定化および市場のボラティリティが発生するおそれがある。これには、国際貿易の流れの減少、輸出市場シェアの喪失および為替レートの変動が含まれる。

### **当行グループは競争の激しい市場において事業を行っている**

当行グループは、金融規制改革（英国におけるオープン・バンキングに関する競争・市場庁の決定を含む。）、公衆の監視の強化および困難なマクロ経済環境の継続の結果、引き続き大きく変動する高度に競争的な業界において、他の金融機関と競合している。

当行グループは、洗練されたグローバルなソリューションを求める国際的に流動性のある顧客をターゲットとしている。当行グループは一般に、当行グループの顧客サービスの品質、当行グループが顧客に提供できる広範な商品およびサービス、当行グループの顧客ニーズを充足するこれら商品およびサービスの能力、当行グループの顧客が利用可能な豊富な販売チャネル、当行グループの革新ならびに当行グループのレピュテーションに基づき、競争を行う。これらの分野のいずれかまたはすべてにおける継続し厳しさを増す競争は、当行グループの市場シェアに悪影響を及ぼす可能性および/または競争力を維持するために当行グループの事業への資本投資を増加させる可能性がある。

また、当行グループの商品およびサービスは、ターゲットとする顧客に受け入れられない可能性もある。

多くの市場において、現在の価格またはより低い価格で商品およびサービスを提供するよう、競争上のプレッシャーが増している。

その結果、当行グループが適宜その商品およびサービスを再配置しまたは再度の価格設定を行う能力は制限され、当行グループの競合他社（その商品およびサービスについて類似の手数料を請求し、または請求しない場合がある。）の活動により重大な影響を受ける可能性がある。当行グループが顧客に提供する商品およびサービスの種類の変更および/またはそれらの商品およびサービスの価格設定は、顧客および市場シェアの喪失につながる可能性がある。

さらに、市場への新規参入者または新技術により、当行グループは、顧客に最高のサービスを提供するための新たなデジタル能力を活用して革新および最適化を続け、顧客を惹きつけ維持するため商品を改良しなければならない。当行グループは、既存および新規の競合他社からの競争的兆候に効率的に対応できない可能性があり、その結果、顧客のニーズに対応するため、既存の商品およびサービスの改良もしくは調整または新規の商品およびサービスの開発に、事業投資の増額を要する可能性もある。

これらの要因はいずれも、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **外国為替レートの変動が当行グループの業績に影響を及ぼす可能性がある**

当行グループは、会計書類を英ポンド建てで作成している。しかしながら、当行グループの資産、負債、運用資産、収益および費用の相当部分が他の通貨（主にユーロおよび米ドル）建てである。

為替レートの変動は、当行グループの会計基準、収益（報告ベース）、費用、キャッシュ・フローおよび株主資本に影響し、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **市場の変動は当行グループの収益またはポートフォリオの価値を減少させる可能性がある**

当行グループの事業は、本質的に、金利、インフレ率、信用スプレッド、為替相場、コモディティ、株式、社債および不動産価格の変動、ボラティリティ上昇等の金融市場、経済全般のリスクならびに当行グループの顧客が当行グループの業務、価格設定およびヘッジの前提に反した行動を取るリスクにさらされている。

市場原理による価格設定は変動する可能性があり、継続的な市場の動きは、様々な主要分野で当行グループに重大な影響を及ぼす可能性がある。例を挙げると、銀行業務およびトレーディング活動は、金利リスク、為替リスク、インフレ・リスクおよび信用スプレッド・リスクにさらされている。金利水準、公定金利に対する銀行間スプレッドおよびイールドカーブの変動は、貸付および借入コスト間の金利スプレッドに影響する。ボラティリティおよびマージンが将来変動する可能性は残っている。新型コロナウイルスが金利環境に及ぼす影響については、上記「**新型コロナウイルスの影響に関連するリスク**」を参照のこと。

既存の顧客商品に対する固定金利または商品条件に対する競争圧力により、当行グループが、公定金利およびホールセール市場金利の変動に対応して、顧客金利を変更する余地が制限されることがある。

当行グループの確定給付型年金制度は、その資産および負債により市場リスクにさらされている。負債割引率により、金利リスクおよび信用スプレッド・リスクに対するエクスポージャーが発生するが、固定金利の資産およびスワップにより一部相殺されるに過ぎない。資産によっても、株式の市場価値の変動に対するエクスポージャーは発生する。

当行グループの保険業務においても、市場の変動により保険商品の債務額とその裏付けになる投資資産の間にミスマッチが生じる可能性がある。市場リスクは、当行グループの保険商品に対して、その商品および関連契約に応じて、様々な形で影響する可能性がある。例を挙げると、資産利回りおよび負債利回りならびに期日のミスマッチは、金利リスクを生む。こうしたリスクには顧客が直接負担するものと、市場への過大投資により保険業務が負担するものがある。保険契約には、不利な投資市場において価値が上昇する保証およびオプションを含むものがある。保険業務には、そうした保証およびオプションの費用の一部を負担するリスクがある。投資市場の実績は、このように保険および投資契約に織り込まれている価値ならびに当行グループの経営成績、財政状態および見通しに直接影響する可能性もある。

市場条件の変化の程度を正確に予想することは困難であり、そうした変化は、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **流動性または直ちに現金化できる資金の調達、当行グループの業務にとって極めて重要である**

当行グループの有担保・無担保借入能力およびそのコストは、金利または信用スプレッドの上昇、信用枠、流動性関連の規制要件または当行グループもしくは銀行業界に関する市場認識（当行グループの現実または想定された信用度を含む）の影響を受ける可能性がある。

当座預金および要求払い預金または通知預金が、当行グループの資金調達の一部を占めており、当行グループは、その安定性確保を重視している。預金の安定性は、当行グループの資本力および流動性に対する投資家の持続的な信頼ならびに価格設定の比較可能性および透明性に依存している。預金はこれまでも安定した資金供給源であったが、これが継続するとは限らない。

当行グループは、様々な資金供給源ポートフォリオを維持し、預金を受け入れない機関に資金を提供し、資産と負債の期日および通貨を調整し、現地市場における存在を維持するため、ホールセール市場にも参加している。

無担保の長期もしくは短期債券資本市場において資金調達する能力または有担保貸付市場にアクセスする能力がなければ、当行グループの流動性に重大な悪影響が及ぶおそれがある。

マクロ経済の成長不振、市場の混乱または規制の変化により、当行グループの資金調達コストが増大するか、当行グループの事業を維持または拡張するための資金調達能力に問題が生じる可能性がある。

当行グループが、預金を通じておよび/または資本市場において十分な資金を調達できなくなった場合、当行グループの流動性ポジションは悪化し、当行グループは、預金の引出要求または満期支払いに応じられない、借入金の期日返済ができなくなる、契約と信託および保証契約に基づく当行グループの債務返済ができなくなる、規制上の資金調達要件を遵守できなくなる、一部の資本・負債管理活動を行えなくなる、または新規ローン、投資および事業に対する資金供給ができなくなるおそれがある。

当行グループは、資金提供コミットメントの縮小を目的とした、資産の処分を含め、当行グループの債務返済のために無傷の資産を整理する必要が生じるかもしれない。流動性逼迫時には、当行グループが当行グループの資産の一部が売却できない、一部のレガシー・ポートフォリオの削減および売却を維持することができない、不利な価格で売却しなければならないおそれがあるが、いずれの場合においても、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### 当行グループの事業モデルに対するマクロの健全性、規制および法律に関連するリスク

**当行グループは、多数の法規制の要件および動向ならびに規制当局または政府の方針変更の影響を受けており、適用ある規制、特にそれらの改正を遵守できない可能性がある**

当行グループの事業は、現行の規則および関連規制のリスクにさらされている。このリスクには英国およびEUをはじめとする当行グループが事業を行っている市場における法律、規則、政策、自主規制および解釈の変更等による影響が含まれている。規制当局は域外でも効力を有する規制を意図的に施行しており、当行グループの業務は、当行グループが「現地の」法律および規則を幅広く実施する義務を負うことを意味することから、当行グループの事業に関連する規制改正の多くは、それらが施行された国を超えて効力を有するようになっている。

近年、規制当局および政府は、金融サービス業界の健全性規則、および金融サービス事業が実施される方法に焦点を当てている。講じた措置には、強化された資本、流動性および資金要件、一定の金融機関活動の分離または禁止、資本市場活動の運用の変更、税金徴収および取引税の導入、報酬実務の変更および業務実施方法に関するより詳細な要件が含まれる。英国、EUまたはその他の法域の政府および規制当局は、既に特定された業界のリスク分野または新たな分野に関しさらに介入する可能性があり、これは当行グループに悪影響を及ぼす可能性がある。

規制の改正が当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、資本ポジションおよび評判に重大な影響を及ぼす可能性がある分野、ならびに当行グループ所轄の規制当局が特に現在焦点を当てている分野および今後焦点を当てるとみられる分野は、以下を含むがこれらに限定されない。

- ・ 新型コロナウイルスのパンデミックに対する規制当局の継続的対応およびそれが銀行の信用リスク管理プロセスおよび引当プロセスに及ぼす影響、資本十分性および流動性、顧客の取扱いを含め、影響を受けやすい顧客の再重視（財政難に陥った貸出先を支援するための長期的取組みおよび消費者の現金調達を最大化するように設計された措置の検討を含む。）。
- ・ 政府、中央銀行もしくは規制当局の方針または競争に関する方針の全般的な変更、または当行グループが事業を行っている特定の市場における投資家の意思決定に影響を与えられと思われる規制制度の変更。例えば、英国健全性監督機構（以下「PRA」という。）、英国金融行為規制機構（以下「FCA」という。）、金融政策委員会（以下「FPC」という。）で構成され、欧州中央銀行（ECB）に監督権限を付与している英国の規制構造は、当行グループおよびその活動に影響を及ぼす可能性がある。特にFPCは、リスクが高いとみなされるセクターに貸付を行うための資本を積み増すよう英国の金融機関に指示する権限、および金融安定に対する脅威が高まったと判断された場合に金融機関が保有すべき資本を増額する権限を有する。

- ・ 一定の業務（トレーディング業務を含む。）のリングフェンス化に関するフランスおよびドイツの法律を含め、多くの法域で提案または施行される、一部の銀行業務およびその他の業務の構造的分離、ならびに一部の自己勘定取引業務の禁止。
- ・ （とりわけ）コア預金をホールセール業務および投資銀行業務から法的に分離すること（一般的にはリングフェンス化と称される。）を義務付ける2013年金融サービス（銀行改革）法の今後の進展およびそれに違反した場合の影響。特に、英国のリングフェンス体制における現行の要件を遵守するために、当行グループは、その業務およびインフラが英国リングフェンス法令に規定された共有サービス、独立性および破綻処理に関する要件を遵守するようにしなければならない。かかる要件には、関連するオペレーショナル・リスクを伴う上、コストの増加を招き、法令違反のリスクを高め得る情報技術インフラ、人的資源および重要な業務受託請負業者等の分野におけるものも含まれる。エイチエスピーシー・ユーケーおよび当行グループとの間の取決めは、こうした要件を充足する必要があるほか、アームズ・レングス・ルールを基に実施される必要がある。英国リングフェンスに関連する法令および規則を遵守するためにエイチエスピーシー・ユーケーと当行グループとの間でインフラまたは機能を一部重複させる必要があり、その結果として生じる非効率化により、費用の増加および/または（暫定的および定期的な）当行グループの事業および業務の変更が生じた。2021年中の英国におけるリングフェンスおよび自己勘定取引の体制の検証を目的として英国財務省が任命した独立パネルは、2022年3月15日付で提言書を発表した。同提言書では、リングフェンス体制の範囲については、大規模で複雑な金融機関にも焦点を当てるよう変更すべきであると結論付けられ、リングフェンス体制と破綻処理体制との整合性を図ることも提案されていた。その結果、今後リングフェンス体制の法的変更が提案される可能性がある。
- ・ 金融機関の事業遂行方法（特に顧客への公正な結果の提供、消費者の利益のための効果的な競争の促進、および世界金融市場の秩序ある透明な運用の確保に関連するもの。）に対する規制当局、国際機関、組織および組合によるさらなる注視（英国における新たな消費者義務の導入案、個人向け、中小企業向けおよび法人向け銀行部門の業務内容に関して実施されている主題別検証による措置、ならびに消費者への金融アドバイスの提供を含む。）。
- ・ 規制当局が組織文化、従業員の行動および内部告発に焦点を当てた結果、実施されたコンダクトに関する措置。
- ・ 世界全体での一定の銀行間取引金利（以下「IBOR」という。）参照の廃止、および新たな代替レートへの移行（詳細については、下記の「当行グループは、ベンチマーク・レートおよびベンチマーク指数の変更に関連するリスクを効果的に管理できない可能性がある」を参照のこと。）。
- ・ 法人向け金融市場に適用のある規制の枠組みの見直し（企業行動、上場、証券化およびデリバティブに関連する要件の改革およびその他の変更を含む。）。
- ・ 人工知能およびデジタル資産（データ、IDおよび開示）の活用等、顧客保護を支えるテクノロジー、金融テクノロジー・リスク、オペレーショナル・レジリエンス、バーチャル通貨（中央銀行のデジタル通貨およびグローバル・ステーブルコインを含む。）ならびにサイバーセキュリティに対する世界的な注目。これには、かかる分野における新規のおよび/または強化された基準も含まれる。
- ・ 英国のEU離脱に伴う、英国およびその他EUに本社を設置していない金融機関によるEU市場へのアクセスに関する英国の規制上の枠組みの継続的進化（例えば、逆勧誘である場合を除き、支店を設置していない非EU企業によるクロスボーダー活動を制限する可能性のある、EU委員会の「CRD VI」内の提案に沿ったもの）。詳細については、上記の「英国のEU離脱後のEUとの貿易関係は、当行グループの運用モデルおよび業績に悪影響を及ぼす可能性がある」を参照のこと。）。
- ・ バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル」という。）は、2017年12月に世界的資本・流動性規則を強化するための改革（以下「バーゼル 改革」の最終版に同意した最終的な基準は、効力発生前に現地法として内国法化する必要がある。2019年6月にEUは、規制（EU）第575/2013号を改定するための規制（EU）第2019/876号（以下「CRR」という。）を制定した。これによりEUは、自己資本体制の変更に加え、EUにおいて自己資本および適格債務最低基準（以下「MREL」という。）として知られる金融安定理

事会（FSB）の総損失吸収力（TLAC）要件の変更が実施されることとなった。かかる変更には、トレーディング勘定の抜本的見直しに基づく市場リスク規則の変更、カウンターパーティ・リスク測定の標準的手法の変更、ファンドへの株式投資規則の改正、大規模エクスポージャー規則の改正、新たなレバレッジ比率規則および安定調達比率の導入等、バーゼル 改革を反映するためのEU法改正の第一段も含まれる。市場リスクの枠組みの変更を除き、CRR は、2022年1月1日付で英国において施行された。市場リスクの変更は、バーゼルIII改革の未実施分とともに実施されるとみられる。残りの改革は、2023年1月1日付でバーゼルに基づき実施される予定である。これらには、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクおよび信用評価調整に関するRWA規則の改正、ならびに標準的手法に基づくRWAフロアの実施も含まれる。PRAは、2022年下半期までにこれらのその他の要素について協議しないとみられるため、英国での施行が延期される可能性が高まっている。

- ・ より厳格な資本、流動性および資金調達に関する要件の実施（内部格付手法モデル（以下「IRBモデル」という。）の変更を含む。）。
- ・ 低炭素経済への移行に起因する移行リスクを含め、世界的な健全性に関する枠組みに組み込まれることとなる気候変動が財務に及ぼす影響。
- ・ 反競争的取引慣行に対する法の執行にあたり、英国および欧州のレベルでの金融セクターに対する競争法執行機関からの継続的注視（英国においては、FCAおよび支払制度監督当局が競争法執行機関である。）。また、主張される競争法侵害に関連する損害賠償訴訟の増加も生じている。現在、その多くは英国で提起されているが、将来的には、独占禁止法損害訴訟に関する欧州指令により、欧州を通じてかかる訴訟が増加する可能性が高い。
- ・ 報酬の構造に係る規制、および当行グループ内で詳細な経営者の説明責任を求める強化された規制（英国におけるシニア・マネージャーおよび証明制度の要件ならびに各国において有効なまたは現在検討中もしくは実施中の類似の体制の要件等）。
- ・ 規制上の報告義務の拡大および複雑化による監督当局の期待の高まり（他の金融機関に対して科された規制上の罰金からも明らかのように、データの完全性ならびに関連するガバナンスおよび統制に対する期待を含む。）。当行グループは、現在進行中の信用リスクRWA報告プロセスの一つを含め、一部は規制当局からの要請により、規制上の報告プロセスおよび統制に関する独立した外部検証を多数委託している。
- ・ 特に気候変動、ダイバーシティおよびインクルージョン等のESGリスクの管理、ならびにESGに関する情報開示義務および報告義務の強化のためのガバナンスおよびリスク管理の枠組みについての企業に対する規制当局の期待の高まり。
- ・ 金融犯罪および市場濫用に関する基準、ならびに企業が新型コロナウイルスのパンデミックに起因する脅威をはじめとする新たな脅威に適応し、顧客をサイバー犯罪から保護できるようにするための統制の枠組みに対する期待の高まり。
- ・ サービスおよび資源の供給業務を国外もしくは外部委託する資格、他国に所在する金融サービス会社に対して重大なリスクを移転する資格に関する国内または超国家的な要件の変更。これは、当行グループの一貫した効率的な運用モデルを実施する能力に影響を与える。
- ・ 域外効力を有するものおよび地政学的緊張に起因するものを含め、マネーロンダリングに関する調査および制裁ならびに経済制裁の適用および発動（「当行グループは、事業を展開する国で政治的リスク、社会的リスクおよびその他のリスクにさらされている」を参照のこと）。
- ・ 業務の混乱に対する金融機関の対応重視の高まりを含め、オペレーショナル・レジリエンスの様々な側面に関連する規制当局の期待の高まりおよび規制上の要件の増加。
- ・ 規制当局が他の金融機関に罰金およびその他の処分を科したことから明らかとなっている、規制当局による内部統制およびリスク管理の枠組みの有効性重視の継続。

## 当行グループは、ベンチマーク・レートおよびベンチマーク指数の変更に関連するリスクを効果的に管理できない可能性がある

ロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）等のIBORを含め、主要なベンチマーク・レートおよびベンチマーク指数は長年、国内的にも、国際的にも、規制当局の監視および改革の対象となってきた。その結果、一部のベンチマークおよび指数の手法および運用の大幅な変更、代替的な準リスク・フリー・レート（以下「RFR」という。）の採用、ならびに一部の参照レート（LIBORを含む。）廃止の提案がなされてきた。2019年5月に欧州マネーマーケット協会（以下「EMMI」という。）は、2021年末よりユーロ圏無担保翌日物平均金利（以下「EONIA」という。）を廃止すると発表し、2021年3月にはアイシーイー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（以下「IBA」という。）が、(i) 2021年12月31日後直ちに英国ポンド建て、ユーロ建て、スイス・フラン建ておよび日本円建てのすべてのLIBORに加え、1週間物および2ヶ月物の米ドル建てLIBORの公表、ならびに(ii) 2023年6月30日後直ちに残りの米ドル建てLIBORの公表を停止すると発表した。FCAはその後、規制上の権限を行使して、2022年1月1日より無期限で、代替的手法（所謂「シンセティック」LIBOR）により、多数の英ポンド建てLIBORおよび日本円建てLIBORを公表するようIBAに強要した。

英国ポンド建て、スイス・フラン建て、ユーロ建ておよび日本円建てのLIBORならびにEONIAの廃止は、それぞれの代替RFRの採用時に行われた。「タフ・レガシー」と呼ばれる2021年末より廃止されるベンチマーク・レートを参照する既存契約およびその後廃止予定のその他のIBOR（特に多数の米ドル建てLIBOR。）を参照する既存契約が引き続き存在していることは、当行グループおよびその顧客のみならず、広く金融業界に様々なリスクをもたらす。かかるリスクには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・ 既存契約上のRFRまたは代替レートへの移行、およびFRFを参照する商品の販売に起因する規制コンプライアンス・リスク、法務リスクおよびコンダクト・リスクは、顧客および市場参加者に意図しないまたは不利益な結果をもたらす可能性がある。かかるリスクは、当行グループの販売プロセスおよび手続が、RFR市場慣行のリスクや複雑性の詳細が明らかになるよう、適切に適応および実施されていない場合、高まる可能性がある。
- ・ 法務リスクは、当行グループが適切に更改できない既存契約および「シンセティック」LIBOR等の法的解決策の使用に依拠する既存契約に関連している。当行グループが既存契約を適切に更改できない場合、該当するIBORの恒久的廃止が想定されていないフォールバック条項に依拠しなければならず、かかるフォールバック条項が契約上、実務上または金融上も機能しないというリスクがあり、顧客にとって意図しない結果をもたらされる可能性がある。法的解決策は、（一定の状況下で）契約更改のみならず、「タフ・レガシー」契約に関連するリスクの軽減で市場参加者を支援すると期待されている一方、法的解決策の運用、実施および有効期間については、依然として一部不透明である。「シンセティック」LIBORを用いた既存契約の場合、該当する「シンセティック」LIBORの廃止前に、当行グループが当該既存契約を更改して新たなRFRまたは代替レートに移行することができないリスクもある。その結果、上記のLIBORの恒久的廃止が想定されていないフォールバック条項に依拠しなければならない可能性がある。これらの問題はいずれも、顧客および市場参加者に意図しないまたは不利益な結果をもたらす、紛争リスクが高まる可能性がある。
- ・ 米ドル建てLIBORの廃止およびその代替RFRである担保付翌日物調達金利（以下「SOFR」という。）の流動性の発展により発生する。米ドル建てLIBORおよびSOFRの金利水準の違いは、当行グループが適切な金融ヘッジを通じて積極的に管理する必要のある資産、負債および商品全体におけるSOFRの非対称的な採用により、トレーディング勘定および銀行勘定においてベースス・リスクを発生させる。加えて、これは、効果的なヘッジ能力を制限する可能性もある。
- ・ レジリエンス・リスクおよびオペレーショナル・リスクは、RFRおよび代替レートに移行する予定の「タフ・レガシー」契約およびIBORを参照するその他の既存契約に起因して発生する。特に、当行グループのシステム、プロセスおよび統制が、新たなRFR手法への変更またはフォールバック条項を考慮して適切に適応されないリスクもあり、苦情や紛争が発生する可能性もある。2022年に新たな資金調達活動およびヘッジ活動のためのSOFRの使用が遅れた場合、2023年に廃止される米ドル建てLIBORを参照する既存契

約を更改する期間が圧縮され、オペレーショナル・リスクおよびレジリエンス・リスクがさらに高まる可能性がある。

上記のリスクのいずれかが発生した場合、当行グループの事業、財政状態、資本ポジション、経営成績、見通しおよび顧客が重大な悪影響を受ける可能性がある。

**当行グループは現在または将来の法律上、規制上または行政上の措置および調査の対象となる可能性があり、その結果を予測するのは本質的に困難である**

当行グループはその事業において法律上、規制上または行政上の措置および調査に関連する重大なリスクに直面している。訴訟、規制上の手続、調査、行政措置およびその他对審手続により金融機関に対して請求された損害賠償の件数および金額は、世界的に規制変更の件数が大幅に増加していること、この分野における現地基準および国際基準の双方が著しく進化および発展しているため、規制当局、投資家およびその他の利害関係者がESGに関する情報開示（ESG関連事項の測定および報告に関する開示を含む。）をますます重視していること、ならびにメディアの注目度の増加および規制当局と一般大衆の期待するレベルが高くなっていることを含む、多くの理由により増加している。また、訴追対象となったその他の活動の中でもとりわけ、コンダクト違反の疑い、マネーロンダリング防止（以下「AML」という。）、贈収賄/腐敗行為防止、制裁およびテロ資金対策に関する規則の違反、独占禁止違反、市場操作、脱税ほう助および資格のないクロスボーダーの銀行サービスの提供に関する、金融機関の刑事訴追が、より一般的になり、メディアの注目度の増加ならびに検察官および公衆の期待の増加を受けて、より高い頻度でなされる可能性がある。

当行グループまたはその子会社1社以上に対して法律上、規制上または行政上の措置または調査があった場合、とりわけ相当額の罰金、民事罰、刑事罰、排除措置命令、賦課金、主要な免許の停止もしくは取消し、一部の事業からの撤退命令、その他の懲罰処分ならびに/または預金者およびその他利害関係者からの資金の引上げを伴うおそれもある。当行グループまたはその子会社1社以上に対して訴訟、規制上の手続、行政措置、調査またはその他对審手続が行われるおそれがある場合または実際に行われた場合、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、当行グループの財務諸表には、法的手続、規制上の問題および顧客関連の是正問題に対する引当金が計上されている。法的手続、規制上の問題および顧客関連の是正問題に対する引当金は概して、他の種類の引当金よりも高度な判断を要し、こうした手続および是正問題にかかる実際の費用は、現行の引当金を超過する可能性もある。

加えて、当行グループおよびその子会社は、引き続き数多くの重要な法的手続、ならびに規制上の措置および調査の対象となっている（その多くについては、2022年4月12日提出の有価証券報告書「第6 - 1 財務書類 - 財務諸表注記」の注記32「法的手続きおよび規制事項」に記載されている。）。特に各種集団訴訟の原告を代理して提起された事案、不特定もしくは不確定の金額の損害賠償を求める事案または新たな法的主張を含む事案については、本質的にその結果を予測することが困難である。また、当行グループは将来、追加の法的手続、調査または規制上の措置に直面する可能性があり、これには、他の法域におけるものおよび/または既存の法的手続、調査もしくは規制上の措置に類似の、もしくはそれより広範な事項に関するものが含まれる。かかる手続の1以上において不利な結果が出た場合、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**当行グループは規制上のストレス・テスト要件を充足できない可能性がある**

当行グループは、2022年4月12日提出の有価証券報告書「第3 - 2 事業等のリスク - リスク - 当行グループのリスクに対するアプローチ - リスク管理 - ストレス・テスト」に記載のとおり、複数の法域において、規制上のストレス・テストの適用を受ける。これらのテストは、潜在的な経済または金融状況の悪化に対する金融機関のレジリエンスを評価し、金融機関が、その事業プロファイルに関連するリスクを考慮した強固で将来を見越した資本計画プロセスを有していることを確保するために設計されている。規制当局による調査は、定量的および質的基準の双方で行われる（後者は、当行グループのデータ提供、ストレス・テスト能力ならびに内部管理プロセスおよびコントロールに焦点を当てる。）。

規制当局のストレス・テスト・プログラムの定量的要件もしくは質的要件を充足できない場合、または当行グループのストレス・テストの結果および資本計画を規制当局が承認しない場合、当行グループは、自行の資本ポジションの強化および/または特定の子会社に対する追加的な資本の拠出をせざるを得なくなり、ひいては当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、資本ポジションおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **当行は、銀行法に基づき一定の銀行破綻処理権限に服する**

信用機関および投資会社の再生および破綻処理の枠組みを構築する指令第2014/59/EU号（その後の随時の改正、補足または差替を含め、以下「BRRD」という。）は、信用機関およびその親会社ならびにその他のグループ会社の再生および破綻処理に関する欧州を通じた枠組みを定めたものである。BRRDは、不健全なまたは破綻した機関の重要な財務および経済機能の継続性を確保するため、十分に早期にかつ迅速に当該機関に介入するための一連の手段を関連当局に提供するとともに、経済および金融システムに対する機関の破綻の影響を最小化することを目的とする。英国では、2009年銀行法（その後の改正を含め、以下「銀行法」という。）により、BRRDの規定の大半が施行されており、同法は先般、他の規則の中でもとりわけ、2020年銀行再生・破綻処理（改正）（EU離脱）規則により改正された。同規則は、移行期限（2020年欧州連合（離脱合意）法において定義される。）までの施行を義務付けたBRRDの先般の改正の一部を英国法として内国法化したものである。

#### (a) 法定の介入権限

当行は、銀行法の適用を受ける。銀行法は、英国の金融機関が財政難に陥った場合、あるいはその可能性がある場合、英国財務省、イングランド銀行（以下「BoE」という。）、PRAおよび/またはFCA（それぞれは該当する英国破綻処理当局であり、以下「英国破綻処理当局」という。）に、英国の銀行とその親会社、その他のグループ会社に関する幅広い権限を与えるものである。これらの権限は、(a)英国の銀行もしくはその親会社が発行するすべてもしくは一部の有価証券、または英国の銀行もしくはその親会社のすべてもしくは一部の不動産、権利、負債（銀行法に基づく権限の行使の対象となり得る当行の社債の一部（以下「当行社債」という。）を含む。）を、商業上の買い手、または有価証券の場合は英国財務省またはその被任命者、不動産、権利または負債の場合は、BoEが保有する法人に譲渡する権限、(b)当事者による契約終了、もしくは債務返済の加速を認める規定を含む、デフォルト条項、契約、その他の合意を無効にする権限、(c)英国の銀行に関して、特定の新たな破綻処理手続を開始する権限、(d)英国の銀行の移管先または後継となる銀行が効果的に運営できるよう、公正な対価において、英国の銀行またはその親会社と、そのグループの事業（グループのメンバーでなくなった事業も含む）の間での契約上の義務を無効とし、変更し、または課す権限を含む。銀行法はまた、英国財務省が潜在的には遡及効果を持って特別破綻処理制度の権限を効率的に活用することを可能とする目的で、同法をさらに変更する権限を英国財務省に付与する。

#### (b) 資本証券および負債の元本削減権限および転換権限ならびに/またはベイルイン権限

英国破綻処理当局に付与された権限はまた、特定の債権者の債権を変更または消滅させる権限を含む。これらの権限は、「資本証券および負債の元本削減および転換」権限ならびに「ベイルイン」権限を含む。

資本証券および負債の元本削減および転換の権限は、対象の機関が存続不能の状態に達したが、資本証券または（当該機関が破綻処理機関でない場合には）一定の内部非自己資金負債（以下「内部負債」という。）以外の証券のベイルインは要求されないと英国破綻処理当局が判断した場合、（ただし、元本削減権限および転換権限を行使した場合であっても、その後のベイルイン権限の行使が妨げられる訳ではない。）、または破綻処理の条件が充足された場合に用いられる。この権限を行使して行われた元本削減または転換については、普通株式の場合、その他Tier 1 金融商品が影響を受ける前に、その全額につき元本削減、消却または既存株主から充当されるように、その他Tier 1 金融商品の場合、Tier 2 金融商品が影響を受ける前に、その全額につき元

本削減または転換されるように、( 当行のように破綻処理機関でない場合において ) Tier 2 金融商品の場合、内部負債影響を受ける前に、内部負債がその全額につき元本削減または転換されるように、特定の順序で実行されなくてはならない。資本証券および負債の元本削減および転換の権限が行使される場合、元本削減は無期限であり、投資家是对価を受領しない(ただし、元本が削減される証券の保有者に対するCET 1 証券の発行が要求される場合がある。)。資本証券および負債の元本削減および転換の権限は、( 下記のペイルイン権限とは異なり、 ) 「清算手続を適用した場合よりも債権者が不利にならない」( no creditor worse off ) 原則の適用を受けない。

ペイルイン権限は、英国破綻処理当局に、特定の債権( 当行社債に基づき支払われるべき金額がこれに該当する可能性がある。 ) を他の有価証券( 存続組織または親会社( もしあれば ) の普通株式を含む。 ) に転換させるため、および / またはかかる債権の条項を変更もしくは修正するため( 当行社債の満期または当行社債について支払われるべき利息金額もしくは利息の支払日の変更を含む。また、一時的に支払いを停止することによるものを含む。 )、破綻金融機関またはその持株会社の一定の無担保負債の元本金額または利息の全部または一部を取り消す権限を付与する。銀行法は英国破綻処理当局に、通常の倒産における順位と異なる特定の優先順位に従いペイルイン権限を適用することを要求する。特に、英国破綻処理当局は、( ) その他 Tier 1 資本、( ) Tier 2 資本、( ) その他劣後債権、および( ) 一定の優先債権の順位で負債の元本を削減または転換をしなければならない。その結果、資本証券としての適格を有する劣後の当行社債は、資本としての適格を有しないその他の劣後債務が影響を受けない場合でも、全部または一部が削減または転換される可能性がある。これにより、該当する英国破綻処理当局がペイルイン権限を行使した場合、当行社債は、その他 Tier 1 資本またはその他 Tier 2 資本以外の当行のその他の劣後債務に実質的に劣後することとなる。当行社債の保有者と同一順位の債権を有する債権者の債権は、ペイルインから除外される可能性がある。そのような債権者が多いほど、当行社債の保有者に対するペイルインの影響は大きくなる。ペイルイン権限は、「清算手続を適用した場合よりも債権者が不利にならない」( no creditor worse off ) 原則の適用を受けるため、当該原則に基づき、金融機関が支払い不能に陥った場合に受けられるであろう取扱いよりも不利な取扱いを受けた株主または債権者は、補償を受ける権利を有する。

銀行法に基づくペイルイン権限の行使は一定の前提条件の制約を受けるが、当行および当行社債に関し当該権限を行使するかを判断する際に英国破綻処理当局が考慮する特定の要素( 当行グループの支配を超えた要素または当行グループに直接関連しない要素を含むが、これらに限定されない。 ) に関し不確実性が残る。また、英国破綻処理当局は当該権限を行使する方法および時期について広い裁量を有する場合があるため、当行社債の保有者は、当該権限の行使の可能性ならびに当行および当行社債に対する潜在的影響を予測するために、公に入手可能な基準を参照することができない可能性がある。

(c) 当行グループの再編を命じる権限

資本証券および負債の元本削減および転換の権限ならびにペイルイン権限に加え、銀行法に基づく英国破綻処理当局の権限は、( ) 株主の承諾またはその他適用される手続的要件の遵守を要することなく、関連する金融機関またはその全部もしくは一部の事業を商業的条件で売却するよう指示する権限、( ) 関連する金融機関の全部または一部の業務を「ブリッジ機関」( 当該目的のために設立される、全部または一部が公的に支配される機関 ) に移転する権限、および( ) 毀損した資産または問題資産を、最終的な売却または秩序だった削減を通じてその価値を最大化させる目的を持って管理することを可能とするため、公的に所有される一または複数の資産管理機関に移転することにより資産を分離する権限( これは、他の破綻処理手法と組み合わせてのみ使用することができる。 ) を含む。また、銀行法は英国破綻処理当局に、関連する金融機関の負債証券またはその他の適格負債の満期日および / もしくは利払日を変更する権限、ならびに / または支払いの一時停止および / もしくは負債証券の上場および取引許可の停止を課す権限を与える。

銀行法に基づく英国破綻処理当局による上記権限の行使は、当社社債に基づく償還義務を充足する当行の能力を制限する可能性があり、当該権限（特に、資本証券の元本削減および転換の権限ならびにペイルイン権限）のいずれかの行使は、当行社債の保有者がその投資の一部または全部を失う結果を導く可能性がある。

さらに、当行の有価証券に関する、市場価格およびボラティリティを含む取引動向は、これらの権限の行使または行使の提案により影響を受ける可能性があり、その状況において、当行社債は他の種類の有価証券に関連する取引動向に従うことが必ずしも想定されない。英国破綻処理当局による銀行法に基づく措置の実行または銀行法に基づく権限が行使される方法が、当行社債の保有者の権利、当行社債への投資の市場価値および/または当行社債に基づく義務を履行する当行の能力に重大な悪影響を与えないという保証はない。

銀行法は、一定の条件のもと破綻処理機関に公的経済支援を提供することを定めているが、公的経済支援は、英国破綻処理当局が実務上可能な最大の範囲でペイルイン権限を含むすべての破綻処理手法を評価および活用した後の最終手段としてのみ使用されるべきであると定める。

### **当行グループは、当行グループが事業を展開している国々の租税関連リスクにさらされている**

当行グループは、事業を展開しているすべての国の税法の実体および解釈に服しており、それに関連して税務当局による定期的なレビューと監査を受けている。こうした当行グループにおける税法の解釈および適用は、関係税務当局における解釈および適用と異なっている可能性があり、当行グループは、税務当局へ支払う予想金額に基づいて将来発生し得る納税債務を引当てている。最終的に支払われる金額は、それらの事柄の最終決着がどうなるかにより、準備された金額と大きく異なることがある。2021年12月に経済協力開発機構（以下「OECD」という。）は、2023年より新たに15%の世界最低税率を導入するために各国用雛形が規定されたモデル規則を発表した。2022年1月には英国政府が英国における同規則の施行方法に関する協議を開始した。当行グループへの影響は、まさしく英国における同規則の施行方法とともに、2023年からの各課税法域における当行グループの業務に係る利益性および現地税負担次第となろう。これとは別に、当行が事業を展開する国の税法改正および税率変更が実施された場合、各国政府は新型コロナウイルス支援策による支出を補う税収を求めていることから、当行グループの実効税率は今後、引き上げられる可能性がある。

### **当行グループは、カルチャーおよび説明責任に関する強化された規制の対象になる可能性がある**

金融機関は今もなお、企業行為（特に顧客にとって公正な結果、顧客の利益のための効果的な競争の促進、個人および企業双方の行為基準の強化、ならびに世界の金融市場の秩序ある透明な運用の確保に関するもの。）に関連して、規制当局、国際機関、組織および労働組合から相当な調査を受けている。その結果、当行グループおよびその従業員は、中小企業向けバンキング・セクターおよびホールセール・バンキング・セクターの業務ならびに顧客に対する金融アドバイス提供業務に対する継続的な主題別検証から生じた措置を含め、企業カルチャー、従業員の素行および内部告発に関連して強化された規制（特に、FCAの上級管理職および認証体制、ならびに議会銀行規律委員会による広範囲な勧告の実施状況に対する英国における継続的注視）の対象となる可能性がある。規制当局、検察、メディアおよび一般人はいずれも、金融機関の行動および行為に対する期待を高めており、かかるリスク（特に、金融商品の不正販売または顧客からの苦情の不当な取扱いに関連するリスク。）の軽減に適切な管理が不十分な場合またはそれを怠った場合、規制上の制裁もしくは罰金の対象となり、または民事訴訟が増加し、当行グループの事業、財政状態、経営成績および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。

### **当行グループの業務に関連するリスク**

#### **当行グループの業務はHSBCグループの情報技術システムに大きく依存している**

HSBCグループの情報技術インフラの信頼性と安全性は、当行グループが銀行サービスを提供しつつ、HSBCグループのブランドを守るために不可欠である。

HSBCグループの決済システム、財務管理、リスク管理、信用分析および報告、会計、顧客サービスその他の情報技術システムならびに当行グループ支店および主要なデータ処理センター間のコミュニケーション・ネットワークが効果的に機能することは、当行グループの業務にとって極めて重要である。

重大なシステム障害、長期にわたるサービスの中断または特に秘密の顧客情報の重大なデータ・セキュリティ侵害が発生した場合、当行グループの顧客へのサービス提供能力が低下するおそれ、規則に違反するおそれおよび当行グループの業務およびブランドが長期的な損害を受けるおそれがあり、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**当行グループは依然として、テクノロジーに影響を与えおよび/またはテクノロジーにより促進される、広い範囲のサイバー・リスクの影響を受けている**

サイバー攻撃の脅威は、金融業界全体と同様、依然として当行グループにとっての懸念事項である。今後サイバー攻撃から当行グループの業務を守ることができなければ、財務上の損失、顧客側の混乱またはデータの喪失につながりかねない。これは、当行グループの評判および顧客獲得・確保能力に悪影響を及ぼす可能性があり、サイバー攻撃が引き続き増加し、大規模にデジタル化されるにつれて、当行グループは、新たなサイバー脅威にさらされる可能性もある。

攻撃者は、当行グループおよび関連する第三者のシステムを侵害することにより、自らの目的を達成しようとしている。攻撃者は、マルウェア（ランサムウェアを含む。）、ベンダーが提供したソフトウェアおよびHSBCが開発したソフトウェアの既知で未発表の（ゼロデイ）脆弱性の悪用、フィッシングメールおよび分散型サービス拒否に加えて、施設の物理的侵害および従業員の脅迫等の手法を用いている。当行グループの顧客もまた、こうしたサイバー攻撃手法の対象となっている。かかる手法は常に進化しており、サイバー攻撃は、頻度、巧妙性、影響および深刻さの点で増加している。当行グループは、他の金融機関と同様、数々のサイバーセキュリティ侵害の試みを経験している。当行グループは、今後も引き続きサイバー攻撃の対象になると予想している。

サイバーセキュリティ・リスクは、業界全体の需要増加、インターネット上で提供されるサービスの継続的拡大に対する顧客の期待、インターネット用の商品、アプリケーションおよびデータ保存への依存の高まり、新型コロナウイルスに対処するための当行グループの従業員、請負業者、第三者の業務委託者およびサプライヤーならびにそれらの下請業者の働き方の変化等の要因により、今後も増加するとみられる。

当行グループによるサイバーセキュリティに関する方針、手続または統制の不遵守、従業員の不正行為、人為的ミス、ガバナンス上の過誤または技術的ミスもまた、サイバー攻撃から防御する当行グループの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。上記のサイバーセキュリティ・リスクのいずれかが発生した場合、当行グループの顧客、事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**当行グループは、モデルの限界または障害により損失を被り、または追加資本を維持することを要求される可能性がある**

当行グループは、規制上の自己資本の計算、ストレス・テスト、与信の承認、IFRS第9号に基づくECLの算出、金融犯罪・詐欺リスクの管理および財務報告等、当行グループの事業管理上の各種目的でモデルを使用している。当行グループは、不適切に開発、実行もしくは使用されたモデルに基づいた、経営陣の対応につながり得る判断の結果、モデルの結果が誤って解釈された結果、意図した目的以外でかかる情報が使用された結果、または将来の結果の予測もしくは推定に固有の不確実性に起因する特有の限界により、不利な結果に直面する可能性がある。金融機関によるモデルの使用に対する規制上の調査および監督上の懸念は相当であり、これは特に、規制された自己資本の計算において金融機関が使用する内部モデルおよび仮定についていえる。主要な資本モデルがリスクを著しく過小評価した場合、または重要な規制上の要件を充足していない場合、当行グループは、追加資本の保有が必要となる可能性がある。規制上の要件の変更により、当行グループのモデル・リスク管理方法は変更されることとなり、執行上の課題となっている。当行グループをはじめとする金融業界がより洗練されたモデル化の方法（人工知能関連リスクを含む。）および技術を採用することにより、モデル・リスクが高まる可能性もある。気候変動および持続可能性という課題により当行グループが事業活動を変更するというコミットメントは、今後もモデル・リスクに影響を及ぼすとみられる。モデルは、気候関連リスクに関するリスク管理および財務報告において重要な役割を果たすであろう。気候変動の長期的影響の不確実性および堅固な質の高い気候関連データの不足といった課題は、これらのモデルで信頼性および正確性の高いモデル出力値を得る上での課題となっている。

新型コロナウイルスのパンデミックによる経済的影響は、IFRS第9号モデルの構築および運用のための調整を行う方法の範疇を超えたモデル出力値の信頼性に影響を及ぼしてきた。このため、現在の経済状況におけるIFRS第9号モデルでは、如何なる場合であっても実際の信用の質の水準を正確に評価していない出力値が得られることとなる。これにより、当行グループ全体でより継続的な監視およびより頻繁なテスト（特に信用モデルのテスト。）が必要となった。その結果、損失モデルの監視も強化され、より頻繁に実施されるようになった。より現実的な資産評価額を算出するために、専門家の判断に基づくモデル管理後調整等の補完的統制も必要となる。こうした補完的統制には、相当程度の経営陣の判断および仮定を要する。今後の実績/業績がかかる判断および仮定と異なる可能性もある。加えて、既存のモデルは、殆どの場合、パンデミック時に観察されたマクロ環境および現在の高インフレのマクロ環境とは異なる景気後退要因があった2008年以降の期間を基準として調整されている。その結果、モデル出力値の信頼性は低下し、モデル出力値に反映されなかったリスクを捉えるために判断を優先する必要がある。モデルの使用から生じるリスク（レピュテーション・リスクを含む。）は、当行グループの事業、財政状態資本ポジション、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **当行グループの業務は第三者のサプライヤーおよびサービス提供者を活用している**

当行グループは、商品およびサービスを供給するために第三者に依存している。金融機関による第三者サービス提供者の利用については、世界の規制当局が特に焦点を当てている。これには、外注判断がなされる方法および主要な関係が管理される方法の他、第三者への依存に関する当行グループの理解およびそれがサービス提供に及ぼす影響に関する監視も含まれる。

第三者リスクの不十分な管理は、当行グループが戦略上、規制当局および顧客の期待を充足する能力に影響する可能性がある。これにより、規制当局による譴責、民事制裁金または当行グループのレピュテーションに対する損害を含む広範な影響が生じる可能性があり、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび戦略に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **当行グループのガバナンスおよび内部統制に関連するリスク**

#### **当行グループのデータ管理およびデータ・プライバシー統制は、データ量の増加および規制の進化を支える上で、十分に堅固ではない可能性がある**

HSBCグループがデータ駆動型になり、当行グループの事業プロセスもデジタル・チャンネルに移行するにつれ、当行グループが依拠するデータの量は増加している。その結果、データの生成から破棄に至るまでのデータ管理（データの保存および削除、データの質、データ・プライバシーならびにデータ体系に関する方針および手続を含む。）は堅固でなければならず、データの質および利用可能性に関する問題を特定できるように設計されている。不適切なデータ管理により、顧客サービスおよび事業プロセスが悪影響を受ける可能性、または上級経営陣、規制当局および幹部に対する報告での過誤リスクを軽減するために手動による介入および調整が必要となる可能性もある。

加えて、当行グループが事業を展開する法域におけるデータ・プライバシー法令を遵守しなかった場合、規制上の制裁が科される可能性もある。これらの不履行は、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

#### **当行グループの関知しないところで、第三者が当行グループを違法行為の手段として使用する可能性がある**

当行グループは、適用のあるAMLおよび制裁に関する法令の遵守を求められており、内部統制や「顧客確認」手続等、当行グループの商品およびサービスが金融犯罪の実行または隠蔽のために利用されることを防止するための様々な指針および手続を採用している。さらに、該当する状況において規制上許容される場合、当行グループは、独自の適切なAML手続の維持とその適正な適用を特定のカウンターパーティに委託することができる。規則で認められる一方で、そうした委託により、当行グループ（および関連する当行グループのカウンターパーティ）の関知しないところで、第三者が当行グループ（および関連する当行グループのカウンターパーティ）をマネーロンダリングの手段として使用することを防止できない可能性もある。さらに近年の英米政府の金融機関に関連する政策は、マネーロンダリングの防止ならびに米国およびEUの制裁遵守の強制に主な重点を置いている。

マネーロンダリングの当事者となった場合、マネーロンダリングに関与したもしくは関与したとの非難を受けた場合、または制裁に関する法令に違反した場合、当行グループの信用は失墜し、罰金、制裁措置または法的執行の対象になる可能性がある。これらのうちの一つでも起これば、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **当行グループは従業員の不正行為により損失を被る可能性がある**

当行グループの事業は、HSBCバリュー（HSBCバリューは、いかに当行グループの従業員が他の従業員、顧客、規制当局およびより広範な地域社会と交流すべきかを明記したものである。）を含め、HSBCグループの方針の潜在的な不遵守および関連する行動ならびに従業員の不正行為（詐欺、過失または金融に関連しない不正行為等。）によるリスクにさらされており、これらのすべては規制上の制裁および/または評判上または財務上の悪影響をもたらしかねない。近年、多数の多国籍金融機関が、「悪徳トレーダー」その他従業員の行為により巨額の損失を被っている。従業員の不正行為を抑止することは常に可能というわけではなく、こうした行為を防止および発見するために当行グループが実施する対策も常に効果的であるとは限らない。

不正行為リスクは、リモート・ワークおよび在宅勤務によりその予防および検知の効果が低下した場合、高まる可能性もある。こうした不正行為を抑止するための当行グループの対策が不十分であると規制当局がみなした場合、従業員の不正行為または規制上の制裁は、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **当行グループの戦略に対するリスク**

財務上および業務上の効率性およびレジリエンスの向上に必要なインフラを整備するための変革の規模は大きく、複雑である。最大規模のITプログラムは、技術的成果をもたらすための重要な道筋を推進するもので、ドイツおよびフランスが中心となっている。執行リスクは、フランスのリテール業務の規模およびドイツにおける支店設置等、主要なITプログラムとその他の再編プログラムとの相互依存性により高まっている。数年間の変革後の従業員の関与およびモラルも、地域別および国別の管理にとって焦点を当てるべき分野である。

規制当局による監視は強化されており、今後も強化されるとみられる。精巧な規制環境下での効果的なESG目標運用モデルの提供には、執行リスクを伴う。PRAおよびFCAの双方は、当行グループ内の法人ガバナンスにますます焦点を当てており、欧州中央銀行（以下「ECB」という。）とのやりとりも大幅に増加している。規制当局との関係の管理、規制当局が設定した期限の厳守および規制当局の期待の管理に引き続き焦点を当てることが不可欠になっていくであろう。

成果物の例としては、IBORからの移行および気候関連リスクに関するECBのガイドラインの実施があげられる。

当行グループの戦略は、当行グループの戦略の適応を要する外的環境変化である、経済環境、地政学環境、法的環境、規制環境、技術、顧客のニーズおよび競争に関する仮説に基づいている。外的変化はまた、リスクをもたらす。例えば、ロシアとウクライナの戦争は、金利環境の好転が予想されるにもかかわらず、インフレ圧力をはじめとするマクロ経済環境における地政学的な負荷を浮き彫りにしている。こうしたインフレ圧力は、当行グループの費用負担も増加させる可能性がある。

こうした主要な戦略的取組みを実行できないまたは期待されるその恩恵を享受できない場合、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **当行グループのリスク管理対策は功を奏しない可能性がある**

リスク管理は、当行グループのすべての業務にとって必要不可欠な部分である。リスクは、不確実性および結果としての収益変動に対する当行グループのエクスポージャーに相当する。特に、リスクは、様々なソースの不確実性から生じた収益性または財政状態に対する悪影響に等しい。それらの原因には、ホールセール業務およびリテール業務の信用リスク、市場リスク、非トレーディング市場リスク、オペレーショナル・リスク、保険リスク、集中リスク、流動性リスクおよび資金調達リスク、訴訟リスク、コンダクト・リスク、レピュテーション・リスク、戦略的リスク、年金リスクならびに規制リスク等がある。

当行グループは幅広く多角的なリスクの監視および軽減のための手法を組み合わせ使用しているが、そのような手法およびそれらを適用する場合に必要な判断は、好ましくない事象や個別の事柄およびその結果が実現するタイミング等をすべて予見することはできない。当行グループのリスク管理措置が不十分であったと規制当局がみなして、適切にリスクまたは規制上の制裁を管理することができなかった場合は、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、戦略および評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

## 当行グループの事業に関連するリスク

### 当行グループの事業には固有のレピュテーション・リスクがある

レピュテーション・リスクとは、当行、HSBCのグループ会社、当行グループの従業員または当行グループの関係者による事象、行動、作為または不作為の結果、利害関係者の期待を充足できないリスクをいう。誠実性、コンプライアンス、顧客サービスまたは業務効率の基準に重大な欠陥があった場合、レピュテーション・リスクが顕在化する可能性がある。利害関係者の期待は絶えず進化していることから、レピュテーション・リスクも動的であり、地理的地域、集団および個人間で異なる。加えて、当行グループの事業は、ESG関連問題の監視の高まりに直面している。ダイバーシティおよびインクルージョン、気候変動、持続可能性、職場行動、人権および地域社会の支援をはじめとする多くの分野において、当行グループが責任を持って行動できない場合または発表したHSBCグループの目標、コミットメント、目的または抱負の達成に貢献しなかった場合、当行グループの評判およびブランド価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

現代技術、とりわけ短時間で最少の費用により多数の聴衆に連絡できるオンラインの社会的メディア・チャンネルおよびその他の送信ツールは、有害情報および風評の流布および影響をより深刻にし、悪化させる可能性がある。レピュテーション・リスクはまた、当行グループが業務活動を行う現実のもしくは認識された方法または当行グループの財務実績、ならびに銀行および金融サービス業界一般における現実のもしくは認識された実務に関する、ネガティブな世論から生じる可能性がある。ネガティブな世論は、当行グループの顧客獲得・確保能力（とりわけ法人預金者）ならびに従業員を雇い動機付ける能力に悪影響を及ぼし、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### 非財務リスクは、詐欺行為リスクを含め、当行グループの事業に固有のものである

当行グループは、銀行業務に固有の多くの種類の非財務リスクにさらされている。非財務リスクは、不適切なもしくは欠陥のある内部プロセス、人事およびシステムの結果、または外部事象により、当行グループが戦略または目的を達成できないリスクと定義することができる。非財務リスクには、不正行為およびその他の犯罪行為（社内および社外の別を問わない。）、手続の崩壊、法令違反ならびに財務報告上および税務上の過誤が含まれる。これらのリスクは、当行グループが、当行グループまたはその顧客に対するサービスの提供を外部のサプライヤーやベンダーに依存する場合にも存在する。

特に、不正行為者は、貸付、インターネット・バンキング、決済、銀行口座およびカードを含め、当行グループの商品、サービスおよびデリバリー・チャンネルを標的とする可能性がある。これにより、事態の状況によっては、当行グループおよび/またはその顧客が金銭的損失を被るおそれ、顧客体験に悪影響を及ぼすおそれ、レピュテーションが毀損されるおそれ、および当行グループが事業を展開する法域における訴訟、規制上の手続、行政措置またはその他对審手続のおそれがある。

このような非財務リスクは、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、戦略および評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### 当行グループは、適切な上級経営陣および優れた人材の採用、確保および育成に依存している

適切な上級経営陣および優れた人材を採用、確保および育成する必要性に応じる上で、今もなお多くの課題が残る。こうした課題には、必要なスキルおよび働き方の急激な変化ならびに規制の改正に加え、一部の法域における国家主義および多様化に対する要求および期待の高まりが含まれる。現在も続いている特定の能力を有する人材の不足は、不足している能力を有する人材が世界各地に移動可能となった今、当行グループにとっての人材確保という課題をさらに複雑にしている。

当行グループの継続的な成功は、部分的に、経営陣チームの主要メンバーおよびより広い従業員層の確保、各事業単位における有能な経営陣の活用ならびに高い能力を持ったプロフェッショナルを採用し、訓練し、動機付け、確保し続ける能力にかかっているが、いずれも、経済、市場および規制の状況ならびに新型コロナウイルスのパンデミックが健康および福祉に及ぼす影響等、当行グループの支配を超える要因次第となり得る。加えて、HSBCグループは、2025年までに女性従業員および黒人従業員の上級幹部を増加させるという目標を発表した。HSBCグループがかかる目標を達成できなかった場合、当行グループの優秀な人材を勧誘および確保する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループの事業単位が一つでも適切な人員配置を欠くか、1名以上の主要シニア・エグゼクティブが辞任するか、適切な後任者を速やかに補充できないか、当行グループの事業を支援するために必要な組織の変更を満足できるように実施できない場合は、当行グループは著しく競争的に不利な立場に置かれ、戦略を満足に実施することができなくなるおそれがあり、統制リスクおよびオペレーショナル・リスクを含め、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### **当行グループは、カウンターパーティ・リスクに対する重大なエクスポージャーを有している**

当行グループは、実質的にすべての主要業界に関連するカウンターパーティとの取引を有しており、日常的に、証券会社、ディーラー、集中清算機関、商業銀行、投資銀行、 뮤チュアルファンドおよびヘッジファンドその他の法人顧客等の金融企業と取引をしている。

こうした取引の多くは、当該カウンターパーティまたは顧客がデフォルトに陥った場合、当行グループを信用リスクにさらす。当行グループの資金調達およびリスク管理のための日常業務遂行能力は、他の金融機関の行動や商業上の健全性により重大な悪影響を受けるおそれがある。金融機関は、トレーディング、清算、カウンターパーティその他の関係を通じて、必然的に相互に依存している。従って、個々の金融機関のデフォルトもしくは市場における信用失墜、突然の制裁発動もしくは制裁プログラムへの二次的影響または金融部門全体に対する懸念は、個別金融機関だけではなく、金融システム全体の問題、デフォルトおよび損失に発展するおそれがある。

店頭デリバティブの集中清算の義務により、当行グループはリスクにさらされている。清算参加者として当行グループは、セントラル・カウンターパーティ他の清算参加者およびその顧客の債務不履行により被った損失を引き受けることを要求されている。集中清算に向けたさらなる動きが、集中清算機関の参加者と顧客との間の相互関連性という追加的な要素をもたらしているため、システミック・リスクに対する当行グループのエクスポージャーは減少するよりもむしろ増加していると考えられる。同時に、統制の大部分がセントラル・カウンターパーティに委譲されているために、かかるリスクを自ら管理する当行グループの能力は低下することになる。そして、ストレス時に規制当局および解決の責任がある当局がどのように介入するかは、現在のところ不透明である。

担保の取得により双務的なカウンターパーティ・リスクが軽減されていても、当行グループが保有している担保を実行できない場合や、実行価格が当行グループのローン・エクスポージャー額またはデリバティブ・エクスポージャー額の全額を回収するに足りない場合には、当行グループの信用リスクは高止まりする可能性がある。

また、担保権が実行できないというリスクがある。これには、担保を差し押さえるまたは契約上の権利を執行する当グループの能力が影響を受け得る法改正または制裁発動により、かかるリスクが発生する場合も含まれる。

当行グループは、公正価格で取り扱われているクレジット・デフォルト・スワップおよびその他のクレジット・デリバティブ等の緩和手段に起因する信用エクスポージャーも有している。これらの金融商品の公正価格の緩和手段として使用されるクレジット・デフォルト・スワップおよびその他のクレジット・デリバティブによるカウンターパーティのデフォルト・リスクは、担保が設定されている原金融商品の評価額と想定信用リスクに応じてこうした商品の構成価値に影響を及ぼす。いかなる調整または公正価格の変更も、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**当行、当行子会社またはそのそれぞれが発行する負債証券の信用格付の引下げは、当行グループの資金調達費用を増加させるか資金調達能力を減殺させ、当行グループの流動性ポジションおよび/または純利息マージンに重大な悪影響を及ぼすおそれがある**

信用格付は、当行グループの市場における資金調達コストその他の条件に影響する。格付機関は、定期的に当行および特定の当行子会社ならびにそれぞれの債券の格付をしている。この格付は、当行または関連子会社の相対的な財務体質の評価および金融業界一般に影響する諸条件等、多数の要素に基づいている。特に、格付機関が現在実施している銀行格付手法の見直しおよび当行または関連子会社の格付に及ぼす潜在的影響を考慮すると、格付機関が当行または関連子会社の現行格付または見通しを維持するという保証はない。

かかる格付および格付アウトLOOKの引下げは、当行グループの資金調達コストを上昇させ、資本市場へのアクセスを制限し、追加担保の差し入れを要求させ、結果として、当行グループの利息マージンおよび流動性ポジションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**当行グループの事業には、貸出先の信用の質に関連するリスクが内在する**

信用の質の変化ならびに貸出先に対するローンおよびカウンターパーティ（再保険者、デリバティブ取引のカウンターパーティ等）から受け取るべき金額の回収可能性の変化に起因するリスクが、広範な当行グループの事業に内在している。現在も続く新型コロナウイルスのパンデミック（「新型コロナウイルスの影響に関連するリスク」を参照のこと。）に加え、ロシアとウクライナの戦争（「当行グループは、事業を展開する国で政治的リスク、社会的リスクおよびその他のリスクにさらされている」を参照のこと。）およびスタグフレーション・リスクの高まり等、その他のトップリスクの展開に起因するものも含め、経済条件の総合的な悪化または金融システムのシステムック・リスクに起因する当行グループの貸出先およびカウンターパーティの信用の質の変化の悪影響は、当行グループの資産の回収可能性とその価値を減殺し、当行グループのECLの増加を余儀なくさせるおそれがある。

当行グループは、当行グループの信用エクスポージャーのECLを見積り、認識している。当行グループの業績および財政状態に重要な意味を持つこの作業には、経済情勢および制裁の影響を含む地政学的情勢によって、当行グループの貸出先によるローン返済能力およびその他のカウンターパーティの債務履行能力が損なわれる程度の予測等、困難かつ複雑で主観的な判断が必要になる。この評価は、複数の代替的な将来予想的な経済状態（GDP予測を含む。）を考慮しており、IFRS第9号の測定目標を充足するためにこれをECL推定値に組み込んでいる。そうした評価によくあるように、当行グループが特定した関連要因の影響を正確に予想できない、あるいは、関連要因を特定できない可能性がある。さらに当行グループがカウンターパーティの信用度の査定に用いる情報が不適格または不正確な場合がある。当行グループがカウンターパーティの債務返済能力を不正確に評価した場合、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**当行グループの保険業務は、保険請求率および保険の顧客の行動変化に関連するリスクにさらされている**

当行グループは、複数の種類の生命保険商品等、多様な保険商品を当行グループと銀行取引のある顧客に提供している。保険請求および保険金の費用は、死亡率および罹患率、失効率、解約率ならびにその保険が貯蓄要素を有する場合は、債務を支える資産の利回り等の多数の要因に影響され得る。これらの要因のいずれかが悪化した場合、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**当行グループは、当行の年金制度に多大な拠出を求められる場合がある**

当行グループは、確定給付年金制度等多数の年金制度を運営している。年金制度債務は、長期金利、インフレ率、給与水準および制度加入者の寿命に応じて変動する。当該債務は、オペレーショナル・リスクおよび法務リスクからも影響を受ける可能性がある。当行グループが年金制度に対して行う拠出の水準は、当行のキャッシュ・フローに直接影響する。年金資産が現行債務を補填するのに十分でないとなされる範囲で、高水準の拠出を求められる可能性もある。その結果、これらの年金制度の不足額が、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

## 当行グループの財務諸表および会計に関連するリスク

### 当行グループの財務諸表は、ある程度不確実な判断、見積りおよび仮定に基づいている

財務情報の作成には、資産、負債、収益および費用に関する報告数値に影響を与える経営陣の判断ならびに推定および仮定の使用が必要になる。特に複雑なモデルの使用を含め、推定を行う際に固有の不確実性により、将来の期間について報告される現実の結果は、経営陣による推定の基盤となるものとは異なる可能性がある。推定、判断、仮定およびモデルは常時評価され、過去の経験その他現在の状況下で合理的と考えられる将来の事象の予想等の要因に立脚している。会計上の推定の変更による影響は、当該推定が変更された期間およびその影響を受ける将来の期間について認識される。当行グループの業績および財政状態にとって重要とみなされる会計方針は、高い不確実性を伴い、財務諸表に重大な影響を及ぼす。2021年における当行グループの財務諸表に関する「重要な会計上の推定および判断」は、子会社への投資、金融商品の評価、予想信用損失、繰延税金資産および引当金で構成されていた。

子会社への投資が減損しているか否かの評価および減損の測定では、持続可能なキャッシュ・フローおよび割引率の長期パターンを含め、主要な仮定を決定する際の判断が適用される。公正価値で測定される金融商品の評価は主観的な場合があり、観察不能な入力値を含むモデルの場合にはなおさらである。償却原価金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の減損測定では、過去の事象、現在の状況および経済状態の予測に関する関連情報を組み込むため、複雑なモデルの選択および調整とともに、推定および仮定の使用も必要となる。加えて、重要な判断では、信用リスクを著しく増加させる要因を決定しなければならない。繰延税金資産の認識および測定においては、既存の課税対象一時差異の将来的な戻入を考慮した上で、将来課税される利益の確率および十分性に関する重要な判断がなされる。引当金の認識および測定でも、現時点で義務が存在するか否かの判断および発生し得る資金流出の確率および金額の推定における不確実性が高いことから、重要な判断を要する。

上記の重要な会計上の判断および推定は不確実かつ主観的であるため、将来の結果は、本書提出日現在において利用可能な情報を使用した推定値とは大きく異なり得る。

当行グループの将来の業績および将来の財務ポジションにおけるこうした変更の影響は重大となり、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### 会計基準の変更は、当行グループが財務成績および財政状態を報告する方法に重大な影響を及ぼす可能性がある

当行グループは、英国が採用した国際会計基準および2006年会社法の要件を遵守して連結財務諸表を作成しており、当行がEUで適用している規制（EC）第1606/2002号に基づき採用した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）を適用してきた。また、本書に記載の開示期間については、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が発表したIFRSと適用可能な差異がないため、国際財務報告基準解釈指針委員会（以下「IFRS解釈指針委員会」という。）が発表した解釈指針を含め、IASBが定めた国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従い連結財務諸表を作成している。IASBまたはIFRS解釈指針委員会は随時、新たな会計基準または解釈指針を公表することができるが、これは、当行グループが財務成績および財政状態を計算、報告および開示する方法とともに、普通株式等Tier 1資本（CET 1）比率等、当行グループの自己資本比率にも影響を及ぼす可能性がある。例えば、IFRS第17号「保険契約」には、会社が自ら発行する保険契約および自ら保有する再保険契約の会計処理において適用すべき要件が定められている。IFRS第17号は、2023年1月1日以降に開始される年次報告期間に適用されるもので、当行グループの保険業務の収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当行グループはまた、新規または改正後の基準を遡及的に適用する義務を課されることもあり、この場合、当行グループは、前期の財務諸表の重大な金額につき修正再表示しなければならない。

上記を除き、当該半期中において、事業等のリスクに重大な変更はなかった。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載されている将来に関する記述は、2022年6月30日現在の当行の考え、見通し、目的、予想および見積りに基づいている。

#### 経済的背景

##### 英国

##### 継続するインフレ急上昇

英国の消費者物価上昇率は現在、40年ぶりの高水準にある（6月における前年比9.4%）。高インフレは、エネルギー価格および食料価格の上昇、世界的な供給不足、パンデミック関連の制限解除後の需要の上振れならびに労働市場の逼迫が重なり発生している。

こうしたインフレは、実質的な総家計所得の減少を意味し、新型コロナウイルス関連の制限解除後の反動減とともに、広範な経済活動の足枷になりつつあるとみられる。GfK消費者信頼感指数も、6月に過去最低を記録した。

しかしながら、労働市場は持ち堪えている。失業率は、3月の底値3.7%から5月には3.8%に上昇したが、これは歴史的にも依然として非常に低い水準である。

##### 今後の金利上昇

財政政策支援は充実しており、政府は、生活費圧迫に対処するために37十億ポンドの家計支援策を発表した。家計支援策には、エネルギー料金払戻しおよび低所得世帯に対する直接給付が含まれる。

にもかかわらず、こうした家計支援策により、広範な実質所得の圧迫を完全に相殺できないとみられる。

一方で、異常に高いインフレを背景に、イングランド銀行（以下「BoE」という。）は、金利を引き上げている。2020年に銀行金利を0.1%に引き下げたBoEは、2021年12月に利上げを開始し、金利は現在、1.25%となっている。

##### ユーロ圏

##### 今後のインフレ上昇および成長鈍化

ユーロ圏の消費者物価は急上昇しており、6月には年率8.6%とユーロ発足以来最高水準となった。エネルギー価格は現在、インフレ率の約半分を占めているが、エネルギー以外の産業財およびサービスを含め、根底にあるインフレ要因は平均を上回っている。こうした上昇は、世界的な供給不足、制限解除後の価格調整および好調な労働市場が重なった結果である。

インフレ関連の逆風が強まる中、ユーロ圏経済は、第1四半期に0.6%成長を記録して以降、減速している。しかしながら、労働市場は引き続き拡大しており、ユーロ圏の失業率は5月に6.6%にまで低下し、1998年に比較可能な記録が開始されて以来、最も低い水準となった。

しかしながら、インフレ圧力により実質所得が引き続き減少しており、先行きは厳しい。

#### 財務結果の要約

##### 代替業績指標の使用

当行グループの経営成績（報告ベース）は、後述の「第6 - 1 財務書類」において詳述する国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成されている。業績測定において、当行グループが使用する主な財務指標には、同期比ベースでの比較を歪ませる要因を排除するために、報告する経営成績から算出される指標も含まれる。かかる指標は代替業績指標とみなされる。

すべての代替業績指標が使用される場合、最も類似した報告財務指標に調整され、記述される。

グローバル事業部門のセグメント別業績は、後述の「第6 - 1 財務書類 - 財務諸表注記」の注記3「セグメント別分析」に記載の「作成の基準」において詳述されるIFRS第8号「事業セグメント」に従って調整ベースで表示されている。報告ベースの業績および調整後の業績の調整については、後述の「調整後業績」に記載されている。

## 調整後業績

調整後業績は、報告する経営成績を、前期比ベースでの比較を歪ませる重要な項目の前期比ベースでの影響を調整することで計算される。

当行グループは、「重要な項目」という用語を、報告ベースの経営成績から、調整後業績の計算時に除外する個別の調整項目をグループとして集合的に記述するために使用している。以下で詳細するこれらの項目は、経営陣および投資家が、事業の根底にある傾向をより良く理解するために、業績を評価する際に経常的に特定し個別に考慮する項目である。

当行グループは、調整後業績は、内部報告と外部報告を並列させ、経営陣が重要であると考える項目を特定かつ定量化し、経営陣が前期比ベースでの業績を評価する方法についての考察を提供するため、投資家に対して有益な情報を提供するものと考えている。

## 連結損益計算書の要約

	2022年6月30 日に終了した 上半期 百万ポンド	2021年6月30 日に終了した 上半期 百万ポンド	2021年12月31 日に終了した 下半期 百万ポンド
正味受取利息	991	860	894
正味受取手数料	644	744	669
公正価値で測定する金融商品からの純収益	206	2,067	1,365
金融投資による純収益	-	46	14
正味保険料収入	1,036	987	919
その他営業収益	12	353	241
<b>営業収益合計<sup>1,2</sup></b>	<b>2,889</b>	<b>5,057</b>	<b>4,102</b>
正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動	233	(1,700)	(1,339)
<b>正味営業収益（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前）<sup>1</sup></b>	<b>3,122</b>	<b>3,357</b>	<b>2,763</b>
予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動	(187)	71	103
<b>正味営業収益</b>	<b>2,935</b>	<b>3,428</b>	<b>2,866</b>
<b>営業費用合計<sup>2</sup></b>	<b>(2,587)</b>	<b>(2,721)</b>	<b>(2,741)</b>
<b>営業利益</b>	<b>348</b>	<b>707</b>	<b>125</b>
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける利益持分	(21)	108	83
<b>税引前当期純利益</b>	<b>327</b>	<b>815</b>	<b>208</b>
法人税(費用)/税額控除	(86)	(74)	97
<b>当期純利益</b>	<b>241</b>	<b>741</b>	<b>305</b>
親会社に帰属する当期純利益	237	737	304
非支配持分に帰属する当期純利益	4	4	1

1. 予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動控除前の正味営業収益は、収益ともいう。

2. 営業収益合計および営業費用合計には、後述の「調整後業績」に詳述される重要な項目が含まれる。

## 報告ベースの業績

報告ベースの税引前当期純利益は327百万ポンドであり、2021年上半期と比べ488百万ポンド減少した。これは主に、2021年上半期には純額ベースでのECLの戻入れがあったのに対し、2022年上半期には、特にロシアとウクライナの戦争の影響および経済の不確実性の高まりにより、純額ベースでECL費用が発生したことによるものであった。また、関連会社およびジョイント・ベンチャーでは、2021年の利益に対し、損失も発生した。

報告ベースの収益は、主に当行グループのギリシャ支店業務およびロシア事業の売却計画に関連して2022年上半期に発生した損失222百万ポンドにより、235百万ポンド（7%）減少した。かかる減少は、主にマー

ケッツ・アンド・セキュリティーズ・サービス（MSS）事業部門の好調な業績に加え、特にグローバル・バンキング（GB）事業部門のグローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント（以下「GLCM」という。）業務およびコマーシャル・バンキング（CMB）事業部門における金利上昇に伴う収益増加により、一部相殺された。また、2021年上半期においては、RWA削減に関連する処分損で構成される再編その他関連費用の増加も計上されていた。営業費用は、主に業績連動報酬の減少により減少した。

**正味受取利息**（以下「NII」という。）は、高金利環境の恩恵を受けたCMB事業部門およびGB事業部門（特にGLCM業務。）を中心に、2021年上半期に比べ131百万ポンド（15%）増加した。

**正味受取手数料**は、MSS事業部門のグローバル債券市場業務およびGB事業部門を中心に100百万ポンド（13%）減少した。かかる減少は、ロシアとウクライナの戦争の影響およびマクロ経済の不確実性の高まりによる市場活動の低迷で引受手数料が減少したことによるものであった。これは、当初の新型コロナウイルスによる制限が緩和されたことで企業が資金調達を行っていた堅調な2021年上半期とは対照的であった。かかる減少は、取引高の増加および当行グループの戦略的取組みの実施によるGLCM業務の増益により一部相殺された。

**公正価値で測定する金融商品からの純収益**は、特にウェルス・アンド・パーソナル・バンキング（WPB）事業部門の保険引受業務を中心に1,861百万ポンド減少した。かかる減少は、保険契約者が投資リスクの一部または全部を負担する保険契約を担保する金融資産の運用益が減少したことによるものであった。

こうした不利な変動は、保険契約者が関連資産の投資パフォーマンスに關与する程度を反映し、保険契約者に対する債務に対応する変動をもたらした。これを相殺する変動は、保険契約者に対する債務に計上されている。

MSS事業部門においては、ロシアとウクライナの戦争ならびにインフレおよび金利の上昇によるマクロ経済への影響の結果、市場のボラティリティが高まったことによる、グローバル外国為替業務およびエクイティ業務を中心とした顧客活動の活発化および堅固なリスク管理を反映して、収益が増加した。これは、市場の不確実性に伴い、債券発行活動が低迷したことで発生したグローバル・デット・マーケット業務における減益により、一部相殺された。

**金融投資からの損失控除後利益**は、46百万ポンド減少した。これは主に、マーケット・トレジャリー業務におけるその他の包括利益を通じて公正価値で保有される（以下「FVOCI」という。）債券の処分損によるものであった。

**正味保険料収入**は、新規取引高の増加によるフランスでの保険収益で、WPB事業部門において49百万ポンド（5%）増加した。

**その他の営業利益**は、当行グループのギリシャ支店業務およびロシア事業の売却計画に関連して2022年上半期に発生した損失222百万ポンドにより、コーポレート・センターを中心に341百万ポンド減少した。加えて、2021年上半期には、ドイツの証券会社への長期的投資の公正価値評価益の恩恵も受けていた。2021年上半期とは対照的な評価益の減少により、収益はGBM事業部門等（特にプリンシパル・インベストメンツ業務。）でも減少した。

**正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動**は、WPB部門の保険引受業務を中心に1,933百万ポンド減少した。かかる減少は、保険契約者が投資リスクの一部または全部を負担する契約を担保する金融資産の運用益の減少によるものであった。こうした保険契約債務を担保するために保有される損益を通じて公正価値で測定される金融資産で認識される損失は、「公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益」において報告されている。これは、保険料収入の増加により一部相殺された。

**予想信用損失およびその他の減損費用**（以下「ECL」という。）の変動については、2021年上半期における71百万ポンドの戻入れとは対照的に、2022年上半期においては187百万ポンドの正味費用があった。2022年上半期の正味費用には、ロシアとウクライナの戦争による影響の広がりもあり、高水準の不確実性およびインフレ圧力の悪化に関連したステージ1およびステージ2への追加引当金が含まれていた。これは、2020年に積み上げた新型コロナウイルス関連引当金の2021年上半期における正味戻入れとは対照的であった。加えて、2022年上半期には、ステージ3の費用も増加した。

営業費用合計は、主に業績連動報酬の減少の他、付加価値税（VAT）回収率の更新およびフランスで2021年に納付した付加価値税の回収分の認識による減少で、134百万ポンド減少した。これは、主に再編その他関連費用の57百万ポンドの増加により、一部相殺された。

関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける（損失）/利益持分については、2021年上半期での108百万ポンドの利益に対して、21百万ポンドの損失がであった。2022年上半期の損失には、前年度の関連会社評価額の修正再表示を反映した24百万ポンドの損失が含まれていた。

税金費用は、2021年上半期の74百万ポンドに対し、86百万ポンドであった。2022年上半期の実効税率は26.3%であり、これは、認識されていない繰延税金の変動および前年度調整の影響に加え、2023年4月1日より英国の銀行課徴金の税率を8%から3%に引き下げる法律が実質的に制定されたことに伴い、英国の繰延税金残高を再測定したことによるものであった。

2021年上半期の実効税率が9.1%であったのは、2023年4月1日より英国の法人税の主税率を19%から25%に引き上げる法律が実質的に施行されたことに伴い、英国の繰り延べ税金残高を再測定したこと、および認識されていない繰延税金の変動によるものであった。

## 調整後業績

### 重要な収益項目の事業セグメント別内訳 - （利益）/ 損失

2022年6月30日に終了した上半期							
	MSS 事業部門 百万ポンド	GB 事業部門 百万ポンド	GBM 事業部門等 百万ポンド	CMB 事業部門 百万ポンド	WPB 事業部門 百万ポンド	コーポレー ト・セン ター 百万ポンド	合計 百万ポンド
収益（報告ベース）	1,294	734	101	627	655	(289)	3,122
重要な収益項目	(40)	-	9	(1)	(1)	220	187
- 金融商品の公正価値の変動 <sup>1</sup>	(41)	-	(5)	(1)	(1)	(1)	(49)
- 再編その他関連費用 <sup>2</sup>	1	-	14	-	-	(1)	14
- 欧州における再編	-	-	-	-	-	222	222
収益（調整後）	1,254	734	110	626	654	(69)	3,309
2021年6月30日に終了した上半期							
収益（報告ベース）	1,114	678	230	556	714	65	3,357
重要な収益項目	10	-	100	(1)	(1)	(65)	43
- 金融商品の公正価値の変動 <sup>1</sup>	10	-	(4)	(1)	(1)	-	4
- 再編その他関連費用 <sup>2</sup>	-	-	104	-	-	(65)	39
収益（調整後）	1,124	678	330	555	713	-	3,400
2021年12月31日に終了した下半期							
収益（報告ベース）	929	689	80	540	562	(37)	2,763
重要な収益項目	2	-	169	-	-	(4)	167
- 金融商品の公正価値の変動 <sup>1</sup>	2	-	(1)	-	-	-	1
- 再編その他関連費用 <sup>2</sup>	-	-	170	-	-	(4)	166
収益（調整後）	931	689	249	540	562	(41)	2,930

1 非適格ヘッジの公正価値変動およびデリバティブの債務評価調整を含む。

2 RWA削減コミットメントに関連する損失を含む。

### 重要な費用項目の事業セグメント別内訳 - （回収）/ 費用

2022年6月30日に終了した上半期							
	MSS 事業部門 百万ポンド	GB 事業部門 百万ポンド	GBM 事業部門等 百万ポンド	CMB 事業部門 百万ポンド	WPB 事業部門 百万ポンド	コーポレー ト・セン ター 百万ポンド	合計 百万ポンド

営業費用(報告ベース)	(970)	(456)	(178)	(309)	(469)	(205)	(2,587)
重要な費用項目	-	-	33	13	4	146	196
- 再編その他関連費用	-	-	30	11	2	119	162
- 欧州における再編	-	-	3	2	2	27	34
営業費用(調整後)	(970)	(456)	(145)	(296)	(465)	(59)	(2,391)

## 2021年6月30日に終了した上半期

営業費用(報告ベース)	(1,051)	(462)	(226)	(335)	(508)	(139)	(2,721)
重要な費用項目	-	-	32	(8)	5	103	132
- 再編その他関連費用	-	-	32	(8)	5	91	120
- 欧州における再編	-	-	-	-	-	12	12
営業費用(調整後)	(1,051)	(462)	(194)	(343)	(503)	(36)	(2,589)

## 2021年12月31日に終了した下半期

営業費用(報告ベース)	(1,013)	(456)	(362)	(276)	(473)	(161)	(2,741)
重要な費用項目	-	-	71	7	1	133	212
- 再編その他関連費用	-	-	71	7	1	122	201
- 欧州における再編	-	-	-	-	-	11	11
営業費用(調整後)	(1,013)	(456)	(291)	(269)	(472)	(28)	(2,529)

## 税引前当期純利益への正味影響額の事業セグメント別内訳

## 2022年6月30日に終了した上半期

	MSS 事業部門 百万ポンド	GB 事業部門 百万ポンド	GBM 事業部門等 百万ポンド	CMB 事業部門 百万ポンド	WPB 事業部門 百万ポンド	コーポレ ト・セン ター 百万ポンド	合計 百万ポンド
税引前当期純利益/(損失)(報告ベース)	325	119	(77)	295	181	(516)	327
損益(報告ベース)への正味影響額	(40)	-	42	12	3	366	383
- 重要な収益項目	(40)	-	9	(1)	(1)	220	187
- 重要な費用項目	-	-	33	13	4	146	196
税引前当期純利益/(損失)(調整後)	285	119	(35)	307	184	(150)	710

## 2021年6月30日に終了した上半期

税引前当期純利益/(損失)(報告ベース)	65	274	9	220	215	32	815
損益(報告ベース)への正味影響額	10	-	132	(9)	4	38	175
- 重要な収益項目	10	-	100	(1)	(1)	(65)	43
- 重要な費用項目	-	-	32	(8)	5	103	132
税引前当期純利益/(損失)(調整後)	75	274	141	211	219	70	990

## 2021年12月31日に終了した下半期

税引前当期純利益/(損失)(報告ベース)	(85)	315	(282)	272	103	(115)	208
損益(報告ベース)への正味影響額	2	-	240	7	1	129	379
- 重要な収益項目	2	-	169	-	-	(4)	167
- 重要な費用項目	-	-	71	7	1	133	212
税引前当期純利益/(損失)(調整後)	(83)	315	(42)	279	104	14	587

## 調整後業績

税引前当期純利益（調整後）は710百万ポンドであり、2021年上半期に比べ280百万ポンド（28%）減少した。これは主に、ECLの増加、収益の減少ならびに関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける損失によるものであったが、営業費用の減少により、一部相殺された。

収益（調整後）は、プリンシパル・インベストメンツ業務で有利な評価益が減少したGBM事業部門等、および前期に計上されたドイツの証券会社への長期的投資の公正価値評価益が当期には計上されず、レガシー・クレジット業務でも評価益が減少したコーポレート・センターを中心に91百万ポンド（3%）減少した。加えて、WPB事業部門における収益も、有利な市場インパクトの減少により保険引受業務で減少した。

これとは対照的に、MSS事業部門においては、顧客活動の活発化および堅固なリスク管理により、グローバル外国為替業務、証券サービス業務およびエクイティ業務を中心に収益が増加したが、グローバル債券市場業務における収益減少により、一部相殺された。収益は、GB事業部門内のグローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント業務およびCMB事業部門においても増加した。これは、特に英国における金利上昇のプラスの効果および資産の増加によるものであった。

ECL（調整後）は、2021年上半期に比べ258百万ポンド増加した。正味費用は187百万ポンドであり、2021年上半期における71百万ポンドの正味戻入れとは対照的であった。2022年上半期における正味費用は主に、ロシアとウクライナの戦争による影響の広がりもあり、不確実性の高まりおよびインフレ圧力の悪化を反映した今後の経済見通しの悪化によるものであった。これは、経済見通しの回復および信用リスクの安定化を反映した2021年上半期におけるステージ1およびステージ2の引当金の正味戻入れとは対照的であった2022年上半期には、ステージ3の費用も増加した。

営業費用（調整後）は、業績連動報酬の減少の他、付加価値税回収率の更新およびフランスで2021年に納付した付加価値税の回収分の認識による減少で、198百万ポンド（8%）減少した。

関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける（損失）/利益持分については、21百万ポンドの損失であった。かかる損失には、前年度の関連会社評価額の修正再表示を反映した24百万ポンドの損失が含まれていた。これは、2021年上半期における利益108百万ポンドとは対照的であった。

## マーケッツ・アンド・セキュリティーズ・サービス（MSS）事業部門

税引前当期純利益（調整後）は285百万ポンドであり、2021年上半期と比べ210百万ポンド増加した。その主な要因は、好調な収益パフォーマンスおよび営業費用の減少であった。

収益は、主にグローバル外国為替業務およびエクイティ業務を中心とした顧客の流れの増大により、130百万ポンド（12%）増加した。これは、ロシアとウクライナの戦争に起因する市場ボラティリティの高まりとともに、インフレおよび金利の上昇に起因するマクロ経済への影響による、顧客活動の活発化およびリスク管理の強化を反映したものであった。かかる増加は、ロシアとウクライナの戦争およびインフレ上昇で生じた不確実性による顧客活動の鈍化および発行市場における発行減少に起因するグローバル債券市場業務での収益減少により、一部相殺された。

証券サービス業務における収益も、主に金利上昇による正味受取利息の増加で増加したが、市場指数の下落が資産評価額に悪影響を及ぼし手数料が減少したことで一部相殺された。

営業費用は、主に業績連動報酬の減少により81百万ポンド（8%）減少した。

## グローバル・バンキング（GB）事業部門

税引前当期純利益（調整後）は119百万ポンドであり、2021年上半期と比べ155百万ポンド減少した。これはECLの増加によるものであったが、収益の増加により一部相殺された。

収益はGLCM業務を中心に56百万ポンド（8%）増加した。これは、金利上昇に支えられた手数料収入および残高の増加のための戦略的取組みによるものであったが、市場拡大に伴う取引高の減少に伴うキャピタル・マーケット業務における収益減少により一部相殺された。

ECLについては、2021年上半期における58百万ポンドの戻入れとは対照的に、158百万ポンドの正味費用であった。2022年上半期の正味費用は、ロシアとウクライナの戦争による影響の広がりもあり、不確実性の高まりによる今後の経済見通しの悪化を反映したものであった。これは、2020年に積み上げた新型コロナウイルス関連引当金の2021年上半期における正味戻入れとは対照的であった。

営業費用は、主に業績連動報酬の減少により、6百万ポンド(1%)減少した。

### グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ(GBM)事業部門等

税引前当期純損失(調整後)は35百万ポンドであり、2021年上半期の利益141百万ポンドと比べ、176百万ポンド減少した。これは、収益減少を反映したものであるが、営業費用の減少により一部相殺された。

収益は、2021年上半期とは対照的な評価益の減少により、プリンシパル・インベストメンツ業務を中心に220百万ポンド減少した。当行グループの他のグループ会社からの会社間費用回収も減少した。

ECLについては、2021年上半期における5百万ポンドの正味戻入れとは対照的に、1百万ポンドの正味費用であった。

営業費用は、主にこれまで当行グループの他のグループ会社に再請求されてきた特定の費用が、当行からHSBCグループのサービス会社に移動したことにより、49百万ポンド減少した。これに伴い、収益における会社間回収額も減少した。

### コマース・バンキング(CMB)事業部門

当行グループは、国際的な顧客に対するサービスに焦点を当てた戦略を引き続き実施したことで、2022年上半期におけるCMB事業部門の業績は好調であった。

税引前当期純利益(調整後)は307百万ポンドであり、2021年上半期に比べ96百万ポンド増加した。これは主に、収益の増加および営業費用の減少によるものであったが、ECLの増加により一部相殺された。

収益は、GLCM業務を中心に71百万ポンド(13%)増加した。これは、高金利環境および平均預金残高の増加によるものであった。特にグローバル外国為替業務におけるMSS事業部門の商品からの共同収益も増加した。

かかる増加は、マーケッツ・トレジャリー業務からの収益減少により一部相殺された。

ECLは、2021年上半期に比べ22百万ポンド増加した。これは主に、ロシアとウクライナの戦争による影響の広がりもあり、不確実性の高まりおよびインフレ圧力の悪化による今後の経済見通しの悪化を反映したステージ1およびステージ2での費用増加によるものであった。これは、2020年に積み上げた新型コロナウイルス関連引当金の2021年上半期における正味戻入れとは対照的であった。かかる増加は、2021年上半期における費用とは対照的なステージ3での戻入れにより一部相殺された。

営業費用は、裁量支出の経費引締めおよび当行グループの費用削減策の影響を反映して、47百万ポンド(14%)減少した。かかる減少には、付加価値税回収率の更新およびフランスで2021年に納付した付加価値税の回収分の認識も寄与した。

### ウェルス・アンド・パーソナル・バンキング(WPB)事業部門

税引前当期純利益(調整後)は184百万ポンドであり、2021年上半期と比べ35百万ポンド減少した。これは、収益の減少およびECLの増加によるものであったが、営業費用の減少により一部相殺された。

収益は、フランスおよび英国における保険引受業務を中心に59百万ポンド(8%)減少した。これは主に、株式市場のパフォーマンスが低調であったことに伴う、有利な市場インパクトの低下によるものであったが、新規契約高は増加した。

かかる減少は、高金利環境および顧客残高増加により、チャンネル諸島およびマン島において預金からの収益が増加したことで、一部相殺された。

ECLについては、2021年上半期における9百万ポンドの正味戻入れとは対照的に、5百万ポンドの正味費用があった。2022年上半期の正味費用は主に、ロシアとウクライナの戦争による影響の広がりもあり、不確実性

の高まりおよびインフレ圧力の悪化による今後の経済見通しの悪化を反映したものであった。2021年上半期における正味戻入れは、2020年に積み上げた新型コロナウイルス関連引当金を原資としていた。

営業費用は、38百万ポンド（8%）減少した。その主な要因は、付加価値税回収率の上昇およびフランスで2021年に納付した付加価値税の回収分の認識とともに、人件費の削減および特定の資産の完全償却に伴う原価償却費減少による法人不動産費用の減少であった。

### コーポレート・センター

税引前当期純損失（調整後）は150百万ポンドであり、2021年上半期の税引前当期純利益70百万ポンドとは対照的であった。これは主に、2021年上半期の利益とは対照的な関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける損失とともに、収益減少によるものであった。

収益は69百万ポンド減少した。これは主に、2021年上半期に計上されたドイツの証券会社への長期的投資からの公正価値評価益が当期には計上されなかったこと、およびレガシー・クレジット業務のポートフォリオの評価益が減少したことによるものであった。

営業費用は、当行グループの他のグループ会社に再請求していた費用が増加し、それに伴い収益が増加したことで、23百万ポンド増加した。

関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける（損失）/利益持分については、21百万ポンドの損失があった。かかる損失には、前年度の関連会社評価額の修正再表示による24百万ポンドの損失が含まれていた。これは、2021年上半期における利益108百万ポンドとは対照的であった。

## 財政状態に関する分析

### 連結貸借対照表の要約

	2022年 6月30日現在 百万ポンド	2021年 12月31日現在 百万ポンド
<b>資産合計</b>	<b>709,701</b>	<b>596,611</b>
- 現金および中央銀行預け金	126,759	108,482
- トレーディング資産	78,072	83,706
- 公正価値評価の指定を受けた、または強制的に損益を通じて公正価値で測定する金融資産	16,380	18,649
- デリバティブ	202,510	141,221
- 銀行に対する貸付金	16,349	10,784
- 顧客に対する貸付金	94,840	91,177
- 売戻契約 - 非トレーディング目的	57,996	54,448
- 金融投資	38,743	41,300
- その他資産	78,052	46,844
<b>負債合計</b>	<b>685,709</b>	<b>572,896</b>
- 銀行からの預金	38,623	32,188
- 顧客からの預金	224,991	205,241
- 買戻契約 - 非トレーディング目的	34,446	27,259
- トレーディング負債	43,636	46,433
- 公正価値評価の指定を受けた金融負債	30,358	33,608
- デリバティブ	193,956	139,368
- 発行済負債証券	8,650	9,428
- 保険契約に基づく負債	20,136	22,264
- その他負債	90,913	57,107
<b>資本合計</b>	<b>23,992</b>	<b>23,715</b>
株主資本合計	23,862	23,584
非支配持分	130	131

資産合計（報告ベース）は、2021年12月31日現在に比べ19%増加した。当行グループは、顧客からの預金と顧客に対する貸付金との比率を2021年12月31日現在の44%から42%に若干低下させることで、強固で流動性の高いバランスシートを維持した。

## 資産

現金および中央銀行預け金は、顧客からの預金の増加および正味買戻契約ポジションにより、20%増加した。

トレーディング資産および公正価値評価の指定を受けた金融資産は、主に市場のボラティリティに伴うアウトライトの株式ポジションの減少により、それぞれ7%および12%減少した。

デリバティブ資産は、43%増加した。これは主に、主要通貨のイールド・カーブのシフトおよび外国為替の変動の結果として金利契約の時価評価が上昇したことによるものであった。

売戻契約（非トレーディング目的）は、主に市場活動の活発化により7%増加した。

金融投資は、6%減少した。これには、2022年上半期における定期市場イールド・カーブの上昇の結果、金利変動に対するエクスポージャーのヘッジとして機能する回収売却目的保有の指定を受けた金融商品の価値に不利な変動が発生したことに伴う、その他の包括利益（OCI）の損失が含まれていた。

## 負債

顧客からの預金は11%増加した。これは、顧客からの預金の増加および安定した資金調達の増加を目的とした当行グループの資金調達戦略と一致している。

非トレーディング目的の買戻契約は、市場活動の活発化を反映して、26%増加した。

トレーディング負債および公正価値評価の指定を受けた金融負債の残高は、市場のトレンドおよびボラティリティを反映して、それぞれ6%および10%減少した。

発行済負債証券は、主に長期債券の満期により8%減少した。

デリバティブ負債は39%増加した。これは、基礎となるリスクがデリバティブ資産とおおむね対応するものであるため、概してデリバティブ資産に沿ったものであった。

その他の資産およびその他の負債は、第三者決済口座および現金担保の対称的な推移により、それぞれ67%および59%増加した。

## 資本

株主資本合計は、おおむね横ばいであった。

## 代替業績指標の調整

### 平均普通株主資本利益率および平均有形株主資本利益率

平均普通株主資本利益率（以下「RoE」という。）は、親会社の普通株主に帰属する利益（以下「報告利益」という。）を、期中の平均普通株主資本（以下「報告株主資本」という。）で除して得られる。報告利益および報告株主資本の調整では、非支配持分ならびに優先株式および資本性金融商品の保有者に帰属する額は除外される。

平均有形株主資本利益率（以下「RoTE」という。）は、有効な長期保険契約の現在価値（以下「PVIF」という。）の変動ならびに（税引後の）のれんおよびその他の無形資産の減損につき、報告利益を調整した上で、のれん、無形資産およびPVIFにつき調整後の期中の平均報告株主資本で除して得られる。

重要な項目を除外した平均有形株主資本利益率は、普通株式に帰属する利益（（税引後の）PVIFの変動、重要な項目および銀行税を含まない。）を年換算した上で、期中の平均有形株主資本（自己負債の公正価値、債務評価調整（以下「DVA」という。）およびその他の調整を含まない。）で除して得られる。

当行グループは、資本ポジションと密接に関連する当行グループの業績を評価する方法として、RoEに加えRoTEも提示する。

### 平均普通株主資本利益率および平均有形株主資本利益率

	2022年6月 30日に終了 した上半期 百万ポンド	2021年6月 30日に終了 した上半期 百万ポンド	2021年12月 31日に終了 した年度 百万ポンド
<b>利益</b>			
親会社の普通株主に帰属する利益	178	695	847
PVIFの増加/(減少)(税引後)	(122)	(117)	(149)
重要な項目(税引後)	242	74	461
<b>普通株主に帰属する利益(PVIFおよび重要な項目を除く。)</b>	<b>298</b>	<b>652</b>	<b>1,159</b>
<b>株主資本</b>			
平均株主資本合計	23,642	23,565	23,629
平均的な優先株式およびその他資本性金融商品の影響	(3,861)	(3,722)	(3,722)
<b>平均普通株主資本</b>	<b>19,781</b>	<b>19,843</b>	<b>19,907</b>
PVIFの影響(税引後)	(677)	(529)	(553)
重要な項目およびその他の調整(税引後)	(145)	(81)	(92)
<b>平均有形株主資本(PVIF、重要な項目およびその他の調整を除く。)</b>	<b>18,959</b>	<b>19,233</b>	<b>19,262</b>
<b>利益率</b>			
平均普通株主資本利益率(年換算)	1.8	7.0	4.3
平均有形株主資本利益率(年換算)	3.1	6.8	6.1

上記を除き、当該半期中において、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析に重大な変更はなかった。

#### 4【経営上の重要な契約等】

後述の「第6 - 1 財務書類 - 財務諸表注記」の注記11「事業処分」を参照のこと。

#### 5【研究開発活動】

当行グループは、銀行業務および関連金融サービスを幅広く提供している。当行グループは、サービス提供を向上させるべく商品開発活動に投資を続けており、また、商品やサービスをサポートし、内部および外部の報告システムを強化するためのソフトウェアを継続的に開発している。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

当該半期中、提出会社の主要な設備に重要な変更はなかった。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

上記「1 主要な設備の状況」を参照のこと。

2022年度においては、通常の業務において使用されているものを除き、特別な設備投資は予定されていない。

## 第5【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

2022年6月30日現在

ポンド

種類の名称	額面価格	発行済株式総数(株)
額面1ポンド普通株式	1.00ポンド	796,969,111

米ドル

種類の名称	額面価格	発行済株式総数(株)
額面0.01米ドル非累積型第三ドル建て優先株式	0.01米ドル	35,000,000

英2006年会社法(第10条および第542条)により、授權株式という概念は消滅している。

##### 【発行済株式】

2022年6月30日現在

#### ポンド

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式 1株当たりの額面金額1ポンド	普通株式	796,969,111	該当なし	(注1)
計	-	796,969,111	-	

(注1) 各種類株式1株につき1議決権を有する。

#### 米ドル

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式 1株当たりの額面金額0.01米ドル	第三ドル建て 優先株式	35,000,000	該当なし	(注1) (注2)
計	-	35,000,000	-	

(注1) 各種類株式1株につき1議決権を有する。

(注2) 第三ドル建て優先株式は、第三ドル建て優先株式の相互間で同順位とし、その他第三ドル建て優先株式と同順位である旨表示されている一切の株式と同順位とする。これらの株式は、通常定款に定める権利を有し、通常定款に定める制限を付されるものとする。また、これらの株式は取締役会が当該株式の割当前に付したその他の(通常定款に定める権利と矛盾しない)権利を有するものとする。通常定款に基づき取締役会が第三ドル建て優先株式に付する権利を決定する権能を有している場合、取締役会が決定する権利は、その時点で割当または発行されている第三ドル建て優先株式に付されている権利と同等であることを

要しない。第三ドル建て優先株式は、一以上の個別シリーズとして発行することができ、その場合、各シリーズの分類・識別は取締役会が決定する方法で行うものとし、かかる決定または分類・識別を行うために通常定款を変更することは要しない。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

当該半期中、発行済株式総数および資本金の状況に増減はなかった。

(4) 【大株主の状況】

2022年6月30日現在

氏名又は名称	住所	実質所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 実質所有株式数の割合(%)
エイチエスピーシー・ ホールディングス・ピー エルシー	連合王国E14 5HQロンドン市 カナダ・スクエア 8	額面 1 ポンド普通株式 796,969,111	100.00

2 【役員の状況】

2022年4月12日提出の有価証券報告書から本書提出日までの間の取締役の異動は、以下のとおりであった。

退任

氏名	役職名	退任日
デイルム・メアリー・マーシュ	非執行取締役	2022年5月17日

新任

氏名	役職名	生年月日	主要略歴	任期	所有株式 の種類お よび数

<p>パトリック・アンドリュー・クラックソン</p>	<p>非執行取締役</p>	<p>1964年4月</p>	<p>2022年9月1付で独立非執行取締役兼監査委員会委員に就任。</p> <p>パークレイズ・キャピタル（現：パークレイズ・シーアイビー）で20年近くにわたり培った経営陣としての豊富な経験を有する投資銀行の最高財務責任者、最高業務責任者、最高経営責任者として高く評価されている。パークレイズ・キャピタル勤務中には、金融危機の中、急成長、人員削減およびコスト削減を経験し、同グループの規制改正および戦略変更の対応で大きな役割を果たした。パークレイズ・キャピタル勤務中も、非執行役員職を歴任した。</p> <p>パークレイズ・キャピタルでは、かつて事業変革・構造改革責任者の他、欧州・中東・アフリカ担当の最高経営責任者、最高業務責任者、最高財務責任者およびリスク担当責任者を務めた。1986年から1996年までの期間は、ロンドンのプライスウォーターハウスクーパースの監査チームおよび財務諸表アドバイザー・チームに勤務していた。</p> <p>2017年にパークレイズ・キャピタルを退職。その後は自営で農業を営んでいた。</p> <p>会計士の資格を保有している。</p>	<p>3年</p>	<p>0</p>
----------------------------	---------------	----------------	--	-----------	----------

## 第6【経理の状況】

本書記載のエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーおよびその子会社（以下、「当行グループ」という。）の邦文の要約中間連結財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、2022年6月30日に終了した6ヶ月間の原文の要約中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）を翻訳したものである。原文の中間財務書類は、英国が採用しているIAS第34号「中間財務報告」、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表したIAS第34号「中間財務報告」、欧州連合（以下「EU」という。）が採用しているIAS第34号「中間財務報告」、および金融行為規制機構の「情報開示に関するガイダンスおよび透明性に関する規則」に準拠して作成されている。当行グループへの適用に関して、英国が採用しているIFRS、EUが採用しているIFRSとIASB公表のIFRSとの間に差異はない。

当行グループの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第1項の規定が適用されている。

なお、英国（英国が採用しているIFRS）と日本との会計処理の原則および手続ならびに表示方法の相違点については、下記「3 英国(英国が採用しているIFRS)と日本との会計原則の相違」に記載されている。

本書記載の中間財務書類は独立監査人による監査を受けていない。

邦文の中間財務書類には、原文の中間財務書類中のポンド表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2022年8月3日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ポンド＝162.41円の為替レートが使用されている。円換算額は、四捨五入されているため、合計欄の数値が総数と一致しないことがある。なお、ポンドから日本円への換算額は単に読者の便宜のために表示されたものであり、ポンドの金額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。

## 1【中間財務書類（未監査）】

## 要約連結損益計算書

以下の日に終了した6ヶ月

	2022年6月30日		2021年6月30日		2021年12月31日	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
正味受取利息	991	160,948	860	139,673	894	145,195
- 受取利息	2,105	341,873	1,559	253,197	1,590	258,232
- 支払利息	(1,114)	(180,925)	(699)	(113,525)	(696)	(113,037)
正味受取手数料	644	104,592	744	120,833	669	108,652
- 受取手数料	1,312	213,082	1,382	224,451	1,324	215,031
- 支払手数料	(668)	(108,490)	(638)	(103,618)	(655)	(106,379)
トレーディング目的で保有 または公正価値ベースで 管理する金融商品からの 純収益	1,545	250,923	950	154,290	783	127,167
損益を通じて公正価値で測 定する保険事業の資産お よび負債（関連デリバ ティブを含む）からの純 （費用）/収益	(1,326)	(215,356)	774	125,705	440	71,460
長期負債および関連デリバ ティブの公正価値の変動	(45)	(7,308)	8	1,299	(16)	(2,599)
強制的に損益を通じて公正 価値で測定するその他の 金融商品の公正価値の変 動	32	5,197	335	54,407	158	25,661
金融投資による純収益	-	-	46	7,471	14	2,274
正味保険料収入	1,036	168,257	987	160,299	919	149,255
その他営業収益	12	1,949	353	57,331	241	39,141
<b>営業収益合計</b>	<b>2,889</b>	<b>469,202</b>	<b>5,057</b>	<b>821,307</b>	<b>4,102</b>	<b>666,206</b>
正味保険金、支払給付およ び保険契約準備金の変動	233	37,842	(1,700)	(276,097)	(1,339)	(217,467)
<b>正味営業収益（予想信用損 失およびその他の信用減 損費用の変動考慮前）<sup>1</sup></b>	<b>3,122</b>	<b>507,044</b>	<b>3,357</b>	<b>545,210</b>	<b>2,763</b>	<b>448,739</b>
予想信用損失およびその他 の信用減損費用の変動	(187)	(30,371)	71	11,531	103	16,728
<b>正味営業収益</b>	<b>2,935</b>	<b>476,673</b>	<b>3,428</b>	<b>556,741</b>	<b>2,866</b>	<b>465,467</b>
営業費用合計	(2,587)	(420,155)	(2,721)	(441,918)	(2,741)	(445,166)
- 従業員報酬および給付	(840)	(136,424)	(1,076)	(174,753)	(947)	(153,802)
- 一般管理費	(1,681)	(273,011)	(1,579)	(256,445)	(1,686)	(273,823)
- 有形固定資産および使用 権資産の減価償却および 減損	(44)	(7,146)	(57)	(9,257)	(53)	(8,608)
- 無形資産の償却および減 損	(22)	(3,573)	(9)	(1,462)	(55)	(8,933)
<b>営業利益</b>	<b>348</b>	<b>56,519</b>	<b>707</b>	<b>114,824</b>	<b>125</b>	<b>20,301</b>
関連会社およびジョイン ト・ベンチャーにおける （損失）/利益持分	(21)	(3,411)	108	17,540	83	13,480
<b>税引前当期純利益</b>	<b>327</b>	<b>53,108</b>	<b>815</b>	<b>132,364</b>	<b>208</b>	<b>33,781</b>
法人税（費用）/控除	(86)	(13,967)	(74)	(12,018)	97	15,754
<b>当期純利益</b>	<b>241</b>	<b>39,141</b>	<b>741</b>	<b>120,346</b>	<b>305</b>	<b>49,535</b>
- 親会社株主に帰属する当 期純利益	237	38,491	737	119,696	304	49,373
- 非支配持分に帰属する当 期純利益	4	650	4	650	1	162

1 正味営業収益（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前）は、「収益」とも示される。

63ページから76ページの添付の注記、ならびに「信用リスク」セクションの「IFRS第9号の減損要件が適用される金融商品の概要」、「ステージ分布別信用リスク（FVOCIで測定される負債証券を除く）および業種別のECLカバレッジ比率の概要」および「銀行および顧客に対する貸付金（貸付コミットメントおよび金融保証を含む）の帳簿価額（総額ペー

ス) / 元本金額ならびに引当金の変動の調整」の表は、これら要約財務諸表の不可欠な一部を構成している。(訳注：ページは原文のページ数である。本書においては、注記は「第一部 第6 経理の状況 1 中間財務書類(未監査) 要約連結財務諸表注記」を、「信用リスク」セクションの各表は「第一部 第3 事業の状況 2 事業等のリスク」を参照。)

## 要約連結包括利益計算書

以下の日に終了した6ヶ月

	2022年6月30日		2021年6月30日		2021年12月31日	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
当期純利益	241	39,141	741	120,346	305	49,535
<b>その他包括利益 / (損失)</b>						
<b>特定の条件下で損益計算書にその後再分類される項目:</b>						
その他包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	(456)	(74,059)	(144)	(23,387)	(93)	(15,104)
- 公正価値に係る損失	(643)	(104,430)	(140)	(22,737)	(107)	(17,378)
- 処分時に損益計算書に振り替えられる公正価値に係る損失 / (利益)	1	162	(48)	(7,796)	(15)	(2,436)
- 損益計算書に認識する予想信用損失	5	812	(5)	(812)	-	-
- 法人税	181	29,396	49	7,958	29	4,710
キャッシュ・フロー・ヘッジ	(433)	(70,324)	(66)	(10,719)	(99)	(16,079)
- 公正価値に係る (損失) / 利益	(614)	(99,720)	130	21,113	(170)	(27,610)
- 損益計算書へ再分類された公正価値に係る損失 / (利益)	26	4,223	(224)	(36,380)	22	3,573
- 法人税	155	25,174	28	4,547	49	7,958
換算差額およびその他	366	59,442	(412)	(66,913)	(191)	(31,020)
<b>損益計算書にその後再分類されない項目:</b>						
確定給付資産 / 負債の再測定	64	10,394	36	5,847	8	1,299
- 法人税引前	83	13,480	49	7,958	12	1,949
- 法人税	(19)	(3,086)	(13)	(2,111)	(4)	(650)
その他包括利益を通じた公正価値評価の指定を受けた資本性金融商品	1	162	2	325	-	-
- 公正価値に係る利益	1	162	2	325	-	-
- 法人税	-	-	-	-	-	-
当初認識時に公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化に起因する公正価値の変動	365	59,280	(25)	(4,060)	27	4,385
- 法人税引前	508	82,504	(44)	(7,146)	47	7,633
- 法人税	(143)	(23,225)	19	3,086	(20)	(3,248)
<b>当期その他包括費用 (税引後)</b>	<b>(93)</b>	<b>(15,104)</b>	<b>(609)</b>	<b>(98,908)</b>	<b>(348)</b>	<b>(56,519)</b>
<b>当期包括利益 / (費用) 合計</b>	<b>148</b>	<b>24,037</b>	<b>132</b>	<b>21,438</b>	<b>(43)</b>	<b>(6,984)</b>
以下に帰属するもの:						
- 親会社株主	147	23,874	134	21,763	(41)	(6,659)
- 非支配持分	1	162	(2)	(325)	(2)	(325)

## 要約連結貸借対照表

	2022年6月30日現在		2021年12月31日現在	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
<b>資産</b>				
現金および中央銀行預け金	126,759	20,586,929	108,482	17,618,562
他行から回収中の項目	801	130,090	346	56,194
トレーディング資産	78,072	12,679,674	83,706	13,594,691
公正価値評価の指定を受けた、または強制的に損益を通じて公正価値で測定する金融資産	16,380	2,660,276	18,649	3,028,784
デリバティブ	202,510	32,889,649	141,221	22,935,703
銀行に対する貸付金	16,349	2,655,241	10,784	1,751,429
顧客に対する貸付金	94,840	15,402,964	91,177	14,808,057
売戻契約 - 非トレーディング目的	57,996	9,419,130	54,448	8,842,900
金融投資	38,743	6,292,251	41,300	6,707,533
売却目的資産 <sup>1</sup>	2,765	449,064	9	1,462
前払金、未収収益およびその他資産	71,540	11,618,811	43,118	7,002,794
当期税金資産	512	83,154	1,135	184,335
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける持分	710	115,311	743	120,671
のれんおよび無形資産	1,058	171,830	894	145,195
繰延税金資産	666	108,165	599	97,284
<b>資産合計</b>	<b>709,701</b>	<b>115,262,539</b>	<b>596,611</b>	<b>96,895,593</b>
<b>負債および資本</b>				
<b>負債</b>				
銀行からの預金	38,623	6,272,761	32,188	5,227,653
顧客からの預金	224,991	36,540,788	205,241	33,333,191
買戻契約 - 非トレーディング目的	34,446	5,594,375	27,259	4,427,134
他行へ送金中の項目	879	142,758	489	79,418
トレーディング負債	43,636	7,086,923	46,433	7,541,184
公正価値評価の指定を受けた金融負債	30,358	4,930,443	33,608	5,458,275
デリバティブ	193,956	31,500,394	139,368	22,634,757
発行済負債証券	8,650	1,404,847	9,428	1,531,201
売却目的で保有する処分グループの負債 <sup>1</sup>	3,054	496,000	-	-
未払費用、繰延収益およびその他負債	71,880	11,674,031	43,456	7,057,689
当期末払税金	129	20,951	97	15,754
保険契約に基づく負債	20,136	3,270,288	22,264	3,615,896
引当金	358	58,143	562	91,274
繰延税金負債	98	15,916	15	2,436
劣後債務	14,515	2,357,381	12,488	2,028,176
<b>負債合計</b>	<b>685,709</b>	<b>111,365,999</b>	<b>572,896</b>	<b>93,044,039</b>
<b>資本</b>				
株主資本合計	23,862	3,875,427	23,584	3,830,277
- 払込済株式資本	797	129,441	797	129,441
- その他資本性金融商品	3,930	638,271	3,722	604,490
- その他準備金	(6,188)	(1,004,993)	(5,670)	(920,865)
- 利益剰余金	25,323	4,112,708	24,735	4,017,211
非支配持分	130	21,113	131	21,276
<b>資本合計</b>	<b>23,992</b>	<b>3,896,541</b>	<b>23,715</b>	<b>3,851,553</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>709,701</b>	<b>115,262,539</b>	<b>596,611</b>	<b>96,895,593</b>

1 当行の欧州事業の広域再編の一部として売却目的保有に分類された事業を含む。75ページ（訳注：原文のページ数である。）の注記11「事業処分」を参照のこと。



## 要約連結キャッシュ・フロー計算書

以下の日に終了した6ヶ月

	2022年6月30日		2021年6月30日		2021年12月31日	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
<b>税引前当期純利益</b>	<b>327</b>	<b>53,108</b>	815	132,364	208	33,781
<b>非現金項目の調整：</b>						
減価償却、償却および減損	66	10,719	66	10,719	108	17,540
投資活動による純利益/(損失)	218	35,405	(47)	(7,633)	(15)	(2,436)
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける損失/(利益)持分	21	3,411	(108)	(17,540)	(83)	(13,480)
予想信用損失(回収額控除前)およびその他の信用減損費用の変動	210	34,106	(69)	(11,206)	(102)	(16,566)
年金を含む引当金	44	7,146	54	8,770	50	8,121
株式報酬費用	11	1,787	46	7,471	50	8,121
税引前当期純利益に含まれるその他非現金項目	(157)	(25,498)	(148)	(24,037)	(50)	(8,121)
換算差額の消去 <sup>1</sup>	(3,357)	(545,210)	3,937	639,408	989	160,623
営業資産の変動	(20,113)	(3,266,552)	20,916	3,396,968	16,423	2,667,259
営業負債の変動	57,305	9,306,905	(5,572)	(904,949)	(21,560)	(3,501,560)
関連会社からの配当金受取額	7	1,137	-	-	-	-
確定給付制度に対する拠出額	(6)	(974)	(13)	(2,111)	(11)	(1,787)
法人税額控除/(支払)額	750	121,808	(65)	(10,557)	(516)	(83,804)
<b>営業活動による純資金</b>	<b>35,326</b>	<b>5,737,296</b>	19,812	3,217,667	(4,509)	(732,307)
金融投資の購入	(8,323)	(1,351,738)	(9,956)	(1,616,954)	(8,934)	(1,450,971)
金融投資の売却および満期による収入	7,697	1,250,070	15,373	2,496,729	9,654	1,567,906
有形固定資産の購入および売却による正味キャッシュ・フロー	(16)	(2,599)	55	8,933	(3)	(487)
無形資産に対する投資純額	(10)	(1,624)	(14)	(2,274)	(31)	(5,035)
関連会社に対する投資ならびに事業および子会社の買収による純資金支出	-	-	(61)	(9,907)	(24)	(3,898)
<b>投資活動による純資金</b>	<b>(652)</b>	<b>(105,891)</b>	5,397	876,527	662	107,515
普通株式資本およびその他資本性金融商品の発行	208	33,781	-	-	-	-
劣後借入資本発行	1,847	299,971	10,628	1,726,093	(162)	(26,310)
劣後借入資本返済	(582)	(94,523)	(11,060)	(1,796,255)	158	25,661
親会社への配当金支払額	(59)	(9,582)	(58)	(9,420)	(136)	(22,088)
非支配持分への配当金支払額	(2)	(325)	(1)	(162)	-	-
<b>財務活動による純資金</b>	<b>1,412</b>	<b>229,323</b>	(491)	(79,743)	(140)	(22,737)
<b>現金および現金同等物の正味増加/(減少)</b>	<b>36,086</b>	<b>5,860,727</b>	24,718	4,014,450	(3,987)	(647,529)
現金および現金同等物 - 期首現在	140,923	22,887,304	125,304	20,350,623	146,211	23,746,129
現金および現金同等物に係る換算差額	4,264	692,516	(3,811)	(618,945)	(1,301)	(211,295)
<b>現金および現金同等物 - 期末現在</b>	<b>181,273</b>	<b>29,440,548</b>	146,211	23,746,129	140,923	22,887,304

1 期首残高と期末残高との為替変動を平均レートにするための調整。詳細を特定するには合理的でない費用が発生することとなるため、調整は項目ごとに行われるものではない。

## 要約連結株主資本変動計算書

	その他準備金									
	払込済 株式資本	その他 資本金 融商品	利益 剰余金	FVOCIで測 定する金 融資産 準備金	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 準備金	為替 準備金	グループ 再編 準備金 (「GRR」) <sup>3</sup>	株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
	百万ポンド									
2022年1月1日現在	797	3,722	24,735	1,081	(7)	948	(7,692)	23,584	131	23,715
当期純利益	-	-	237	-	-	-	-	237	4	241
その他包括利益 / (損失) (税引後)	-	-	429	(450)	(433)	364	-	(90)	(3)	(93)
- その他包括利益を通じて 公正価値で測定する負債 性金融商品	-	-	-	(451)	-	-	-	(451)	(5)	(456)
- その他包括利益を通じた 公正価値評価の指定を受 けた資本金金融商品	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1
- キャッシュ・フロー・ ヘッジ	-	-	-	-	(433)	-	-	(433)	-	(433)
- 確定給付資産 / 負債の再 測定	-	-	64	-	-	-	-	64	-	64
- 公正価値評価の指定を受 けた金融負債の自己信用 リスクの変化に起因する 公正価値の変動 <sup>1</sup>	-	-	365	-	-	-	-	365	-	365
- 換算差額	-	-	-	-	-	364	-	364	2	366
当期包括利益 / (損失) 合 計	-	-	666	(450)	(433)	364	-	147	1	148
当期資本証券発行額	-	208	-	-	-	-	-	208	-	208
配当金支払額 <sup>2</sup>	-	-	(59)	-	-	-	-	(59)	(2)	(61)
持分決済型の株式報酬の正 味影響額	-	-	(3)	-	-	-	-	(3)	-	(3)
企業結合における変更およ びその他の変動額	-	-	(16)	1	-	-	-	(15)	-	(15)
2022年6月30日現在	797	3,930	25,323	632	(440)	1,312	(7,692)	23,862	130	23,992

1 2022年6月30日現在、公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化に起因する公正価値の変動累計額は、320百万ポンドの利益であった。2021年12月31日現在の変動累計額は165百万ポンドの損失であった。

2 親会社への配当金は、その他Tier 1 資本商品に係るクーポン支払額である。

3 グループ再編準備金(「GRR」)は会計処理上の準備金であり、リングフェンス規制の履行により生じたものである。GRRは規制上の自己資本を構成しない。

	その他準備金									
	払込済 株式資本	その他 資本性金 融商品	利益 剰余金	FVOCIで測 定する金 融資産 準備金	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 準備金	為替 準備金	グループ 再編 準備金	株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
	百万ポンド									
2021年1月1日現在	797	3,722	23,829	1,309	158	1,543	(7,692)	23,666	183	23,849
当期純利益	-	-	737	-	-	-	-	737	4	741
その他包括利益 / (損失) (税引後)	-	-	11	(141)	(66)	(407)	-	(603)	(6)	(609)
- その他包括利益を通じて 公正価値で測定する負債 性金融商品	-	-	-	(143)	-	-	-	(143)	(1)	(144)
- その他包括利益を通じた 公正価値評価の指定を受 けた資本性金融商品	-	-	-	2	-	-	-	2	-	2
- キャッシュ・フロー・ ヘッジ	-	-	-	-	(66)	-	-	(66)	-	(66)
- 確定給付資産 / 負債の再 測定	-	-	36	-	-	-	-	36	-	36
- 公正価値評価の指定を受 けた金融負債の自己信用 リスクの変化に起因する 公正価値の変動 <sup>1</sup>	-	-	(25)	-	-	-	-	(25)	-	(25)
- 換算差額	-	-	-	-	-	(407)	-	(407)	(5)	(412)
当期包括利益 / (損失) 合 計	-	-	748	(141)	(66)	(407)	-	134	(2)	132
配当金支払額 <sup>2</sup>	-	-	(58)	-	-	-	-	(58)	(1)	(59)
持分決済型の株式報酬の正 味影響額	-	-	2	-	-	-	-	2	-	2
企業結合における変更およ びその他の変動額 <sup>3</sup>	-	-	(30)	5	-	-	-	(25)	(13)	(38)
2021年6月30日現在	797	3,722	24,491	1,173	92	1,136	(7,692)	23,719	167	23,886

1 2021年6月30日現在、公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化に起因する公正価値の変動累計額は、209百万ポンドの損失であった。

2 親会社への配当金は、その他Tier 1資本商品に係るクーポン支払額である。

3 2021年2月に、HSBCトリンカウス・アンド・ブルクハルト・ゲーエムベーハー（旧HSBCトリンカウス・アンド・ブルクハルト・アーゲー）株式の追加取得が行われ、当行グループの持分が99.33%から100%に増加した。

	その他準備金									
	払込済 株式資本	その他 資本性金 融商品	利益 剰余金	FVOCIで測 定する金 融資産 準備金	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 準備金	為替 準備金	グループ 再編準備 金	株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
	百万円									
2021年7月1日現在	797	3,722	24,491	1,173	92	1,136	(7,692)	23,719	167	23,886
当期純利益	-	-	304	-	-	-	-	304	1	305
その他包括利益(税引後)	-	-	35	(93)	(99)	(188)	-	(345)	(3)	(348)
- その他包括利益を通じて 公正価値で測定する負債 性金融商品	-	-	-	(93)	-	-	-	(93)	-	(93)
- その他包括利益を通じた 公正価値評価の指定を受 けた資本性金融商品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
- キャッシュ・フロー・ ヘッジ	-	-	-	-	(99)	-	-	(99)	-	(99)
- 確定給付資産 / 負債の再 測定	-	-	8	-	-	-	-	8	-	8
- 公正価値評価の指定を受 けた金融負債の自己信用 リスクの変化に起因する 公正価値の変動 <sup>1</sup>	-	-	27	-	-	-	-	27	-	27
- 換算差額	-	-	-	-	-	(188)	-	(188)	(3)	(191)
当期包括利益 / (損失) 合 計	-	-	339	(93)	(99)	(188)	-	(41)	(2)	(43)
配当金支払額 <sup>2</sup>	-	-	(136)	-	-	-	-	(136)	-	(136)
持分決済型の株式報酬の正 味影響額	-	-	(12)	-	-	-	-	(12)	-	(12)
企業結合における変更およ びその他の変動額 <sup>3</sup>	-	-	53	1	-	-	-	54	(34)	20
2021年12月31日現在	797	3,722	24,735	1,081	(7)	948	(7,692)	23,584	131	23,715

1 2021年12月31日現在、公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化に起因する公正価値の変動累計額は、165百万円の損失であった。

2 親会社への配当金は、その他Tier 1資本商品に係るクーポン支払額である。

3 2021年9月に、HSBCバンク・アルメニア・シージェイエスピー株式の追加取得が行われ、当行グループの持分が70%から100%に増加した。

	その他準備金									
	払込済 株式資本	その他 資本金 融商品	利益 剰余金	FVOCIで測 定する金 融資産 準備金	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 準備金	為替 準備金	グループ再編 準備金 (「GRR」) <sup>3</sup>	株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
	百万円									
2022年1月1日現在	129,441	604,490	4,017,211	175,565	(1,137)	153,965	(1,249,258)	3,830,277	21,276	3,851,553
当期純利益	-	-	38,491	-	-	-	-	38,491	650	39,141
その他包括利益 / (損失) (税引後)	-	-	69,674	(73,085)	(70,324)	59,117	-	(14,617)	(487)	(15,104)
- その他包括利益を通じて 公正価値で測定する負債 性金融商品	-	-	-	(73,247)	-	-	-	(73,247)	(812)	(74,059)
- その他包括利益を通じた 公正価値評価の指定を受 けた資本性金融商品	-	-	-	162	-	-	-	162	-	162
- キャッシュ・フロー・ ヘッジ	-	-	-	-	(70,324)	-	-	(70,324)	-	(70,324)
- 確定給付資産 / 負債の再 測定	-	-	10,394	-	-	-	-	10,394	-	10,394
- 公正価値評価の指定を受 けた金融負債の自己信用 リスクの変化に起因する 公正価値の変動 <sup>1</sup>	-	-	59,280	-	-	-	-	59,280	-	59,280
- 換算差額	-	-	-	-	-	59,117	-	59,117	325	59,442
当期包括利益 / (損失) 合 計	-	-	108,165	(73,085)	(70,324)	59,117	-	23,874	162	24,037
当期資本証券発行額	-	33,781	-	-	-	-	-	33,781	-	33,781
配当金支払額 <sup>2</sup>	-	-	(9,582)	-	-	-	-	(9,582)	(325)	(9,907)
持分決済型の株式報酬の正 味影響額	-	-	(487)	-	-	-	-	(487)	-	(487)
企業結合における変更およ びその他の変動額	-	-	(2,599)	162	-	-	-	(2,436)	-	(2,436)
2022年6月30日現在	129,441	638,271	4,112,708	102,643	(71,460)	213,082	(1,249,258)	3,875,427	21,113	3,896,541

1 2022年6月30日現在、公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化に起因する公正価値の変動累計額は、320百万ポンドの利益であった。2021年12月31日現在の変動累計額は165百万ポンドの損失であった。

2 親会社への配当金は、その他Tier 1資本商品に係るクーポン支払額である。

3 グループ再編準備金(「GRR」)は会計処理上の準備金であり、リングフェンス規制の履行により生じたものである。GRRは規制上の自己資本を構成しない。

	その他準備金									
	払込済 株式資本	その他 資本金 融商品	利益 剰余金	FVOCIで測 定する金 融資産 準備金	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 準備金	為替 準備金	グループ再 編 準備金	株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
	百万円									
2021年1月1日現在	129,441	604,490	3,870,068	212,595	25,661	250,599	(1,249,258)	3,843,595	29,721	3,873,316
当期純利益	-	-	119,696	-	-	-	-	119,696	650	120,346
その他包括利益 / (損失) (税引後)	-	-	1,787	(22,900)	(10,719)	(66,101)	-	(97,933)	(974)	(98,908)
- その他包括利益を通じ て公正価値で測定する 負債性金融商品	-	-	-	(23,225)	-	-	-	(23,225)	(162)	(23,387)
- その他包括利益を通じ た公正価値評価の指定 を受けた資本金金融商 品	-	-	-	325	-	-	-	325	-	325
- キャッシュ・フロー・ ヘッジ	-	-	-	-	(10,719)	-	-	(10,719)	-	(10,719)
- 確定給付資産 / 負債の 再測定	-	-	5,847	-	-	-	-	5,847	-	5,847
- 公正価値評価の指定を 受けた金融負債の自己 信用リスクの変化に起 因する公正価値の変動 1	-	-	(4,060)	-	-	-	-	(4,060)	-	(4,060)
- 換算差額	-	-	-	-	-	(66,101)	-	(66,101)	(812)	(66,913)
当期包括利益 / (損失) 合 計	-	-	121,483	(22,900)	(10,719)	(66,101)	-	21,763	(325)	21,438
配当金支払額 <sup>2</sup>	-	-	(9,420)	-	-	-	-	(9,420)	(162)	(9,582)
持分決済型の株式報酬の正 味影響額	-	-	325	-	-	-	-	325	-	325
企業結合における変更およ びその他の変動額 <sup>3</sup>	-	-	(4,872)	812	-	-	-	(4,060)	(2,111)	(6,172)
2021年6月30日現在	129,441	604,490	3,977,583	190,507	14,942	184,498	(1,249,258)	3,852,203	27,122	3,879,325

1 2021年6月30日現在、公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化に起因する公正価値の変動累計額は、209百万ボンドの損失であった。

2 親会社への配当金は、その他Tier 1資本商品に係るクーポン支払額である。

3 2021年2月に、HSBCトリカウス・アンド・ブルクハルト・ゲーエムベーハー（旧HSBCトリカウス・アンド・ブルクハルト・アーゲー）株式の追加取得が行われ、当行グループの持分が99.33%から100%に増加した。

	その他準備金									
	払込済 株式資本	その他 資本性金 融商品	利益 剰余金	FVOCIで測 定する金 融資産 準備金	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 準備金	為替 準備金	グループ再 編準備金	株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
	百万円									
2021年7月1日現在	129,441	604,490	3,977,583	190,507	14,942	184,498	(1,249,258)	3,852,203	27,122	3,879,325
当期純利益	-	-	49,373	-	-	-	-	49,373	162	49,535
その他包括利益（税引 後）	-	-	5,684	(15,104)	(16,079)	(30,533)	-	(56,031)	(487)	(56,519)
- その他包括利益を通 じて公正価値で測定 する負債性金融商品	-	-	-	(15,104)	-	-	-	(15,104)	-	(15,104)
- その他包括利益を通 じた公正価値評価の 指定を受けた資本性 金融商品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
- キャッシュ・フ ロー・ヘッジ	-	-	-	-	(16,079)	-	-	(16,079)	-	(16,079)
- 確定給付資産 / 負債 の再測定	-	-	1,299	-	-	-	-	1,299	-	1,299
- 公正価値評価の指定 を受けた金融負債の 自己信用リスクの 変化に起因する公正価 値の変動 <sup>1</sup>	-	-	4,385	-	-	-	-	4,385	-	4,385
- 換算差額	-	-	-	-	-	(30,533)	-	(30,533)	(487)	(31,020)
当期包括利益 / (損 失) 合計	-	-	55,057	(15,104)	(16,079)	(30,533)	-	(6,659)	(325)	(6,984)
配当金支払額 <sup>2</sup>	-	-	(22,088)	-	-	-	-	(22,088)	-	(22,088)
持分決済型の株式報酬 の正味影響額	-	-	(1,949)	-	-	-	-	(1,949)	-	(1,949)
企業結合における変更 およびその他の変動 額 <sup>3</sup>	-	-	8,608	162	-	-	-	8,770	(5,522)	3,248
2021年12月31日現在	129,441	604,490	4,017,211	175,565	(1,137)	153,965	(1,249,258)	3,830,277	21,276	3,851,553

1 2021年12月31日現在、公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化に起因する公正価値の変動累計額は、165百万ポンドの損失であった。

2 親会社への配当金は、その他Tier 1資本商品に係るクーポン支払額である。

3 2021年9月に、HSBCバンク・アルメニア・シージェイエスピー株式の追加取得が行われ、当行グループの持分が70%から100%に増加した。

要約連結財務諸表注記

## 1 作成の基礎および重要な会計方針

### (a) 国際財務報告基準への準拠

エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー(「当行」)およびその子会社(あわせて「当行グループ」)の要約中間連結財務諸表は、2021年年次財務諸表に記載されている方針に基づき、また英国が採用しているIAS第34号「中間財務報告」、国際会計基準審議会(「IASB」)が公表したIAS第34号「中間財務報告」、EUが採用しているIAS第34号「中間財務報告」および英国金融行為規制機構の「情報開示に関するガイダンスおよび透明性に関する規則集」に準拠して作成されている。そのため、当財務諸表には、2021年末以降の当行グループの財政状態および業績の変動を理解するにあたって重要となる事象ならびに取引の説明が含まれている。

当財務諸表は、2021年年次報告書と併せて読まれるべきであり、当該年次報告書は、2006年会社法の規定に従って英国で採用されている国際会計基準、および欧州連合において適用されている規制(EC)第1606/2002号に従って採用されている国際財務報告基準に準拠して作成された。また、当財務諸表はIASBが公表した国際財務報告基準(「IFRS」)(IFRS解釈指針委員会が公表した解釈指針を含む)にも準拠して作成された。

2022年6月30日現在、2022年6月30日に終了した6ヶ月に有効となる本財務諸表に影響を及ぼす未承認の基準はなく、当行グループへの適用に関して、英国採用のIFRS、EU採用のIFRS、IASB公表のIFRSの間に差異はない。

### 2022年6月30日に終了した6ヶ月において適用された基準

本要約中間連結財務諸表に重要な影響を与えた新基準または基準への改訂はなかった。

### (b) 見積りの使用および判断の行使

当行グループにおける重要な会計上の見積りおよび判断は、償却原価およびFVOCIで測定する金融資産の減損、子会社に対する投資の減損、金融商品、繰延税金資産、負債に対する引当金の評価および有効な長期保険契約の現在価値に関連するものであると経営陣は考えている。ECLの減損に関する見積りを除き、2021年年次報告書の118ページから127ページ(訳注:原文のページ数である。)に記載されている、2021年度に開示されたその他の重要な会計上の見積りおよび判断に関して、当期における重要な変更はなかった。

### (c) 当行グループの構成

2022年6月30日に終了した6ヶ月において、当行グループの構成に重大な変更はなかった。将来の事業処分の詳細については、注記11「事業処分」を参照のこと。

### (d) 今後適用される基準

IFRS第17号「保険契約」は、2017年5月に公表され、2020年6月および2021年12月にIFRS第17号の改訂が公表された。英国において当該基準の全面的な使用が採択されている。IFRS第17号は、採択が保留されている2021年12月の改訂を除き、特定の任意の免除規定を条件としてEUで採択されている。

当該基準は、企業が発行する保険契約および保有する再保険契約の会計処理に適用すべき要件について規定している。改訂に伴い、IFRS第17号は2023年1月1日から適用されることになっている。当行グループは現在、IFRS第17号の適用準備段階にある。当該基準に関する業界慣行や基準の解釈については未だ作業が進められている。したがって、当該基準の適用により生じる可能性のある影響は依然として

不確定である。ただし、当行グループの保険契約に関する現在の会計方針と比較して、認識される有効な保険契約の現在価値（「PVIF」）資産はなく、代わりに見積将来利益が契約上のサービス・マージンとして保険契約負債の測定に含まれることとなり、保険契約期間にわたるサービスの提供に合わせて徐々に収益に認識されることとなる。

#### (e) 継続企業

当財務諸表は、継続企業を前提に作成されており、取締役は当行グループおよび親会社は、署名日から12ヶ月間および予見可能な将来において事業を継続するための資源を十分に有していることを確信している。この評価にあたり、取締役は、将来の収益予測、キャッシュ・フロー、資本要件および資本の源泉を含めた現在および将来に関する広範な情報を考慮している。これらの検討には、PRAのシナリオならびに、戦略的見直しや他の極めて重要なリスクおよび新しく発生したリスクからの潜在的な影響ならびに関連する収益性、資本および流動性への影響に関する検討を織り込んだ内部ストレス・テストが含まれている。

#### (f) 会計方針

当行グループが当中間要約連結財務諸表に適用した会計方針および計算方法は、2021年年次報告書の118ページから127ページ（訳注：原文のページ数である。）に記載されている会計方針と一致している。

## 2 配当金

## 親会社に対する配当金

	以下の日に終了した6ヶ月					
	2022年6月30日		2021年6月30日		2021年12月31日	
	1株当たり ポンド	百万ポンド	1株当たり ポンド	百万ポンド	1株当たり ポンド	百万ポンド
<b>資本に分類される優先株式に係る配当金</b>						
当行の非累積第三次米ドル優先株式に関する配当金 <sup>1</sup>	-	-	-	-	0.001	-
<b>合計</b>	-	-	-	-	0.001	-
資本に分類される資本証券に係るクーポン支払額合計		59		58	-	136
<b>親会社に対する配当金</b>		59		58	-	136

<sup>1</sup> 2021年に第三次米ドル優先株式の清算価値は、1株当たり0.01米ドルに減額された。

2021年および2020年に普通株式資本について宣言された配当金合計はなかった。

## 資本に分類される資本証券に係るクーポン支払額合計

	最初の償還可能日	以下の日に終了した6ヶ月		
		2022年6月30日	2021年6月30日	2021年12月31日
		百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
<b>永久劣後その他Tier 1金融商品</b>				
- 1,900百万ユーロの2015年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2020年12月	-	-	84
- 235百万ユーロの2016年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2022年1月	11	11	1
- 300百万ユーロの2018年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2023年3月	10	10	-
- 555百万ポンドの2018年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2023年3月	28	28	-
- 500百万ポンドの2019年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2024年11月	-	-	24
- 250百万ユーロの2019年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2024年11月	-	-	7
- 431百万ポンドの2019年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2024年12月	-	-	20
- 200百万ユーロの2019年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2025年1月	8	9	-
- 250百万ユーロの2022年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2027年3月	2	-	-
<b>合計</b>		59	58	136

### 3 セグメント別分析

チーフ・エグゼクティブは、当行グループの報告セグメントを特定する目的上、最高経営意思決定者（「CODM」）とみなされ、執行委員会の他のメンバーがこれをサポートする。業績は、報告された業績から重要項目の影響を除外した調整後業績に基づいて、CODMによって評価される。そのため、IFRSが求める報告済みの業績と調整後業績との調整表を表示している。

当行グループの業務は密接に統合されているため、データの表示には、収益および費用の特定の項目の内部配分額が含まれる。これらの配分には、事業および国に有意に割り当てることができる範囲において、特定の支援サービスおよび部署の費用が含まれている。このような配分は体系的かつ一貫性のある基準で行われているが、必然的にある程度の主観性を伴う。事業に配分されていない費用は、コーポレート・センターに含まれている。

該当する場合、表示されている利益および費用には、セグメント間の資金調達ならびにグループ会社間および事業部門間の取引が含まれている。こうした取引はすべて独立企業間条件に従って行われている。事業に関するグループ内相殺消去項目は、コーポレート・センターに表示されている。

#### 当行グループのグローバル事業

HSBCは、グローバル事業部門を通じて銀行業務および関連金融サービスを顧客に幅広く提供している。顧客に提供されている商品およびサービスは、これらのグローバル事業部門別に顧客に提供される。

当行グループの業務モデルは、G以下の重要なセグメントを有しており、GBM事業はさらにMSS、GBおよびGBMその他（当行グループのグローバル事業セグメントに定義される）の3つの報告セグメントに分割されている。これらのセグメントは、デジタル・ビジネス・サービス、ならびにリスク、財務、コンプライアンス、法務、マーケティングおよび人材を含む11のグローバル部門によってサポートされている。これらの事業セグメントは、IFRS第8号「事業セグメント」に基づく当行グループの報告セグメントである。

事業セグメント別：

調整後税引前当期純利益 / (損失)

	2022年6月30日に終了した6ヶ月						合計
	MSS	GB	GBMその他	CMB	WPB	コーポレート・センター	
	百万ポンド						
正味営業収益 / (費用) (予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前) <sup>1</sup>	1,254	734	110	626	654	(69)	3,309
- うち：正味受取 / (支払) 利息	(69)	351	75	387	294	(47)	991
予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動	1	(159)	-	(23)	(5)	(1)	(187)
正味営業収益 / (費用)	1,255	575	110	603	649	(70)	3,122
営業費用合計	(970)	(456)	(145)	(296)	(465)	(59)	(2,391)
営業利益 / (損失)	285	119	(35)	307	184	(129)	731
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける損失持分	-	-	-	-	-	(21)	(21)
調整後税引前当期純利益 / (損失)	285	119	(35)	307	184	(150)	710
	%	%	%	%	%		%
調整後経費率	77.3	62.2	131.2	47.3	71.1		72.3

## 2021年6月30日に終了した6ヶ月

	MSS	GB	GBMその 他	CMB		WPB	コーポ レート・ センター	合計
				百万ポンド				
正味営業収益（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前） <sup>1</sup>	1,124	678	330	555	713	-		3,400
- うち：正味受取（支払）利息	(106)	275	95	317	293	(14)		860
予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動	2	58	5	(1)	9	(2)		71
正味営業収益 / (費用)	1,126	736	335	554	722	(2)		3,471
営業費用合計	(1,051)	(462)	(194)	(343)	(503)	(36)		(2,589)
営業利益 / (損失)	75	274	141	211	219	(38)		882
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける利益持分	-	-	-	-	-	108		108
調整後税引前当期純利益	75	274	141	211	219	70		990
	%	%	%	%	%			%
調整後経費率	93.5	68.2	58.6	61.8	70.5			76.1

## 2021年12月31日に終了した6ヶ月

	MSS	GB	GBMその 他	CMB		WPB	コーポ レート・ センター	合計
				百万ポンド				
正味営業収益 / (費用) (予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前) <sup>1</sup>	931	689	249	540	562	(41)		2,930
- うち：正味受取（支払）利息	(126)	293	129	332	274	(8)		894
予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動	(1)	82	-	8	14	-		103
正味営業収益 / (費用)	930	771	249	548	576	(41)		3,033
営業費用合計	(1,013)	(456)	(291)	(269)	(472)	(28)		(2,529)
営業（損失） / 利益	(83)	315	(42)	279	104	(69)		504
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける利益持分	-	-	-	-	-	83		83
調整後税引前当期純（損失） / 利益	(83)	315	(42)	279	104	14		587
	%	%	%	%	%			%
調整後経費率	108.8	66.2	116.9	49.8	84.0			86.3

1 正味営業収益（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前）は、収益ともいう。

報告済の外部の正味営業収益は、業績報告または資金貸出の責任を負う支店の所在地に基づいて、各国に割り当てられる。

## 以下の日に終了した6ヶ月

	2022年6月30日	2021年6月30日	2021年12月31日
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
報告済の外部の正味営業収益(国別) <sup>1</sup>	3,122	3,357	2,763
- 英国	1,639	1,634	1,303
- フランス	919	941	736
- ドイツ	373	490	397
- その他の国	191	292	327

## 調整後業績の調整表

## 以下の日に終了した6ヶ月

	2022年6月30日			2021年6月30日			2021年12月31日		
	調整後	重要な項目	報告額	調整後	重要な項目	報告額	調整後	重要な項目	報告額
	百万ポンド								
収益 <sup>1</sup>	3,309	(187)	3,122	3,400	(43)	3,357	2,930	(167)	2,763
ECL	(187)	-	(187)	71	-	71	103	-	103
営業費用	(2,391)	(196)	(2,587)	(2,589)	(132)	(2,721)	(2,529)	(212)	(2,741)
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける利益/(損失)持分	(21)	-	(21)	108	-	108	83	-	83
税引前当期純利益/(損失)	710	(383)	327	990	(175)	815	587	(379)	208

<sup>1</sup> 正味営業収益(予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前)は、収益ともいう。

## 調整後利益の調整表

## 以下の日に終了した6ヶ月

	2022年6月30日	2021年6月30日	2021年12月31日
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
調整後税引前利益	710	990	587
重要な項目	(383)	(175)	(379)
- 金融商品の公正価値の変動 <sup>1</sup>	49	(4)	(1)
- 欧州の組織再編	(256)	(12)	(11)
- 組織再編および他の関連費用	(176)	(159)	(367)
税引前利益報告額	327	815	208

<sup>1</sup> 非適格ヘッジの公正価値の変動およびデリバティブ契約に係る負債評価調整を含む。

## 事業別貸借対照表

	MSS	GB	GBMその他	CMB	WPB	コーポ レート・ センター	合計
	百万ポンド						
<b>2022年6月30日</b>							
顧客に対する貸付金	3,042	36,611	140	25,107	29,648	292	94,840
顧客からの預金	43,993	79,888	2,803	52,971	45,144	192	224,991
<b>2021年12月31日</b>							
顧客に対する貸付金	2,016	37,685	197	23,529	27,574	176	91,177
顧客からの預金	34,243	74,179	4,355	50,297	41,939	228	205,241

## 4 正味受取手数料

## 以下の日に終了した6ヶ月

	2022年6月30日	2021年6月30日	2021年12月31日
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
<b>商品別正味受取手数料</b>			
口座サービス	142	136	135
運用ファンド	219	225	240
カード	27	19	25
信用枠	117	127	119
仲介手数料収入	192	194	174
投資信託	2	2	3
引受	92	183	103
輸入/輸出	21	20	20
送金	45	31	53
グローバル・カスタディ	97	99	101
保険代理店手数料	7	9	8
その他	351	337	343
<b>受取手数料</b>	<b>1,312</b>	<b>1,382</b>	<b>1,324</b>
控除：支払手数料	(668)	(638)	(655)
<b>正味受取手数料</b>	<b>644</b>	<b>744</b>	<b>669</b>

## グローバル事業別受取手数料

	MSS	GB	GBMその他	CMB	WPB	コーポレート・センター	合計
	百万ポンド						
2022年6月30日に終了した6ヶ月							
受取手数料	664	416	20	210	302	(300)	1,312
控除：支払手数料	(705)	(86)	(33)	(14)	(126)	296	(668)
正味受取手数料	(41)	330	(13)	196	176	(4)	644
2021年6月30日に終了した6ヶ月							
受取手数料	649	440	29	205	316	(257)	1,382
控除：支払手数料	(599)	(85)	(51)	(28)	(127)	252	(638)
正味受取手数料	50	355	(22)	177	189	(5)	744
2021年12月31日に終了した6ヶ月							
受取手数料	602	421	60	210	317	(286)	1,324
控除：支払手数料	(646)	(103)	(32)	(26)	(128)	280	(655)
正味受取手数料	(44)	318	28	184	189	(6)	669

## 5 公正価値で計上された金融商品の公正価値

公正価値の算定に用いた会計方針、管理の枠組みおよび公正価値ヒエラルキーは、2021年年次報告書に適用したものと一致している。

### 公正価値で計上された金融商品および評価基準

	2022年6月30日現在				2021年12月31日現在			
	市場価格 (レベル 1)	観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察不能な インプット	合計	市場価格 (レベル 1)	観察可能な インプット (レベル 2)	重要な 観察不能な インプット	合計
			(レベル 3)				(レベル 3)	
百万ポンド				百万ポンド				
<b>継続的な公正価値の測定</b>								
<b>資産</b>								
トレーディング資産	49,282	27,051	1,739	78,072	59,813	22,549	1,344	83,706
公正価値評価の指定を受けた、 または強制的に損益を通じて 公正価値で測定する金融資産	5,717	7,201	3,462	16,380	6,332	9,146	3,171	18,649
デリバティブ	1,994	198,691	1,825	202,510	1,987	137,418	1,816	141,221
金融投資	26,108	9,845	1,227	37,180	29,669	10,235	1,387	41,291
<b>負債</b>								
トレーディング負債	31,405	11,925	306	43,636	32,886	12,967	580	46,433
公正価値評価の指定を受けた金 融負債	933	26,868	2,557	30,358	1,020	30,467	2,121	33,608
デリバティブ	1,942	190,078	1,936	193,956	1,105	135,809	2,454	139,368

## 公正価値調整

	2022年6月30日現在		2021年12月31日現在	
	MSS	コーポレート・センター	MSS	コーポレート・センター
	百万ポンド		百万ポンド	
<b>調整の種類</b>				
リスク関連	538	23	505	31
- ビッド-オファー	203	-	190	-
- 不確実性	46	1	37	1
- 信用評価調整	137	17	99	26
- 負債評価調整	(68)	-	(27)	-
- 資金調達公正価値調整	220	5	206	4
- その他	-	-	-	-
モデル関連	13	-	19	-
- モデルの限界	13	-	19	-
- その他	-	-	-	-
取引開始時の利益（初日の損益準備金）	59	-	65	-
	<u>610</u>	<u>23</u>	<u>589</u>	<u>31</u>

2020年2月の当行グループのビジネス・アップデートに記載されているとおり、当行グループは引き続き、GBMにおけるRWAを削減するというコミットメントのひとつとして、特定の無担保店頭（「OTC」）デリバティブの処分に係る損失を観察する。当行グループの分析に基づき、これらの損失は、IFRS第13号「公正価値測定」の枠組みにおける調整を生じさせるものではないと考えられる。当行グループは引き続き、これらの処分を発生都度監視および分析する。

## レベル1の公正価値とレベル2の公正価値の間の振替

	資産				負債		
	金融投資	トレーディング資産	公正価値 評価の指定 または強制的に損益を 通じて公正 価値で測定	デリバ ティブ	トレーディング負債	公正価値 評価の指定	デリバ ティブ
			百万ポンド			百万ポンド	
<b>2022年6月30日</b>							
レベル1からレベル2への振替	47	737	-	-	34	-	-
レベル2からレベル1への振替	28	427	-	-	27	-	-
2021年12月31日までの1年間							
レベル1からレベル2への振替	366	1,731	757	-	27	-	-
レベル2からレベル1への振替	244	990	399	-	91	-	-

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の報告期間末に発生したとみなしている。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替（入）および振替（出）は、通常、評価インプットの観察可能性および価格透明性に起因する。

## 公正価値評価の基礎

重要な観察不能なインプットによる評価技法を使用して公正価値で測定されている金融商品 - レベル3

	資産					負債			
	金融投資	トレーディング目的 保有	公正価値 評価の指定 または強制的に損益を 通じて公正 価値で測定	デリバ ティブ	合計	トレーディング目的 保有	公正価値 評価の指定	デリバ ティブ	合計
			百万ポンド				百万ポンド		
戦略的投資を含めた プライベート・エクイティ	80	88	3,238	-	3,406	91	-	-	91
アセット・バック証券	291	94	23	-	408	-	-	-	-
仕組債	-	-	-	-	-	-	2,557	-	2,557
デリバティブ	-	-	-	1,825	1,825	-	-	1,936	1,936
その他のポートフォリオ	856	1,557	201	-	2,614	215	-	-	215
<b>2022年6月30日現在</b>	<b>1,227</b>	<b>1,739</b>	<b>3,462</b>	<b>1,825</b>	<b>8,253</b>	<b>306</b>	<b>2,557</b>	<b>1,936</b>	<b>4,799</b>
戦略的投資を含めた プライベート・エクイティ	79	1	2,898	-	2,978	7	-	-	7
アセット・バック証券	495	97	-	-	592	-	-	-	-
仕組債	-	-	-	-	-	-	2,120	-	2,120
デリバティブ	-	-	-	1,816	1,816	-	-	2,454	2,454
その他のポートフォリオ	813	1,246	273	-	2,332	573	1	-	574
<b>2021年12月31日現在</b>	<b>1,387</b>	<b>1,344</b>	<b>3,171</b>	<b>1,816</b>	<b>7,718</b>	<b>580</b>	<b>2,121</b>	<b>2,454</b>	<b>5,155</b>

## 公正価値ヒエラルキーのレベル3における公正価値測定に関する調整

## レベル3金融商品の変動

	資産				負債		
	金融投資	トレーディング資産 百万円	公正価値 評価の指定 または強制的 に損益を通じて 公正価値で 測定	デリバ ティブ	トレーディ ング負債	公正価値 評価の指定	デリバ ティブ
			百万円			百万円	
<b>2022年1月1日現在</b>	<b>1,387</b>	<b>1,344</b>	<b>3,171</b>	<b>1,816</b>	<b>580</b>	<b>2,121</b>	<b>2,454</b>
損益に認識された利益 / (損失) 合計	(7)	51	47	531	(19)	(450)	12
- トレーディング目的保有または公正価値ベース で管理する金融商品からの純収益	-	51	-	531	(19)	-	12
- 強制的に損益を通じて公正価値で測定するその 他の金融商品の公正価値の変動	-	-	47	-	-	(450)	-
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融投資による純収益	(7)	-	-	-	-	-	-
その他包括利益に認識された利益または損失合計	(120)	6	152	2	-	10	2
- 金融投資：公正価値に係る利益 / (損失)	(170)	-	-	-	-	-	-
- 換算差額	50	6	152	2	-	10	2
購入	289	579	289	-	10	-	-
新規発行	-	-	-	-	3	1,075	-
売却	(98)	(441)	(212)	-	(71)	(18)	-
決済	(52)	(38)	(8)	(369)	(473)	(294)	(380)
振替 (出)	(198)	(152)	-	(335)	(5)	(243)	(414)
振替 (入)	26	390	23	180	281	356	262
<b>2022年6月30日現在</b>	<b>1,227</b>	<b>1,739</b>	<b>3,462</b>	<b>1,825</b>	<b>306</b>	<b>2,557</b>	<b>1,936</b>
2022年6月30日時点で保有していた資産および負 債に関して損益に認識された未実現利益 / (損 失)	-	-	42	748	1	78	2,992
- トレーディング収益 / (費用) (正味受取利息 を除く)	-	-	-	748	1	-	2,992
- 公正価値評価の指定を受けたその他の金融商品 からの純収益 / (費用)	-	-	42	-	-	78	-
<b>2021年1月1日現在</b>	<b>1,635</b>	<b>1,611</b>	<b>3,467</b>	<b>1,974</b>	<b>118</b>	<b>1,150</b>	<b>3,096</b>
損益に認識された利益 / (損失) 合計	4	(48)	182	101	11	(19)	(5)
- トレーディング目的保有または公正価値ベース で管理する金融商品からの純収益	-	(48)	-	101	11	-	(5)
- 損益を通じて公正価値で測定する保険事業の資 産および負債 (関連デリバティブを含む) から の純収益	-	-	-	-	-	-	-
- 強制的に損益を通じて公正価値で測定するその 他の金融商品の公正価値の変動	-	-	182	-	-	(19)	-
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融投資による純収益	4	-	-	-	-	-	-
その他包括利益 (「OCI」) に認識された利益 / (損失) 合計	(59)	(6)	(120)	(5)	(1)	(21)	(7)
- 金融投資：公正価値に係る利益 / (損失)	(17)	-	-	-	-	-	-
- 換算差額	(42)	(6)	(120)	(5)	(1)	(21)	(7)
購入	200	386	197	-	346	-	-
新規発行	-	-	-	-	17	1,114	-
売却	(153)	(93)	(336)	-	-	-	-
決済	(54)	(349)	-	(221)	1	(464)	(847)
振替 (出)	(186)	(330)	(29)	(64)	-	(8)	(58)
振替 (入)	-	170	24	229	144	251	418
<b>2021年6月30日現在</b>	<b>1,387</b>	<b>1,341</b>	<b>3,385</b>	<b>2,014</b>	<b>636</b>	<b>2,003</b>	<b>2,597</b>
2021年6月30日時点で保有していた資産および負 債に関して損益に認識された未実現利益 / (損 失)	-	(1)	130	(55)	2	32	(24)
- トレーディング収益 / (費用) (正味受取利息を 除く)	-	(1)	-	(55)	2	-	(24)
- 公正価値評価の指定を受けたその他の金融商品 からの純収益 / (費用)	-	-	130	-	-	32	-

	資産				負債		
	金融投資	トレーディング資産	公正価値評価の指定または強制的に損益を通じて公正価値で測定	デリバティブ	トレーディング負債	公正価値評価の指定	デリバティブ
	百万ポンド						
2021年7月1日現在	1,387	1,341	3,385	2,014	636	2,003	2,597
損益に認識された利益 / (損失) 合計	11	(29)	(34)	1,507	-	(297)	1,367
- トレーディング目的保有または公正価値ベースで管理する金融商品からの純収益 / (費用)	-	(29)	-	1,507	-	-	1,367
- 損益を通じて公正価値で測定する保険事業の資産および負債 (関連デリバティブを含む) からの純収益	-	-	-	-	-	-	-
- 強制的に損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品の公正価値の変動	-	-	(34)	-	-	(297)	-
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融投資による純収益	11	-	-	-	-	-	-
その他包括利益に認識された利益 / (損失) 合計	(16)	2	(32)	(1)	-	(11)	(1)
- 金融投資 : 公正価値に係る利益 / (損失)	(10)	-	-	-	-	-	-
- 換算差額	(6)	2	(32)	(1)	-	(11)	(1)
購入	355	300	346	-	396	1	-
新規発行	-	-	-	-	8	1,099	-
売却	(264)	(116)	(477)	-	(3)	(20)	-
決済	(55)	(157)	(5)	(1,501)	(505)	(589)	(1,496)
振替 (出)	(32)	(338)	(12)	(304)	(5)	(129)	(407)
振替 (入)	1	341	-	101	53	64	394
2021年12月31日現在	1,387	1,344	3,171	1,816	580	2,121	2,454
2021年12月31日時点で保有していた資産および負債に関して損益に認識された未実現利益 / (損失)	-	(10)	(79)	901	(2)	70	(697)
- トレーディング収益 / (費用) (正味受取利息を除く)	-	(10)	-	901	(2)	-	(697)
- 公正価値評価の指定を受けたその他の金融商品からの純収益 / (費用)	-	-	(79)	-	-	70	-

## 合理的に可能な代替手段に対する重要な観察不能な仮定の変動による影響

## 合理的に可能な代替的仮定に対するレベル3公正価値の感応度

	2022年6月30日現在				2021年12月31日現在			
	利益または損失に反映		OCIに反映		利益または損失に反映		OCIに反映	
	有利な変動	不利な変動	有利な変動	不利な変動	有利な変動	不利な変動	有利な変動	不利な変動
	百万ポンド				百万ポンド			
デリバティブ、トレーディング資産およびトレーディング負債 <sup>1</sup>	126	(99)	-	-	92	(70)	-	-
公正価値評価の指定、または強制的に損益を通じて公正価値で測定	338	(338)	-	-	247	(247)	-	-
金融投資	10	(5)	79	(79)	15	(15)	51	(50)
合計	474	(442)	79	(79)	354	(332)	51	(50)

1 デリバティブ、トレーディング資産およびトレーディング負債は、これらの金融商品のリスク管理方法を反映させるために1つのカテゴリーとして表示されている。

## 合理的に可能な代替的仮定に対するレベル3 公正価値の感応度（商品種類別）

	2022年6月30日現在				2021年12月31日現在			
	利益または損失 に反映		OCIに反映		利益または損失 に反映		OCIに反映	
	有利な 変動	不利な 変動	有利な 変動	不利な 変動	有利な 変動	不利な 変動	有利な 変動	不利な 変動
	百万ポンド		百万ポンド		百万ポンド		百万ポンド	
戦略的投資を含めたプライベート・エクイティ投資	316	(317)	7	(7)	232	(234)	7	(7)
アセット・バック証券	32	(9)	5	(5)	39	(20)	1	-
仕組債	9	(9)	-	-	6	(6)	-	-
デリバティブ	51	(54)	-	-	29	(34)	-	-
その他のポートフォリオ	66	(53)	67	(67)	48	(38)	43	(43)
<b>合計</b>	<b>474</b>	<b>(442)</b>	<b>79</b>	<b>(79)</b>	<b>354</b>	<b>(332)</b>	<b>51</b>	<b>(50)</b>

感応度分析は、95%信頼区間を適用した場合に対応する公正価値の幅を測定することを目的としている。感応度分析の際には、採用した評価技法の内容、ならびに観察可能な代替指標や実績データの入手可能性および信頼性を考慮に入れる。金融商品の公正価値が複数の観察不能な仮定による影響を受ける場合、上記の表は、個別の仮定の変動が最も有利または不利な変動を反映する。

## レベル3金融商品への主要な観察不能なインプット

## レベル3評価における主要な観察不能なインプットの定量的情報

	2022年6月30日現在				2021年12月31日現在			
	公正価値		評価技法	主要な 観察不能なインプット	インプットの 全範囲		インプットの 全範囲	
	資産	負債			下位	上位	下位	上位
	百万ポンド							
戦略的投資を含めた プライベート・エクイ ティ	3,406	91	注記参照 <sup>1</sup>	注記参照 <sup>1</sup>	N/A	N/A	N/A	N/A
アセット・バック証券	408	-						
- CLO / CDO <sup>2</sup>	20	-	マーケット・プロキシ	ビッドクォート	-	98	-	100
- その他ABS	388	-	マーケット・プロキシ	ビッドクォート	-	97	-	100
仕組債	-	2,557						
- 株式連動債	-	2,122	モデル - オプション・モデル	株式ボラティリティ	6%	95%	6%	124%
- 為替連動債	-	11	モデル - オプション・モデル	株式相関	30%	98%	34%	99%
- その他	-	424	モデル - オプション・モデル	為替ボラティリティ	7%	40%	3%	99%
デリバティブ	1,825	1,936						
金利デリバティブ	391	522						
- 証券化スワップ	214	301	モデル - 割引キャッシュ・ フロー	一定した期限前償還率	5%	10%	5%	50%
- 長期スワップション	26	41	モデル - オプション・モデル	金利ボラティリティ	10%	42%	15%	35%
- その他	151	180						
為替デリバティブ	323	357						
- 為替オプション	50	48	モデル - オプション・モデル	為替ボラティリティ	3%	40%	2%	99%
- 為替その他	273	309						
株式デリバティブ	991	875						
- 長期個別株式オプション	435	527	モデル - オプション・モデル	株式ボラティリティ	6%	124%	4%	138%
- その他	556	348						
クレジット・デリバティブ	120	182						
その他ポートフォリオ	2,614	215						
- 買戻契約	571	192	モデル - 割引キャッシュ・ フロー	金利カーブ	-1%	5%	1%	5%
- その他	2,043	23						
<b>6月30日現在</b>	<b>8,253</b>	<b>4,799</b>						

1 2021年年次報告書の147ページ（訳注：原文のページ数である）を参照のこと。

2 ローン担保証券 / 債務担保証券。

## 6 公正価値以外の方法により計上されている金融商品の公正価値

銀行および顧客に対する貸付金、金融投資、銀行からの預金、顧客からの預金、発行済負債証券、劣後債務、非トレーディング目的の買戻契約および売戻契約の公正価値の測定基準は、2021年年次報告書に詳述されているものと一致している。

## 貸借対照表に公正価値以外の方法により計上されている金融商品の公正価値

	2022年6月30日現在		2021年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万ポンド		百万ポンド	
<b>資産</b>				
銀行に対する貸付金	16,349	16,352	10,784	10,786
顧客に対する貸付金	94,840	94,866	91,177	91,276
売戻契約 - 非トレーディング	57,996	57,996	54,448	54,448
金融投資 - 償却原価	1,563	1,574	10	10
<b>負債</b>				
銀行からの預金	38,623	38,530	32,188	32,102
顧客からの預金	224,991	224,988	205,241	205,236
買戻契約 - 非トレーディング	34,446	34,446	27,259	27,259
発行済負債証券	8,650	8,642	9,428	9,430
劣後債務	14,515	14,220	12,488	13,118

公正価値で計上されていないその他の金融商品は、通常その性質上短期であり、頻繁に現行の市場レートに合わせて更改が行われる。したがって、そのような金融商品の帳簿価額は公正価値の合理的な近似値である。これらは現金および中央銀行預け金ならびに他行から回収中および他行へ送金中の項目を含み、これらすべては償却原価で測定される。

## 7 のれんおよび無形資産の減損

	2022年6月30日現在	2021年6月30日現在
	百万ポンド	百万ポンド
有効な長期保険契約の現在価値	985	811
その他の無形資産 <sup>1</sup>	73	83
<b>無形資産</b>	<b>1,058</b>	<b>894</b>

<sup>1</sup> 当行グループのその他の無形資産には、正味帳簿価額68百万ポンド(2021年: 77百万ポンド)の内部開発されたソフトウェアが含まれている。当年度中の内部開発されたソフトウェアの資産計上は、22百万ポンド(2021年: 46百万ポンド)、当行グループのその他の無形資産の償却および減損の合計は(20)百万ポンド(2021年: (60)百万ポンド)である。

## 8 引当金

	再編費用	法的手続き および 規制事項	顧客補償 百万ポンド	その他の 引当金	合計
<b>引当金（契約債務を除く）</b>					
2022年1月1日現在	164	175	21	99	459
繰入額	23	2	-	32	57
取崩額	(60)	(149)	(2)	(15)	(226)
戻入額	(15)	(3)	(3)	(8)	(29)
換算差額およびその他の変動	2	1	-	-	3
2022年6月30日現在	114	26	16	108	264
<b>契約債務<sup>1</sup></b>					
2022年1月1日現在					103
予想信用損失引当金の変動純額					(9)
2022年6月30日現在					94
<b>引当金合計</b>					
2021年12月31日現在					562
2022年6月30日現在					358

1 契約債務引当金には、オフバランスシートの貸付コミットメントおよび保証が含まれており、これらについては、IFRS第9号における予想信用損失が引き当てられている。予想信用損失引当金の変動に関する詳細は、29ページ（訳注：原文のページ数である。）の「銀行および顧客に対する貸付金（貸付コミットメントおよび金融保証を含む。）の帳簿価額（総額ベース）/元本金額ならびに引当金の変動の調整」の表に開示されている。

## 法的手続きおよび規制事項

法的手続きおよび規制事項に関する詳細については、注記10に説明されている。法的手続きには、HSBC傘下会社に対して提起された民事訴訟、調停または裁判手続き（申立てまたは反訴のいずれか）もしくは示談が成立しない場合、訴訟、調停または裁判手続きにつながる可能性のある民事上の紛争が含まれる。規制事項とは、違反しているとされる行為に関連して規制当局または取締機関が実施した調査、レビューおよびその他の措置またはそれらの措置への対応を示している。

## 9 偶発債務、契約債務および保証

	2022年6月30日現在	2021年12月31日現在
	百万ポンド	
<b>保証およびその他の偶発債務：</b>		
- 金融保証	3,942	11,054
- 履行およびその他の保証	15,559	15,833
- その他の偶発債務	377	367
<b>期末現在</b>	<b>19,878</b>	<b>27,254</b>
<b>契約債務<sup>1</sup>：</b>		
- 信用状および短期貿易関連取引	2,429	1,928
- 将来購入資産および将来実行預金	42,732	30,005
- スタンドバイ契約、与信枠およびその他の貸付契約債務	91,764	87,543
<b>期末現在</b>	<b>136,925</b>	<b>119,476</b>

<sup>1</sup> 当行グループが取消不能コミットメントの当事者となっている、IFRS第9号の減損要件が適用されるコミットメント134,227百万ポンド（2021年：115,695百万ポンド）が含まれている。

上表は額面元本を開示している。額面元本は、契約がすべて実行され、顧客が債務不履行となった場合にさらされるリスクの最大額を表している。保証および契約債務の大部分が未実行のまま失効すると予想されるため、この額面元本合計は将来必要となる流動性の金額を示すものではない。

2017年12月、英国歳入関税局（「HMRC」）は、海外のHSBC傘下会社の一部の英国支店におけるVATの取扱いを指摘した。さらにHMRCは、2013年10月1日から2017年12月31日までの期間を対象とする総額262百万ポンド（利息は未確定）の課税通知書を発行した。本課税通知書に関して引当金を認識していない。2019年第1四半期にHMRCは、英国支店は英国VATグループのメンバーとして不適格であるという評価を再確認した。その結果、HSBCはHMRCに合計262百万ポンドを支払い、異議申し立てを申請した。2022年2月、上級裁判所は、いくつかの法律上の予備的争点について一部HMRCに有利で一部HSBCに有利な判決を下した。HSBCは、控訴裁判所に上訴するための許可を申請しており、裁判所の決定を待っている。許可が拒否された場合、本件はさらに第一審租税裁判所の審問を受けることになる。2018年1月以降、英国支店は英国VATグループのメンバーではないという前提に基づき、HSBCの税務申告書は作成されている。HSBCの異議申し立てが認められれば、HSBCは当該VATの還付を求めるが、このうち135百万ポンドは、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーに帰属すると見積もられている。

当行グループ会社に対する法的手続き、規制およびその他の事項により生じた偶発債務は、注記10に開示されている。IFRS第9号に基づく保証およびコミットメントに関連する予想信用損失引当金は、注記8に開示されている。

## 10 法的手続きおよび規制事項

当行グループは、さまざまな司法管轄における、通常の業務から生じた法的手続きおよび規制事項の当事者となっている。以下に記載されている事項を除き、当行グループは、これらの案件に重大なものはないと考えている。引当金の認識は、2021年年次報告書の注記1に記載されている会計方針に従って決定される。法的手続きおよび規制事項の結果は本質的に不確実であるが、経営陣は入手可能な情報に基づいて、2022年6月30日現在においてこれらの事項につき適切な引当金を設定していると考えている

(注記8を参照のこと)。個別の引当金に重要性がある場合には、引当金が計上された事実を記載し、定量化している。ただし、そのような開示が当行グループに不利になると思われる場合は、この限りではない。引当金の認識によって、不法行為または法的責任を認めているわけではない。偶発債務に分類される可能性のある当行グループの法的手続きおよび規制事項に関する負債総額の見積りを提供することは、実務上困難である。

#### バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー

米国外のさまざまなHSBC傘下会社は、バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー(「マドフ・セキュリティーズ」)に資産を投資していた米国外に設立された多数のファンドに管理、事務および類似のサービスを提供していた。マドフ・セキュリティーズから得た情報によると、2008年11月30日現在のこれらのファンドの累計額とされる金額(マドフが報告した虚偽の利益を含む)は8.4十億米ドルであった。これまでにHSBCが入手可能な情報に基づいて、HSBCがサービスを提供していた期間において、当該ファンドのマドフ・セキュリティーズへの実際の送金額からマドフ・セキュリティーズからの実際の払戻金額を差し引いた金額は約4十億米ドルと見積られている。さまざまなHSBC傘下会社がマドフ・セキュリティーズの詐欺による訴訟の被告として挙げられている。

**米国訴訟：**マドフ・セキュリティーズの管財人は、マドフ・セキュリティーズからHSBCへの送金(金額はまだ認定されていない)の回収を求め、米国ニューヨーク州南部地区の破産裁判所(「米国の破産裁判所」)においてさまざまなHSBC傘下会社およびその他に対する訴訟を提起した。のちに上訴で破棄された一部の請求について最初の棄却後、当該訴訟が米国破産裁判所に差し戻されており当該裁判所において現在係属されている。

フェアフィールド・セントリー・リミテッド、フェアフィールド・シグマ・リミテッドおよびフェアフィールド・ラムダ・リミテッド(以下総称して「フェアフィールド」)(2009年7月から清算中である)は、米国において、ファンドの株主(顧客の名義株主として活動していたHSBC傘下会社を含む)に対して償還金の支払の返還を求めて1件の訴訟を提起した。2018年12月、米国の破産裁判所は、フェアフィールドの清算人による請求を一部棄却し、清算人による修正訴状の提出を認めた。2019年5月、清算人は一部の争点を米国の破産裁判所から米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(「ニューヨーク連邦地方裁判所」)に上訴したが、これらの上訴は係属されている。

2020年1月、フェアフィールドの清算人は、米国破産裁判所に係属されている請求について修正訴状を提出した。2020年12月、米国の破産裁判所はこれらの請求の大部分を棄却した。2021年3月、清算人および被告は、米国の破産裁判所の判断についてニューヨーク連邦地方裁判所に上訴し、これらの上訴は現在係属されている。一方、米国の破産裁判所での残りの請求に関する審理は進行中である。

**英国訴訟：**マドフ・セキュリティーズの管財人は、マドフ・セキュリティーズからHSBCへの送金(金額はまだ認定されていない)の回収を求め、イングランド・ウェールズ高等法院においてさまざまなHSBC傘下会社に対する訴訟を提起した。訴状期限は、英国の被告に関しては2022年9月まで、その他すべての被告に関しては2022年11月まで延長されている。

**ケイマン諸島訴訟：**2013年2月、プリメオ・ファンド(「プリメオ」)(2009年4月から清算中である)は、HSBCセキュリティーズ・サービスズ・ルクセンブルグ(「HSSL」)およびバンク・オブ・バミューダ(ケイマン)リミテッド(現在の、エイチエスピーシー・ケイマン・リミテッド)に対して訴訟を提起し、契約違反および信託義務違反を主張し、損害賠償および同等の補償を求めている。裁判は2017年2月に結審し、裁判所は2017年8月に被告人に対するすべての請求を斥けた。2017年9月、プリ

メオはケイマン諸島の控訴裁判所に上訴し、2019年6月、ケイマン諸島の控訴裁判所はプリメオの上訴を斥けた。2019年8月、プリメオは英国の枢密院に上訴の申立てを提出した。2021年に英国の枢密院で2件の審理が行われた。1件目の審理に関してはHSBCに対する判決が下され、2件目の審理に関しては係属されている。

**ルクセンブルグ訴訟**：2009年4月、ヘラルド・ファンドSPC（「ヘラルド」）（2013年7月から清算中である）は、HSSLに対し、ルクセンブルグ地方裁判所において、ヘラルドがマドフ・セキュリティーズの詐欺によって失ったとされる現金および有価証券の返還、または損害賠償を求める訴訟を提起した。ルクセンブルグ地方裁判所はヘラルドの有価証券返還請求を棄却したが、ヘラルドの現金返還請求および損害請求の棄却はまだなされていない。ヘラルドは当該判決につきルクセンブルグ控訴裁判所へ上訴し、本件は同裁判所において係属されている。2018年終わりに、ヘラルドは、HSSLおよびエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーに対し、ルクセンブルグ地方裁判所において、さらなる返還および損害賠償を求める追加の請求を行った。

アルファ・プライム・ファンド・リミテッド（「アルファ・プライム」）は2009年10月に、ルクセンブルグ地方裁判所において、HSSLに対して、有価証券または現金同等物の返還、もしくは損害賠償を求める訴訟を提起した。2018年12月、アルファ・プライムは、さまざまなHSBC傘下会社に対し、ルクセンブルグ地方裁判所において、損害賠償を求める追加の請求を行った。本件は、現在ルクセンブルグ地方裁判所において係属されている。

セネター・ファンドSPC（「セネター」）は2014年12月に、ルクセンブルグ地方裁判所において、HSSLに対して、有価証券または現金同等物の返還、もしくは損害賠償を求める訴訟を提起した。2015年4月、セネターはルクセンブルグ地方裁判所において、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーのルクセンブルグ支店に対し、同一の請求を主張して別の訴訟を開始した。2018年12月、セネターはルクセンブルグ地方裁判所において、HSSLおよびエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーのルクセンブルグ支店に対し、セネターの有価証券の返還または損害賠償を求める追加の請求を行った。本件は、現在ルクセンブルグ地方裁判所において係属されている。

訴訟手続きが提起されている複数の司法管轄を含めて（それらに限定されるわけではないが）、上述のさまざまなマドフ関連の訴訟手続きで起こり得る結果の範囲およびその結果としての財政的な影響に対しては、影響を及ぼす数多くの要因が存在する。現在入手可能な情報に基づき、経営陣は、さまざまなマドフ関連の訴訟におけるすべての申立ての結果生じるおそれのある潜在的な損害額の合計を約600百万米ドル（費用および利息を除く）と見積っている。このような見積りには不確実性および限界を伴うため、最終的に生じる可能性のある損害額はこの金額と大幅に異なる可能性がある。

#### 反マネー・ロンダリング（資金洗浄）および関連事項

2012年12月に、エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー（「HSBCホールディングス」）は、英国金融サービス機構（2013年および2020年に英国金融行為規制当局（「FCA」）に置き換えられた）との取引を含む多くの合意を結び、また米国連邦準備制度理事会（「FRB」）からの排除措置命令を受諾した。両者には将来の特定の反マネー・ロンダリング（「AML」）および制裁措置に関する義務が含まれていた。その後数年間、HSBCは、当行グループのAMLおよび制裁措置に関するコンプライアンス・プログラムの定期評価を行うために、金融サービス市場法第166項における専門的知識を有する者およびFRBの排除措置命令における独立したコンサルタントを維持していた。専門的知識を有する者は、2021年第2四半期にその契約が終了し、FCAは、専門的知識を有する者は今後必要ないと判断

した。これとは別に、独立したコンサルタントが、引き続き有効なFRBの排除措置命令に従った直近のレビューを完了している。FCAの専門知識を有する者およびFRBの独立したコンサルタントのそれぞれの役割については、2021年年次報告書の83ページ（訳注：原文のページ数である。）に説明されている。

2014年11月以降、さまざまなHSBC傘下会社およびその他に対して、中東でのテロ攻撃の被害者またはその関係者である原告を代表した複数の訴訟が、米国の連邦裁判所に提起された。いずれの訴訟においても、被告は米国反テロリズム法に違反して、制裁対象となっているさまざまな関係者の不法行為を幫助したとされている。現在、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーに対する9件の訴訟がニューヨークまたはコロンビア特別区の連邦裁判所で係属されている。裁判所はこれらのうち5件についてエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーの棄却請求を認めた。2件について上訴が係属されており、残り3件の棄却は上訴の可能性がある。残る4件の訴訟は、ごく初期段階にある。

現在判明している事実に基づき、時期およびHSBCに及ぼす可能性のある影響を含めたこれらの案件の解決について、HSBCが現時点で予想することは、実務上困難である。これらの案件の影響は重大なものとなる可能性がある。

ロンドン銀行間取引金利、欧州銀行間取引金利およびその他のベンチマーク金利の設定に関する調査および訴訟

**ユーロ金利デリバティブ**：2016年12月、欧州委員会（「EC」）は、HSBCおよび他の銀行が2007年初めにユーロ建ての金利デリバティブの値付けに関連する反競争的行為を行っていたとする決定を下した。ECは、1ヶ月の違反に関し、HSBCに制裁金を課した。2019年9月に欧州連合一般裁判所（「一般裁判所」）は、責任に関するEUの調査結果の大部分を支持したが、制裁金については無効にする判断を下した。HSBCおよびEUの両者は、一般裁判所の決定を欧州司法裁判所（「司法裁判所」）に上訴した。2021年6月、ECは以前無効とした罰金より5%少ない額の新たな罰金の採択を決定し、その後、司法裁判所への上訴を取り下げた。HSBCは、ECの2021年6月の罰金の判断を一般裁判所に上訴し、責任に関する司法裁判所への上訴もまた係属されている。

**米ドル建てLIBOR**：2011年より、HSBCおよび他のパネル銀行は、米ドル建てLIBORの設定に関して、米国で多数の民事訴訟の被告として挙げられている。これらの申立ては、米国の独占禁止法および反恐喝法、米商品取引所法（「US CEA」）ならびに州法を含むさまざまな米国法に基づく請求を行っている。当該訴訟には、その大部分がニューヨーク連邦地方裁判所の公判前手続きのために移送および/または併合された個別訴訟および推定集団訴訟が含まれる。HSBCは5つの原告グループと和解し、裁判所も和解を承認した。HSBCはまた、いくつかの個別訴訟を解決したが、他にもHSBCに対する多数の米ドル建てLIBOR関連訴訟がニューヨーク連邦地方裁判所において係属されている。

現在判明している事実に基づき、時期およびHSBCに及ぼす可能性のある影響を含めたこれらの案件の解決について、HSBCが現時点で予想することは、実務上困難である。これらの案件の影響は重大なものとなる可能性がある。

#### 外国為替関連の調査および訴訟

2021年12月、ECは、HSBCを含む多くの銀行が、2011年から2012年の間に外国為替スポット取引市場のオンライン・チャットルームで反競争的行為を行っていたとする決定を発表した。ECは、本件に関し、HSBCに174.3百万ユーロの制裁金を課したが、これについては全額支払われている。

2020年6月、南アフリカの競争委員会は、2017年2月に最初の訴状を南アフリカ競争審判所に付託していたが、南アフリカの外国為替市場において反競争的行為があったとして、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーを含む28の金融機関に対して修正訴状を提出した。2021年12月、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーの修正訴状の棄却申請に関する審理が、決定が係属されている南アフリカ競争審判所において行われた。

2013年より、HSBC傘下会社およびその他の銀行は、ニューヨーク連邦地方裁判所に提出または移送された、外国為替レートを共謀して操作したと主張する多数の推定集団訴訟の被告として挙げられた。HSBCは外国為替商品の直接および間接的な購入者を含む2つの原告グループと和解し、裁判所も当該和解を最終承認した。

2018年11月および12月、HSBCおよびその他の被告に対して、外国為替関連の不正行為を主張した訴状が、米国における直接購入者による集団訴訟の和解に加わらなかった特定の原告によりニューヨーク連邦地方裁判所およびイングランド・ウェールズ高等法院に提出された。高等法院における請求はその後、競争控訴審判所に移送されており、これらの案件は係属されている。さらに、ブラジルおよびイスラエルの裁判所におけるHSBCおよびその他の銀行に対する外国為替関連の不法行為を主張した訴訟が係属されている。過去の外国為替業務に関連して、HSBCに対し、追加の訴訟が提起される可能性がある。

現在判明している事実に基づき、時期およびHSBCに及ぼす可能性のある影響を含めたこれらの案件の解決について、HSBCが現時点で予想することは、実務上困難である。これらの案件の影響は重大なものとなる可能性がある。

#### 貴金属のフィクシング関連訴訟

**金**：2014年3月以降、HSBCおよびその他のロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーを被告として、多くの推定集団訴訟がニューヨーク連邦地方裁判所、ニュージャージー連邦地方裁判所およびカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に提起された。ニューヨーク連邦

地方裁判所で併合された訴状は、2004年1月から2013年6月まで、被告は共謀して、集団の利益のために米国独占禁止法、US CEAおよびニューヨーク州法に違反して金の価格および金に基づくデリバティブの価格を操作したと申立てている。2020年10月、HSBCは併合訴訟を解決するため原告と和解に達し、2022年5月に裁判所は当該和解について最終的に承認した。

2015年12月以降、さまざまなHSBC傘下会社およびその他の金融機関に対して、カナダ法に基づく多数の推定集団訴訟がオンタリオ州およびケベック州の上位裁判所において提起された。原告はとりわけ、2004年1月から2014年3月にかけて、被告が共謀して、カナダ競争法およびコモン・ローに違反して金の価格および金に基づくデリバティブの価格を操作したと申立てている。これらの訴訟は進行中である。

**銀**：2014年7月以降、HSBCおよびその他のロンドン・シルバー・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーを被告として、多くの推定集団訴訟が米国ニューヨーク州連邦地方裁判所に提起されている。ニューヨーク連邦地方裁判所で併合された訴状は、2007年1月から2013年12月まで、被告は共謀して、集団の利益のために米国独占禁止法、US CEAおよびニューヨーク州法に違反して銀の価格および銀に基づくデリバティブの価格を操作したと申立てている。2022年2月、集団認定前の証拠開示の決定後、被告は、原告の独占禁止に関する請求の棄却の申し立てを提出しており、これは係属されている。

2016年4月、さまざまなHSBC傘下会社およびその他の金融機関に対して、カナダ法に基づく2件の推定集団訴訟がオンタリオ州およびケベック州の上位裁判所において提起された。原告は両訴訟において、1999年1月から2014年8月にかけて、被告が共謀して、カナダ競争法およびコモン・ローに違反して銀の価格および銀に基づくデリバティブの価格を操作したと申立てている。これらの訴訟は進行中である。

**プラチナおよびパラジウム**：2014年の終わりから2015年の初めにかけて、HSBCおよびその他のロンドン・プラチナ・アンド・パラジウム・フィクシング・カンパニー・リミテッドのメンバーを被告として、多くの推定集団訴訟がニューヨーク連邦地方裁判所に提起された。訴状は、2008年1月から2014年11月まで、被告は共謀して、集団の利益のために米国独占禁止法およびUS CEAに違反してプラチナ・グループ・メタル（「PGM」）の価格およびPGMに基づく金融商品の価格を操作したと申立てている。2020年3月、裁判所は原告の第3回修正訴状を棄却する被告の請求を認めたが、一部の請求について原告の再抗弁を許可した。原告は上訴を提出した。

現在判明している事実に基づき、時期およびHSBCに及ぼす可能性のある影響を含めたこれらの案件の解決について、HSBCが現時点で予想することは、実務上困難である。これらの案件の影響は重大なものとなる可能性がある。

#### 規制当局によるその他の調査、レビューおよび訴訟

エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーおよび/またはその関連会社の一部は、各社の事業および業務に係るその他の事項に関連して、さまざまな規制当局、競争当局および法執行当局による数多くの調査やレビューならびに訴訟の対象となっている。これらには、以下が含まれる。

- ・英国における預金者保護協定に関連するPRAの調査
- ・英国における回収事業に関連するFCAの調査
- ・特定の英国ベースの固定利付商品および関連金融商品に関する過去の取引活動に係る反競争的協定の可能性に対する英国競争・市場庁による調査

- ・2003年から2009年までエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーがスタンフォード・インターナショナル・バンク・リミテッドのコレス銀行として果たした役割に関連して、米国裁判所に係属されている2件の集団訴訟およびイングランド・ウェールズの高等法院に出された請求

これらの調査の結果の範囲ならびにそれに伴う財政上の影響を左右する要因は数多く存在し、その影響は重要なものとなる可能性がある。

## 11 事業処分

2021年および2022年において、当グループは国際金融パートナーとして顧客から選ばれるという戦略的目標の実行ペースを加速し、フランスにおけるリテール・バンキング事業およびギリシャにおける支店業務の売却計画を公表した。フランスおよびギリシャにおける当該売却計画は2023年に完了する予定である。

### フランスにおけるリテール・バンキング事業の売却計画

2021年11月25日、HSBCコンチネンタル・ヨーロッパはプロモントリアMMB SAS (「マイ・マネー・グループ」)およびその子会社のバンク・デ・カライベスSAと、HSBCコンチネンタル・ヨーロッパのフランスにおけるリテール・バンキング事業の売却計画に関する包括契約に調印した。

規制当局の承認及びその他の関連条件が満たされることを条件とする当該売却には、HSBCコンチネンタル・ヨーロッパのフランスのリテール・バンキング事業、クレディ・コメルシアル・ドゥ・フランス(「CCF」)ブランド、およびHSBCコンチネンタル・ヨーロッパのHSBC SFH(フランス)持分の100%、およびクレディ・ロジメンの3%の持分が含まれる。この売却により、現在HSBCコンチネンタル・ヨーロッパに関連取引費用を含めた税引前損失2十億ユーロが見込まれている。

2022年6月30日現在、2021年のフランスの税務申告において損金算入可能であった処分損失引当金に関する税務および会計処理における一時差異により、繰延税金負債0.4十億ユーロが認識された。引当金は、処分グループがIFRS第5号に従って売却目的保有に分類される際に会計処理され、この時点で繰延税金資産が解消される。また、処分グループの公正価値に対する見積評価損(売却費用控除後)の大部分も売却目的保有に分類された時点で認識される。その後、処分グループは、各報告期間において帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で再測定される。未認識の残りの損益は、認識の中止の日に認識するものとし、現時点では2023年と予想されている。

2022年6月30日現在、処分グループには、資産合計24.6十億ユーロが含まれていた。

### ギリシャにおける支店業務の売却計画

2022年5月24日、HSBCコンチネンタル・ヨーロッパは、ギリシャにおける支店業務のパンクレタ・バンクSAへの売却に関する売買契約(「SPA」)に調印した。これは、作業部会の協議の完了後に行われた。当該取引の完了は、規制当局の承認を条件としており、現在、2023年上半年に完了すると予想されている。

2022年6月30日現在、IFRS第5号に従って資産合計2.1十億ユーロおよび負債合計2.3十億ユーロが売却目的保有に再分類され、0.1十億ユーロの損失および減損が認識された。

### ロシアにおける銀行の売却計画

ロシアにおける当行グループの事業の戦略的見直し後、HSBCヨーロッパBV(エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーの完全所有子会社)は、規制当局の承認を条件として、その完全所有子会社のHSBCバンク(RR)(有限責任会社)を売却する契約を締結している。

2022年6月30日現在、IFRS第5号に従って、資産合計1.0十億ポンドおよび負債合計1.1十億ポンドが売却目的保有に再分類され、再分類にあたり、0.1十億ポンドの損失が認識された。

## 12 関連当事者間取引

2021年年次報告書の注記33に記載された関連当事者取引に関して、2022年6月30日に終了した6ヶ月における当行グループの財政状態または経営成績に重要な影響を及ぼすような変更はなかった。

2022年6月30日に終了した6ヶ月に発生した関連当事者間取引は、すべて2021年年次報告書に記載の取引と類似した性質のものであった。

## 13 後発事象

貸借対照表日以後の事象の評価において、当行グループは、財務諸表を調整することになるような重要事象の発生を検討し、重要事象の発生はないと結論した。

## 14 2022年中間報告書および法定財務諸表

本2022年中間報告書の情報は未監査であり、2006年会社法第434条で意図する法定財務諸表を構成するものではない。本2022年中間報告書は、2022年8月1日に取締役会で承認された。エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーの2021年12月31日に終了した事業年度の法定財務諸表は、2006年会社法第447条に準拠して、イングランドおよびウェールズの会社登記所へ提出されている。当行グループの監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー（「PwC」）は、これらの財務諸表について報告書を作成している。当該報告書は、無限定適正意見を表明しており、PwCが意見を限定することなく強調して注意を喚起するような事項についての言及がなく、2006年会社法第498条第2項または第3項に基づく記載も含まれていない。

## 2【その他】

### (1) 後発事象

上記「1 中間財務書類 - 要約連結財務諸表注記」の注記13「後発事象」を参照のこと。

### (2) 訴訟

上記「1 中間財務書類 - 要約連結財務諸表注記」の注記10「法的手続きおよび規制事項」を参照のこと。

## 3【英国（英国が採用しているIFRS）と日本との会計原則の相違】

英国が採用している国際財務報告基準(IFRS)と、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則(日本の会計原則)との間には、2022年6月30日現在、以下を含む相違点がある。

### (1) 連結

#### IFRS

IFRSでは、パワー、リターンの変動性およびパワーとリターンの関連性の概念に基づき、すべての事業体に関する連結の要否を判断するための単一のアプローチがある。当行グループは事業体への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ事業体に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合、当該事業体を支配しているため連結する。

連結財務諸表は、類似の状況における同様の取引およびその他の事象について統一された会計方針を用いて、連結財務諸表を作成しなければならない。(IFRS第10号「連結財務諸表」)

#### 日本の会計原則

日本の会計原則では、実質支配力基準により連結範囲が決定され、被支配会社の財務諸表は連結される。公正価値で譲渡された資産からの利益を享受するためにSPEが発行した持分商品の保有者のためにSPEが設立され業務が行なわれている場合には、当該SPEは子会社とはみなされない。

親会社および子会社が連結財務諸表を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されなければならない。ただし、子会社等の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合は、のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理ならびに投資不動産の時価評価および固定資産の再評価ならびに、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整等の一定の項目の修正を除き、これを連結決算手続上利用できることと規定されている。(企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」)

## (2) 企業結合およびのれん

### IFRS

IFRSでは、企業結合は取得法で会計処理されている。企業結合により取得されたのれんは、当初、譲渡対価の公正価値が取得資産および引受負債の正味認識額を上回る額として認識され、その後はこの金額から減損損失累計額を控除して計上されている。のれんについては年に一回、および減損の兆候がある場合にはいつでも、減損テストが実施される。(IFRS第3号「企業結合」、IAS第36号「資産の減損」)

### 日本の会計原則

日本の会計原則では、企業結合は原則としてパーチェス法により会計処理される。また、のれんは20年以内の期間にわたり定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、減損の兆候が認められた場合に減損テストの対象となる。(企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」)

## (3) 非支配持分

### IFRS

IFRSでは、取得企業は、特定の場合を除き、企業結合取引ごとに非支配持分を公正価値(全部のれん)、もしくは被取得企業の識別可能な純資産の認識金額に対する非支配持分の比例的な取り分(購入のれん)のいずれかの方法を選択して測定する。(IFRS第3号「企業結合」)

### 日本の会計原則

日本の会計原則では、購入のれんを採用しており、全部のれんは計上できない。非支配持分は、企業結合時の子会社の純資産の時価に対する持分割合により評価される。(企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」)

## (4) 非金融資産の減損

### IFRS

IFRSでは、各報告期間末において報告企業は、資産の減損の兆候について評価している。そのような兆候が存在する場合、企業は当該資産の回収可能価額さらには減損損失を見積もっている。減損損失は、一定の場合には戻し入れることができるが、戻入により増加する資産額は、減損処理前の価額を超えてはならない。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われない。(IAS第36号「資産の減損」)

### 日本の会計原則

日本の会計原則では、減損の兆候が認められ、かつ割引前の見積将来キャッシュ・フロー(20年以内の合理的な期間に基づく)が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。(「固定資産の減損に係る会計基準」)

## (5) 金融資産および金融負債の分類および測定

### IFRS

金融資産の分類および測定は、それらの管理方法（企業の事業モデル）および契約上のキャッシュ・フローの特性により異なる。これらの要因により、償却原価、その他包括利益を通じた公正価値（「FVOCI」）または損益を通じた公正価値（「FVPL」）のいずれにより金融商品が測定されるかが決定される。金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（売買目的負債および公正価値オプション）または償却原価で測定する金融負債に分類される。（IFRS第9号「金融商品」）

#### 日本の会計原則

金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類されている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券に分類される。支払手形、買掛金などの金融負債は、債務額をもって貸借対照表価額とし、社債については社債金額より低いまたは高い価額で発行した場合に償却原価で評価する必要がある。（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」）

### (6) 金融資産の減損

#### IFRS

減損に関する規定は償却原価およびFVOCIで測定された金融資産、リース債権および一部の貸付コミットメントならびに金融保証契約に適用される。当初認識時、予想信用損失（「ECL」）で翌12ヶ月間に発生する可能性のある債務不履行事象から生じるもの（「12ヶ月ECL」）に対する減損引当金（またはコミットメントおよび金融保証の場合は負債性引当金）の計上が要求される。信用リスクが著しく増加した場合、金融商品の予測残存期間にわたり可能性のあるすべての債務不履行事象から生じるECL（「残存期間ECL」）に対して評価性引当金（またはコミットメントおよび金融保証の場合は負債性引当金）の計上が求められる。（IFRS第9号「金融商品」）

#### 日本の会計原則

日本の会計基準においては、有価証券（満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券）については、時価または実質価額が著しく下落した場合に、相当の減額を行う。貸倒引当金の対象となる金融商品は、法的形式が債権であるもの（売掛金、受取手形、貸付金、リース債権等）である。時価を把握することが極めて困難と認められる社債その他の債券も、債権に準じて貸倒引当金を設定する。貸倒引当金の算定は、以下（1）～（3）の区分に応じて測定する。

##### （1）一般債権

過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。貸倒損失の過去のデータから貸倒実績率を算定する期間は、一般には、債権の平均回収期間が妥当とされている。

##### （2）貸倒懸念債権

以下のいずれかの方法による。

- ・債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態および経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法
- ・債権の元本および利息に係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当期末まで当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

##### （3）破産更生債権等

債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする方法（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」）

## (7) ヘッジ会計

IFRS (IAS第39号「金融商品：認識および測定」)

一定の条件が満たされた場合は、下記の種類のヘッジ関係に係るヘッジ会計が認められている。

- ・ 公正価値ヘッジ(すなわち、特定のリスクに起因し、損益に影響を与える可能性がある、公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジ)
  - ヘッジ会計上、ヘッジ手段の損益は損益計算書に認識されている。また、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の損益はヘッジ対象の帳簿価額により調整され、損益計算書に認識されている。
- ・ キャッシュ・フロー・ヘッジ(すなわち、特定のリスクまたは発生の可能性の高い予定取引に起因し、損益に影響を与える可能性がある、キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのヘッジ)
  - ヘッジ会計上、ヘッジ手段の損益のうち有効なヘッジと判断される部分はその他包括利益に認識され、非有効部分は損益計算書に認識されている。
- ・ 国外事業への純投資のヘッジ
  - ヘッジ会計上、ヘッジ手段の損益のうち有効なヘッジと判断される部分はその他包括利益に認識され、非有効部分は損益計算書に認識されている。

IFRS第9号が2018年1月1日から適用となったが、ヘッジ会計についてIAS39号を継続適用することも認められており、当グループは当規定を適用している。

## 日本の会計原則

日本の会計原則では、デリバティブ金融商品について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」(ヘッジ手段の損益を貸借対照表の「純資産の部」に計上し、ヘッジ対象が損益認識されるのと同じの会計期間に損益計算書に認識する。)を適用し、ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ会計」(ヘッジ手段の損益を発生時に認識するとともに、同一の会計期間にヘッジ対象の損益も認識する。)を適用できる。(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」)

## (8) 株式報酬

IFRS

持分決済型の株式報酬について、従業員との株式報酬取引の費用は、付与日における資本性金融商品の公正価値を参照して測定され、権利確定期間にわたって定額法により費用計上されるとともに、同額が「その他準備金」に貸方計上される。従業員が即座に利用できる権利確定期間のない資本性金融商品の公正価値は、直ちに費用計上される。

公正価値は資本性金融商品が付与される条件を考慮した上で、市場価格または適切な評価モデルを用いて決定されている。付与日における資本性金融商品の公正価値を見積る際には株式市場条件および権利確定条件以外の条件が考慮されており、そのため、株式市場条件および権利確定条件以外の条件が満たされているかどうかに関わらず、その他のすべての条件が満たされた場合には、報酬は受給権が確定したものと扱われる。(IFRS第2号「株式に基づく報酬」)

## 日本の会計原則

日本の会計原則では、「ストック・オプション等に関する会計基準」が適用され、従業員に付与されたストック・オプションは、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正価値に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は純資産の部に新株予約権として計上される。（企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」）

#### (9) 退職後給付

##### IFRS

確定給付型制度においては、制度負債は、数理的手法に基づき測定され、予測単位積増方式を用いて給付が割り引かれている。制度資産は、公正価値で測定されている。当該制度の資産が負債を超える場合は資産(超過額、ただし退職給付制度からの返還、または、将来掛け金の減額の形で利用可能な経済的便益がある場合に限られる。)として、不足する場合は負債(不足額)として、それぞれ財政状態計算書に計上されている。当期勤務費用、正味確定給付資産に係る正味利息収益（「財務費用」）および過去勤務費用は、損益に認識されている。制度資産の実際運用収益と損益計算書における財務費用の構成要素に含まれる収益との差額は、その他包括利益に表示される。（IAS第19号「従業員給付」）

##### 日本の会計原則

日本の会計原則では、確定給付型退職給付制度について、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上される。過去勤務費用および数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。（企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」）

#### (10) 金融保証

##### IFRS

IFRSでは、保険契約に分類されない金融保証契約に基づく負債は、当初は公正価値、通常、受取手数料または未収手数料の現在価値で計上される。その後、金融保証負債は、純損益を通じて公正価値で測定する場合またはIFRS第4号に従って保険契約として処理する場合を除き、「IFRS第9号の減損の定めに従って算定した損失評価引当金の金額」と「当初認識額からIFRS第15号の原則に従って収益に認識された累計額を控除した金額」のいずれか大きい額で測定される。（IFRS第9号「金融商品」）

##### 日本の会計原則

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められておらず、債務保証額について、支払承諾を貸借対照表に計上する金融機関を除き、財務諸表に注記として計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、引当金を計上する。

#### (11) 金融資産の認識の中止

##### IFRS

金融資産のキャッシュ・フローを受け取る約定権利が失効した場合、あるいは会社が金融資産のキャッシュ・フローを受け取る約定権利を移転し、さらに以下のいずれかに該当している場合に金融資産の認識は中止される。

- ・ 実質的にすべての所有に伴うリスクと経済的便益を他に移転した場合、または

- ・ 当行グループが実質的にすべてのリスクと経済的便益を維持することも移転することもないが、支配を維持していない場合

(IFRS第9号「金融商品」)

#### 日本の会計原則

日本では、金融資産は金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき、または権利に対する支配が他に移転したときに認識が中止される。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a)譲渡された金融資産に対する譲渡人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b)譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c)譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。(企業会計基準第10号「金融商品に係る会計基準」)

#### (12) 公正価値オプション

##### IFRS

一定の場合に使用可能な取消不能のオプションとして、金融資産または金融負債を最初の認識時に「損益を通じて公正価値で測定する」項目に分類することができる。(IFRS第9号「金融商品」)

#### 日本の会計原則

金融商品の公正価値オプションは日本の会計原則では認められていない。

#### (13) 金融負債および資本の区分

##### IFRS

金融商品は、発行体が経済的便益を譲渡する裁量権を有するか否かにより負債または資本に分類されるが、その分類は契約内容の実質に基づいている。裁量権がない場合には、当該金融商品の全部または一部が負債として計上される。(IFRS第9号「金融商品」)

#### 日本の会計原則

負債または資本の分類は法的形態に従っている。(企業会計基準第10号「金融商品に係る会計基準」)

#### (14) 自己信用リスク

##### IFRS

当行グループでは、公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化による影響額はその他の包括利益に表示され、残りの影響額は損益に表示される。(IFRS第9号「金融商品」)

#### 日本の会計原則

金融負債は借入額または償却原価で測定される。(企業会計基準第10号「金融商品に係る会計基準」)

(15) 親会社株式オプションの子会社の従業員に対する直接付与

IFRS

IFRSでは、子会社がその従業員に親会社の資本性金融商品を提供する義務を有していない場合、子会社は、持分決済型株式報酬取引に適用される定めに従って、従業員から受け取ったサービスを測定し、それに対応する資本の増加を親会社からの出資として認識する。(IFRS第2号「株式に基づく報酬」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、子会社従業員等に対する親会社株式オプションの付与がその報酬として位置づけられている場合には、その報酬(親会社株式オプション)と引換えに子会社が受領したサービスの消費を報酬(給与手当)として損益計算書上に計上し、同時に負担を免れたことによる利益(株式報酬受入益)が損益計算書上に計上される。(企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」)

(16) リース(借手の会計処理)

IFRS

原則としてすべてのリースは、当該リース資産の使用を可能にする日において、使用权資産(「ROU」)および対応する負債を認識する。リース料は、負債と金融費用に配分される。金融費用は、リース期間にわたって当該負債の残高に対して每期一定の率の金利を生じさせるように損益に計上される。ROU資産は、ROU資産の経済的耐用年数およびリース期間の短い方にわたって、定額法で減価償却される。(IFRS第16号「リース」)

日本の会計原則

リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類される。基本的に、資産の所有に伴うリスクと経済的便益のほとんどすべてが実質的に借手に移転している場合には、ファイナンス・リース取引、それ以外をオペレーティング・リース取引とする。原則として、ファイナンス・リース取引については売買と同様の会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については賃貸借と同様の会計処理を行う。(企業会計基準13号「リース取引に関する会計基準」)

## 第7【外国為替相場の推移】

当行の中間財務書類の表示に用いられた通貨(ポンド)と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近6ヶ月間において掲載されているため、記載を省略する。

## 第8【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの期間において提出された書類及び提出日は以下のとおりである。

提出書類	提出年月日
1 発行登録取下届出書	令和4年4月12日
2 発行登録書	令和4年4月12日
3 有価証券報告書(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	令和4年4月12日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項なし

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

### 第3【指数等の情報】

該当事項なし